

令和4年 3月 1日 (火)

令和4年河南町議会3月定例会議会議録

(第 1 号)

河 南 町 議 会

令和4年河南町議会3月定例会議会議録

年 月 日 令和4年3月1日(火)

場 所 河南町議会議場

出席議員 (9名)

1番	高田	伸也	2番	松本	四郎
3番	河合	英紀	4番	大門	晶子
5番	力武	清	7番	廣谷	武
8番	浅岡	正広	9番	福田	太郎
10番	中川	博			

欠席議員 (1名)

6番 佐々木 希絵

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田	昌吾
副 町 長	城田	国昭
教 育 長	新田	晃之
総合政策部長	辻本	幸司
総務部長	渡辺	慶啓
住民部長	福田	新吾
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	田村	夕香
まち創造部長	安井	啓悦
まち創造部理事	日根	直哉
総合政策部秘書企画課長	森口	竜也
総合政策部危機管理室長	木矢	哲也
総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長	多村	美紀
総務部副理事兼施設整備担当課長	牧野	勉
総務部人事財政課長	後藤	利彦
総務部副理事兼契約検査室長	谷	道広
総務部副理事兼まち創造部副理事	西本	伸二
住民部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長	辻元	哲夫

住民部副理事兼保険年金課長	大 谷 由 候
住 民 部 税 務 課 長	渡 辺 恵 子
健康福祉部高齢障がい福祉課長	和 田 信 一
健康福祉部健康づくり推進課長	中 筋 美 枝
まち創造部地域整備課長	藤 木 幹 史
まち創造部副理事兼都市環境課長	大 門 晃
まち創造部農林商工観光課長併農業委員会事務局長	池 添 謙 司

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長	岩 根 有津佐
(教育委員会事務局)	
教 ・ 育 部 長	湊 浩
教 ・ 育 部 教 育 課 長	中 海 幹 男
教・育部副理事兼こども1ばん課長	田 中 啓 之
教・育部生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長	森 弘 樹
教・育部副理事兼学校給食センター所長	梅 川 茂 宏

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	木 矢 年 謙
課 長 補 佐	門 林 純 司

会議録署名議員

7 番 廣 谷 武

9 番 福 田 太 郎

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第21まで

令和4年河南町議会3月定例会議

令和4年3月1日（火）午前10時開議

議 事 日 程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	7
日程第2	会議期間の決定について	8
日程第3	諸般の報告	8
日程第4	行政報告	23
	報告第7号 令和4年度河南町土地開発公社事業計画・予算・資金計画の報告について	
日程第5	議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31
日程第6	議案第32号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	38
日程第7	議案第33号 町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	38
日程第8	議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	38
日程第9	議案第35号 河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	54
日程第10	議案第36号 河南町消防団条例の一部を改正する条例の制定について	57
日程第11	議案第37号 河南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	57
日程第12	議案第38号 令和4年度河南町一般会計予算	69
日程第13	議案第39号 令和4年度河南町国民健康保険特別会計予算	69
日程第14	議案第40号 令和4年度河南町後期高齢者医療特別会計予算	69
日程第15	議案第41号 令和4年度河南町介護保険特別会計予算	69

日程第16	議案第42号	令和4年度河南町土地取得特別会計予算	69
日程第17	議案第43号	令和4年度河南町下水道事業会計予算	69
日程第18	議案第44号	教育委員会委員の任命について	77
日程第19	議案第45号	財産の無償譲渡について	77
日程第20	議案第46号	河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同 設置規約の変更に関する協議について	77
日程第21	意見書案第6号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に 向けた環境整備を求める意見書	77

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

会議の前に、議長より申し上げます。

これまでも折に触れ取り上げてきました新型コロナウイルス感染症であります。ここに来て感染者の高止まりの日々が続いております。これまで感染によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、治療中の方々の早期回復を願います。また、医療従事者をはじめ関係者の皆様に、この場をお借りし心より敬意を表します。誠にありがとうございます。

一方、ここ連日報道されていますロシア・ウクライナ問題であります。早期終結に向けた我が国の対応を強く願うものであります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

改めまして、皆さんおはようございます。

本日の定例会議には、本町議会のタブレット端末機の使用状況について、お隣の千早赤阪村議会から千福議長様をはじめ議員の皆さんにお越しいただいております。千早赤阪村議会の皆様には、密とならないように傍聴席からご見学をお願いいたします。

ただいまの出席議員は9名です。佐々木議員は欠席の連絡を受けています。定足数に達していますので、これより令和4年河南町議会3月定例会議を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（浅岡正広）

本定例会議に対する説明員の通知、議会運営委員会の審議結果、会議日程、本日の議事日程、監査結果の報告は、タブレット922、令和4年3月定例会議のフォルダーに送信しています。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、7番 廣谷議員、9番 福田議員を指名します。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第2 会議期間の決定についてを議題とします。

去る2月24日に開催されました議会運営委員会の審議結果より、本定例会議の会議期間については本日から3月24日までの24日間で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本定例会議の会議期間については、本日から3月24日までの24日間と決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第3 諸般の報告を議題とします。

監査委員から令和4年1月分の例月出納検査の結果報告、また令和3年度定例監査報告及び令和3年度財政援助団体等監査報告があり、それぞれ概ね適正に処理されていたとのことであります。監査委員、また議会選出監査委員である高田議員におかれましては、例月定例監査にわたり大変お疲れさまでございました。

それでは、次に南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

中川議員。

○10番（中川 博）（登壇）

それでは、令和4年2月15日、第1回南河内環境事業組合議会定例会が開催されましたので、その内容のご報告を申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、まず議会運営委員長から、事前に開催された委員会の結果報告として提出議案、会期などの説明があり、その後、事務局から議会申合せ事項、第1清掃工場爆発事故の復旧状況、各施設の改良工事の進捗状況、第1清掃工場基幹的設備改良事業、令和4年度予算の説明に続き、清掃工場の「ダイオキシン類測定結果」の資料提出がございました。

続きまして、本会議では以下の提出議案が審議されました。

順に申し上げますと、1、議案第1号「令和3年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第3号）」は、昨年10月に発生しました第1清掃工場爆発事故の復旧更新事業費確定及び

財源の更正による補正予算として、歳入歳出それぞれ755万7千円の減額にて予算総額を40億1,444万6千円とするもので、原案どおり可決されました。

2、議案第2号「令和4年度南河内環境事業組合一般会計予算」は、歳入歳出予算の総額を22億4,843万7千円と定め、継続費では、第1清掃工場基幹的設備改良事業を令和4年度から6年度の3か年で総額60億5,880万円などの内容とするもので、原案どおり可決されました。

歳入歳出予算の歳入では、まず分担金及び負担金が18億7,073万8千円で、前年度比1,113万1千円の減額で、市町村の負担の軽減に努められたものでございます。

次に、使用料及び手数料は8,068万3千円、国庫支出金198万円、財産収入333万1千円、繰入金1億294万7千円、繰越金9,800万円、諸収入15万8千円、組合債9,060万円でございます。

また、歳出では、議会費は前年度比7千円減の372万8千円、総務費は前年度比2,077万1千円減の6,834万7千円、次に衛生費は前年度比17億6,035万4千円減の20億7,044万9千円、そのうちごみ処理費は18億127万2千円で、第1清掃工場、第2清掃工場の施設運営経費や施設整備のための基金積立金、フェニックス建設負担金、ごみシール印刷等の経費、また新規事業として、第1清掃工場のクレーンバケット取替え事業費及び第1清掃工場基幹的設備改良事業費の内容でございます。

し尿処理費では2億6,917万7千円の計上で、資源再生センターの施設運営経費や施設整備のための基金積立金などの内容でございます。

次に、公債費では元金元利合わせまして9,091万3千円で、各施設の改良事業の起債償還でございます。

最後に、予備費につきましては前年度と同額の1,500万円でございます。

なお、組合の新型コロナウイルス感染症対策についての質疑があり、職場での3密を避ける等の基本的な感染対策を行うとともに、特に職場において、発熱等の職員の出勤自粛、昼休みの時差取得、食堂での黙食等の対策が重要であり、危機感、緊張感を持って取り組んでいるとの答弁に対し、職員が感染することで施設運営の継続が危ぶまれることのないよう、エッセンシャルワーカーとして社会を支えていただけるよう健康に十分留意していただきたいとの要望がございました。

3、監査報告第1号「例月出納検査の結果報告について」は、監査委員から令和3年度の10月から12月分の検査報告がございまして、特に問題はなかったとのことでございます。

4、同意案件第1号「南環境事業組合監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて」は、議会選出の監査委員に千早赤阪村の藤浦稔議員を選出する提案があり、同意されました。

以上、簡単ではございますが、これをもちまして令和4年度第1回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

南河内環境事業組合議会の報告が終わりました。中川議員におかれましては大変お疲れさまでございました。

続いて、私から大阪府広域水道企業団議会の報告を行います。

去る令和4年2月15日に令和4年第1回大阪広域水道企業団議会2月定例会が開催されました。その内容についてご報告申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、提出議案の取扱いや会期などの確認が行われました。

本会議で審議されました案件について順に申し上げますと、まず第1号議案 大阪広域水道企業団水道企業条例一部改正については、村野浄水場階層系後ろ過施設の設置に当たり、厚生労働省に対し事業認可に係る軽微な変更の届出を行うための改正をするもので、原案どおり可決されました。

次に、第2号議案 大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部改正については、条例において引用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止となり、個人情報の保護に関する法律と統合されることに伴う改正で、原案どおり可決されました。

続いて、第3号議案の令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算及び第4号議案の令和3年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算については、それぞれ業務の予定量、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等の所要の補正で、原案どおり可決されました。

続いて、第5号議案の令和4年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算及び第6号議案の令和4年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算については、経営戦略2020－2029に基づき、災害に強く安全で良質な水を持続して供給できる施設整備等の着実な実施をはじめ、ICTの活用、デジタル化の推進、大阪広域水道企業団と統合した市町村域水道事業の運営基盤の強化や水道事業統合のさらなる推進に向けた取組に伴う必要な予算を計上しているも

ので、原案どおり可決されました。

以上が定例会の内容であります。

その後、引き続き議員全員協議会が開催され、令和3年2月3日に開催しました議員定数等調査委員会におきまして、3議会（八尾市、大阪狭山市、門真市）から示された具体的配分案については絞り込み等の具体的協議に至らず、今後の協議の進め方について、次年度へ申し送る、8団体が統合の予定の令和6年度以降に申し送る、2つの案が示されましたが、これも協議に至らず、来期の議会で改めて定数について協議するかを諮っていただくことになりました。

以上で、簡単ですが大阪広域水道企業団議会の報告とさせていただきます。

なお、本日報告させていただきました内容については、事務局に会議資料を保管しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上です。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

ここで、令和4年河南町議会3月定例会議の開会に当たり、森田町長から挨拶の申出がありましたので、これをお受けいたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

おはようございます。タブレットは923というところに入っているかと思いますので、ご参照いただければと思います。

改めまして、おはようございます。

令和4年河南町議会3月定例会議の開議に当たりまして、令和4年度の町政運営の施策に関する基本的な考え方をご説明申し上げ、住民の皆様並びに町議会の皆様のご理解とご協力を賜りたく存じます。

住民の皆様からの温かいご支持とご信託により町長に就任して、2年が経過しようとしております。住民の皆様のご期待を背に重責を感じながらも、少しずつ前進してまいりました。

人口減少・少子高齢化が進む中、令和の時代になり新たに顕在化した価値観の多様性、複雑化する住民ニーズに対応するためには、それぞれの課題に対し見直しを行い、新たな課題として施策を展開し、まちづくりを進めていく必要があると考えております。

一方、新型コロナウイルス感染症の国内の状況は、感染拡大が落ち着きを見せたかと思うと急拡大するなど、いまだに収束の見通しは立たず、混乱が続いている状況であります。この瞬間も最前線で懸命に対応されている医療機関、福祉施設などのエッセンシャルワーカーの皆さん、そして感染症対策にご理解とご協力をいただいている住民の皆さんに、心より感謝を申し上げます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に注視し対策を講じながら、住民の皆さんの命と健康、暮らしを守ることを第一に考え、地域経済活動の維持・回復との両立に取り組んでまいりました。また、富田林医師会の協力の下、新型コロナワクチンの接種にも取り組んでまいりました。感染症への対策を図りつつ、大規模でのワクチン集団接種という初めての試みでありましたが、住民の皆さんが冷静に行動していただき、ご協力いただけたことで、希望する多くの住民の皆さんに接種することができたと考えております。3回目の接種につきましても、住民の皆さんが安心して接種していただけるよう引き続き努めてまいります。

世界では、SDGsの理念の下、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、人権への配慮や子供の貧困、全ての人が生きがいを感じられる新しい社会の創設、また、待ったなしの気候変動問題や急速に進むデジタル化といった国際目標の達成に向けて、あらゆる分野で急速かつ劇的に意識や行動の変容が起こっております。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の回復との両立を図りながら、デジタルトランスフォーメーションの取組を積極的に推進し、住民福祉の向上を図るとともに、事務事業の効率化、時代に沿った行政サービスの提供を進めていかなければなりません。

また、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題への対応、地球温暖化防止対策としてのカーボンニュートラルへの対応、そして人口減少時代に対応した公共施設の再編後のまちづくりに向けての対応など、山積する課題に対応していかなければなりません。

新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明であります。町政の最上位計画であります河南町まちづくり計画に基づき、感染症対策を最優先するとともに、まちづくり計画を推進するため、事業の選択と集中を図り、限られた財源の中、持続したまちづくりを推進してまいりたいと存じます。

そのような中、編成いたしました令和4年度の予算は、社会経済状況や財政状況等を十分勘案し、特に必要と認められる事業に重点配分するなど、限られた財源の中で創意工夫を行っております。

令和4年度の予算の総額でございますが、一般会計が61億8,793万8千円、下水道を含めた特別会計が46億3,975万4千円、合わせまして108億2,769万2千円であります。

また、令和3年度の当初予算にコロナ関連予算として編成しました第1号補正予算後の予算と比較いたしますと、一般会計で9,103万円、1.5%の増、下水道を含めた特別会計は1億9,236万7千円、4.3%の増、合計で2億8,339万7千円、2.7%の増であります。

令和4年度の一般会計予算の歳入でございますが、町税は、前年度と比較いたしまして1,986万5千円の増を見込んでおります。社会経済活動が回復傾向にあることを踏まえ、町民税の増を見込むとともに、固定資産税の新築家屋及び償却資産での増などにより、町税全体としては若干の増で計上しております。

地方交付税につきましては、国の地方交付税が増額となっていることに加え、地方財政対策における財源不足額が大幅な減となったことから臨時財政対策債の発行を抑制され、臨時財政対策債への振替が大幅に減となることを踏まえ、前年度と比較して2億1千万円の増を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、障がい者自立支援給付費負担金が増となった一方、新型コロナワクチン接種の負担金及び補助金が減となったことから、前年度と比較して1,332万円の減となります。

また、府支出金につきましては、主に障がい者自立支援給付費負担金の増により4,060万7千円の増となっております。

町債であります。総額で1億9,940万円の借入れを予定しております。前年度と比較いたしますと1億5,680万円の減となっております。主なものといたしましては、地域公共交通バスの購入事業で増となるものの、臨時財政対策債が大幅な減となっております。

次に、基金繰入金ですが、乳幼児給食費の助成及び第2子以降の保育料の無償化などに取り組むため、ふるさと応援基金から2千万円、水道料金の値上げに対する激変緩和措置として新型コロナウイルス感染症対策基金から3,126万2千円のほか、自然と歴史のふるさとづくり基金を充当することとしております。

なお、一般会計予算の収支財源不足額につきましては、財政調整基金の取崩し3億2,745万4千円により対応しておりますが、今後の行財政運営を見極めつつ、その執行につきましては慎重に対応してまいります。

続きまして、歳出でございます。

新規施策及び重点的に取り組む施策を中心に、まちづくり計画における6つの政策ごとに、

その概要を述べさせていただきます。

まず最初に、政策ナンバー1「安全・安心に住めるまち」でございます。

台風や大雨などの気象情報をいち早く把握するとともに、災害の発生状況に応じて迅速に対応できるよう、気象台等とのホットラインの設置、土砂災害タイムラインの策定や町の防災行政無線のデジタル化などに取り組んでまいりました。また、防災行政無線の情報はリアルタイムに放送内容を町ホームページや安全・安心メール、LINEで確認できるよう連携しております。引き続き、災害時の情報伝達が確実に行われるよう努めてまいります。

防災・減災の観点から、河川災害の未然防止、安全性の確保のため、準用河川天満川の護岸改修を引き続き進めていくとともに、河川のしゅんせつを状況に応じて実施してまいります。また、土砂災害から住民の命と財産を守るため、土砂災害特別警戒区域内の家屋移転、補強対策の助成をし、住宅の耐震改修費の補助、木造住宅の除却費の一部補助などを引き続き行い、災害時における倒壊家屋の危険性排除に努めてまいります。

白木分団詰所などに使用している旧保健センターは、防災備蓄倉庫及び白木分団詰所などとして改修してまいります。

消防・救急体制については、南河内5市2町1村で共同運用に関する協定を締結し、消防指令センターの共同整備を進めるとともに、令和6年の消防広域化に向け、消防力の強化に努めてまいります。

地域の防災力の強化として、災害時における二次被害の防止、迅速な避難等のため、自主防災組織の組織化、消防団の強化を図ってまいりました。特に地域の安全を守る消防団については、年額報酬に加え新たに出勤報酬を創設し、団員の処遇改善を図ってまいります。

また、命を守るための事前行動計画として、現在6地区においてコミュニティタイムラインを策定いたしました。引き続き、残る地域におけるコミュニティタイムラインの策定を支援し、その対応方針を行政と地域が共有してまいります。

災害時には自分の命は自分で守ることが重要であり、これまで希望者に配布した防災リュックなどを活用した避難行動を啓発してまいります。さらに、住民参加型の防災訓練を行い、行政と地域組織との連携向上を図るとともに、住民一人一人の防災意識等のさらなる向上のため、住民の防災士資格取得の促進、ファイアジュニア、ファイアチャイルドなどの育成に引き続き取り組んでまいります。

防犯力の強化として、他市町村との境界や地区間における防犯カメラの設置、地域が設置する防犯灯や防犯カメラに対する設置費等の一部助成、安全・安心メールの配信など、防犯

対策を引き続き実施いたします。また、子供を犯罪から守るため、地域における防犯ボランティア組織による青色回転灯防犯パトロールや見守り活動など、地域ぐるみの防犯対策への支援、小学校1年生への防犯ブザーの配布を引き続き行ってまいります。

消費者保護の推進にあっては、多種多様化、巧妙化する悪徳商法や消費者問題について、ホームページや広報紙を通じて引き続き啓発してまいります。また、消費生活相談業務についても、引き続き近隣市町村と共同して実施してまいります。

交通安全対策ですが、歩道の設置やカーブミラー、ガードレール等といった交通安全施設の設置、大宝地域におけるゾーン30の設定など、交通の円滑化や交通事故防止に努めてまいりました。住民の皆さん、警察などの関係機関と連携し、交通安全街頭指導や啓発活動を通じて住民の交通安全意識の向上に取り組むとともに、交通安全施設の整備を引き続き進めてまいります。特に通学路につきましては、警察署や土木事務所等の関係機関と連携して、その安全確保に取り組んでまいります。

続いて、政策ナンバー2「子育てと教育のまち」でございます。

安心して子供を産み育てられるまちの実現のためには、母子が健康を保持できる環境が不可欠であり、各種健診や医療体制の整備など、環境の実現に向けて取り組んでいく必要があります。妊産婦や乳幼児に対する各種健診、産前・産後サポート、産後ケアなど、疾病の予防や早期発見に引き続き取り組みます。また、保健師や助産師、管理栄養士等による教室の開催や、家庭訪問を通じて育児に関する正しい知識の普及や孤立防止にも取り組みます。さらに、近隣市町村などと連携して小児救急医療体制の維持に取り組むとともに、子供に対する各種予防接種を引き続き行ってまいります。

近年、子育てについて相談や協力が求められる人が身近にいないケースが増えてきています。こうした悩みや負担を軽減する手助けとして、臨床心理士資格を有する心理相談員の配置、子育てセンター（おやこ園）で提供する親子同士の交流の場や子育てに関する相談支援、家庭保育が困難な場合などの子供の一時預かりサービス（ぼけっとルーム）などの取組を引き続き行います。

また、子供の体力向上への取組や保育・子育てサービスの充実、第2子以降保育料無償化、幼児教育・保育施設における副食費の実質無償化に引き続き取り組みます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、経済的負担の軽減として、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に出産した子育て世帯を支援するため、出産した新生児1人に対し10万円を支給する新生児育児応援事業を引き続き実施します。

令和3年度の学校給食費については、保護者の経済的負担の軽減を図るため、小中学生の給食費を半額助成いたしました。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、さらに保護者の経済的負担を軽減する観点から、地方創生臨時交付金を活用し臨時的な措置として学校給食費の無償化を実施いたします。

なお、令和5年度以降の新生児育児応援事業や学校給食費の無償化については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や社会情勢を踏まえ、様々な観点から検討してまいります。

公私連携幼保連携型認定こども園として運営している石川こども園ですが、社会福祉法人千早赤阪福祉会の運営実績を踏まえ、協定期間を20年間とし、建物・備品を無償譲渡することで、より安定した教育・保育ができるよう努めてまいります。

令和2年4月に開園した中村こども園においては、園児数の増や、子供たちにより充実した教育・保育ができるよう保育教諭を増員するなど、さらなる質の向上を図ります。

子ども医療費については、医療費の一部を助成することにより、子育て世帯の負担軽減や若者の健全な育成などに寄与すべく、22歳以下の住民に対する医療費助成制度（U-22を含む）を引き続き実施いたします。

地域ぐるみの子育てにあっては、子供と保護者の触れ合いの機会として、引き続き、放課後や土曜日に親子が参加できる教室の開催や乳幼児の読書活動を推進するブックスタート事業を実施し、地域の中で親子が触れ合える機会を提供してまいります。

また、地域における見守り活動を支援するとともに、これまで実施してきました成人祭につきましても、民法の改正によって成人年齢は18歳に引き下げられますが、今後も、二十歳になった方を対象に、本町で生まれ育った子供の成長を祝い、今後の社会での活躍を願う「二十歳の集い」として開催していきます。

さらに、育児不安等についての相談指導や情報提供、子育てサークルなどへの支援を行うとともに、障がいを抱える子供や虐待を受けている子供を早期に把握し、関係機関によるネットワークや学校のスクールソーシャルワーカーなどによって、早期発見・早期支援に引き続き取り組みます。

Society5.0時代を担う人材の育成や多様な子供たちを誰一人取り残すことのない個別最適化された学びを実施するため、AIドリルなどのデジタル教材を導入し、児童生徒一人一人に適した学習と、より効果的な授業づくりに取り組んでまいります。そして、子供が生きた英語に触れる機会を持てるよう、引き続き小中学校に外国語指導助手（ALT）を配置し、中学生の英語検定受験を実施するとともに、各種コンクールへの参加や学校図書館のサービ



ス向上などに取り組み、子供のさらなる学習意欲の向上を推進してまいります。

また、学校給食センターでは、町内産の食材を使用した給食の提供により食育を進めるとともに、児童生徒から募集した献立の実施、郷土料理や旬の食材を取り入れた行事食の提供など、魅力ある献立づくりに引き続き取り組んでまいります。

次に、政策ナンバー3「みんなが生涯活躍できるまち」です。

地域の中で住民が生き生きと暮らしていくためには、行政、住民が協働して地域の総合的な福祉の推進に取り組んでいく必要があります。社会福祉協議会に各種支援施策のコーディネーター的役割を担うコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の要援護者等の福祉の向上等に取り組むなど、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの福祉団体と連携して、地域ニーズに合ったサービスの充実を図ります。

また、日常生活において支援や介護が必要となった人ができる限り自立して快適な生活が送れるよう、介護サービスの給付、認知症地域支援推進員の配置、認知症初期集中支援チームの設置などを引き続き行うとともに、新たに認知機能の把握・改善のためのソフト導入や、徘徊高齢者の安心対策として、一定のSOS登録者を対象とする損害賠償保険の創設を行います。さらに、介護予防・生活支援サービス事業として、専門職による短期集中プログラムにより、運動機能の維持・向上を図る通所型サービスC事業の実施に向け取り組んでまいります。

健康寿命の延伸を目指し、これまで行ってきた健康診査や健康教育、予防接種などを通じた疾病の予防や早期発見の取組を継続するとともに、壮年のうちから健康維持の促進を図るため、かなん健康マイレージ事業、100歳体操の普及啓発、介護予防に関する啓発や介護予防プログラムの充実には引き続き取り組みます。また、高齢者に対する保健事業と介護予防事業を一体的に実施することにより、心身の多様な課題に対して、よりきめ細やかな支援を実施してまいります。

障がいのある人の社会参加を促進するため、公共施設等のバリアフリー化などの対策に努めます。また、障がいの状況を考慮し、ニーズに合ったケアを受けられるよう、早期療育の充実を図るとともに、学校に介助員を配置するなど、支援が必要な児童生徒が安全で安心して学校生活を送れるよう環境の整備に引き続き取り組みます。さらに、障がいのある人の雇用の場の拡大に向けて事業者への啓発を行うとともに、障がいの程度に応じた福祉サービスを受けられるよう、相談支援事業、在宅・通所サービスの充実、移動支援対策にも引き続き取り組んでまいります。

住民一人ひとりが活躍できるまちを実現するため、地域や住民が活動しやすい環境整備や各種支援に取り組んでまいります。中でも、地域コミュニティの核となる地区集会所について、これまで改修事業を実施してきたところですが、引き続き経年劣化が進んだ集会所の改修を順次行い、地域のコミュニティ活動への支援を図ります。

生涯学習の場として、公民館や図書館を多くの方々に利用していただけるよう、各種講座の開催やさらなる蔵書の充実に努め、住民の生涯学習の取組を進めるとともに、子供たちがより英語や異文化への興味・関心を高める機会づくりとしてイングリッシュキャンプなどを実施してまいります。

なお、中学生の海外学習事業にあつては、コロナ禍であることから実施を見送りますが、事業の見直しを含めて検討してまいります。

スポーツの推進にあつては、ヨガ教室やこども水泳教室、こどもダンス教室などを開催し、町スポーツ推進委員やコナミスポーツと連携してさらなるスポーツ振興を図ります。さらに、町立大宝地区公民館や町立テニスコートについては、長寿命化計画に基づき計画的に改修するため、実施設計を行ってまいります。

基本的な人権が尊重された差別のない明るいまちの実現を目指して、河南町人権を守る会などと連携し、人権を考える町民の集いや啓発冊子の作成などの人権啓発に努めるとともに、人権に関する相談を行ってまいります。また、住民一人一人が性別に関わりなく互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮して多様な生き方を選択できる社会の実現を目指すため、第3期男女共同参画プランの策定に取り組めます。

引き続き、全ての人々が個人として尊重される社会の実現のため、各種講座や講演会、男女共同参画ニュースなどを通じた啓発活動、相談事業を実施してまいります。

次に、政策ナンバー4「快適で賑わいのあるまち」でございます。

地域のコミュニティを維持し、活力あるまちであり続けるためには、本町の人口減少を抑制していく取組が必要であります。町へのUターンや定住の促進を図るため、親子での同居・近居を目的として住宅を取得またはリフォームする子世帯等を対象にした3世代同居・近居支援に引き続き取り組んでまいります。

また、空き家バンクへの登録をさらに促すことを目的として、町の空き家バンクに登録された空き家が成約となった場合に支給する成約奨励金を、令和4年度は1件当たりを増額するなど、制度の見直しを行ってまいります。

引き続き、より多くの人に本町を移住・定住先としてアピールするため、情報発信の強化

を図ってまいります。

概ね5年ごとに見直しを行う農業振興地域整備計画において、農業の担い手の高齢化や遊休農地の対策などについて検討し、基礎調査を基に計画の改定に取り組んでまいります。令和4年度からは、府営事業の北加納・南加納・寺田地区におけるほ場整備事業が始まります。農業の生産性向上や効率化、農地の利用集積等による農業経営の安定化に向けて、大阪府や地元農家と共に事業を進めてまいります。

また、野生鳥獣による農作物被害についても深刻化していることから、その軽減を図るため、新たにイノシシの捕獲に対する支援を実施いたします。

引き続き、新たな担い手の育成、農業経営の安定化を図るため、農業振興施策の充実に努めてまいります。

林業については、森林の保全や林業の振興に取り組んでいくため、森林環境譲与税を活用し、おおさか河内材を活用した出生記念木製玩具の配布のほか、庁舎1階ロビーにおおさか河内材を使用したテーブルや椅子などを設置し、おおさか河内材のさらなるPRに努めてまいります。

産業振興を図るためには、経営改善支援を含めた産業の育成、本町の地域特性を生かした新たな企業の誘致等に取り組んでいく必要があります。引き続き、土地利用との調整を図りつつ、企業の誘致に努めてまいります。

また、地域経済活性化を図るために、町内の加盟店で利用できる電子地域通貨カナちゃんコインのさらなる普及が必要であると考え、利用額に応じたキャッシュバックなど、新しい生活様式に対応したキャッシュレス決済の推進に取り組みます。さらに、産業振興のため、本町のふるさと納税制度について新聞への掲載など積極的なPRに取り組み、さらなるふるさと納税の獲得に努めます。あわせて、ふるさと納税を通じて、本町に寄附をしていただく方々に本町のファン、リピーターになっていただけるよう、新規返礼品の開拓に取り組みます。

インフラの整備にあつては、交通利便性の向上や地域産業発展のため、引き続き、主要地方道柏原駒ヶ谷千早赤阪線（山城バイパス）、国道309号（河南赤阪バイパス）などの幹線道路の早期整備を要請するとともに、国の新広域道路交通計画に調査中路線として位置づけられた大阪南部高速道路（大南高）の実現を関係機関と連携して働きかけます。また、町道の老朽化した舗装の補修を計画的に進めるため、大宝・さくら坂地内の町道の路面性状調査を実施いたします。さらに、集落内道路や集落間道路の舗装打ち替え工事の実施や、橋梁長

寿命化計画に基づく点検委託と修繕工事を実施するなど、引き続きインフラの適正な維持管理に取り組みます。

下水道の整備にあつては、令和4年度に整備いたします東山地区、中地区の整備をもって概ね完了いたしますが、今後も引き続き、下水道整備完了区域における排水設備未接続世帯の接続促進に努めてまいります。また、雨水管の整備に向けた実施設計を行い、市街地の浸水の防除を図ってまいります。

快適で賑わいのあるまちを実現するためには、大学や企業と連携して取り組んでいくことが重要となります。大阪芸術大学や近つ飛鳥博物館と連携して講座やぷくぷくサンデーコンサートなどを実施し、住民の皆さんの生涯学習に対する幅広いニーズに対応できるよう文化・芸術の振興に引き続き取り組むとともに、地域の活性化をより一層進めていくため、大学や民間企業との連携を進めてまいります。

本町の地域公共交通は、平成28年2月に実証運行を開始し、評価・検証を行いながら平成31年2月に本格運行し、これまで6年間運行を行ってまいりました。地域公共交通をさらに充実させるため、現在運行に使用していますカナちゃんバス2台を小型低床バスに入れ替えます。高齢者の方や障がいのお持ちの方、また乳幼児を連れられた方々など、どなたでも乗降しやすくなるよう、引き続き地域の公共交通としての役割を担ってまいります。

なお、新たに導入する車両にはICカードシステムを搭載し、キャッシュレス化、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

さらに、町内を走る路線バスの運行事業者である金剛自動車が計画するICカードシステムの導入についても、1市2町1村で連携した支援を行い、利便性の向上に取り組みます。

次に、政策ナンバー5「自然と歴史に囲まれたまち」です。

地方創生の観点から、町の豊かな自然や歴史、文化的な景観を観光資源として活用し、交流人口を増加することが大切です。さくらのまちかなんの実現に向け、かなん桜まつりを開催するとともに、2025年の大阪・関西万博への期待感や機運を高めるため、大阪府内を中心に2,025本の桜を植樹する万博の桜2025を広くPRするなど、さくらのまちかなんの魅力発信に取り組んでまいります。

また、本町には全国的にも珍しい双円墳である金山古墳や、日本遺産にも認定された葛城修験に属する2つの経塚など、非常に長い歴史を有した文化財があり、町内外の人にこうした自然や歴史の魅力を知り、親しんでもらうことが重要です。3府県20市町村で構成する葛城修験日本遺産活用推進協議会と連携して、積極的な情報発信をするとともに、将来的には

デジタルスタンプラリーを構築するなどして、まちの魅力発信に努めてまいります。

本町では、美しい河南町基本条例を策定し、「美しい山々がそびえ、美しい川が流れ、美しい心が集うまち」の実現に取り組んでいます。2020年10月に、首相による2050年カーボンニュートラル宣言がなされました。本町においても、ゼロカーボンシティの宣言に向けて取り組み、住民、事業者、行政が一丸となって美しいまちづくりを推進してまいります。また、町全体で行うクリーンキャンペーンなどを通して景観の保全・美化にも取り組んでまいります。

少子化に伴い人口が減少しているものの、生活様式の多様化により、本町から排出されるごみの量は増加傾向にあります。今後も引き続き、ごみの減量化及び再資源化について、住民の皆さんとともに進めてまいります。再生可能エネルギーの普及促進についても、引き続き太陽光発電システムの設置補助をいたします。

次に、政策ナンバー6「一歩先を行くまち」です。

I T技術の進展により、A I・R P Aなどの技術が急速に発展しております。住民ニーズはますます多様化しており、これに対応していくため、I T技術を活用して業務の効率化や住民サービスの向上に努めていく必要があります。

業務の効率化と職員の働き方改革を図るため、地方創生人材支援制度を活用し、デジタルトランスフォーメーションの取組を推進してまいります。また、導入支援委託により、A I・R P A等の令和5年度からの運用開始を目指します。さらに、自治体同士や出先からでも情報共有のできるチャットシステムの導入や、テレワーク環境の活用を進めてまいります。

行政事務の効率化と住民サービスの向上のため、マイナンバーカードを利用したびったりサービス連携システムを構築し行政手続のオンライン化を進めてまいります。また、マイナンバーカードの申請や更新などのさらなる普及を図るため、専用窓口を新たに設置いたします。引き続き、情報システムをクラウド化することにより、経費の削減及び効率的な管理運営を行います。

町ホームページについては、全面リニューアルを実施し検索性、利便性をさらに充実するとともに、特設サイトやS N Sなどを活用し、効果的な情報発信に努めます。

住民サービスの利便性向上を図るため、軽自動車税関係手続や地方税の納付手続の電子化の拡充に取り組みます。また、安全安心確実に納税・納付できる口座振替を推進するため、引き続き、口座振替キャンペーンを実施するとともに、ペイジーサービスにより口座振替の手続を簡素化いたします。

最後に、今まで申し上げました事業と重複するものもございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業について述べさせていただきます。

公共施設において、基本的な感染症対策を徹底し、引き続き感染予防に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、経済的負担の軽減として、新生児育児応援事業や公共施設に生理用品を備え付ける取組を引き続き実施します。

また、学校給食費について、保護者の経済的負担を軽減する観点から、令和4年度は、臨時的な措置として学校給食費の無償化を実施いたします。なお、令和5年度以降の新生児育児応援事業や学校給食費の無償化については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況や社会情勢を踏まえ、様々な観点から検討してまいります。

地域経済活動の回復とさらなる活性化のため、電子地域通貨カナちゃんコインの利用額に応じたキャッシュバックや、カナちゃんバスのICカードシステム導入、金剛自動車が実施するICカードシステムの導入支援など、新しい生活様式に対応したキャッシュレス決済の推進に取り組みます。また、マイナンバーカードのさらなる普及を図り、行政手続のオンライン化を推進してまいります。

引き続き、住民や事業者の皆さんにおかれましても、感染症防止の様々な取組にご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今議会におきまして、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定、町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定、河南町消防団条例の一部を改正する条例の制定、河南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定、その他議案を上程させていただいております。

以上、令和4年度当初予算に関連いたしまして主要な施策の一端をご説明いたしました。今議会に提案させていただきました諸案件につき、ご審議の上、原案どおりご可決、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

このほか、令和3年度各会計の補正予算等の議案を追加上程させていただきたく存じますので、その節はよろしくをお願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

森田町長の挨拶及び令和4年度施政運営方針の発表が終わりました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第4 行政報告を議題とします。

報告第7号 令和4年度河南町土地開発公社事業計画・予算・資金計画の報告についてを議題とします。

まず、報告を求めます。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、タブレットの925、令和4年2月22日議案送付（3月定例会議）の議案一式の02、議案書（予算を除く）をお開きいただきたいと思います。

タブレットの1ページでございます。

報告第7号

令和4年度河南町土地開発公社事業計画・予算・資金計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和4年度河南町土地開発公社事業計画・予算・資金計画を別紙のとおり報告する。

令和4年3月1日提出

河南町長 森田昌吾

本件につきましては、令和4年2月17日、河南町土地開発公社理事会におきまして承認をされました内容となっております。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

タブレットの3ページをご覧くださいと思います。

令和4年度河南町土地開発公社事業計画

令和4年度河南町土地開発公社事業計画は次のとおりとする。

1、用地の取得、2、用地の処分については、予定している計画はございませんので、それぞれ0円となっております。

めくっていただきまして、4ページでございます。

令和4年度河南町土地開発公社予算でございます。

(総則)

第1条 令和4年度河南町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(収益的収入額が収益的支出額に対して不足する額46万2千円は、前年度繰越準備金で補填するものとする。)

まず収入、第2款事業外収益、第1項受取利息で1万円、定期預金4千万円の預金利息を見込んでおります。収入合計で1万円でございます。

続きまして支出、第2款販売費及び一般管理費、第1項販売費及び一般管理費で47万2千円、内訳でございますが、旅費で2千円、需用費で10万円、役務費で30万円、公租公課が7万円、支出合計は47万2千円でございます。

令和4年2月17日提出、河南町土地開発公社理事長、城田国昭。

5ページと6ページにつきましては、今説明いたしました予算説明書として記載させていただいております。

続きまして、7ページをご覧くださいと思います。

令和4年度河南町土地開発公社資金計画でございます。

まず、受入資金でございますが、前年度の決算見込額の欄をご覧ください。令和3年度の見込みでございます。受取利息が1万2千円、令和2年度からの繰越現金が3,113万1千円で、受入資金合計は3,114万3千円となります。

これに対しまして支払資金ですが、8ページをご覧ください。

販売費及び一般管理費で15万9千円で、支払資金合計は15万9千円となります。先ほどの受入資金合計の3,114万3千円から差し引きまして、翌年度への繰越し予定額につきましては3,098万円でございます。

戻っていただきまして、7ページで令和4年度の予定をご説明申し上げます。

本年度の予定額の欄をご覧くださいと思いますが、受取利息で1万円、令和3年度からの繰越現金が先ほどの3,098万4千円で、受入資金合計は3,099万4千円の予定でございます。

8ページをご覧くださいと思います。

本年度の予定額で支払資金でございますが、販売費及び一般管理費で47万2千円、受入資

金合計3,099万4千円から差し引きまして、翌年度への繰越し予定額につきましては3,052万2千円となります。令和3年度に対しまして46万2千円の減となる予定でございます。

続きまして、9ページをご覧いただきたいと思ひます。

令和4年度河南町土地開発公社予定損益計算書でございます。

令和4年度につきましては、処分を予定している用地はございませんので、事業収益、事業原価ともにございません。したがひまして、事業総利益につきましては0円でございます。

次に、3番の販売費及び一般管理費でございますが、47万2千円の事業損失となります。

4の事業外収益といたしまして、受取利息1万円でございます。事業外費用は0円でございます。

したがひまして、経常損失、当期損失は、事業損失と受取利息の差引きでございます46万2千円でございます。

続きまして、タブレットの10ページをご覧ください。

令和4年度河南町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございますが、流動資産（1）の現金及び預金が4,052万2千円、定期預金で4千万円、普通預金で52万2千円の予定でございます。（3）の公有用地として、金山古墳保全整備事業用地と道の駅かなん再整備事業用地で1億896万4千円の用地を保有することになります。流動資産合計は1億4,948万6千円となります。

次に、固定資産はございませんので、資産合計は1億4,948万6千円でございます。

タブレットの11ページをご覧いただきたいと思ひます。

負債の部でございますけれども、流動負債はございません。固定負債につきましては、（1）で長期借入金1億896万4千円、金山古墳環境保全整備事業用地と道の駅かなんの再整備事業用地の購入資金の借入金でございます。

次に、資本の部でございますが、まず資本金、（1）基本財産が1千万円でございます。2の準備金、（1）前期繰越準備金が3,098万4千円、（2）の当期損失が46万2千円で、準備金合計3,052万2千円、資本金の1千万円と合わせまして資本合計は4,052万2千円でございます。負債資本合計が1億4,948万6千円となるものでございます。

以上、令和4年度河南町土地開発公社事業計画・予算・資金計画の報告とさせていただきます。

○議長（浅岡正広）

行政報告が終わりました。

質疑があればお受けします。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

中身は何ら問題ないんですけれども、施政運営方針でも町長がおっしゃったように金山古墳も重要だと。土地取得してもう10年以上ほったらかし、塩漬けですわ。それでまた、道の駅もほこりが立って近所の住民からやいやい言われている。何ら進展はない。その2点、まずはどうなっているの。ほんまにやる気があるのかというようなこと、今後の計画をお聞かせ願いたい。よろしく。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

現在土地開発公社のほうで所有している土地につきましては、金山古墳の用地と道の駅かなんの再整備事業用地を取得しております。これらの2件につきましては、町のほうから先行取得の依頼がございまして公社のほうで先行取得をさせていただいております。

なお、今現在その具体的活用方法を検討しているところでございますが、まだ具体的内容が定まっていない状況でございまして、現在このまま公社で保有しているという状況が続いておりますけれども、長期間保有していくことについては好ましくない状況もございまして、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

今後検討する、10年たっていますよ、これ。公社の責任じゃありませんけどね。町長も、金山古墳、施政運営方針の中にも入っている。平石の石仏か、それと一緒に。その辺、もうそろそろ動かなあかん。考えなあかん。309号もつながってくる。それ町長、どのように思っているの。見解をお願いします。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

ご指摘の2つの土地を公社のほうで今所有して、町のほうでいろいろ検討しているんですけども、今のところ、先ほど総務部長の答弁にありましたように、具体的施策がまだ決まっていないという状況にあります。ただ、このままというわけにはいかないので、民間活力の活用というところで企業との連携とかそういうようなものを模索しながら、道の駅の土地の活用方策、それからあと金山古墳につきましても、今教育委員会のほうでいろいろやっていたいでいるんですけども、どういうふうに活用していったらいいのか、町の活性化に資するような対応ができるかについては検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

本当に真面目に取り組んでいただきたい。

最後になりますけれども、中村こども園の前の道路です。ちゃんとマイクロバスが走れるようにとかいう、いろいろやってきてかなりのお金もつぎ込んでいる。最後の最後に中村金剛山線の前の道路の買収がうまくいかなくて、おかしなジグザグになっておる。いつ事故が起こるか分からん。そういうところをまだ解決の糸口も見いだせない。道路というのはすっきりして本当にあれや。どこかの市長があの家を燃やしてこいとか言うてえらい問題になった。そんなのはともかく、誰が行ってもあかんかったら町長が行って、直談判で開通するようにやらなければならない。そういうところもほったらかし。一体その辺はどないなっとらんや。中村こども園や石川こども園、やいやい言うてるけれども、結果は中途半端でほったらかしになっています。その辺の見解をお願いします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

中村金剛山線の歩道整備につきましては、一部地権者の方の協力をいただけませんので用地のほうで確保できておりませんが、地元のほうの協力を求めましてまた進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

中川議員。

○10番（中川 博）

まず、3ページなんですけれども、令和4年度の事業計画は次のとおりということで、用地取得がなし、用地の処分もなしというようなことになっていると思うんです。そして6ページ、販売費及び一般管理費ですけれども、その役務費のところでは土地鑑定料ということで30万円上がっているんです。これはどこの土地鑑定料ということで上げておられるのかというのをまずお聞きしたいというのが1点目。

次に、10ページ、今、廣谷議員のほうもちょっと言われたんですけれども、私、前からずっと言うているんです。資産の部なんですけれども、今、用地ということで金山古墳と道の駅のあれがあると。計画的には今のところはっきりしていないというような状況の中で、流動資産に入れているんです。これ、何回も言うているんですけれども、ワンイヤールールというのありまして、1年以内にそういう処分とかをやっておられない場合は固定資産とか投資の部分に入ると思うんです。この部分は会計上問題はないのか、この2点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

6ページの役務費で、土地鑑定料で予算を30万円計上させていただいておりますけれども、こちらにつきましては、どこの土地ということは今のところはございませんで、令和4年度中に新たに先行取得する土地が発生した場合に、まず鑑定を取らないといけないということで予算を計上させていただいております。具体的にどの部分の鑑定を取ることではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、今保有している土地の件なんですけれども、こちらにつきましては固定資産という形での取得ではございませんで、公共事業用地として先行した物件ということで、実際、1年以内に売却されていないわけなんですけれども、その資産の目的としては流動資産という取扱いになるというふうに考えておりますので、こちらのほうで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

お答えいただいたんですけれども、30万円の根拠は別にないわけですね。土地によっては40万円かかろうが50万円かかろうが大きな土地でしたらそうなるわけですから、その辺はアウトに一応計上しているという理解でいいわけですね。

それと、先ほどもほかの議員からありましたけれども、10年以上も固定していて、そして流動資産に入れているというのは少し問題があるんじゃないかなと思いますので、うちの場合は財務分析のほうでそういう分析をしませんのは、例えば流動比率とかそういう部分で、本当でしたら企業会計でしたら影響してくるわけです。企業の内容によっては流動比率が非常にいいとか悪いとかそういう形で、本当でしたら企業分析の中で評価されるような項目なんで、そこは、うちの場合はあまり大したことないということで多分そういうことだったと思うんです。企業会計上はやはりワンイヤールールを守るべきだと思いますので、これは一応指摘ということでしておきます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

力武議員。

○5番（力武 清）

以前から公社の在り方について私は提案し、もう廃止すべきだという主張をずっとやってきているんですけれども、去年何回理事会をやられましたか。まずそのところをお聞きします。公社の理事会、部長級と、理事長は副町長なんですけれども、何回開催されましたか、予算も含めて。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

令和3年度につきましては、令和2年度の決算の承認の理事会と令和4年度当初予算の策定の理事会で年2回開催しております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

政策的な議論はされたのかどうかよく分かりませんが、予算の議論だけですよ。

バブル期に先行投資して公共用地を買収するとか、ここは絶対必要な土地やということで公社の存在意義があると思うんです。平穏なときに公社が今本当に必要かどうかという問題提起を僕は以前からも指摘しているんだけど、一向に改善されない。そのまま決算だけ、予算だけが計上される。全然動きがない。年2回の理事会の開催で政策的な議論がされたのかどうか、そこもちょっと渡辺部長に聞きたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

まず、議員仰せのとおり、公社のほうでは町で必要となる事業用地について先行取得するというような形でこういう公社を設立させていただいています。ですので、公社のほうでどの土地を購入してどういった政策を推進していくかということではなくて、町のほうで道路用地であったりいろんな政策を推進していくに当たって、その土地を確保するために公社という方法を活用させていただいているので、公社のほうで政策どうこうではなくて、町の施策をいかに円滑に推進していくかということを目的に設置しております。その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

そしたら、なおさらそのことできちんとした公社の在り方も含めて、道の駅、金山古墳がずっと計上されて、どうしていくんだと。方向性が、廣谷議員も中川議員も指摘されたように動いていないんですよ。このことが問題やと。それなら公社の在り方そのものもきちんと議論すべきだと、僕は指摘したいと思います。

これ、一般会計予算を計上されて、そこにも基金として計上されているわけですよ。一般会計に戻したらいいんですよ。そのあたりを町長、どのように政策的に議論していこうか、そのあたりの方向性を出していただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

政策的に土地開発公社について廃止する、塩漬けの土地があつて金利負担が大きいということで一般会計での買戻し等々を進めていくというのは、今の状況、バブル崩壊後の土地の

下落等を鑑みると、そういう状況になっているのは重々承知しております。

ただ、うちの土地開発公社の会計状況を見る限りにおいては、長期借入金はあるんですけども、これは土地開発基金から無利子での貸付けをやっているという状況にあります。ただ、土地の先行取得については土地開発公社で行うこともできるし、現在、町のほうで持っております土地開発基金での取得というのも可能というふうに考えています。したがって、廃止すれば土地開発基金での土地の購入ということで対応できるんですけども、今の状況で、その辺も含めて検討すべき課題であるというのは認識していますが、今すぐに廃止するような状況には至っていないというふうに思っております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。あわせて、行政報告を終結します。

ここで、11時35分まで休憩します。

休 憩（午前11時23分）

~~~~~

再 開（午前11時35分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第11 議案第37号 河南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてまでの7件を、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上7件を本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第5 議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、タブレットの12ページをお開きいただきたいと思います。

議案第31号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月1日提出

河南町長 森田昌吾

提案理由でございますが、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に関しまして、令和3年に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正の中で、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和など、令和4年4月1日施行が予定されているものがございます。

今回、国家公務員の措置と均衡を図るため本条例を改正するもので、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和や、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等がございます。

それでは、めくっていただきまして、

令和4年河南町条例第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年河南町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

めくっていただきまして、14ページでございます。

第2条では育児休業をすることができない職員を規定しておりますが、第4号のアの(1)で規定しております育児休業の取得要件であります在职期間1年以上を削除するものでございます。削除することによりまして、その後の括弧の号数を繰り上げております。

続きまして、第17条につきましては部分休業をすることができない職員を規定しておりますが、第2号で、取得要件のうち、めくっていただきましてアで在职期間が1年以上を削除することにより、育児休業を取得することができるものといたします。

イに規定しております勤務日の日数等により対象者となる規定は、戻っていただきまして、第2号のところに記載をさせていただいております。

次に、15ページで、第21条で、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等を新設しております。第1項では、育児休業制度の周知を図るとともに、本人と面談などで意向を確認することとしております。第2項では、これらの職員に不利益な取扱いがないように規定をさせていただいております。

第22条では、勤務環境の整備に関する措置を新設しております。第1号では研修の実施、第2号では相談体制の整備等でございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川議員。

○10番（中川 博）

今回の改正は非常勤職員に対しての拡充ということで、いい内容になっていると思うんです。勉強会の際にもちょっと触れさせていただいたんですけども、第22条、ここをきちんと担保というか、やっていただくことが非常に大事だと思いますので、その辺のご見解だけ伺っておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

現在の取組といたしましても、妊娠、出産等の職員の申出があった場合につきましては、

それに対する相談、いろんな対応につきましては現在、人事財政課のほうでしております。
また、職員に対する研修ということで、今ある育児休業制度といった内容につきましてはの周知徹底は今後も図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

大門議員。

○4番（大門晶子）

今回、要件を緩和していただくということで、国の人事院のほうから届出がある部分は介護休業の分も書かれているんですが、今回この改正でいくのは、介護のほうは該当しないというふうに理解したらいいのかどうかということをもまず教えてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

介護休暇の取得要件も同様に在職1年以上の取得要件が緩和されておりますけれども、介護休暇の要件につきましては別の会計年度の勤務時間の条例の施行規則のほうで規定しております。規則改正につきましては、今後この条例が可決された後、したいと。ですので、育児休業については条例に規定がございますけれども、介護休暇については規則のほうに規定がございますので、そちらはそちらで対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

そしたら、両方対応していただけるということで、実はこの届出です。介護休業を取りたい、育児休業を取りたいといったときに、届出するタイミングというのは育児休業の場合ははっきりしているんですが、介護休業といったときは本当に難しい状況にあるというふうに思っているんです。

先日お伺いしたら年間93日で3回というふうなんで、どのタイミングで届出をするのかというようなことも問題になってくると思うんですが、まずは、届出するときどういうふうな形でこれを申請すればいいのかということをお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

まず、介護休暇が必要となる状況につきましては、ご家族の中でこういった形で休業が必要になるかというのがございますので、その状況に応じて、そのタイミングにおいて申請をいただくという形になってこようかと思っておりますけれども、当然、申請の休暇届等ございますので、それに基づいて申請していただくという形になってこようかと思っております。

ただ、急を要して、急に倒れて運ばれて入院等必要な状況がすぐ出てきて、申請手続というようなことが出てきていない場合についても、その辺は一定配慮していかないかと思っておりますけれども、必要に応じて事前に休暇届のほうは申請していただくという形になってこようかと思っております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

ということは、後日申請でもいいのかなというふうに理解したんです。

あと、この対象となる非常勤職員というのは河南町の場合何人ぐらいいらっしゃるって、これを一応、今までもあったわけですよ、この要件以外で。それで取得された方というのはいらっしゃるのかどうかという現状を教えてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

非常勤職員の取得要件につきましては、週3日以上勤務で年間を通して121日以上勤務を要している方が対象となっております。現在、育児休業は取得した方がおられますけれども、介護休暇における非常勤職員の方についての申請は、今のところはございません。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

力武議員。

○5番（力武 清）

まず、基本的なことをお聞きします。

在職期間廃止となれば、雇用の関係で無期雇用となるのかどうかお聞きします。それと、育児休業の期間の設定と休業中の給料の補償額は、当然有給だと思うんですけども、有給の場合はどれぐらいの割合でされるのか、お聞きします。

それと3点目は、育児休業の取得条件は、男女間の格差というか、関係なく取得は可能かどうか、まず3点お聞きします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

基本的には、非常勤の方がこの制度ができたからといって無期雇用という形に変わるというわけではなくて、会計年度任用職員につきましては基本的には1会計年度を絞った上での雇用という形になりますが、そういった方につきましても、基本的には在職期間が1年なかったとしてもこの制度を利用できるというふうに拡充されたものと理解しております。雇用の形態が変わるということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

それから、育児休業期間中の給与に関しましては、基本的には育児休業中は無給という形になりますけれども、その他、共済組合であったり雇用保険の別のほうで手だてがされておりますので、そちらのほうで手当が支給されるというふうに考えております。

育児休業に関しましては、男女間につきましては基本的には差はございません。男性の職員も女性の職員も同様に育児休業は取得できるというふうに理解しております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

そのところは分かりました。

それと、介護の休暇取得の条件なんですけれども、誰を介護するのかということになるんですね。同居の家族、同居の両親あるいは兄弟、いろんな同居される方を介護されるのか、また、別居の親族、両親もそうなんですけれども、そのところの条件的なものは整備されているのかどうか、お伺いいたします。

それと、第21条に不利益にならないということを書いていますけれども、介護休暇なり育児休暇を取って復帰後、私の席はなかったとかいうようなことにならないような体制の保障というのは整備されると思うんです。そのあたりの考え方をちょっと示していただきたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

基本的には、介護を必要とする状況におきましては、民法上の扶養親族に該当するような場合については別居・同居ではなくて、介護が必要となる方に対する休暇でございますので、その辺の同居・別居の区別はないというふうにご理解いただいたら結構かと思えます。

それから、介護休暇を取って復帰後ということでございますけれども、それにつきましては、介護休暇は特別休暇で認められた権利でございますので、その復帰後において不利益な扱いをするということは当然ないということをご理解いただいたら結構やと思えます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

勉強会のときにもちょっとお聞きしたことなんですけれども、会計年度任用職員の制度ができてボーナスが出たり有給休暇も取得できるようになって、かなり労働条件の面では改善されつつ来ているかなというふうになって、忌引休暇もあるということをお聞きしているんです。今回の条例改定のいろんな一連の条件改善の一環として捉えているんですけれども、それだけ非正規の職員の方が増えて、今までだったらサブ的な、また補助的な事務職員という位置づけだったかというふうに思うんですけれども、これだけ労働条件も、もう本当にサブとか補助職員じゃなくて一般正規並みの条件が戦力として必要だということは、国のほうもそういうふうにはせざるを得なくなっているというふうに思うんです。その点で、本町でも140人ほど非正規の方が働いておられるというふうにお聞きしているんですけれども、そのあたりの非正規における労働者の位置づけというのはどのように考えておるか、このところは副町長のほうで答えていただけますでしょうか。

○議長（浅岡正広）

城田副町長。

○副町長（城田国昭）

お答えします。

今、議員お話がありましたとおり、非正規の方も職員と同様に業務に当たっていただいています。雇用という形では非正規という形で会計年度任用職員さんが中心になっているんですけれども、当然、職員として必要な方々だと考えて対応しております。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで、13時まで休憩いたします。

休 憩（午前 11時52分）

~~~~~

再 開（午後 1時00分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第32号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上3件を一括議題とすることに決しました。

なお、質疑、討論、採決は1件ずつ行います。

それでは、議案第32号、第33号及び第34号の3件について、順次提案理由の説明を求めま

す。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、タブレットの16ページをご覧くださいと思います。

議案第32号

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月1日提出

河南町長 森 田 昌 吾

提案理由でございますが、令和3年人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定が行われることに伴いまして、一般職の職員の給与に関する条例において期末手当の改正を行うため、一般職に準じて議会の議員の期末手当を改正するものであります。

具体的には、一般職の期末手当が0.15か月引き下げられることに伴いまして、議員の期末手当も0.15か月分引き下げる改正となっております。

めくっていただきまして、

令和4年河南町条例第 号

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年河南町条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

めくっていただきまして、18ページをご覧ください。

第5条第2項でございますが、期末手当の支給率を「100分の220」から「100分の212.5」に改めるものであります。6月支給分、12月支給分とも0.075か月分引き下げるもので、年間0.15か月分の減となるものでございます。

附則でございますが、まず第1項は、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を設けております。これは、令和3年12月に支給されました期末手当の額に220分の15を乗じて得た額を減じるものとしております。

本来であれば、令和3年の人事院勧告による条例改正につきましては令和3年12月に改正する予定でありましたが、昨年につきましては衆議院議員の総選挙がございまして、国家公務員の給与改定が行われなかったことによりまして、本町も条例改正を見送ったものでございます。

今般国家公務員の給与改定が行われることに伴いまして、国家公務員と均衡を図るため、同様に令和4年6月支給分で調整するものでございます。

続きまして、めくっていただきまして議案第33号でございます。

#### 議案第33号

町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月1日提出

河南町長 森田 昌 吾

提案理由でございますけれども、令和3年人事院勧告に基づくものにつきましては、先ほどの議員と同様の理由により改正するものでございます。

また、特別職の給料月額については、現行、前武田町長の任期に当たります令和4年3月支給分については町長は10%の削減、副町長、教育長は3%の削減措置が行われておりましたが、令和4年4月支給分から本則支給になることを受けまして、改めて令和4年2月4日に特別職報酬等審議会に諮問し、2月15日に答申をいただきましたので、答申内容に沿った改正をするものでございます。

内容につきましては、森田町長の任期であります令和6年3月28日までは、現行と同様の減額措置を行うものであります。

めくっていただきまして、



## 令和4年河南町条例第 号

町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和44年河南町条例第4号）の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、21ページをご覧いただきたいと思います。

第3条第2項ですが、期末手当の支給率を「100分の220」から「100分の212.5」に改めるものでございます。6月支給分、12月支給分とも0.075か月分引き下げるもので、年間0.15か月分の減となるものであります。

次に、附則に第17項を追加するもので、令和4年4月1日から令和6年3月28日までの森田町長の任期中につきましては、町長は「84万円」を「75万6千円」の10%減、副町長は「70万円」を「67万9千円」の3%の減、教育長は「67万円」を「64万9,900円」とするものでございます。

めくっていただきまして、附則でございますが、施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項につきましては、先ほどの議員報酬と同様に、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定しております。

めくっていただきまして、議案第34号でございます。

## 議案第34号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月1日提出

河南町長 森田昌吾

提案理由でございますが、令和3年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定が行われる

ことに伴いまして、地方公務員法の情勢適応の原則、均衡の原則により、一般職の期末手当の支給月数を0.15か月、再任用、任期付短時間勤務職員は0.1か月分の引下げを行う改正でございます。

めくっていただきまして、

#### 令和4年河南町条例第 号

##### 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和44年河南町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては新旧対照表で説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、25ページでございます。

第25条第2項ですが、期末手当の支給率を「100分の127.5」から「100分の120」に改めるものであります。6月支給分、12月支給分とも0.075か月分引き下げるもので、年間0.15か月分の減となるものであります。

第3項では、再任用職員及び任期付短時間職員については、期末手当の支給率を「100分の72.5」から「100分の67.5」に改めるものであります。6月支給分、12月支給分とも0.05か月分引き下げるもので、年間0.1か月分の減となるものでございます。

附則でございますけれども、第1項は、この条例は公布の日から施行するものであります。

第2項につきましては、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定しております。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑、討論、採決を行います。

最初に、議案第32号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第33号 町長、副町長及び教育長の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

力武議員。

○5番（力武 清）

今回、報酬審議会の答申を受けてこの提案をなされるということで承知をしているところでありますけれども、審議会の答申については異論はございません。そういう立場でまず表明しながら、まず財政当局にお伺いしますけれども、今回の町長、副町長、教育長の給与の削減で年間どの程度の削減の効果が上がるのか。私の試算では約200万円ぐらいかなというふうに思っているんですけれども、間違いはないか、もう少しあるのかどうか、そのことをまずお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

後藤課長。

○総務部人事財政課長（後藤利彦）

今回の報酬審議会のほうで、町長については10%、それから副町長、教育長については3%の給料減額ということで、そちらをまず給料は当然その分だけ減ります。期末手当もその分減ることになってきます。併せて退職手当のほうにも影響してくるというような状況になってございます。

今ご質問の年間でどれぐらいの効果額が発生するかということでございますけれども、今ちょっと試算しますと、退職手当も含めまして任期中の総支給額を任期の年数で割り戻しまして1年間で換算しまして、三役合計で258万7千円程度の効果額というか減額になるかと

思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

若干数字の違いはありますけれども、大体200万円を超えるという効果額ということなんです。

副町長に今度は質問させていただきたいんですけれども、私は今回の減額がなぜなのか、よく理解できないんですよ。減額をするということは何らかの処罰、処分等々に値する考え方を私自身持っているので、その立場から、何もなくこの1年間過ごしたのに何で減額なのかという疑問符の下でお聞きしたいんですけれども、大阪府から出向されてきていますので、大阪府の職員規律における処分の在り方というのはどういったものがあるのか、減額処分に値するものはどういったものがあるのか、お聞きしたいというふうに思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

城田副町長。

○副町長（城田国昭）

お答えさせていただきます。

大阪府におきましても、地方公務員法等に基づきまして懲戒処分とか、あとは分限処分によった形での結果的な減給ということがございます。例えば法令等職務上の義務に違反した場合は懲戒処分として、場合によっては減給処分がございまして、職員の職務成績がよくない場合とか心身の故障になってしまった場合の分限処分として降級という処分もございまして、そういった場合には結果的に減給になるということでございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

やはり減額するということが何らかの処分を伴うことやというふうに僕は理解するんですよ。今回、報酬審議会等の答申を見ますと、社会情勢的に見て、またコロナ禍を見て総合的に判断して減額はやむなしということなんですけれども、私は、町長自身は政治判断として自らの給与を10%減額するんだということを表明されることは、別に異論はないわけですが、

加えて、三役の一角である副町長や教育長も減額3%されるということに非常に疑念を持ってあれなんですけれども、職員のやる気、士気高揚でこれをやらんならんのか、また財政的にしんどいから10%減額するのか、さらには町長の政治姿勢として捉えているのか、その減額する根拠をちょっと示していただきたいなということで、町長、最後に答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

当然、町長、副町長、教育長自らが自らの評価を下している給料を決定するというものではないというふうに考えていますので、報酬審議会等で意見を聴いた上で改正するというのが本来の形で、その答申に対して町長等がコメントを言うということは、また違うのではないかとこのように考えております。

どういうふうに結果を捉えるかどうかというのではなくて、適正な手続を踏んでいるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

中川議員。

○10番（中川 博）

まず、期末手当につきましては人事院勧告で議員と一緒にということで、そこはあれなんですけれども、給与に関しての削減についてちょっとお聞きしたいと思うんです。

私は町長に、今回のあれは堂々と本則どおりもらわはったらいんじゃないかということをおっしゃっていただいたと思うんですけれども、やはり報酬審議会の答申を受けたいというようなことでこういう結果になったと思うんです。

例えば、これは令和3年度の市町村のハンドブックなんですけれども、これを見ましたら、本則でいいましたら河南町が84万円ということで、町村では第1位、トップなんです。そういう形の中で10%削減でお茶を濁すような形で、10%削減でしたら75万6千円で、町村の中では第2位ということなんです。

報酬審議会の議事録がまだ我々の手元にきていないので、どういう話をされたかというのはちょっと分からないんですけれども、ここで聞かせていただきたいのは、報酬審議会の中で主なご意見というか、どういう意見が主に出て、そして最終的に10%、3%の削減幅

に落ち着いたかというところの主な議論の内容をお教えいただきたいと思うんです。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

報酬審議会のほうに諮問されました要因というのが、令和3年3月31日までが現行減額措置が実施されておりまして、それ以後4月1日以後の給料をどうあるべきかというのを改めて諮問されたということでございます。

報酬審議会のほうでの議論の中では、まず本則支給に戻るという選択肢と現状の10%削減を維持するという措置と、改めて報酬の削減額、率であったり増減を含めて検討するというような内容で進められておりました。

その中で、現行減額措置を実施している現状において、府内の町村と比較等をされたところ遜色がないと。減額を本則に戻すということにつきましては現状からいうと10%の引上げという、結果的にはそういう形になるということが、このコロナ禍において一般の住民さんに理解が得られるのかというようなご意見も多数ございまして、最終的には任期の途中でもございますし、今任期については現行維持をすることが相当という結論に至ったというような内容でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

府下の状況に鑑みてということなんですけれども、これは令和3年度ですから、ひよっとしたら令和4年度は違うかも分からないんですけれども、この資料によりましたら、府下の中で豊能町が40%、忠岡町は20%、削減しているところですよ。それから熊取町が20%、岬町が15%、太子町が20%、河南町が10%ということで、府下のそういう町村を比較して引下げ幅を決めたということに当たらないんじゃないかなと。見ましたら最高で40%、最低でも河南町以外では15%ということの引下げ幅なんですけれども、その根拠をもう少し詳しく。

それと、前回の平成30年度の報酬審議会の答申を見させていただきましたら、今回は総支給額ということで、前回は、給与自体は町村の中ではトップクラスやと。しかし、総支給額においては何か平均より下回ると。だから10%削減ということで、前回はそういう話に落ち着いたと思うんですが、今回は、総支給額とも上位であるけれども10%に落ち着いたと。ですから、理論構成の組立てが違うんですけれども結果は同じというようなことになっている

わけなんです。

そういうことを考えたときに、結局根拠というのがないわけなんです。そうなってきたら、もう先ほどほかの議員も言われたように、本則に戻して堂々とそれだけの仕事をされたらいんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺について、再度その根拠をもう少し具体的に示していただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

今、中川議員がおっしゃいましたように、給料自体は40%削減をしていたり、20%、5%、ばらつきがあるのは事実でございます。その中で報酬以外に地域手当を支給しているところもございますし、支給せず報酬だけを頂いているという団体もございます。

その中で、今回議論のベースになったのは、総額、任期中においてボーナスを含め報酬、期末手当、退職金を含めて、任期中においてほかの町村と比較してどういう状況にあるかというような内容で検討されました。

その中で、府内10町村中、任期中のベースでいきますと府内で5番目というような結果となつてございまして、その内容につきましては、河南町としてはそれは適当な範囲であるというふうになったということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

府内で5番目ということはちょうど真ん中ということだと思ふんです。財政力指数とかいろいろの部分で関係すると思ふんですけども、河南町の例えば財政力指数は府下10市町村の中で何番目ですか。最後、もう3回目ですから、それだけ聞いて終わりたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

すみません。さっきの府下5番目というのが本則ベースの支給で5番目になるんですけども、削減ベースでいきますと府下3番目でした。

財政力指数につきましては、ちょっと今手元にはございませんけれども、府内10町村中でいくと下から4番目やったか、ちょっと確認してからもう一回答弁させていただきます。

○議長（浅岡正広）

暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時25分）

~~~~~

再 開（午後1時26分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

下から3番目です。

○10番（中川 博）

質問はもう3回で終わりなんで、最後です。

ということは、根拠があまりないわけです、どちらにしても。そう考えたら、やはり町長の信念の下、本則に立ち戻って、その分しっかり仕事していただいたらよかったんじゃないかなと私は思います。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

府下で2番目や1番目や、本則は1番目、何かやって2番目、それで5番目、4番目というろいろ聞きましたけれども、取りあえずこれ、258万円があれするというふうになっています。結果、報酬審議会のメンバーは誰を指名して、分かっていますけれども、報酬審議会の任命権者は一応誰ですか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

任命といいますか、報酬審議会の委員は町長のほうから委嘱をしているという状況でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

町長が任命権者で任命して決めてもらう、それは結構なんですけれども、議員のほうまで口を出さないように。これ、もしか議会が任命してするんやったらもちろん何も言いませんけれども、町長が任命して、そして内々で決めてやるというようなこと、もうこういうことは今後やめていただきたい、本当に。もらった報酬で目いっぱいやるというのが一番いいんじゃないかというようなことも思われますので、とやかく言うけれども、結果、町長が選んだ報酬審議会が決めてやっているというようなことですので、すごく住民のほうからしたら不信感がありますからね。結果、10%下げても1番や2番やと、もともとが高いからというようなことになっていますので、よろしくお願ひしますわ。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

大門議員。

○4番（大門晶子）

私も平成30年度の会議録を読ませてもらって、今回改正されるに当たっては、やっぱり社会情勢、本町の状況等々の変化が生じたときに改めて改正を見直してほしいというふうなことも受けて改正されているのかなというふうにも理解はしているわけではありますが、何分、条例本則に全然あれせず特例的に減額しようとするれば、今回のように条例の附則において期間を明示して規定するというのがどこの自治体でも行われているというふうに理解はしています。

ただ、本則について、町長の金額、副町長の高額もしくは教育長の高額が妥当なのかどうかということの諮問は今後される予定があるのかどうかということをお伺いしておきたいんです。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

基本的には、報酬審議会のほうに諮問させていただく段階では、その報酬について幾らが妥当かというのは本則の給料月額において検討すべきというふうに考えておりますけれども、その中で本則どおりいくか、そのときの状況に応じて結果的に附則で改正するかというような状況の判断が働いているというふうに理解しております。

附則改正を前提に諮問しているというわけではなくて、給料月額が幾らが妥当であるかという諮問をさせていただいた上で、答申の中身において、その中で附則において改正する、あるいは本則自体を改正するという判断が働いてくるということで、諮問する段階でそこを検討しているというわけではなくて、本来は給料月額の本則の支給の検討に入っているということでご理解いただいたら結構かと思います。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

前回の会議録も読ませていただきましたが、町長の例えば職務という言い方はおかしいですけれども、自治体の長として事務を管理し、執行し、また独任制の執行機関で、住民の皆様方に選ばれて、行政のやっぱり掌握する業務というのは多岐にわたるといふふうにも思っていますし、最高責任者として最終的に行政の責任を負っていらっしゃる立場でこの金額が妥当かどうか。

もしくは副町長としましては、町長が指名しまして議会が同意を得て選任されるということになりまして、町長を補佐しながら、町長の命を受けて政策や企画をつかさどる。

また、教育長におかれましては、今教育委員会制度が変わりましたので、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するという役割をこなしてくださっているというふうに理解しているんです。

そうすると、やっぱりいろんなこういうところの部分も変わってきているので、それも加味しながらということを諮問されるときに、こういうふうな役職の特別職の職務というふうなものはどういうものかということを理解した上で審議会の委員さんたちが議論されているかどうかということがもう一点知りたい内容なんですけど、どうでしょうか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

町長、副町長、教育長等、それぞれ町長においては自治法において、副町長も自治法においてその職責と職務権限と責任の所在等は規定されております。教育長につきましても、地方教育行政の中でそういった職責等は記載されております。

そのような職責と具体的に担う報酬がどういった形で絡んでくるかというのは、なかなか全ての職責を理解した上で報酬の検討というのは難しいというふうには考えておりますので、

これは総務省のほうも出していますように、類似団体との比較であったりとか、その町の財政力指数であったりとか、そういった内容を総合的に勘案した上で答申をいただくという形になってございます。具体的に職責等をどこまで理解しているかというわけではなくて、総務省が示している資料を提示した上で、各委員さんのほうで判断いただいているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

今のご答弁でいいますと、町長が何で10%減でほかの方が3%減だという、その根拠づけになってくる理由が実は私も理解できないんですが、今回、町長も河南町の財政状況等々を勘案されて、これでということで上程されたというふうに理解しますので、今後はこういうふうな役職というんですか、特別職の在り方というものも加味しながら、できれば検討していただきたいということを要望だけさせていただきます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

力武議員。

○5番（力武 清）

三役の報酬の改定について反対の立場から討論させていただきます。

2年前に本則を改定して10%、3%の減額が決定されて、それを今回も同じように報酬審議会にかけられて、答申を受けて議案を提案されているわけですがけれども、そのこと自体は、私はとやかく言える立場ではありませんのであれなんです。私は、組織の上であって、本則を原則変えるというその姿勢が決していいことはない。

簡単に給与というのは、やっぱり給与があって自分たちの生活や仕事を全うする、そのことがいとも簡単にこういう形で変えられていいのか。その根拠が町長自身から答弁がなかったのは非常に残念なんですけれども、本当にこういう時期であって、町長自身が陣頭指揮を取ってコロナ禍の中でやってきている、このこと自身は住民は十分承知しているところです。

そういう立場でこの1年間見てきたときに、本当に町長は仕事をやっていないん違うかという評価はないわけです。しっかりやっていると、三役も頑張っている、職員も頑張っている。その評価の上に立って10%や3%減額するということは、職員のやる気や高揚、またモチベーションの在り方、これに影響するんだと、そういう立場から私は減額すべきではないという立場で討論させていただきました。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。賛成討論。

大門議員。

○4番（大門晶子）

今般、新型コロナウイルス感染症対策の中でご尽力いただいたことを勘案しつつ、まだ河南町の行政としましては不透明な中で引上げは困難というふうに判断されて上程されたものだというふうにも考えています。一般職の給与改定や国の特別職の改定等々、社会情勢を勘案しながら上程されたものと理解いたしまして、この上程には賛成いたします。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

中川議員。

○10番（中川 博）

先ほどは根拠がないということだったんですけれども、最終、町長が認めたということで私は賛成させてもらったんです。

職員につきましてちょっとお聞きしたいんですけれども、記憶によりますと、私たちが議員になったとき、ラスパイレス指数ということで、それほど高くなかって、何とか引上げということを我々は思っていたんです。先ほどの資料ですけれども、市町村のハンドブックを見ましたら河南町のラスパイレス指数が府下1位になっていると思うんです。その根拠、例えば近隣で言うたら太子町は27位、千早赤阪村は43位と。河南町が1位、2位が東大阪市というような形になっているんです。望ましいことですが、その大きな根拠というのは何か、お聞きしたいなと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

ラスパイレス指数につきましては、その年の年齢別の職員構成とかによりまして若干変わってくると思います。

中川議員仰せのとおり、過去、低い状況がございまして、何とかラスパイレス指数を上昇、一般職の給与を上げていこうということで、ほかの自治体に比べていち早く人事評価制度等を導入いたしまして、その中で評価した職員については2号級上げてというような内容で実施してきたことが、結果的には給与、ラスパイレス指数の引上げにつながっているというふうに考えています。

ただ、年齢の構成はあるにせよ1番ということで、令和元年度からは人事評価の見直しも行いまして、過去から2号級上がっていたところを1号級に抑制したりとか上がる幅を抑制して、今のところは適正に運営できるような形で見直しを進めているところでございますので、その辺でご理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

私は、いいことだと思うんですね、渡辺部長は何かちょっと引下げの方向にと言うておられるので。先ほど町長の話もしましたが、堂々と職員が府下1位と、また森田町長も府下で1位と、そして河南町のそういう人事評価というか、そういう給与に見合ったよい町ができたなら、それは住民にとってもすごくプラスになると思うんです。

そういう意味では、とラスパイレス指数大阪府下1位、町長の給与大阪府下1位というようなことは堂々とやっていただけたらいいと思いますので、その辺また渡辺部長のような今

後調整しながらちょっと下げていくというようなことじゃなしに、堂々と頑張っていただいたほうがいいと思います。これは要望というか願いとしておきます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第9 議案第35号 河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福田部長。

○住民部長（福田新吾）（登壇）

それでは、タブレット資料の27ページをお願いいたします。

議案第35号、提案理由を説明させていただきます。

議案第35号

河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の  
制定について

河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり

り制定するものとする。

令和4年3月1日提出

河南町長 森 田 昌 吾

それでは、めくっていただきまして、

令和4年河南町条例第 号

河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の  
制定

でございます。

12月議会において、令和4年度より国民健康保険料の未就学児に係る被保険者均等割額を減額する条例の改正をご可決賜ったところでございますが、このたび厚生労働省より、減額に係る端数処理の考え方などを明確にするために修正が行われました。それに伴い、河南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、議案資料の新旧対照表に基づきご説明させていただきます。

資料29ページをお開きください。

今回の改正は、基礎賦課額、いわゆる医療分と後期高齢者支援金等賦課額の未就学児に係る均等割の保険料について、それぞれ一般被保険者分、退職者分、所得により保険料が減額される世帯分の算定方法について修正をするものです。

修正前の算定では、基礎賦課額の被保険者均等割額は保険料額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額となっていたのですが、新たに修正された算定方法は、当該被保険者均等割額から被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を端数処理で切り上げた後の額で控除した額となります。

第21条の3第1項では、一般退職者分基礎賦課額の均等割保険料の修正された算定方法を規定するため、10分の5を乗じて得た額の次に「(第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額」を加えます。

次に、第2項では、修正前の端数処理について規定されている第15条第2項の「第2項及び」を削除します。

第3項については、第1項で規定した一般分と退職者分の基礎賦課額の算定方法を後期高

齢者支援金等賦課額の算定にも準用することから、前2項の改定に適用すべく、後期高齢者支援金賦課額を規定した条項である第2項中、「第15条」を「第15条第2項」に、「第15条の6の5」を「第15条の6の5第2項」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の6の5第3項」に改めます。

次に、第4項について、所得により保険料が減額される世帯について、7割、5割、2割に減額された均等割の保険料にそれぞれ10分の5を乗じた額を端数処理で切り上げた後の額で控除した額として算定するよう規定すべく、全文を改めるものでございます。

めくっていただきまして30ページ、5項は修正前の端数処理について規定されている第15条「第2項及び」を削除します。

第6項については、第4項に示した所得により保険料が減額される世帯の基礎賦課額の算定を後期高齢者支援金等賦課額の算定にも準用するというもので、修正前の7割、5割、2割減額の端数処理について規定された「『同条第2項』とあるのは『同条第3項』と、」を切除し、前2項の改正に適応すべく、後期高齢者支援金等賦課額を規定した条項である「第5項中『第15条』」を「第5項中『第15条第3項』」に、「第15条の6の5」を「第15条の6の5第3項」と改めます。

最後に、附則でございます。

施行期日は公布の日から施行します。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。



本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第10 議案第36号 河南町消防団条例の一部を改正する条例の制定について及び日程
第11 議案第37号 河南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につい
ての2件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、この2件を一括議題とすることに決しました。

なお、質疑、討論、採決は1件ずつ行います。

それでは、議案第36号及び第37号の2件について、順次提案理由の説明を求めます。

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）（登壇）

それでは、議案第36号の説明をさせていただきます。

タブレットの31ページをご覧ください。

議案第36号

河南町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

河南町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月1日提出

河南町長 森田昌吾

めくっていただきまして、

令和4年河南町条例第 号

河南町消防団条例の一部を改正する条例

河南町消防団条例（昭和32年河南町条例第54号）の一部を次のように改正する。

まず、本条例の提案理由でございますが、国では、消防団員が減少していることや災害が多発化、激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員数を確保することを目的として、消防団員の処遇等に関する検討会を開催し、非常勤消防団員等の報酬等の基準が定められ、各市町村に対し、消防団員の処遇改善の一環として報酬等の見直しの検討を求める通知がなされました。

本町といたしましても、当該通知に基づく見直しを行い、消防団員が活動しやすい環境を整備し、さらなる団員確保対策を図るために改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

めくっていただきまして、33ページをお開きください。

まず、第7条第1項ですが、団員の報酬を年額報酬と出勤報酬に変更しています。

第2項におきまして、団員の年額報酬につきましては、金額の変更はございません。

第3項は、団員が災害や訓練等の職務に従事する場合において支給していました費用弁償を出勤報酬といたしまして、出勤報酬を次のとおりと改正しております。

災害等の場合、4時間未満1回につき4千円、同じく4時間以上につきましては1回につき8千円、訓練等の場合は1回につき3,500円、毎月定例点検につきましては月額1千円、そして、第4項は年額報酬の支給方法を、第5項では出勤報酬の支給方法をそれぞれ規定するものでございます。

ページをめくっていただきまして、改正前の第7条の2第1項ですが、団員が災害や訓練等の職務に従事する場合において支給していました費用弁償を出勤報酬に改正しましたので、この条文を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行させていただきます。

以上、簡単でございますが、議案第36号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第37号の説明をさせていただきます。

タブレットの35ページをご覧ください。

議案第37号

河南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

て

河南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月1日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、

令和4年河南町条例第 号

河南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

河南町消防団員等公務災害補償条例（平成19年河南町条例第16号）の一部を次のように改正する。

まず、本条例の提案理由と改正内容でございますが、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、同法附則第65条で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されました。この改正に伴いまして、本条例第3条第2項ただし書の「傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。」となっておったんですけれども、この文を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行させていただき、経過措置といたしまして、「この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である傷害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。」となっております。

以上で議案第36号と議案第37号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑、討論、採決を行います。

最初に、議案第36号 河南町消防団条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

力武議員。

○5番（力武 清）

勉強会のときに現状の団員さんはどれぐらいですかと聞きましたら、定員90人に対して76人ということで、14人定員割れしているという状況なんですけれども、団員の確保について苦慮しているという話も伺ったんです。令和6年度に南河内の広域、柏羽藤も含めて消防の広域化が準備されている中で、消防団の在り方、これがやはり変わってくるのではないかと、いうふうに思っております。その役割をどのように考えておられるのか、そのあたりの情勢の変化と併せて団の在り方も問われているんじゃないかなというふうに思いますので、そのあたりの考え方をちょっと示していただきたいなと、まずお聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

消防団の特徴につきましては地域密着性であると考えております。消防団員は、区域内に居住または勤務しておりまして、地域の状況を十分熟知していただいております。そのようなことから、消防団員につきましては自らの地域は自らで守るという精神に基づきまして、火災や大規模な自然災害における活動のみならず、平常時においても地域に密着した様々な行動や活動をやっておられますので、今後におきましても地域に密着した消防団で行ってきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

団員の確保やね。

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

団員の確保につきましては、今後も引き続き住民の皆様に周知するとともに、いろいろな活動のPRをして、少しでも消防団の魅力を感じていただけて関心を持っていただけて、できるだけ入ってもらうように努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

団員に対して公務災害の保険の加入状況はどうなっているかという質問をさせていただきます。

ファイアレディの方が7人、今現在在籍されているというふうに聞いているんですけども、日頃救急救命活動の講師とかAED、私も何人かの議員さんと一緒に昨年講習を受けたんです。そういった活躍をされていますけれども、こういった活動に対しての報酬というのは支払われているのか、お聞きしたいというように思います。

支払っていなかった場合は支払うように要請したいと思うんですけども、今現状どうなっているか、お聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

先ほども説明させていただきましたように、女性消防団等の訓練におきましても、今まで費用弁償で支払いしていたんですけども、今回の改正に伴いまして出動報酬で支払うような形になっております。

以上でございます。

（「保険の関係について」と呼ぶ者あり）

○総合政策部長（辻本幸司）

保険につきましては、公務災害等で対応できると聞いております。

すみません。補償につきましては、河南町消防団員等公務災害補償条例というのがございまして、そこで規定して対応させていただいております。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

大門議員。

○4番（大門晶子）

今ご説明いただいた中で、消防団員は自らの職域は自ら守るというふうにご説明いただいたんですが、災害時、救助とか消火とか作業をされると思うんです。そのときの機能というんですか、役割というんですか、消防職員と消防団というのはやっぱりバランスよく活動していただくことが大事だと思うんです。そのすみ分けはどういうふうになっているのかということが分かるんだったら教えていただきたいんです。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

今のご質問は消防署と消防団のすみ分けということですね。

現在、消防署のほうは富田林市消防本部のほうに委託しております。消防団のほうにつきましては河南町の危機管理室で管理しております、それぞれ立場がございまして、その役目といたしますのか、災害対策本部を立ち上げたときに連携して活動を行っているという状況でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

消防職員さんは今広域のほうでやったださっているんで、そこに先に駆けつけてくださって、消防団員はやっぱりその指示に従ってやっていくというふうな理解でいいのかどうかということを確認させてほしいのと、今、消防団員さんが不足ぎみであるということで、役場の職員さんたちがたくさん団員になってくださっているんですが、これは地方公務員法の規定で許可を受ければ可能というふうになっていると思っています。

そうすると、職員の皆さんたちが消防団として参加しやすい環境もつくっていかないといけないのかなというふうにも思っています、災害のときに災害対策本部というのが立ち上がって、そこにも職員さんたちの役割がある。また消防団員としての役割もある。そのところをこれからは整理していかないとかあんのかなというふうに思うんですが、それについてのご見解をお示してください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

大門議員仰せのように、消防団の中にも河南町の職員が多数、今現在で18名ほど入っております。すみ分けにつきましても、常日頃から消防団に入っておられる方は各分団でも話をしまして、災害のときはどちらのほうに出動するかというような割り振りも決めております。

それで、災害対策本部につきましても、立ち上げたときに出動しなければならない職員につきましては本部に行きますし、災害対策本部に行かなくてもいい人間もおりますので、その場合は消防団のほうの活動に出しております。

それぞれが消防団と職場等で事前に話をして決めておりますので、今のところはそれでいけると思いますが、議員仰せのように今後もいろいろな災害が出てくると思いますので、大きな災害に向けてそういう体制もきっちりしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

松本議員。

○2番（松本四郎）

一つお聞きしたいんですけれども、やはり消防団の公務というのは非常に苛酷なものだと私は思っています。それで、今回は出動の時間に対して幾らという報酬をアップされていますけれども、もともとの定額である年額の報酬の決め方というのは、団員の方が年間どういふことをやっていただけるからこういう金額だということのもともとの金額のことについてもお聞きしたいなと思っているんです。

この金額というのはほかの市町村の金額に比べてどの辺の位置にあるのか、全く同じなのか、あるいはやっぱりもっと低いのかというようなところも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

提案理由のときにも説明させていただきましたとおり、消防庁のほうから消防団員等の報酬等の基準の策定という形で文書が来ております。その中で、全国の平均等を踏まえまして、年額報酬につきましては3万6,500円を標準とするというような通知をいただいております。

ただ、これはあくまでも標準でございます、全国的にそれよりも上のところもございます。その部分につきましては、決して標準を示したからといって下げないでほしいというような通知も併せていただいております、河南町につきましては、団員の報酬なんですけれども、年額4万3千円ということでやらせていただいております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

一応消防庁からの一つの基準があるということですが、やっぱり地域によって違うと思いますし、この辺のところはある程度どこかの時点でまた見直すとか、そのようなことはもうないんですか。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

前回、団員の報酬を平成21年3月に改正しております。それで、今のところ議員仰せのように改正の予定はないです。それと、近隣、南河内の市町村等を見ましてもおおむね同じような金額で行っていますので、当分の間はこれでまたやっていきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

分かりました。一応団員の方も少ないということで、少しでも報酬的なところも上に上げてあげれば団員としてもやはり確保できやすいかなというところで、私はお聞きした次第です。分かりました。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

河合議員。

○3番（河合英紀）

以前よりも今回の改定でちょっとは待遇がよくなったというふうに理解しているんですけども、出勤報酬というところが4時間未満やったら4千円、4時間以上やったら8千円とかというのがまた新たにつけてこられたということなんです。これ、時間帯は関係なく、大体夜中の出勤とかになったときも昼間の出勤ももう一切関係なく、同じ金額ということですか。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

今回の出勤報酬につきましては、昼夜問わず大体この金額で行うということになっております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

実際に消防団、非常になってくれる人が少ないということで本当に苦労している話をよく聞くんですけども、先ほど力武議員の質問の中で、消防団の魅力を辻本部長、魅力を発信

していきたいという話をしてくれたと思うんです。辻本部長の思う消防団の魅力は何ですか。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

先ほども少し述べさせていただいたんですけれども、あくまでもやはり自分のふるさととか自分の地域は自分で守るという精神とボランティア精神等もあると思うんです。その辺をもって、自信を持って皆様の力になっていきたいというところだと思います。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

勉強会でも言いましたけれども、消防団はなかなか人数が足りないというようなこと。昔の消防団と違って、今の消防団は活動範囲が交通整理とかそういうようなところ、苛酷やというても、東北地方の消防団と違って河南町では割と緩やかな消防団で、正月の出初め式だけやって、小型ポンプ操法なんかありますけれども、今、ファイアレディとか女性消防団、今日は佐々木議員が休んでいるよって代わりに言うときますけれども、男女を分けなくて、心臓マッサージですか、あれも得意な男性の方もいてる。そういうのが得意な男性もいてる、女性もいてる。

それで、今の消防団は大方交通整理やいろいろな周りの補助的な役割でやっている。そういった場合、女性、男女を分けなくて、女性の社会進出はすごく大きくて、大型トラック、大型バスも女性のほうがうまい、運転が。そしたら、後期高齢者で返納する方ばかりの消防やった、今までは。定年制もなしで。ほんまに歩けるんか、ホースを引っ張れるんかという人が消防団でやって、それでそういう人の出入りがなくて閉鎖的なところやから、今もこないして人員不足になっている。

役所の中で18名の方が消防団に入っているんやから、もっと改革をして新しい今の時代に沿った組織を構築せな、いつまでたっても昔の村社会的な消防団を引きずって。もっとちゃんと今の現代の形に、男女関係なしに誰でも運転がうまい人は運転する、そしてその現場で交通整理をする人はするというようなすみ分けをして、そういった形で底上げして行って、それで新しい消防団というのをつくり上げていってもらわなあかん。

これ、私も16年議員をして、16年前から言っている。消防団いてない、いてないと言うて、

そんな地域の区長さんの推薦でやっていた時代から俺、ずっと言うてるからね、これ。なかなか15年たっても何にも変わらないからね。それで苛酷や何やかやというイメージだけが残っておる。本当にみんなが町であれをやって、ボランティア精神でやるというて、そういう形でやらな今後これはつながっていかんから、その辺どうですか。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

まず、消防団員の成り手不足につきましては全国的に問題になっていることやと思います。その第一の原因が、昔でしたら地元でいろいろな仕事に就いたりしていたんですけども、だんだん若い人が都会のほうとといいますか、都市中央部のほうに勤めに行くと。そしたら、昼間は地元にはいないのでなかなか入りにくいというものもあると思います。

それで、いろいろと消防団員の方も一緒になって団員の確保に向けて努力しているんですけども、なかなか希望がないといいますか、成り手がいないのが現状でございます。

それともう一点、消防団員それぞれの得意な分野があると思うので、そういうことを男女を問わず、していったらどうやという廣谷議員の意見もございました。そういう意見もあると思います。

ただ、今はそれぞれの役割でやっているんですけども、団長等にもそういうふうな意見もあったということで相談させていただいて、今後どういうふうな消防団の在り方がいいのかも一つの要因やと思いますので、その辺も含めて検討はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第37号 河南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

中川議員。

○10番（中川 博）

議案第36号、第37号ですけれども、消防団の処遇の改善だと思うんです。第37号の部分でちょっとお聞きしたいんですけれども、例えばここで3条のところ削減されているところが、「傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保を供する場合は」という、できるということが削除されたからできないということになったと思うんですけれども、例えば消防団の方でお困りになって、国民生活金融公庫に融資したいというときに、担保は何かありませんかということになったときに、今までやったらこれは担保に入れられたわけです。これができないということになるというような形で読めるんですけれども、先ほど一番初めに申しあげました消防団の処遇の改善という意味はどういう理解をしたらいいのでしょうか。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

この改善につきましては、あくまでも公務災害等で補償年金を受ける場合、今まででしたら原則は何者も補償年金等を貸付け等の担保に入れることはできなかったんですけれども、ただ、消防のほうの関係で国民生活金融公庫または沖縄振興開発金融公庫の担保だけはいけるよということになっていたんです。今回の改正で、どんなものにおきましても、補償年金については生活に必要なものですので担保に入れられないということに改正されたものですので、それでご理解願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

そこがちょっと分からないんですよ。そやから、困っていてどうしようもないから国民生

活金融公庫にお金を借りたいと。そしたら担保をちょっと提供してくださいということで、今までやったら担保に入れられてお金を借りることができたというようなことが、これを見たらもう担保を一切入れられないということになってきましたら、そういう融資が行われな
いのか。

それとも、そういう条件なしに、国民生活金融公庫または沖縄振興開発金融公庫は担保なしで消防団に関しては融資ができるというように改善されたのかということでしたら理解は
できるんですけれども、そこをもう一回詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

木矢室長。

○総合政策部危機管理室長（木矢哲也）

今回のこの条例の改正についてなんですけれども、基本的には今頂いてはる年金の確保が
最優先されるという形になりまして、その年金の権利を差押えすることができないというの
は、年金を確保するための改正という形になっております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

暫時休憩します。

休 憩（午後2時20分）

~~~~~

再 開（午後2時30分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

災害補償条例の一部改正につきましては、条例改正のときに説明もさせていただきましたが、  
年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が改正されたことに伴いま  
して今回改正するものでございまして、中川議員が少し言っておられました処遇改善を目的  
とした条例改正とはちょっと異なっていると思いますので、その辺でよろしくお願ひしたい  
と思います。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

辻本部長、ありがとうございます。

第36号、第37号は続いておりましたので、先ほど消防団の処遇改善、また団員の確保というような続きの中で私、質問させていただいたので、そういう改善の中の一部かなと思っていたんですけども、今、部長からありましたように、これは年金法の改正に伴うということで、消防団の処遇の改善とは別個ということで理解いたしました。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第12 議案第38号 令和4年度河南町一般会計予算から日程第17 議案第43号 令和4年度河南町下水道事業会計予算までの6件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上6件を一括議題とすることに決しました。

それでは、議案第38号 令和4年度河南町一般会計予算から順次提案理由の説明を求めますが、本日の提案理由の説明につきましては、詳細な説明は省略願ひ、議案の表題の説明程度にとどめたいと思います。

それでは、順次説明を求めます。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、タブレットのほうが、ちょっとフォルダが変わりますけれども、925、令和4年2月22日議案送付、3月定例会議議案一式の中の03、令和4年度予算書、議案第38号から議案第43号をお開きいただきたいと思います。

タブレットの3ページをご覧くださいと思います。

議案第38号

令和4年度河南町一般会計予算

令和4年度河南町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億8,793万8千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

めくっていただきまして、

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

令和4年3月1日提出

河南町長 森田昌吾

ここで説明員を交代いたします。

○議長(浅岡正広)

福田部長。

○住民部長(福田新吾)(登壇)

それでは、予算書の161ページをお願いいたします。

議案第39号

令和4年度河南町国民健康保険特別会計予算

令和4年度河南町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億102万9千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億5千万円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項間の流用

令和4年3月1日提出

河南町長 森 田 昌 吾

続きまして、予算書192ページをお願いします。

議案第40号

令和4年度河南町後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度河南町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,208万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年3月1日提出

河南町長 森 田 昌 吾

ここで説明員を交代させていただきます。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）（登壇）

それでは、202ページでございます。

議案第41号

令和4年度河南町介護保険特別会計予算

令和4年度河南町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億7,628万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9千万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項間の流用

令和4年3月1日提出

河南町長 森 田 昌 吾

ここで説明員を交代いたします。

○議長 (浅岡正広)

渡辺部長。

○総務部長 (渡辺慶啓) (登壇)

それでは、タブレットの233ページをお願いします。

議案第42号

令和4年度河南町土地取得特別会計予算

令和4年度河南町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年3月1日提出

河南町長 森 田 昌 吾

ここで説明員を交代させていただきます。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）（登壇）

それでは、タブレット端末の269ページをお願いいたします。

議案第43号

令和4年度河南町下水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和4年度河南町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）整備済人口	1万4,404人
（2）年間有収水量	141万9千m ³
（3）1日平均有収水量	3,887m ³
（4）主要な建設改良事業	
公共下水道整備事業	7,964万8千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	4億2,625万4千円
第1項 営業収益	1億5,457万3千円
第2項 営業外収益	2億7,168万1千円

めくっていただきまして

支 出

第1款 下水道事業費用	4億2,195万7千円
第1項 営業費用	3億8,184万7千円
第2項 営業外費用	3,981万円
第3項 特別損失	30万円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,971万2千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額429万7千円、損益勘定留保資金1億1,541万5千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1億8,839万円
第1項 企業債	1億1,510万円
第2項 分担金	1千円
第3項 負担金	280万7千円
第4項 他会計出資金	4,698万2千円
第5項 補助金	2,350万円

支 出

第1款 資本的支出	3億810万2千円
第1項 建設改良費	8,564万7千円
第2項 企業債償還金	2億2,235万5千円
第3項 予備費	10万円

めくっていただきまして、

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項としまして、河南町水洗便所改造資金融資あっせんに伴う損失補償、期間は借入実行日から返済日までとします。限度額は回収不能元金及びその延滞利息でございます。

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

流域下水道事業は限度額が590万円、公共下水道事業は限度額が4,320万円、資本費平準化事業は限度額が6,600万円、限度額合計が1億1,510万円でございます。

利率といたしましては5%以内、資金区分としましては、政府、地方公共団体金融機構などを予定しております。

償還期限は40年または20年、据置期間は5年または3年としております。

めくっていただきまして、

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1億1,510万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3条予算内での各項間の流用

(2) 第4条予算内での各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,871万1千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のための補助金として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億2,389万3千円である。

令和4年3月1日提出

河南町長 森田昌吾

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、提案に関してのみ質疑があればお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま上程がありました予算案件6件の審査については、2月24日開催されました議会運営委員会の審議結果どおり、予算・決算常任委員会に付託し、審査したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、予算案件の6件の審査につきましては、予算・決算常任委員会に付託し、審査することに決しました。正副委員長及び各委員には、よろしく審査をお願いしておきます。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第18 議案第44号 教育委員会委員の任命についてから日程第21 意見書案第6号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書までの4件を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上4件を本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第18 議案第44号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案書は議案送付の925の02、議案書（予算を除く）、これの38ページになるかと思えます。よろしいでしょうか。

議案第44号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年3月1日提出

河南町長 森 田 昌 吾

記

住 所 大阪府南河内郡河南町大字中732番地

氏 名 杉 田 みはる

生年月日 昭和54年4月8日

の杉田さんを任命したく存じますので、よろしく願いいたします。

提案理由でございますが、教育委員会の委員でございますが、現在4人の方にご就任をいただいております。その中で、行待彩子委員がこの3月31日をもって任期満了になります。行待委員につきましては、平成28年3月11日から2期6年間にわたり教育委員を務めていただきましたが、このたびご勇退いただくということになりました。

その後任の方につきましては、小学生及び中学生の保護者であります杉田みはるさんを任命いたしたく、提案させていただくものでございます。

任期でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定によりまして、令和4年、本年の4月1日から令和8年3月31日までの4年間といたします。

それでは、杉田みはるさんの経歴等を簡単にご説明させていただきます。

経歴でございますが、平成14年に立命館大学を卒業され、そのときに中学校の教諭免許を取られております。その後、大阪市の中学校、それから富田林市の中学校で教鞭を執られて、平成27年8月に退職され、その後、NPO志塾フリースクールラシーナの非常勤職員などをお務めになっておられます。元中村小学校のPTAの役員で、かなん桜小学校の統合委員会の委員も務めていただきました。現在、3人のお子さんの保護者ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

人事案件ですので質疑、討論を省略しますが、異議ありませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり同意されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第19 議案第45号 財産の無償譲渡についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、タブレットの39ページをご覧くださいと思います。

#### 議案第45号

#### 財産の無償譲渡について

次の財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月1日提出

河南町長 森田昌吾

提案理由でございますけれども、石川こども園につきましては、平成24年度から平成28年度まで町立石川保育園として指定管理者制度により運営を行いました。平成29年度からは、公私連携幼保連携型認定こども園制度により、社会福祉法人千早赤阪福祉会と連携協定を締結し、石川こども園として令和3年度まで運営を行っております。

今般、期間満了を迎えるに当たり、現行の運営法人と20年間の連携協定の締結を予定しており、認定こども園の継続的、安定的運営及び今後予定している施設の大規模改修等に係る

費用の町負担分の軽減を図るため、町有財産の無償譲渡を行うものであります。

## 記

### 1 譲渡する財産

#### (1) 建 物

名 称 石川こども園

所 在 地 河南町大字一須賀76番地の1

構 造 鉄筋コンクリート造2階建（一部1階・建物付帯物一式を含む。）

延床面積 2,476.6㎡

#### (2) 備 品

石川こども園に関する備品一式

### 2 譲渡の相手方

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分59番地

社会福祉法人 千早赤阪福祉会

理事長 向 井 秋 久

### 3 譲渡の条件

譲渡の相手方は、令和4年4月1日から、譲渡物件を直接管理運営し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第9条及び児童福祉法第39条の2に規定する教育・保育を行うことを目的とする施設の運営のために使用するものとする。

### 4 譲渡時期

令和4年4月1日

でございます。

めくっていただきまして、次のところには石川こども園の建物の平面配置図であります。

めくっていただきまして、42ページにつきましては備品リストでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。



これより質疑を行います。

力武議員。

○5番（力武 清）

この議案は、この間、全員協議会、また委員会等、特別委員会を招集されて十分な議論はされてきているんですけれども、最終的な確認として若干質問させていただきます。

1つは、無償譲渡に当たって、千早赤阪福祉会の法人とパートナーシップを築いてきた実績と、その評価を改めてお聞きしたい。

2つ目には、運営方針をさきに出されていますけれども、運営方針に出されている屋上防水工事や外壁塗装などの大規模工事の際に役場の関与はどのように考えておられるのか、事前調査、実施設計、また実施工事の入札等の関係でどのように役場は関与していこうと思っておられるのか、これも基本方針の中の15ページに述べられておりますけれども、そのこととの関連で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

2点ご質問いただいております。

1点目でございますけれども、本町における教育・保育施設につきましては、河南町公共施設再編整備基本方針をはじめとし、これまでいろんな各種計画、そして今回の第2期公私連携幼保連携型認定こども園、石川こども園の運営基本方針に基づきまして整備等を段階的に進めてまいり、町内で現在2園体制といたしてございます。

石川こども園の運営法人であります社会福祉法人千早赤阪福祉会は、町立石川保育園といたしまして定員90名で指定管理として5年、そしてその後、公私連携幼保連携型認定こども園といたしまして、石川こども園として定員145名をもって5年、計10年間、基本方針等に基づき本町で園運営を行ってきた実績がございます。

また、待機児童ゼロを掲げる本町の対応といたしまして、入園に関しましては保護者の希望を最大限に考慮いたしまして受入れに柔軟に対応していただいておりますところ、公私連携の名の下、そういった対応に関しまして評価いたしているところでございます。

また、2点目のほうでございますけれども、改修工事等に関しましては、法人の機動性を生かしつつも、運営に関する協定書及び運営基本方針に基づきまして、工事内容や時期等につきまして事前に協議等を進めていくなど、町として関与していく考えでございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

ありがとうございます。10年間の実績に基づいてパートナーとして基本的に認定をしていきたい、これからもやっていきたいということはよく分かりました。

それで、再質問なんですけれども、これも運営の基本方針の15ページに、町の関与に基づく連携法人の教育・保育環境の向上に資する善良な管理がなされるというように示されております。現状との関係でどういった点を期待されるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

今回、建物等を譲渡することによりまして法人の所有物となってまいります。法人自らが施設等の維持管理を担うことにより、改修等についてスピーディーな対応などが可能となってまいりますし、それが今後の教育・保育環境の向上に資してくるというふうなことを考えてございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

3回目ですので最後になります。

10年ほど前から小学校の統廃合の中でも議論になりましたけれども、石川小学校の時代は100年の歴史、地域に根差した学校運営がなされてきて、その歴史と伝統があった小学校がこども園化されてきているんです。この歴史ある石川小学校の廃校に伴う地域の在り方として、建物の無償譲渡という新たな契約を結ぶことに至ってどのように連携関係を築いていくのか、地域との関係においてもどのように考えておられるのか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

当該法人は、これまで本町において10年間の園の運営実績がございます。地域に根差した

教育・保育を展開してきたところであります。地域の人たちとの交流の場の企画や、食育の一環として、一例でございますけれども、お米や野菜を地域の農家から直接購入、仕入れるなど、今後もこういった地域との関わりを持った園運営を公私連携の下、進めていけるものと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

中川議員。

○10番（中川 博）

議案第45号ですけれども、財産の無償譲渡ということで、この無償譲渡につきましては議会の議決事項ということで、議会におきましても大変重要な課題だということで認識しております。そういう中で、今ほかの議員も言われましたけれども、全員協議会、また特別委員会を設置し、そして多数の議論を積み重ねてきたところでございます。

大事なこの河南町公私連携幼保連携型認定こども園の運営に関する協定書が最終的に結ばれると思うんですけれども、その案におきまして、私たちが今申し上げました全員協議会、また特別委員会で作成されておりました協議書案に対しまして若干修正を加えていただいたということで、勉強会の際に報告をいただいております。その主な改善点を少しお教えいただきたいと思っております。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

議員仰せの河南町公私連携幼保連携型認定こども園の運営に関する協定書案をもっているところご提示させていただき、議論を深めていただいたところでございました。

そこで、この協定書に関しましては当然認定こども園法、関係法令に基づいて締結してまいるわけですが、他方、本町及び町教育委員会のほうで第2期公私連携幼保連携型認定こども園、この石川こども園の運営基本方針を定め、二本立てでいろいろとご説明をさせていただいたところでございましたので、この運営基本方針をもって、やはりこれらに基づいて協定書を締結していくというところは明記いたしたところでございます。

基本方針自体はございますけれども、こちらの協定書にそういった文言を明記し、それらに基づいて進めていくという形と、それからもう一点、業務報告等のところの第6条でございますけれども、議会のほうへ毎年度報告するに当たり、乙に対して、その管理業務及び経

理の状況等に関して調査等々を行ってまいると。「毎年度議会に」という文言を明確にするべく、こちらのほうに明記したところがございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

湊教・育部長のほうから説明いただきましたように、我々議会、また私といたしましては、今、部長のほうから説明していただいた部分でよしとさせていただくということで了解いたしました。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

高田議員。

○1番（高田伸也）

今お話がありましたように、新たに協定書のほうに文言を追記いただいたところで、私も納得はしております。今後必要になりますのが、やはりこども園と町との関係、チェック機能を働かすというところだと思うんですが、今回、新たに毎年の報告と4年に一度の言わば監査とか審査を行うということで、それも含んで十分だと思われれます。実際、先般のお話では、こども園同士の園長会というようなものも定期的で開催しているというようなことを聞きました。その園長会の定期開催の頻度及びメンバーについてはどのような方が参加されるのかというのをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

毎月、基本1回、園長会議を開催してございます。町内の園長でございますのでこれまでは5園とかたくさんいた時代もございましたが、現在2園体制としておりますので、園長会議は中村こども園及び石川こども園の園長が2名、そして教育委員会委員のほうから教育長、そして私と事務局、こども1ばん課のメンバーで定期的で開催しているところでございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

情報の共有会に近いものというふうに思われますけれども、この間のお話の中でも住民と  
いうか保護者のアンケートの件がございました。できれば、毎月開いているなら、そのうち  
の半年に1回か2回でも保護者と町と園とを交えたような情報共有会、審議会じゃなくても  
いい、協議会といいますか懇談会でもいいと思うんですが、そういう会を開くべきだと。そ  
それで保護者の方の意見を生で吸い上げたほうがいいんじゃないかという気がいたしておりま  
すが、その件についてはいかがでしょうか。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

手法はいろいろございます。議員仰せのアンケート調査をもって保護者からの率直な意見  
等々の収集を園はしております、それを委員会とも共有して、何らかの形で必ずフィード  
バックしていくというような運営は行っております。実際に保護者を交えてという会合でご  
ざいますけれども、そういうタイミングとかは今後の検討課題とさせていただきたいと存じ  
ます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

松本議員。

○2番（松本四郎）

ほかの議員さんからもいろいろと意見が述べられていますけれども、私自身もいろいろと  
委員会等で意見を述べさせてもらって、それなりにしっかりと対応してきていただいている  
ということで今日に至っております。

今回の社会福祉法人さんとの運営に関する考え方としましては、まず、20年間の運営をお  
任せするということでございます。この20年間につきましてはやはり時間的にも結構長い  
ことになりますので、やはりしかるべきタイミングでしっかりと審査もするという  
ことで、協定書の中にも4年ごとの審査を行うということを明記しております。これはこれでし  
っかりと審査していくことになるんですけども、一つ私も以前にも申し上げておりました。こ  
の審査のやり方については、これから私自身、皆さんと一緒に審議することになるん  
ですけども、ただ、議会だけの審議はなかなか難しいので、第三者による専門家による専門委

員会等を設置していただいてしっかりと審議して、4年ごとの審議結果を相手の法人に伝えていくということを是非行っていただきたいなということをひとつお願いしたいと思っております。

それから、毎年度の業績報告等を頂くことになってはいますが、この業績報告の資料といたしましては、石川こども園の資料だけではなくて、今回、先方さんからいろいろな、ほかの4つのこども園の経営状態を示した財務諸表も頂いております。このような資料を引き続き毎年度頂いて、しっかりと議会のほうに報告していただきたいなということもお願いしたいと思います。

それと最後ですが、本来の債権譲渡契約書です。これは私たち、ずっと委員会でも見させていただいて、基本的には債権譲渡契約で無償譲渡ということで結構と私も思っておりますが、一つ私が気になったことは、委員会でも申し述べましたが、相手の運営状況によっては解約をしなければいけないという場合の解約条項が入っております。解約条項によって、最悪の場合は無償譲渡した建物、それから備品を全て返還するという義務づけがうたわれております。これはこれで非常にしっかりとした内容だと思っております。

そこで、円満に20年間運営していただいたと。ただし、20年後に町としてほかの運営会社に委託するという事になった場合の際の建物、それから備品、これについてはやはり河南町のほうに返していただいて、河南町が契約するほかの運営法人に使っていただくという項目がここには抜けておったので、その辺についてはしっかりと書いていただきたいというお願いをしておきましたが、この辺のところは最終的には検討していただいたでしょうか、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

3点ほどご質問いただいたと存じます。

1点目、審査に関しまして外部審査の導入というご意見を賜っておりますが、社会福祉法人の性格上、所轄庁が大阪府になってございます。大阪府も数年間に一度かなり厳しい法人監査を行っている。これは法人全体に対しての法人監査を行います。そしてまた国庫補助等が導入される事案もございますので、もちろん会計検査の対象ともなってございますので、そういったところで外部審査に関しましては、町ももちろん行ってまいりますけれども、そういったところの審査も参考にしつつ共有していきたいなと、そのように考えてございます。

2点目の資料の提供のほうでございますけれども、公表されている資料に関しましては当然資料提供をさせていただくつもりでございますので、提供できる範囲内で十分な提供を考えてございます。

3点目、譲渡契約の内容の件でございます。この件も過去、全協、特別委員会等々でかなり議論いただいたところございまして、譲渡契約書の案をもって進めているところでございます。今後、事務を進めていく上でこれをもって進めるわけでございますけれども、議員仰せの具体には契約解除の条項、第10条のところでございます。解除条項に関しましては、なるほどうたっております。議員のご意見がございましたので、「協定期間満了時も含む」という文言は追記してございます。そちらのほうをもって案として進めていきたいなど、かように考えてございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、湊部長からいろいろと意見に対してそれなりにしっかりと対応するというのをいただきましたので、本件の議案については、私としては賛成していきたいと思っております。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま松本議員からもいろいろこども園のことにに関して意見を述べておられましたが、私も、現在の社会福祉法人千早赤阪福祉会の方々が今後とも運営されることに対して、河南町公私連携幼保連携型認定こども園の運営に関する協定書の案の中の目的の事柄をしっかりと踏まえて取り組んでいただけるよう、現在のこども園の運営者に対してしっかりと取り組んでいただくことを強く要望しておきます。

以上、お願いしておきます。

○議長（浅岡正広）

要望でよろしいですか。

○9番（福田太郎）

はい、要望で結構です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第20 議案第46号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）（登壇）

それでは、タブレット資料43ページをお開きください。

議案第46号

河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議を行うことについて、議会の議決を求める。

令和4年3月1日提出

河南町長 森 田 昌 吾

提案理由でございますが、2町1村で共同設置しています介護認定審査会の執務場所等については、基本協定等により2か年ごとに輪番でその事務局を担当しています。

本年4月1日よりその執務場所が太子町から千早赤阪村に変更されることに伴い、共同設置規約の一部変更についての協議を行うに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

めくっていただきまして、

河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約（平成11年河南町告示第31号）の一部を次のように変更する。

改正条文に代えまして、議案資料の新旧対照表で説明を申し上げます。

めくっていただきまして、45ページをお願いします。

規約の一部を変更する改正内容につきましては、新旧対照表で記載のとおり、関係規定中、執務場所等の所在地、町村名、町村長、町村議会等に関する文言について、太子町から千早赤阪村に変更するものでございます。

めくっていただきまして、附則としまして、1、この規約は、令和4年4月1日から施行する。ただし、変更後の第8条の決算の報告の規定については、令和4年度の決算から適用するものでございます。

2としまして、第10条に規定する事務の管理及び執行については、記載しております3条例1規則2規定を適用するものでございます。

以上、簡単でございますが、ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

力武議員。

○5番（力武 清）

2年ごとに事務局が変わっていくと、これは承知しているところなんですけれども、この

審査会の構成メンバーはどのようになっているのか、そのメンバーさんは同じメンバーさんなのか、何かの形で変更されていくのか、まず1点お聞きします。

2つ目には、現状、月1回の審査会が行われているわけですがけれども、1回の審査会で平均何人ほどの審査をかけておられるか、お聞きします。

また、月によってどの辺、例えばの話だけれども、第3木曜日であるとか第4水曜日であるとか、固定した曜日を審査会に充てられるとか、その辺の開催状況をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

審査会のメンバーですけれども、現在、1合議体から6合議体ということで班分けになっておまして、その班ごとに5名の審査の委員がいらっしゃいます。その中では、三師会からの代表、また福祉の専門職、保健の専門職というようなメンバーが構成された班分けになっております。

月の回数なんですけれども、年間50回の審査になりますので、先ほど曜日についてということでしたけれども、毎週水曜日にほとんど開催している状況で、年間50回の開催ということになっております。1回の平均の上限は40人というところなんですけれども、令和3年の上半期では平均、1回は29人というような審査の状況になっております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

私の認識が不足していて申し訳なかったんですが、月1回かなと思っていたんですけれども毎週やられているということなんですね。それでも、1回審査をしてほしいということで申請書が上がりますね。そしたら申請してから決定までの期間が非常に長い。1か月ほどかかるというふうに聞いているんですけれども、その間に症状が悪化して間に合わない。例えば家の改修で階段に手すりをつける、風呂の段差を解消する、そういった申請をされていると。ところが、それ以上に審査している間に症状が悪化して間に合わなくなっている、そういった際にはどのような対応をされるのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

まず、申請いただいた段階で、その方の状況とか、あとサービスの利用についての窓口でのご相談ということで詳しくお話を聞かせていただきまして、認定の結果が出るまでの間に急遽サービスを導入しないといけないような状況でありましたら、一旦、認定の結果が出るまでの間、自費になる部分はあるんですけども、その部分については申請された方の同意というか、お話の中でいただいた上でサービスを入れていくというような相談のほうも行っているところです。

現状につきましては、認定の結果が出るまでの間、早い場合は大体申請いただいて16日ぐらいで、うまくタイミングが合えば認定結果が出る場合がありますけれども、やはり書類のそろいまでの期間ということで、主治医の意見書等の提出が遅くなった場合は期間が30日以上かかるということもあり得ます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

その際に、仮に例えば家の改修を行うという申請が出されるときに、まだ決定は下ってないけれども早くやりたいというか、決定後までの仮の執行が可能かどうか。決定はまだだけれども先に工事見積り等々を含めて可能かどうか、また、入居に関しても、入居予定やけれども決定が下されないから入居できないというようなことがなきにしもあらずだと思うんです。そのあたりの融通は利くのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

融通については、その方の状況とか周りの方の状況にもよりますし、急遽保護というか入所していただかないといけない場合はショートステイという方、認定は下りてなくても、そのあたりの措置というような部分の対応という形を、状況に応じて相談を聞かせていただくような状況になっております。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

大門議員。

○4番（大門晶子）

先ほど30日、1か月延びる場合があるというふうにおっしゃったんですけれども、介護保険法の規定によりますと、介護認定は申請日から30日以内に行わねばならないというふうにありまして、これは法第27条第1項なんですけど、ただし、特別な理由がある場合は、市町が30日以内に認定までの見込み期間と理由を通知し、延期することができるというふうになっているんです。この特別な場合というのはどういう場合を指すのかということをお教えください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

現状としまして、申請から30日を超えた理由としましては、主に先ほど申しあげましたように主治医の意見書の提出遅れというところで、その原因は主治医の先生方の多忙というところも考えられるんですけれども、またご本人が受診されていない場合、されていなければ主治医の先生も意見書が書けないということもありますので、そういった理由の遅れということがあります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第21 意見書案第6号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田議員。

○1番（高田伸也）（登壇）

それでは、タブレットの925、議案一式の04になりますが、意見書案をお開きください。

#### 意見書案第6号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める  
意見書

別紙の意見書を会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年3月1日提出

|     |         |      |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 河南町議会議員 | 高田伸也 |
| 賛成者 | 河南町議会議員 | 松本四郎 |
|     | 〃       | 河合英紀 |
|     | 〃       | 大門晶子 |
|     | 〃       | 力武清  |
|     | 〃       | 廣谷武  |
|     | 〃       | 福田太郎 |
|     | 〃       | 中川博  |

それでは、意見書を読み上げます。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書

1979（昭和54）年、国連はあらゆる分野で女性が性にに基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本は1985（昭和60）年、この条約を批准した。2021（令和3）年現在、189ヵ国が批准している。

さらに1999（平成11）年、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000（平成12）年12月末に発効している。2021（令和3）年現在、条約批准189カ国中114カ国が批准しているが日本はまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続きを尽くした後、条約機関に申し立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し法的な拘束力を持つものではないが、国際的にも国内的にもその影響は小さくない。

このような選択議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。

女性差別撤廃条約の実効性の確保を図ろうとする国際的動向の下で、日本政府は選択議定書の審議に参加し、決議に加わったものである。

しかし、日本は男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数2021」が156カ国中120位に位置している。新型コロナウイルスの感染拡大で、非正規職員の雇止めをはじめ、特に女性への影響が大きい。女性差別撤廃条約が採択されて40年を超え、女性に対する差別を撤廃し、男女平等を実現するためのさらなる施策が急務となっている。

政府は、第5次男女共同参画基本計画で「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

よって、国においては、我が国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日

衆議院議長 細 田 博 之 様

参議院議長 山 東 昭 子 様

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様

外務大臣 林 芳 正 様

内閣官房長官 松 野 博 一 様

内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当） 野 田 聖 子 様

大阪府南河内郡河南町議会

以上であります。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

本案は、議長を除く全議員が賛成ですので、この際、質疑、討論は省略し、採決に入りたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議がないようですので、高田議員、議席にお戻りいただいて結構です。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

第2日目の会議は、3月22日午前10時に開きます。

なお、本日、予算・決算常任委員会に付託しました予算案件、議案第38号から議案第43号までの6件の審査を明日2日から開催されますので、委員各位におかれましては午前10時に全員協議会・委員会室に参集願います。

本日はこれをもちまして散会します。

大変お疲れさまでございました。

午後3時41分散会

~~~~~





令和4年 3月 4日 (金)

# 令和4年河南町議会3月定例会議会議録

(第 2 号)

河 南 町 議 会



令和4年河南町議会3月定例会議会議録

年 月 日 令和4年3月4日(金)

場 所 河南町議会議場

出席議員 (9名)

|     |    |    |    |    |    |
|-----|----|----|----|----|----|
| 1番  | 高田 | 伸也 | 2番 | 松本 | 四郎 |
| 3番  | 河合 | 英紀 | 4番 | 大門 | 晶子 |
| 5番  | 力武 | 清  | 7番 | 廣谷 | 武  |
| 8番  | 浅岡 | 正広 | 9番 | 福田 | 太郎 |
| 10番 | 中川 | 博  |    |    |    |

欠席議員 (1名)

6番 佐々木 希絵

地方自治法第121条の規定による出席者

|                          |    |    |
|--------------------------|----|----|
| 町 長                      | 森田 | 昌吾 |
| 副 町 長                    | 城田 | 国昭 |
| 教 育 長                    | 新田 | 晃之 |
| 総合政策部長                   | 辻本 | 幸司 |
| 総務部長                     | 渡辺 | 慶啓 |
| 住民部長                     | 福田 | 新吾 |
| 健康福祉部長兼総合保健福祉センター長       | 田村 | 夕香 |
| まち創造部長                   | 安井 | 啓悦 |
| まち創造部理事                  | 日根 | 直哉 |
| 総合政策部秘書企画課長              | 森口 | 竜也 |
| 総合政策部危機管理室長              | 木矢 | 哲也 |
| 総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長  | 多村 | 美紀 |
| 総務部副理事兼施設整備担当課長          | 牧野 | 勉  |
| 総務部人事財政課長                | 後藤 | 利彦 |
| 総務部副理事兼契約検査室長            | 谷  | 道広 |
| 総務部副理事兼まち創造部副理事          | 西本 | 伸二 |
| 住民部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長 | 辻元 | 哲夫 |

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 住民部副理事兼保険年金課長           | 大 谷 由 候 |
| 住 民 部 税 務 課 長           | 渡 辺 恵 子 |
| 健康福祉部高齢障がい福祉課長          | 和 田 信 一 |
| 健康福祉部健康づくり推進課長          | 中 筋 美 枝 |
| まち創造部地域整備課長             | 藤 木 幹 史 |
| まち創造部副理事兼都市環境課長         | 大 門 晃   |
| まち創造部農林商工観光課長併農業委員会事務局長 | 池 添 謙 司 |

(出 納 室)

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 会計管理者兼出納室長              | 岩 根 有津佐 |
| (教育委員会事務局)              |         |
| 教 ・ 育 部 長               | 湊 浩     |
| 教 ・ 育 部 教 育 課 長         | 中 海 幹 男 |
| 教・育部副理事兼こども1ばん課長        | 田 中 啓 之 |
| 教・育部生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長 | 森 弘 樹   |
| 教・育部副理事兼学校給食センター所長      | 梅 川 茂 宏 |

議会事務局職員出席者

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 木 矢 年 謙 |
| 課 長 補 佐 | 門 林 純 司 |

会議録署名議員

7 番 廣 谷 武

9 番 福 田 太 郎

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第 1

令和4年河南町議会3月定例会議

令和4年3月4日（金）午後4時開議

議 事 日 程（第2号）

|      |        |                          |     |
|------|--------|--------------------------|-----|
| 日程第1 | 決議案第3号 | ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難する決議 | 102 |
|------|--------|--------------------------|-----|

議 事 の 経 過

午後4時00分開議

○議長（浅岡正広）

皆さん、予算・決算常任委員会、大変お疲れさまでした。

ただいまの出席議員は9名です。

佐々木議員は欠席との連絡を受けております。

定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。

○議長（浅岡正広）

本日の議事日程は、タブレット919、令和4年3月4日フォルダーに送信しています。

お諮りします。

日程第1 決議案第3号 ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難する決議を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本会議において全体審議することに決しました。

○議長（浅岡正広）

日程第1 決議案第3号 ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難する決議を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

力武議員。

○5番（力武 清）（登壇）

それでは提案させていただきます。

タブレットを開いておられますか。確認します。

決議案第3号

ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難する決議

別紙の決議を会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年3月4日提出

|     |         |   |   |    |
|-----|---------|---|---|----|
| 提出者 | 河南町議会議員 | 力 | 武 | 清  |
| 賛成者 | 〃       | 高 | 田 | 伸也 |
|     | 〃       | 松 | 本 | 四郎 |
|     | 〃       | 河 | 合 | 英紀 |
|     | 〃       | 大 | 門 | 晶子 |
|     | 〃       | 廣 | 谷 | 武  |
|     | 〃       | 福 | 田 | 太郎 |
|     | 〃       | 中 | 川 | 博  |

ページめくってもらって、本文を朗読いたします。

ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難する決議

去る2月21日、プーチンロシア大統領はウクライナの「一部地域の独立」を一方的に承認し、併せて「友好協力を担う支援協定」を批准した上、2月24日に、ロシアが本格的なウクライナへの侵略を開始した。

ロシアによる侵略は、ウクライナの主権及び領土の一体性を著しく侵害し、武力の行使を禁じる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。

いかなる国であろうとも、力による一方的な現状変更は断じて認められない。ロシアの行動は、欧州だけでなく、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態であり、我が国の安全保障の観点からも決して看過できず、河南町議会は、ロシア軍による侵略を最も強い言葉で非難するとともに、ロシアに対し、国際法を遵守し、即時に攻撃を停止し、軍をウクライナより撤退するよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月 日

大阪府南河内郡河南町議会

以上です。ご可決をお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

本案は、議長を除く全議員が賛成ですので、この際、質疑、討論は省略し、採決に入りたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

それでは、力武議員、自席に戻ってください。

異議がないようですので、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで議長より報告がございます。

昨日の大阪府町村議会議長会でも本件が議題となり、10町村全て同じ方向であることが確認できました。

また、今後も我々ができることを前向きに進めたいと考えます。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上で、本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして散会いたします。

遅くまで大変お疲れさまでございました。

午後4時09分散会

~~~~~



令和4年 3月22日(火)

# 令和4年河南町議会3月定例会議会議録

(第 3 号)

河 南 町 議 会



令和4年河南町議会3月定例会議会議録

年 月 日 令和4年3月22日（火）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

|    |    |    |     |     |    |
|----|----|----|-----|-----|----|
| 1番 | 高田 | 伸也 | 2番  | 松本  | 四郎 |
| 3番 | 河合 | 英紀 | 4番  | 大門  | 晶子 |
| 5番 | 力武 | 清  | 6番  | 佐々木 | 希絵 |
| 7番 | 廣谷 | 武  | 8番  | 浅岡  | 正広 |
| 9番 | 福田 | 太郎 | 10番 | 中川  | 博  |

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

|                          |    |    |
|--------------------------|----|----|
| 町 長                      | 森田 | 昌吾 |
| 副 町 長                    | 城田 | 国昭 |
| 教 育 長                    | 新田 | 晃之 |
| 総合政策部長                   | 辻本 | 幸司 |
| 総 務 部 長                  | 渡辺 | 慶啓 |
| 住 民 部 長                  | 福田 | 新吾 |
| 健康福祉部長兼総合保健福祉センター長       | 田村 | 夕香 |
| まち創造部長                   | 安井 | 啓悦 |
| まち創造部理事                  | 日根 | 直哉 |
| 総合政策部秘書企画課長              | 森口 | 竜也 |
| 総合政策部危機管理室長              | 木矢 | 哲也 |
| 総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長  | 多村 | 美紀 |
| 総務部副理事兼施設整備担当課長          | 牧野 | 勉  |
| 総務部人事財政課長                | 後藤 | 利彦 |
| 総務部副理事兼契約検査室長            | 谷  | 道広 |
| 総務部副理事兼まち創造部副理事          | 西本 | 伸二 |
| 住民部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長 | 辻元 | 哲夫 |
| 住民部副理事兼保険年金課長            | 大谷 | 由候 |

住民部 税務課長

渡 辺 恵 子

健康福祉部 高齢障がい福祉課長

和 田 信 一

健康福祉部 健康づくり推進課長

中 筋 美 枝

まち創造部 地域整備課長

藤 木 幹 史

まち創造部 副理事兼都市環境課長

大 門 晃

まち創造部 農林商工観光課長併農業委員会事務局長

池 添 謙 司

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長

岩 根 有津佐

(教育委員会事務局)

教 ・ 育 部 長

湊 浩

教 ・ 育 部 教育課長

中 海 幹 男

教 ・ 育 部 副理事兼こども1ぱん課長

田 中 啓 之

教 ・ 育 部 生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長

森 弘 樹

教 ・ 育 部 副理事兼学校給食センター所長

梅 川 茂 宏

議会事務局職員出席者

事 務 局 長

木 矢 年 謙

課 長 補 佐

門 林 純 司

会議録署名議員

7 番 廣 谷 武

9 番 福 田 太 郎

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第 1

# 令和4年河南町議会3月定例会議

令和4年3月22日（火）午前10時開議

## 議事日程（第3号）

|      |        |          |           |
|------|--------|----------|-----------|
| 日程第1 | 一般質問   | .....    | 110       |
|      | (個人質問) |          |           |
|      | 7番     | 廣谷 武 議員  | ..... 110 |
|      | 9番     | 福田 太郎 議員 | ..... 128 |
|      | 10番    | 中川 博 議員  | ..... 141 |
|      | 1番     | 高田 伸也 議員 | ..... 162 |
|      | 2番     | 松本 四郎 議員 | ..... 178 |

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議、一般質問1日目を開きます。

○議長（浅岡正広）

本日の議事日程は、タブレット915、令和4年3月22日、3月定例会議、一般質問1日目に送付しています。

日程第1 一般質問を行います。

なお、過日2月24日開催の議会運営委員会において、対面型・一問一答方式で、発言者は発言者席から行い、理事者は全て自席から答弁をお願いします。

個人質問の発言時間は、発言者の発言のみ40分以内とします。質問回数は、一般質問通告書の発言の要旨に記載された質問の項目1項目につき質疑発言を3回以内と決していますので、了解願います。

質問に入る前に、議長より一言申し上げます。

発言者は、通告された質問趣旨に沿った的確な質問をお願いします。また、理事者も質問内容を十分に把握され、答弁をお願いします。

それでは、個人質問を行います。

本日の質問者は、廣谷議員、福田議員、中川議員、高田議員、松本議員、以上の順で発言を許します。

最初に、廣谷議員の発言を許します。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

議席番号7番、リベラルの会、廣谷武、ただいまより一質問を行います。

その前に、本日でまん延防止等重点措置が解除になりました。引き続き、感染対策の強化に努めていただくようよろしくお願いいたします。

また、国内では自然災害、福島県沖で地震が起きました。本当にいろいろたくさんの方がけがをされ、亡くなられました。

そして、国外ではロシアによるウクライナの侵略で、たくさんの方の市民の人が亡くなっております。本当に悲惨なことになっておりますので、ご冥福をお祈りいたします。

一般質問を行います。

本日は、空き家対策について、保育料の無償について、生涯学習について、農業政策について、町道についてと、これを分かりやすく一問一答で現状、課題、今後というようなことになっておりますので、理事者におかれましてはよろしくお願いいたします。

本町では、ホームページを見たら空家バンクというのが分かりやすく出てきます。中身を見たらいろいろありますけれども、空き家に登録されている家が少ない。でも、いろいろ河南町に住みたいという人が探しております。

そんな中、何回も空き家に対しては今まで質問しておりますけれども、今のまず現状どういふふうになっているのか、1番目にお聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町での空き家の現状でございますが、平成28年度に本町全域の空き家の実態調査を実施しまして、その際に空き家と思われる建物258戸の所有者にアンケート調査を行っております。その結果でございますが、建物所有者から空き家ではないとの回答があったものが61戸、空き家であると回答があったものが39戸、回答がない、配達不能などが158戸ございまして、この結果から空き家は200戸程度と推測しております。

また、実態調査以降の5年間におきまして、上水道を閉栓した住宅が82戸あることから、さらに増加しているものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。

258戸、そして、アンケートに答えてくださったのはまだいいんですけれども、配達不能なのが158戸もあるというようなことを今聞きました。増加傾向にあるというようなことで、空き家でもいろいろあります。まだまだ使える空き家、もう朽ちていくような空き家、災害が起こって台風などのときに危険な空き家もございます。

そんな中で、空き家対策のバリエーションがいろいろあると思いますけれども、その中で空き家に対しての課題、その辺をちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

空き家対策の課題でございますが、まず、空き家を大きく2つに分類させていただきますと、1つが流通可能な空き家で、もう一つが放置された空き家となります。1つ目の流通可能な空き家対策につきましては、空き家の所有者と空き家を探している方との橋渡しをする河南町版空家バンク制度を平成30年9月から実施しております。

現在の空家バンク制度の貸手と借手の登録件数でございますが、町内に定住等を目的として空き家の購入または賃借を希望される方が17名に対しまして、空家バンク制度を利用して売買または賃貸借したいという貸手の方がなく、現在は登録物件がない状況が続いております。

制度開始以降、空家バンクへの物件登録は3件にとどまっており、さらにその3件も既に成約しております。

空家バンク制度の課題としましては、先述のとおり借手の登録業者に対しまして貸手が圧倒的に少ないことがあります。これは、全国各自治体共通の課題となっております。

次に、放置された空き家対策についてでございますが、草木が繁茂したり、蜂など害虫の発生など適切な管理が行われていないことにより、著しく景観、衛生環境を損なっている状態の空き家に関する苦情、通報が最も多くなっております。

また、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある老朽空き家の発生も危惧するところでございます。これらについては、所有者を調査し、連絡可能な所有者に対しては指導している状況です。しかし、所有者の管理不足や相続放棄、長年の放置により相続人が多数にわたるなどが課題となっております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）



廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。

空家バンク制度というのはかなりいいものだと思いますけれども、17名に対して空き家のバンク登録が少ないというようなことを聞きました。何か空家バンク登録に特典を設ける、そういうことをいろいろ考えていただきたい。もう使えない空き家に対しては、いろいろ苦情もあると思いますので、それも早急に持ち主を特定してどうにか手を打つ。それにも解体費用とかいろいろ要りますので、相続に関してはいろいろ問題があるというようなことも分かりますけれども、そういった一つ一つ問題を解決して、また補助金というのもそういうところにも目を向けて、200以上ある空き家に対して一つ一つ整備をしていただきたい。

そして、空き家登録した場合には、よくどういう部屋でも借りるのに当たって水回りだけは新しくしたいというようなこともありますので、是非空き家に登録された家に対して、今、三世同居でリフォームもございます。100万円、50万円というような補助金も長くあって、かなり皆さんが利用されておるといような現状もございます。空き家に対しても水回りのリフォームの補助金を大々的に打ち出して、流通のところに乗せる、空き家を減らしていく。河南町にもそうしていろいろ住んでいただいたら税収も上がるというようなことになりますので、そうした対策、水回りの対策、そして空き家の登録をした方にもうちょっと補助金を出す、今は5万円ですか、それを倍の10万円にするとか、いろいろそういった考えを打ち出していきたい。そういったことで、今後の展望をちょっとお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

今後の空き家対策でございますが、まず、流通可能な空き家対策としまして、空家バンク制度への登録物件が増えないことの改善策が必要で、本町では制度の周知として令和2年度から固定資産税納税通知書に空家バンクへの登録を促す文書を同封しており、令和4年度はより分かりやすいチラシを作成し、同封する予定としております。

また、令和3年度から空家バンクで成約した場合、空き家の所有者へ5万円の奨励金を交付する制度を実施しておりますが、問合せはあるものの登録件数が伸びなかったため、令和4年度は額を10万円に増額し、その効果を検証する予定としております。

次に、放置された空き家対策としまして、所有者の管理意識の啓発のため大阪司法書士会

及び大阪法務局と協力の上、啓発チラシを作成し、空家バンクの周知チラシと同じく令和4年度の固定資産税納税通知に同封する予定をしております。

そのほか、大阪府では府内市町村が空き家対策の推進及び地域再生のため、目的意識の共有化や意見交換ができる場として、大阪府空家等対策市町村連携協議会が設置されており、各市町村の取組やそのほかの情報、技術的な助言など、必要な援助がなされておりますので、水回りの補助金とかその件につきましても、この協議会での情報や周辺市町村の取組を研究し、空き家対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

空き家対策で令和4年度から10万円にすると。これは契約が成立した場合ですよ。登録した場合じゃなしに、借手が見つかったときに10万円が入るといような。これで一つでも多く空き家が登録されることを期待します。

そして、いろいろ協議会も設置されておると聞きましたけれども、三世代同居のように、空き家に対して、もしくは空き家の水回りだけリフォームするよな補助金というのは、町長、また考えていただけますか。一遍ちょっとその辺の見解をお願いします。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

空き家については調査もしているんですけども、やはり流通というんですか、使っていくとか使うよな形にやっていくのがまずは大事ななということで、空家バンクというのを創設して、それをまずはやっていきたいというふうに思っています。

ただ、いろんな制度設計があるんですけども、危険な空き家については当然ながら解体とかそういう助成もありますので、その辺は使っていただいたらいいと思っています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

あの手この手で、いろいろ対策を講じていただきたいというよなことを思います。

次に、保育料無償についてに入ります。

2018年から保育料の無償というように国から打ち出されました。河南町では、第2子以降の保育料無償というのは先駆けてやっておりましたけれども、後追いで国が2018年に保育料の無償化というようにことになりました。

その中で、河南町の現状、どういうふうになっておるかというのをちょっとお聞きします。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

保育料の現状のほうでございますけれども、令和元年10月1日から施行されました国の幼児教育無償化制度により、教育・保育施設を利用する3歳から5歳までの保育料が無償となり、0歳から2歳についても住民税非課税世帯については無償化の対象となっております。

また、幼稚園の預かり保育の利用者や認可外保育施設を利用する3歳から5歳までの保育料につきましても、国が定める限度額の範囲内ではございますけれども、保育料が無償となっております。

さらに、本町では第2子以降保育料無償化事業により、第2子以降の保育料につきましては年齢を問わず無償としているところでございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

住民税非課税世帯には無償化とかいろいろありますけれども、完全無償化にはまだなっていない。まだ0歳から2歳とかいろいろ、国から幼児教育の無償化制度とか言ったときに、これは若い世帯ですね、完全無償化かなというような取り方もされますので、本当に完全無償化になればもっと住みよい河南町、今、子供に対してもいろいろやっております。

完全に無償化にならないかというようなことも思われます。その点、課題のほうをちょっとお教え願えますか。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

保育料の無償化につきましては、これまでも町独自施策として公立、私立園を問わず第2子以降保育料無償化事業をはじめ、給食費の助成も行っております。例といたしましてです

が、保育園部門の2号認定児の場合ですと、給食費月5,100円かかっていますが、そのうち副食費といたしまして月4,500円を上限に助成しており、子育て世帯の経済的負担軽減に寄与していると考えてございます。

保育料のほかに、入園時に必要となる費用や教材費、給食費の主食費など保護者が負担する費用はございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

いろいろ今言われましたけれども、入園時にいろいろお金もかかる、そういうのもまだまだこれ考える余地があるのかなというようなことも思います。

また、副食1日500円ですか、そのぐらいの材料費を出さなあかんというようなこと。今、完全給食無償化というのを打ち出しましたね。その中で、小学校、中学校は無償というようなことになっています。でも、こども園に対してやったら500円ほど取っている。このギャップ、言っていることとちょっと違うんじゃないかと。1日500円、年間300万円ぐらいを補助していただいて、完全に給食費の無償化と言うんだったら材料代とかそういうのはなしにして、それも町で負担していただきたい。それで、やっと給食費の無償化につながるというようなことも思われますので、園児だけがそうしてそれを負担するというのは何かおかしいような気がいたします。

コロナ対策の一環として給食費の無償化をやるというようなことを言っておる中ですので、是非これもひっくるめて無償化していただきたいというようなことを思います。それを踏まえて、今後どういうふうな動きかというようなことをお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

今後につきましてでございますけれども、保護者の保育等のニーズや社会情勢の変化、町の財政状況なども鑑み、子育ては河南町でというスローガンの下、これまでの子育て施策を引き続き展開いたしまして、子育て世帯の経済的負担軽減に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

子育て世帯のいろいろ負担を軽減するというのを考えるというようなこと言われましたけれども、給食の無償化を大々的に言っていますよね。

そこで、町長、年間300万円ぐらいを余計に付け加えたら材料代を徴収しなくてもいいというようなことになっております。是非それをやっていただきたいですけれども、どうですか。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

いろいろ子育ての施策については充実していっているということでございます。

まず、給食費の話がいっぱい出ていますけれども、そもそも幼児教育・保育というのと義務教育とはまた別のものであるという考えの一つは立たなければならない。今までも、幼児教育・保育については、当然ながら負担を願うというのがもともとの考えだと思います。それを国の政策の中で、消費税のアップで社会保障というところで、3歳から5歳の保育関係については無償化をします。ただ、その中で給食に係る分については自己負担をというのが国の制度で、町のほうはその中から先ほど言った月額4,500円ですか、言うたら5,100円のうち4,500円とほぼもう9割以上を助成していると、こういうような状況になっています。

月額500円、保育園の場合は500円負担ということになっていますけれども、全体的な負担の在り方、幼児教育・保育の在り方を見極めた上で考えていく必要があるというのが1点と、それと、先ほど教・育部長の答弁ありましたように、財政的なことを全体的なバランスも見ながら考えていくというのが第2の視点と、こういうような視点を踏まえて検討したいと考えています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

是非検討していただきたい。金額少ないですので、大きな施策というようなことも言えません。完全無償化ですよ、給食も全部無償化ですよといった場合、大変効果があるというようなことも思われます。さすがは森田町長だな、完全無償化いうたら細かいところまで目が届いて、幼児教育の中の500円ですけれどもそれもやるというようなことや、やっぱり河南町

は差別化をしたいんだというんだったらそこも目を向けていただきたい。是非よろしく願いします。

そして、次に、生涯学習について。

河南町では、生涯学習の課が設置されているいろいろやっておられるというようなことも聞きます。その中で、生涯学習についての現状をちょっとお教え願えますか。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

本町におけます生涯学習の現状のほうでございますけれども、令和3年4月、庁内組織の一部改編、機構改革でございますけれども、教育委員会において一元的に生涯学習を推進すべく、生涯まなぶ課が新設されております。公民館、図書館を拠点といたしまして、文化、芸術、歴史関連についての振興、そして、総合体育館を拠点といたしましてスポーツの振興に取り組んでいるところでございます。

文化、芸術、歴史の振興につきましては、幅広い世代を対象とした各種公民館講座、大阪芸術大学との共催による講座やコンサート、近つ飛鳥博物館との共催による文化財講座の開催、また、学校、地域と連携を図りながら進める放課後子ども教室の実施、図書館におきましては、図書館まつりやブックトーク、そしておはなし会の実施など、多種多様な事業をもって進めているところでございます。

また、スポーツの振興につきましては、こども水泳教室やこどもダンス教室、そしてかけっこ教室、ヨガ教室、かなんぴあにおけるプールの一般開放など、町スポーツ推進委員やコナミスポーツと連携いたしまして事業を実施し、生涯スポーツの推進に取り組んでいるところでございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

いろいろ取り組んでいただいている。今、コロナによって2年間活動はされていない。また、今日でまん延防止等重点措置が解除された。これから一気にいろいろな行事をやっていくというようなことも思われます。

そこで、いろいろ今まで自粛してきたことを新たなアイデアの下で活発にやっていただきたいというようなことも思われます。その中で、いろいろありますけれども、課も設置され

て、その課題というのがあればちょっとお教え願えますか。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

課題のほうでございますけれども、今般のコロナ禍におきまして、感染拡大防止のために事業をやむなく中止、縮小せざるを得ない状況が続いており、住民の生涯学習の機会の確保をいかに進めていくか、それらが課題の一つと捉えております。

また、各種事業等で指導者の固定化や不足、文化・体育関係団体等の活動の支援や育成にさらに取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

具体策はあまりないというようなことになっておりますけれども、今後、ホームページを見たら人材バンクを創設して何かとか、いろいろホームページに書いていました。そういったことでいろいろ取組されているというようなこともホームページからうかがってみたら分かるんですけれども、本当に生涯学習という項目は全国の自治体で一生懸命取り組んでいる課題でもあります。元気に過ごす、何歳であろうがいろいろな学習ができるというようなことで、全国では本当にぱっと役所に入ったら生涯学習課が見える。そして、生涯学習のためのことがずらっと並んでいるようなことにもなっております。

そういう中で、河南町でもいろいろ考えておられると思いますけれども、今後、何か目玉になるような施策をやっていただきたいというようなことも思われますけれども、何か考えていることはあるんですか。よろしくお願いします。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

教育委員会のほうでは、指導者の固定化や不足等の課題解消に向けまして、令和3年度から生涯学習指導者登録制度、議員仰せの先ほどお話しされました生涯学習人材バンクを開始いたしてございまして、住民の多種多様なニーズに応えるため、新たな人材、指導者の発掘に取り組んでいるところでございます。

また、公民館講座やスポーツ教室を通じて、新たな活動団体の設立や指導者の発掘、生涯

学習の持続可能な環境づくりに努めるとともに、これからのウィズコロナ時代に対応するため、今後、オンライン講座や動画配信等の情報コンテンツを活用した取組なども検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ウィズコロナ時代に対応するということをおっしゃられます。

オンライン、本当に確立してオンラインをできるような状態にする、大切なことなんですけれども、そのほかに例えば1年に1回ですか、直木賞、芥川賞ですか、そういうのがよく報道されます。それに対して、作品の紹介、内容、文学的に文章がきれいというようなこととか、また大衆とかいうような区別はございます。それを一歩踏み込んで、図書館もございまして、そこで解説をする、興味を引く、これは一例ですけれども、そういった例を是非やっていただきたい。

そこで、また生涯学習の一つの入り口として何かつかんでいただきたいというようなことも思われますけれども、これは例ですけれども是非やっていただきたいんです。どういうふうな考えですか、これ2問目。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

具体的なお意見を賜りありがとうございます。

生涯学習の推進に当たり参考とさせていただきます。今後の講座等の実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

是非やっていただきたいというようなことを思います。

次に、農業政策についてです。

本町は、農業が主産業とかよう言われますけれども、本当に専業農家は少ないんです。皆兼業農家で、農業政策とか大々的に言っておりますけれども、なかなか浸透していない。そんな中で、主産業は農業だと言い張っています。



そこで、現状です。現状、本当に高齢化が進む中、農業の現状というのをどこまで把握されているのか、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町の主要産業である農業の振興を図るため、これまでもほ場整備事業や農道整備など農業生産基盤の整備を進めるとともに、遊休農地の活用、新たな担い手の確保に取り組んでまいりました。

また、農村活性化センター（道の駅かなん）を拠点に、地場製品の販売を行うことで、大都市近郊にあるという特徴を生かした都市住民との交流を図ってまいりました。

さらに、地域が行う農空間の保全や農地の多面的機能を維持するための取組の支援や、本年度、農林水産省がつなぐ棚田遺産に選定した持尾・平石地区における棚田保全の支援、新規就農者の参入、定着と促進に取り組むなど持続可能な農業の推進を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

農業に対しての現状は、本当にいいことばかり並べたような文章で、語り口でなっておりますけれども、そううまくはっていないというのが現状だと思います。持続可能な農業の推進、それは一番難しいところであって、持続可能にしていくためには農業の担い手がもう高齢化でどうにもならん、なかなか難しいという現状がございまして。

そこで、何か今、講じなければなりません。どうにか手を打たなければ、耕作の放棄地ですか、それもだんだん広がっていくというふうなことになっています。それを踏まえて、課題をどういうふうに捉えているのか、現状を見て、次の一手というような課題、何が問題なのかというようなこともちゃんと把握しなければなりません。

そういったところ辺をちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

農業における課題でございますが、本町においても農業従事者の高齢化や担い手の減少が進んでいるとともに、遊休農地や耕作放棄地が増加傾向であることが課題と認識しております。

そのような現状の中で、持続可能な農業の推進を図るためには、新たな担い手の確保だけでなく、農業経営の効率化や販路の拡大、農産品のブランド化など、農業経営の安定化を図ることが必要であると考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

課題も、言ったように農業従事者が高齢化、遊休農地、耕作放棄地が増加傾向にあるというのは、これはもう何年も前から分かっていることで、そこをいかにやるかというようなことになっております。

農業の経営、一番手っ取り早いのが高く売れるところを探す、ただそれ一点です。今、道の駅とかいうて、一部の人が自分で値段をつけて並べるといようなことはありますけれども、そういう中でもそんなに量ははげない。イチジクもいろいろ言われますけれども、大方仲買人に流れていくというのがこれは現状ですので、大量にいろいろはげないといようなこと。その中で、町は率先して販路の拡大といようなことをどないかできないか。それを確立したら、農業も作っても売れるといようなことになります。なかなか販路を見いだせない。

よく農業をされている一部の方は、無農薬で作ってそういうところに卸すといような、自分で販路を拡大して経営を成り立たせるといようなことも、それは当然やっておられる方もいてるかは知りませんが、それを町が何か手助けをするといようなことになったら、政策の一環として販路拡大に努める、そして農地法とかございますけれども、それは法律でございましてなかなかそれを変えられないですけれども、特例で何か河南町の農地法をどうにかやるといようなこともございます。

そうした観点から、今後、販路拡大に向けて何か策があったら、また、農業に対してこういう策があるといのなら、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町における今後の施策については、これまで行ってきた施策を引き続き取り組むとともに、農業経営の安定化を図るために、新たなほ場整備の事業化の検討や、農地中間管理機構と連携した農地の利用集積、集約化の促進、またロボット技術やICTを活用したスマート農業への支援などについても進めてまいります。

さらに、議員仰せの販路の拡大や、農産品のブランド化などの新たな施策につきましては、今後も研究し、農業の活性化を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ロボット、ITとかいろいろ、スマート農業支援とか言っておりますけれども、耕作放棄地や遊休農地ですか、それは空家バンクのようなシステムでそういったことも考えて、そこに今、イチゴを水耕栽培でやったら年3回収穫して、それで収益が上がるというようなことが、ハウスメーカーが推進してイチゴ農家を探している。土地さえあればそういった方の参入もできる。その中で、遊休農地やそれを空家バンクのような登録制にできたらして、道がなかったらあきませんけれども、そういったところをちょっと大きな土地にまとめて、小さな土地だったら駄目ですけども大きな土地にまとめて、そういう業者も参入しやすいように、イチゴも販路というのは限られておりますので、そこで何か手を打つ、そういった施策が農業の中には必要じゃないかというようなことも思われます。

今、技術もだんだん進化して水耕栽培もかなりイチゴだけじゃなしにいろんな作物でも水耕栽培をやっておる。そんな中で、そういった業者の参入を目がけてそういったことをするというようなことを是非やっていただきたい。

担い手が不足するなら、もうこの土地は誰かに貸したりとかというのは、なかなか農地法がございまして難しいんですけども、その辺を空家バンクのようなシステムにして、農業活性化に向けて何か手を打っていただきたい。その辺、町長、どうですか、お考えを。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

農業というのを活性化していくのは必要です。やはり食料の自給というんですか、そうい

うような自給率の問題もありますし、国全体としてはそういう形で進めていくということです。

ただ、河南町でどういう課題として、今、部長が答弁しましたように、課題が山積している。それが、遊んでいる土地とか耕作放棄された土地が課題である。その辺について、活用の方策として面的な整備を導入するというのとは一つの方法、それから、あとはその貸し借りの方法を考えていく、ここはいろいろ制度等もありましてやっているんですけども、なかなか貸し借りの成立が難しいという点があるのではないかというふうに思っています。

あと、新たにいろんな高収益が上がる作物への転換とか、いろんな政策があると思うんですけども、そういうのを推進していくつもりなんですけど、全体としてどういうところで売れるか、物がどういうふう to 売れるかというのが一番大事なところです。

ですので、販路とかどういうような流通システムができるのかというところが一つの課題なので、そういうところはこれから研究していきたいと思っています。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

是非よろしくお願いします。

次に、町道について。

町道の現状です。今、町道、予算が少ない。なかなか年間に何mですか舗装の打ち替えとかいろいろあります、整備とか。路肩整備から、水路からといったらかなり金額もかかる。予算的に見たら何か事業分の予算が大分少ない。また、町道のメンテナンスをするのに当たって、そんなんで追いつくのかなというようなことも危惧されます。

町道についての現状をお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

町道の現状でございますが、現在、町道は実延長で約153kmあり、河南町から愛知県豊橋市までの直線距離とほぼ同じでございます。このうち、アスファルト等で舗装された路線の実延長は142kmでございます。これらの管理につきましては、舗装、擁壁、側溝、橋梁、トンネル等の道路本体を構成する構造物や、道路照明灯などの道路附属物、センターライン、外側線等の路面標示など多岐に及びます。

舗装等の構造物の維持管理に関しましては、交付金等の特定財源を確保しており、橋梁やトンネル、道路附属物につきましては、道路法等の規定によって定期的な点検を実施し、その結果に基づき補修を年次的に行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

町道、今聞いたように153kmある。それをアスファルトの耐用年数、いろいろありますけれども、使ったら使うほど早く傷みますけれども、それを順次整備していく、アスファルトだけじゃなしに、本当に言われているようにいろいろな構造物もでございます。それで本当に追いつくのかというのは、この予算の範囲内でやっていくというのはかなり優先順位をつけてやる。大宝地区の舗装の打ち替え、目立ったところは大宝地区、さくら坂地区になりますけれども、まだまだそれ以外の農道もたくさんありますので、そういったところを本当に順序よくやらなければ、なかなか町道の維持管理というのは難しいというようなことも思われます。

その中で、どういった町道に対しての課題を認識されておるのか、どういったことを重点的にやるのかというようなこともちょっとお聞かせ願いたいです。よろしく申し上げます。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

道路管理における課題といたしましては、毛細血管のように町域の隅々まで行き渡っている道路網であることから、全ての面に対して適正管理を行うためには多大なコストが必要となっております。

さらに、地域に密着した町道に対しては、これまでは地元地域である程度の維持管理をしていただいていた経緯がございますが、維持管理の担い手の高齢化や人口減によりまして、そういった道路に対しても町の維持管理が必要となってきたということが課題であると考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

その課題の認識が、人口減によってなかなか難しいというようなことになってはいますが、矢祭町かどこかの町では、町道を全部現物支給してやってもらう、できるところはそれでやるというようなこと、それで危機を脱しているというような事例がございます。

そうしたら、農道に対しても現物支給で地域の人に整備してもらう、そういう方向転換をして、距離の長い農道を維持していくというようなことも考えなければなりません。農道の種類によっても、町道の種類によってもそんなできないところはたくさんございます。できるところはそういった形でやる。

そして、道路標識からいろいろございます。そういった中でも、センターラインを雨の日、暗かったらなかなかセンターラインを目当てに走るというのは、もうこれ当たり前の走り方ですので、できたら町道に、なかなか整備が遅れていく、優先順位をやってもお金がないからなかなか整備できないというところも、できるだけ側道のライン、センターライン引けないところもたくさんあります、道路の幅員によって。そういった側道のラインを本当に整備していく。

傷んだ道路でもラインさえきっちりしておいたら交通事故も防げる、また見栄えもいいというようなことになりますので、それを踏まえて、今後の対策をお聞きかせいただけますか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

議員仰せのように、センターラインや外側線といった路面標示は、道路交通の安全及び道路構造物の保全面で重要なものでございます。令和3年度におきましても、寛弘寺竹ノ内線や青石杉ノ木線でセンターラインの更新を行ったところでございます。

路面標示は、自動車等で道路を利用する方の安全にとっては最も身近な安全運行の道しるべであり、この維持管理も今後の課題の一つであると考えてございます。

従いまして、今後も財源の確保を図りながら、舗装等の修繕や橋梁、トンネル等の計画的な管理を進めていくとともに、センターラインや外側線といった町において管理ができる路面標示につきましても、年次的に進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。

予算を見ているとなかなか難しい。一昔前は、箱物や工事に対しての予算はたくさんついていました。そうした観点から、せめてラインを引く予算だけでもちょっと余計につけていただきたい。

河南町に入ってきて、府道だったら横断歩道が消えているところばかりです。府道は、ほんまにラインというのはみんな消えて、大阪府はどないなっとるのかなと思う。大阪府から来てはる人いてますけれども、副町長、是非お願いしたいんです。

センターラインは消えている、府道は、横断歩道は手挙げて行けと言うて、横断歩道は消えている。そして、また車は進化して、センターラインはみ出したら警告が鳴るようなことにもなっています。ちゃんとした大きな幹線道路、大きな道路であつたら、そういったラインも引ける。

河南町の中の府道に対してだったらセンターライン、また停止線、横断歩道も消えている。せめて河南町の町道だけでも、河南町は差別化している、どこ走ってもちゃんとラインが引いて走りやすいというようなことが第一の差別化だと思います。

ラインもそこそこお金も要りますけれども、道路打ち替えるに対してより大分安くつきます。その辺、町長、本当にそういった方向に目を向けて予算をつけていただきたいけれども、どういうふうに思われますか。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

町道の現状というのは部長の答弁のとおりなんですけれども、いろんな道路構造物、附属物いろいろ、当然ながら交通安全対策としてやっているものもありますし、規制的な標識とかそういうようなものについては公安委員会なんですけれども、案内とか当然ながらうまくいくような形での道路の安全確保という点では、順次進めていく必要があるとは考えていますが、全体として、町の中でどういう形で進めるかというのは、検討していく必要があると思います。

ただ、今までと若干違うという社会状況もあるかと思います。町道のほうがすごく長いんですけれども、今まで住民協働というところで、以前から道づくりというんですか、地域とか地区で道づくりをしていただいて、そこに町のほうは材料を支給するというような制度を

もうずっとやっているんですけども、なかなか担い手というんですかそういう作業をする担い手がだんだん少なくなっているという現状もあって、なかなか町道の管理というのが行き届かないという点があるとは思いますが、安全確保のためパトロールとかそういうようなものをしてしながら、町道の維持管理に努めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ありがとうございます。

町道に関しては、ラインだけでも引くようによろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。

休 憩（午前11時00分）

~~~~~

再 開（午前11時10分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、福田議員の発言を許します。

福田議員。

○9番（福田太郎）

議席番号9番、自民・夢・希望会派内、立憲民主党、福田太郎、個人質問をさせていただきます。理事者におかれましては、ご答弁をよろしくお願いいたします。議長におかれましても、ご配慮のほどよろしくお願いいたします。

このたびは、私、この第8期河南町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画及び子ども・子育て支援制度（5か年）を見据えて、1の事項から4の事項において、9項目の事柄につき取組のお考えをお聞きします。

それでは、1の事項の介護保険制度事業における（1）、（2）の項目につきお聞きします。

最初に、(1)の項目、要支援者1・2と要介護者1・2の在宅介護給付支援事業についてお聞きいたします。

私は、以前から再三にわたり提言と支援策の願いをしておりますが、特に低所得世帯の独り・二人暮らしの高齢者や親と同居されている低所得世帯者が、日常生活において困窮されている方々で要支援1・2や要介護1・2の認定を受けておられる介護者に対して、在宅介護給付サービス支援事業での横出し・上乗せを利用しやすくするために、現在の補助金への増額に向けた取組について、是非、取り組んでいただきたいが、その点についてお聞かせいただきます。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

いわゆる横出し・上乗せへの支援補助事業などにつきましては町単独事業となり、その財源は全て第1号被保険者の保険料で賄うこととなります。

また、介護保険料負担の軽減につきましても、町として第8期介護保険事業計画において、従前の12段階をさらに細分化し、15段階による保険料率の設定を行うことで、低所得者の負担軽減を図りました。第1段階から第3段階の方の保険料率は、国制度による軽減を実施しており、低所得者の保険料負担の軽減を図っているところでございます。

年々、高齢化率が進展し、今後さらに保険料や財政負担が伸びることが考えられる中、保険料の引上げとなり被保険者の負担が大きくなる単独での事業の実施は、サービスを利用されていない被保険者を含め、全体的な理解が得られないと考えます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま、田村部長から要支援1・2、要介護1・2の方々の事業に対しての取組についてお聞きかせいただきました。

その中で、再度お聞きしますが、ただいまの要支援、要介護の認定を受けておられる方の在宅サービス支援事業での横出し・上乗せの利用に対する補助金の増額に対しての、介護保険制度事業における保険料と利用負担金の免除に向けて、以前にも私提言させていただいておりますが、再度、この点について、お考えをお聞かせいただけますか。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

先ほどもお答えさせていただきましたように、いわゆる横出し・上乘せ等の補助金の財源につきましては、やはり被保険者の負担が大きくなると考えられますので、現在は考えておりません。

以上です。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

大変しつこいようなお願いをしておりますが、またできたら、今後、低所得者の皆さんが暮らしやすいように、介護保険料とか介護利用負担金の免除に向けた取組を切にお願いいたしまして、森田町長、今回の項目（１）、（２）の取組への思いについて、あったらお聞かせいただけますか。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

介護保険の制度について、以前からずっと福田議員にはいろいろご提言いただいておりますけれども、やはり制度設計のこともありますので、なかなかちょっと踏み出すというところまでは行っていないというのが現状だと思います。

ただ、やはり高齢者の方々に低所得者に対してのややその負担軽減というのは、いろいろあると思うんですけれども、やはり保険料というんですか、納める保険料の軽減策というところが一つ。これは国の政策もあるんですけれども、国の政策でのやはり低所得者対策というのが行われております。この分については、当然ながら財源補填というのがあるんですけれども、それ以外に、町単独で、先ほども申し上げましたけれども、やはり細分化というんですか、段階の細分化とか、そういうできる範囲で、全体として低所得者対策を第8期の計画の中でもやっているという状況にあると思います。

それから、やはり財源で基金とかそういうようなものも使ってやるというふうな考え方もありますので、今回の3月の補正でも、一部そういう基金をどうしていくかという点についても考えながら、全体としての負担軽減を図っていききたいなというふうには考えております。

サービスについては、保険事業の中でいろいろやっていくということで、以前からもご提言いただきました認知症の対策とかそういうようなものについては、令和4年度からいろいろもう予算計上もさせていただいていますので、ご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございます。

森田町長のお考えよく分かりました。くどいようですが、今後とも、低所得世帯者や低所得高齢者の皆様への横出し・上乘せの補助金の増額と、介護保険料と利用負担金の免除に向けた取組を切にお願い申しておきまして、次の項目、（2）の質問に移らせていただきます。

それでは、（2）の項目、我が町での介護難民と介護離職者への予防策と実態数及び介護難民と介護離職者への支援対策についてお聞きいたします。

我が町でも、既に65歳以上が4人に1人になろうかとなっておりますが、今後ともますます高齢化に向けて進展する中で、介護難民という社会現象が発生することを大変危惧されているわけですが、町行政では、介護難民への予防策と実態数についてお聞かせください。

また、介護離職者については、両親や配偶者の介護をするために仕事を辞めることであり、既に平成25年での総離職者数は718万人で、介護を理由に離職した人は9万3,340人と厚生労働省では試算されております。

そこで、河南町での介護離職者への支援対策において、今後どのような支援策に取り組んでいただけるのか、さきの事柄も併せてお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

介護を必要としながら介護を受けることができない介護難民の問題は、大きな社会問題の一つであります。介護難民は増加傾向にあり、2025年には約43万人になるとの試算もあります。

現在、日本では介護を必要とする高齢者が多く存在するのに対し、支援を行う人が圧倒的

に不足しております。働き手の減少や介護職における業務内容と低賃金の問題などへの対策として、国では、介護報酬に介護職員の処遇改善加算や特定処遇改善加算を設け、介護職員不足対策としております。

また、本町におきましても、高齢者が安心して暮らしていける社会の実現に向け、より一層、介護予防事業の充実を図るとともに、大阪府、大阪府町村長会等を通じまして、さらに国へ要望してまいりたいと考えております。

次に、介護離職の問題ですが、家族の介護を理由として離職する人が全国で年間10万人前後で推移している現状があります。国では、介護離職ゼロを目標に掲げ、介護休業制度や介護休暇制度、要介護状態にある家族を介護する労働者について、時間外労働に関する制限など、介護と仕事を両立できるような制度が設けられています。

しかし、そういった制度を知らない、取得しづらいという方もあり、住民に最も身近な地域包括支援センターから介護保険制度や介護休業制度などの周知に努め、介護と仕事の両立を希望される家族の不安や悩みを解消してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま、我が町の介護難民への予防策と実態数と介護離職者への支援対策において、田村健康福祉部長からのお聞かせいただきました。

そこで、田村健康福祉部長、我が町でも今後さらなる高齢化が進む中で、介護難民を出さないためにも、予防対策と対応をしっかりと強化されることを強くお願いしておきます。

また、河南町での介護離職者への支援対策の取組においても、河南町行政において、我が町の介護離職者が親、家族を安心して介護しやすい環境づくりの促進のために、勤務先の企業に理解と協力を求めるための河南町版河南町介護離職者支援事業の策定づくりに取り組んでいただくことを、森田町長、関係各部課長に強くお願いしておきます。

それでは、次に、2の事項への質問に移らせていただきます。

それでは、2の事項の町の高齢ドライバー対策において、（１）、（２）の項目についてお聞きします。

まずは、（１）の項目の高齢ドライバーの更新状況と啓発等についてお聞きします。

高齢ドライバーにおいて、新聞記事やテレビ報道等で、75歳以上の運転、死亡事故増や操

作ミスへの対策の強化をされておられます。

そこで、国では高齢ドライバーを対象に、認知チェックを厳格化した道路交通法に改正されて施行をされておられるわけであります。

そこで、我が町での高齢ドライバーへの更新状況や啓発等について、詳細にお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

高齢運転者による交通死亡事故の発生状況等を踏まえまして、平成29年に道路交通法が改正され、認知症対策のほうの強化が図られております。

本町における高齢運転者の免許更新状況でございますが、大阪府交通安全協会が発行いたします令和2年度の交通白書によりますと、河南町全体の免許証保有者数は1万709人で、そのうち75歳以上の方は1,132人となっております。免許証の更新がなされているというふうに考えております。

高齢運転者への講習につきましては、免許証の更新時や春と秋に開催されます富田林警察署の交通安全運転者講習会などで高齢者の交通事故の現状が報告され、自主的な免許証返納などを呼びかけているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま、渡辺部長から更新の状況と啓発活動について、詳細にお聞かせいただきました。次に、（2）のことにおいて、我が町での高齢ドライバー免許証返納者の支援策についてお聞きします。

高齢者運転での年齢別の返納率では、2019年には65歳以上で3.1%、75歳以上で6.2%、85歳以上で14.45%と、免許返納数は年々増加し、今後とも増えると思われております。

そこで、河南町の高齢者ドライバーが自主的に免許を返納された後、町外の病院への通院や、様々な用事等に出かける際の移動手段の支援策を講じていただきたい。例えば、高齢者で運転免許証を返納された方々に、年間十数枚のタクシー券や路線バスの利用券を配布する支援事業に取り組んでいただきたいが、その点についてお聞かせいただきたい。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

運転免許返納者への支援策といたしまして、大阪府では、65歳以上で免許返納後5年以内に運転経歴証明書の発行を受けた方に対しまして、サポート企業として登録された大阪府内の店舗において、買物の割引や施設利用の割引、またタクシー利用額の割引などの特典を受けることができ、自主返納の促進に努めております。

本町におきましても、大阪府の進めるサポート企業募集の周知のほかに、町独自の運転免許返納者への支援策につきましては、他市町村の支援方策などを参考に検討してまいりたいと思います。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま、渡辺総務部長より、我が町での高齢ドライバー免許返納者への支援策について、町独自の高齢者の運転免許返納者への支援策について、他市町村の支援方策などを参考にしというような述べ方をさせていただいておりますが、他市町村のことは他市町村のことであり、是非、我が河南町住民への運転免許返納者に対して、年間十数枚のタクシー券か路線バスの利用券を配布する支援事業に早急に取り組んでいただくことを強くお願いしておきまして、次の3の事項に移らせていただきます。

次に、3の事項、障がい者施策事業において、（１）、（２）の項目についてお聞きいたします。

それでは、（１）の項目、さらなる河南町の障がい者への福祉事業についてお聞きします。

これまでも、障がい者福祉事業において、障がい者、児童福祉の充実に向けて促進していただいております。大変感謝と御礼申し上げます。

そこで、今後とも、障がい者へのノーマライゼーションの理念に基づいて、毎年、河南町障がい福祉計画にのっとり促進をされる中で、さらなる町の障がい者福祉事業でどのような問題点と諸課題を山積みされているのか、お聞かせいただきたい。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

本町では、令和3年3月に第6期障がい福祉計画を策定し、その基本理念であります「障がいのある人が、自己決定に基づいて、その人らしく生活できるまち、障がいのある人とならない人が、互いに理解しあい支えあってきずなを深め、共に生きるまち」に基づき、町民と行政が一体となって、本町の障がい者福祉を推進しているところでございます。

問題点としましては、計画の目標に掲げた「施設入所者の地域生活への移行」、「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」、「福祉施設から一般就労への移行」、「相談支援体制の充実・強化」などの諸課題がございますが、それぞれの目標の達成を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま、述べていただきました障がい者に対する支援策での第6期障がい福祉計画の目標に掲げた支援事業での支援において、さらなる充実支援に向けて促進されることを強く念願しておきます。

そして、今後とも、河南町での諸課題や問題点の解消と、さらに障がい者の皆様が日々の生活で安心・安全に暮らせるように取り組んでいただけることを強く念願しておきます。

次に、（2）の項目に移らせていただきます。

それでは、（2）の項目、我が町での知的障がい者へのさらなる支援施策についてお聞きします。

我が町では、令和3年12月末で、知的障がい者の方々が軽度から重度まで百数十名の方がおられます。そして、知的障がい者の親御さんの年齢層も高齢になられており、我が子を自宅で面倒や世話をすることができなくなる状況になっております。河南町内でもこういうことも発生しております。

しかし、このような状況の下で、我が町の知的障がい者の方々を施設に入所させるにも、先ほども言いましたが、施設の不足によりスムーズな入所ができない現状にもなっておりますが、今後、その対処と対応をどのように取り組んでいただけるか、お聞かせいただけますか。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

令和3年3月の障がい福祉計画の策定に当たり、障がいをお持ちの方へのアンケート調査を実施いたしました。

今後も、社会福祉協議会などとも連携しながら、ニーズの把握に努め、知的障がいをお持ちの方も含め、よりよい支援に努めてまいりたいと考えております。

議員仰せの世話をする親の高齢化や施設不足の問題ですが、社会福祉協議会や相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、支援学校等の教育機関などとの連携を密に図り、引き続き、情報共有していきたいと考えております。

さらに、成年後見制度の積極的な周知を実施するなど、多様な角度から支援を受けられるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま、田村健康福祉部長より、知的障がい者の方々の自宅での日々の生活支援での対処と対応の取組について重要性を述べていただいておりますが、城田副町長から、（1）、（2）の項目においての取組への思いを、少しお聞かせいただけますか。

○議長（浅岡正広）

城田副町長。

○副町長（城田国昭）

障がい福祉の施策の取組への思いということで、お答えさせていただきます。

本町の障がい福祉計画の目標は、国や府の指針や考え方を基に踏まえて掲げているものでありまして、その実現を目指して着実に取り組んでまいりたいと考えております。

また、知的障がい者への支援につきましては、町だけでは特効薬的な取組というのを行うことは難しいと考えておりまして、先ほど部長の答弁にもありましたけれども、社会福祉協議会や事業所などのご意見も踏まえながら、適切な支援を受けていただけるように、可能な限り町としても取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございます。

ただいま、城田副町長より、我が町での知的障がい者施策事業における取組について、述べていただきましたが、くどいようですが、今後とも、河南町行政では、我が町の知的障がい者の方々が、一人でも日々の生活の上で安全・安心して自宅で暮らせるようにしていただくために、現在の河南町障がい福祉計画（案）の支援施策事業の実施の中で、しっかりと取り組んでいただくことへの提言と確約のお願いをしておきます。

次に、4の事項に移らせていただきます。

それでは、4の事項の（1）の項目、児童・生徒の携帯電話でのネット依存対策についてお聞きいたします。

ご承知のように、全国的に小学校高学年や中高生の生徒たちにおいて、携帯電話でのネット依存については、いまだに減少をしておりません。

そこで、町教育委員会では、我が町の児童・生徒による携帯電話におけるネット依存への撲滅に向けて、学校側と保護者の協力の下で、児童・生徒のスマホやガラケーでの携帯電話の使用時間の実態調査とさらなるネット依存症への対策について、今後、どのように取り組まれるのか、併せてお聞かせ願います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

スマートフォンなどの携帯電話の使用時間の実態調査のほうでございますが、全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力、運動習慣等調査にて一定把握しているところでございます。

「ふだん（月曜日から金曜日）、1日当たりどのくらいの時間、スマートフォンなどの画面を見ているか」というような質問に、本町の小学校では、1時間以上3時間未満が約半数、中学校のほうも同じような結果でありました。

次に、携帯電話によるネット依存への対策のほうでございますけれども、小・中学校では、サイバー防犯教室やSNSでのトラブル未然防止等の授業や講話、情報教育講演会などを実施いたしておきまして、ネット依存などに対する注意喚起、指導を引き続き行っているところでございます。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございます。

ただいま、我が町での児童・生徒の携帯電話でのネット依存対策について、湊部長よりるお聞かせいただきました。

町教育委員会におかれましては、小・中学校を通じて、今後とも、保護者に対して、子供たちが携帯電話でのネット依存症にならないように、保護者と共にしっかりと今後とも取り組んでいただくことを強くお願いいたしまして、次の（２）の項目に移らせていただきます。

それでは、（２）子供たちへの脱法ドラッグ対策についてお聞きします。

ご承知のように、特に大阪府警では違法脱法ドラッグ「ダメ。ゼッタイ。」キャンペーンの啓発活動も引き続きしていただいております。

しかし、違法脱法ドラッグの入手では、合法的に違法脱法薬物を偽装し化粧袋に入れ、インターネット通信やアロマ専門店での販売をされており、誰でも手に入れやすい実態状況であります。

そして、違法脱法ドラッグの依存症は、人によって多少の違いがあるようではありますが、違法脱法ドラッグを一度使用した場合でも依存症にかかり、一生、依存症との付き合いを強いられて抜けられない、恐ろしい違法脱法ドラッグであり、個人の健康上の問題にとどまらず、犯罪の誘引となるほど社会全体の問題となっております。社会教育での重要な観点から、町教育委員会より中学校側に対して、生徒たちに違法脱法ドラッグの乱用と使用等の恐ろしさを教えるための方策に向けて、どのような強固な取組をされておられるのか、詳細にお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

今年度におきましてですけれども、大阪府立高校の生徒が大麻取締法違反の疑いで逮捕されるなど、数件の事犯が発生し、現役の高校生や中学生までもが薬物事犯に関わっていることなどから、児童・生徒のすぐ近くまで薬物が蔓延してきている状況ではないかと考えてございます。

それらのことを受けまして、令和4年3月3日付で大阪府教育庁から「大麻等薬物乱用防止教育の更なる充実について」の通知がございまして、同日付で、さらなる指導を行うよう、

町内の各小・中学校長に通知を行ったところでございます。

また、国では「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を平成30年8月に策定しており、目標の一つに、「青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」が掲げられており、小・中学校における薬物乱用防止に関する指導の徹底など、引き続き、学校での薬物乱用防止教育を一層推進することとされてございます。

これらを受けまして、本町の小学校高学年や中学校では、警察職員を講師に招き、薬物乱用防止教育を継続的に実施しており、児童・生徒の発達段階に応じた薬物乱用による心身の影響や依存症等についての学習に取り組んでいるところでございます。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございます。

湊教・育部長から子供たちへの脱法ドラッグ対策への取組について、河南町においての取組を述べていただきましたが、今後とも、森田町長、新田教育長、城田副町長、各関係職員と共に、子供たちへの脱法ドラッグ対策について、しっかりと取り組んでいただくことを強くお願いしておきまして、次の（3）の項目に移らせていただきます。

それでは、義務教育での学びの貧困対策についてお聞きします。

皆さんもご承知のように、国の文科省では2018年度から、学校・家庭・地域が力を合わせ、社会全体で、子供たちの「生きる力」を育むための新学習指導要領の移行措置を打ち出されスタートする中で、皆様もご承知と思いますが、教育を受ける権利も憲法で定めており、全ての国民が保障されております。

しかし、小・中学校にすら通えず、義務教育からこぼれ落ちてしまった若者がいることが、NHKの調査で明らかになった事柄で、義務教育での学びの貧困の問題であります。

そこで、これまで河南町立の小・中学校にすら通えず義務教育からこぼれ落ちました子供たちや若者がおられたのか、それと実態調査をされたのか、お聞かせください。

そして、今後、河南町教育委員会では、義務教育による学びの貧困への対策について、新しくどのような取組をされるのか、併せてお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

何らかの理由で学校に行けない児童・生徒につきましては、毎月、学校から報告を受けております。そして、実態を把握しているところでございます。その中には、貧困のため、いわゆる経済的理由による欠席者の報告は受けておりません。また、毎年、町立中学校の卒業者の進路状況調査を行っているところでございますが、全員が進学している状況となっております。

次に、学びの貧困対策といたしましては、児童・生徒の学習が経済的な理由で妨げられることのないように、就学に必要な費用を一定要件に該当する保護者に援助しております。その費用のうち新入学用品費に係る援助につきましては、入学前支給を平成30年度から実施しているところでございます。

そのほか、大阪府富田林子ども家庭センターと共催で、中学生を対象にしてございますけれども、学習セミナーを週に1回、中央公民館のほうで実施しているところでございます。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま、湊教・育部長より、我が町の義務教育での学びの貧困対策の取組について、しっかりとその取組に対してのお聞かせいただきましたが、我が町の学びの貧困への実態調査等を今後ともしっかりと把握していただくようお願いします。

今後とも、河南町の義務教育での学びの貧困等に対してしっかりと取り組まれるようお願いしておきまして、新田教育長からの所感をお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

学校では、教育基本法や学習指導要領に基づきまして、教育の目的及び目標の達成を目指しています。そして、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の担い手となることができるようにすることが求められています。

このため、教育委員会としましては、子供たちが学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばすようにしていくために、いかなる理由を問わず学びの保障に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま、我が町の義務教育での学びの貧困対策に向けて、所感を新田教育長より述べていただきました。

今後とも、文部科学省の肝煎りのスクールロイヤー制度を大いに活用され、しっかりと取り組んでいただくことを、河南町教育委員会と共に、森田町長、そして新田教育長、副町長、各関係部課長におかれましても、強く念願しまして、今回の質問を終わらせていただきます。

そして、新田教育長におかれましても河南町行政におけるハード面、ソフト面での運営に際して長きにわたりしっかりと取り組んでいただいて、今後ともよろしくご指導ご鞭撻お願い申し上げまして、私のこれで一般質問を終わらせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

福田議員の質問が終わりました。

ここで午後1時まで休憩とします。

休 憩（午前11時54分）

~~~~~

再 開（午後 1時00分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中川議員の発言を許します。

中川議員。

○10番（中川 博）

議席ナンバー10番、公明党、中川博でございます。

まず冒頭、ロシアの侵攻によりお亡くなりになられた方や負傷された方々に対して心から冥福とお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く停戦状態になるよう願っております。

また、福島県沖を震源とする震度6強の地震により犠牲になられた方々のご冥福を祈るとともに、被災された方々へ心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告書に従って一般質問を行います。

質問事項は、1、デジタル田園都市構想に関する取り組みの推進について、2、プラスチックごみについて、3、大阪スマートシティ戦略関連について、4、不妊治療について、5、コロナ関係についての5事項でございます。取決めにより質問は一問一答方式で行いますので、その点も十分考慮していただき、町長及び答弁者におかれましては、積極的に前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

まず、1事項目の質問でございます。デジタル田園都市構想に関する取り組みの推進について伺います。

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は河南町にとっての喫緊の課題となっております。今後は、新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐ上で人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療、福祉といった日常生活の現場の変容が求められております。そして、今、政府のデジタル田園都市国家構想への取組をはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を適切かつ迅速に推進し、全ての住民の方がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来しました。

そこで、河南町でも、子供たちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、新しい分散型社会の構築など、デジタル田園都市国家構想の河南町における取組も有意義と考えております。

それでは、1項目め、全ての子供たちの学びの継続のために取り組むことについてでございます。

全ての地域で感染症拡大防止や不登校児童・生徒への柔軟な対応など、誰もがどこでも安心して学び、継続できるように、リモート授業、オンライン授業を可能にするための通信環境等の整備、デジタル教材や通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した対応ができるように取り組むべきではと考えます。

また、町長の施政運営方針のSociety5.0時代を担う人材育成にも述べられておられましたけれども、具体的に現状はどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

本町の現状といたしまして、令和2年度に、児童・生徒全員1人1台端末、パソコンでご

ございますけれども、それと学校内の通信ネットワークの再構築を終え、令和3年度からは調べ物学習や、体育の授業で動画撮影を行い個々の技術確認などに活用するとともに、今後の家庭学習等を見据え、各家庭における通信状況の調査や家庭学習での課題などのアンケート調査を行ってまいりました。家庭学習での課題といたしましては、インターネットへ接続ができない、アプリケーションへログインができないなどがございまして、それらの対応といたしまして、令和4年度は大阪府GIGAスクール運営支援センターに本町も参加いたしまして、学校内や家庭での端末のトラブルやネットワーク障害等についてのサポートを受けることとしてございます。

また、デジタル教材といたしましてAIドリルの導入を予定しており、オンライン授業等を視野に入れたICTを活用した事業を進めるとともに、引き続き子供たちに必要な学校教育に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

今、湊部長にお答えいただきましたけれども、町長のほうがかなり踏み込んでいただいておりますので、ご存じのように、Society1.0は狩猟社会であります。Society2.0は農耕社会、そしてSociety3.0は工業社会、Society4.0は情報社会、この辺までは何とか、何となく私も分かるんですけれども、Society5.0はサイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムによって開かれる社会、つまり先進技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新しい社会で、もう私には頭が痛くなるような社会でございますけれども、町長が施政運営方針で新しく取り入れられましたので、もう少しスピード感を持った、踏み込んだ回答になるというように期待しておりましたけれども、少しずつ確実に進めているということですので、着実によろしくお願ひしたいと思ひます。

2項目めですけれども、医療への適時適切なアクセスのためについて伺いたひと思ひます。

地域住民が安心して医療にアクセスできるよう、オンライン診療等を誰もが身近に受けられるよう、現在、オンライン診療を適切に実施する前提となっているかかりつけ医師、定義といたしましては、健康に関することを何でも相談できる上、最新の医学情報を熟知して、必要などときには専門医療機関を紹介してくれる身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師ということでございますけれども、それにつきまして、各地域に適切に配備すると同時に、その存在と役割を周知する広報活動など、全ての住民がかかり

つけ医師につながるための取組を強化することも必要ではないかと考えますけれども、河南町の現状はどうなっているのか伺いたと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

河南町におきまして、内科が5件、小児科が1件ございます。また、富田林医師会管内の指定医療機関であれば、各種予防接種や健診等を受けていただくことができ、医療機関の情報につきましては、毎年4月に広報と一緒にお配りしております河南町保健事業のご案内にも掲載させていただいております。

オンライン診療等につきましては、新型コロナウイルス感染症において適宜実施されていると認識しております。健康に異常がない場合でも、日頃からきちんと健診をし、気軽に相談ができるかかりつけ医を持つことは、ご自身の健康維持にも大切なことですので、かかりつけ医を持たれるよう、広報やホームページ等でお知らせさせていただきます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

今、田村部長からお答えいただきましたけれども、そのとおり、やっぱりかかりつけ医を持たれるということは非常に安心できると思いますので、また広報等よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3項目め、新しい分散型社会の構築のためについてでございます。

地域の新しい兼業農家やデジタル人材の確保に向け、地方で働く人を増やす転職なき移住、地方創生テレワークを実現するためのテレワークの拡大や、サテライトオフィスの整備等に対する補助金等の拡充や税制の優遇、さらに、移住者への住宅取得支援や通信料金の軽減など、分散型社会の構築への総合的な取組を積極的に進めてはと思いますけれども、魅力的な地域づくりのための河南町の対応を伺いたしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

地方創生テレワーク推進に向けた検討会議において、新型コロナウイルス感染症の拡大を



受け、東京都23区では4割以上の方がテレワークを経験し、地方移住や兼業、副業、ワークライフバランス充実への関心の高まりが見られると現状分析されております。

また、この機会を受け、東京圏に立地する企業などに勤めたまま地方に移住して、地方で仕事をする地方創生テレワーク（転職なき移住）が推進されています。働き方改革を通じて地域の活性化が期待できるこの地方創生テレワークについて、補助金等の活用や先進事例の調査、研究等を行い、移住定住人口の増加や地域経済の活性化のために検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

辻本部長ありがとうございます。検討していただくということで、やはり時代が、もうこのような時代になってきておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

少し再質問させてもらいたいと思ひます。

地方創生テレワークは、自治体、我々ですね、企業、働き手のいずれにとってもメリットの大きい三方よしの取組でございます。そのためには、選ばれる地域に向けた自治体の魅力的な地域づくりが重要でございます。河南町が選ばれることが大事なわけでございます。

その上でお聞きいたしますけれども、今月の10日にぶくぶくドーム、河南町のぶくぶくドームですけれども、行われた前佐賀県武雄市長、樋渡啓祐氏の講演、「地方創生・佐賀県武雄市の実例から学ぶ」を私、拝聴いたしました。その中で、大事な3つの要素は、ブランド、スピード、ストーリーだそうでございます。詳しくは言いませんけれども、結果として、一つの例として、河南町もホームページをリニューアルするそうでございますけれども、この1番目のブランド力という意味で、武雄市への年間アクセス数、5万件が幾らになったと思ひますか。結果、48億7,000万件になったそうでございます。それだけ武雄市が広まったということでございます。

2つ目のスピードは、概ね理解できると思ひますけれども、スピード感を持って何事もやっつけていかなければいけないということでございます。

3つ目のストーリーでございますけれども、ストーリーが積み重なるとヒストリーになります。物語が歴史になるわけでございます。また、「ヒ」はラテン語で豊かという意味だそうでございます。町長が描いておられる魅力的な地域、また、まちとはどういうものか。こ

これは、森田町長にお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

お答えさせていただきます。

前武雄市長の樋渡さん、何年か前に私も講演を聞いたことがあります。やはりバイタリティーに優れた方だというふうに思っております。成功というか、図書館の成功例とか、いろんなものが武雄市から発信されているということは重々承知しております。

本町においても魅力を高めるためにどうするか。いろんなツールというんですか、道具があるとすけれども、その一つがホームページということで、ホームページのリニューアルには大いに期待をしていると。その中でやれることをどんなことかというのは考えていきたいと思っております。

やっぱりスピード感を持ってやるというのは一番大事だと思います。行政にあっては、やはり年度の予算というのがあって、その枠組みの中でやらなければならないという、一つ制約はあるんですけれども、その中でもやはり臨機応変というんですか、そういうようなものに対応するということが、今のデジタル社会というんですか、これについていこうと思えば、なかなかそのスピード感が間に合わないというところが多々あるかなとは実感しています。

本町で何を発信すればいいのか。発信する材料というんですか、そういうようなものを何か探すというのが一つ。我々の目を見て、行政の目の中で見る部分と、広く住民さんが見る目、それから企業さんが見る目とか、いろんな目があるので、いろんなところからそういうようなご意見、それから提案等をいただきながらやっていきたいと、このように思っています。

ただ、そのときに使うデジタルというのは、一つ一つやはり住民さんにも理解していただかねばならないので、その一つとして、今カナちゃんコインというのやっていますけれども、スマートフォンを通じてですけれども、ちょっとなじんでいただくというのが一つあるかなと。そういうことから出発して、徐々に拡大するのをスピード感を持ってやっていきたいと。情報が飛び交うまちになるかどうか、外にどうやって発信するか、その辺が一つの鍵だと思うので、その辺のところは、町の魅力を発信できるものをつくるというか、見つけ出すというか、そういうようなこともやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

森田町長ありがとうございます。それでは、48億7,000万件以上のアクセスが河南町にありますように、よろしくをお願いします。

それでは、2事項目、プラスチックごみについて伺いたいと思います。

まず、1項目め、資源のプラスチックごみゼロ宣言についてでございます。

世界経済フォーラム2016年の発表によりますと、2050年にはプラスチック生産量が約4倍に増加し、海洋プラスチックごみ量が海にいる魚を上回るとされているなど、環境問題への対策は喫緊の課題でございます。そのような中、2022年4月よりプラスチックごみ削減とリサイクル促進を目的とするプラスチック資源循環促進法が施行されます。同法施行により、3R、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（製品の再利用）、リサイクル（資源の再生利用）と持続可能な資源化を促進することでプラスチックの資源循環を促し、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行加速が期待されております。誰一人取り残さない持続可能で、よりよい社会の実現を目指す持続可能な開発目標、SDGsにも、2025年までに海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減するとの内容をはじめ、環境問題への目標が掲げられております。一人一人の意識改革、地域からの小さな取組が大きな改革の力、目標達成に不可欠であると考えます。

国内では、例えば、2018年に神奈川県において、県内の海岸に打ち上げられたシロナガスクジラの体内からプラスチックごみが発見されたことを受け、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロを目指すとのかながわプラごみゼロ宣言を行うなど、各自治体において、いわゆるプラスチックごみゼロ宣言がなされ、行政や地域住民、企業団体などが団結して環境問題に取り組む機運が高まっております。

そこで、未来の世代を守るため、我が河南町においてもプラスチックごみゼロ宣言を行い、さらなる3Rを推進し、環境問題により積極的に取り組む姿勢を明らかにすべきではないかと考えますけれども、ご見解を伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

プラスチックは安価で使いやすいことから、社会への普及が急速に進み、現在では至ると

ころで使用されております。その一方、まちで不用意に捨てられるプラスチックなどが河川などを通じ海に流れ込み、海洋環境や生物に深刻なダメージを与えていることが問題となっております。国は、プラスチックを使用する製品の設計から廃棄物処理に至るまで、プラスチックのライフサイクル全般における循環を促進し、プラスチックごみの出ない社会を目指すため、令和3年6月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆるプラスチック新法を成立させ、本年4月から施行されます。

また、大阪府では、おおさかプラスチックごみゼロ宣言を行い、海洋プラスチック汚染の実態の正しい理解を深めるとともに、使い捨てプラスチックの削減や3R（リデュース、リユース、リサイクル）のさらなる促進に取り組むものとしております。

本町におきましても、ごみ減量化の一環としてシール制を平成8年2月より実施するとともに、資源ごみとしてペットボトル以外にも、瓶、缶、プラスチック製容器包装の分別収集を住民の皆さんのご協力の下、実施し、再資源化を推進しているところでございます。より一層環境問題への対応が求められている中で、プラスチックゼロ宣言を行うかも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

福田部長のほうから、検討するという事を言うていただきましたけれども、河南町ゼロカーボンシティ宣言をされるとちょっとお聞きしました。また、その取組の中にプラスチックごみ宣言があるともお聞きしております。少しは前進していると思いますけれども、今、部長のほうからお答えいただきましたおおさかプラスチックごみゼロ宣言への趣旨賛同には、令和4年3月2日、最近ですけれども、3月2日時点では32の市町村が宣言しております。近隣では、藤井寺市、羽曳野市、河内長野市、大阪狭山市、富田林市、太子町、千早赤阪村等が入っております。なぜこの河南町が入っていないのか、これは町長にちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

これ、私もちょっと調べてみて、その当時のものを知る者にも確認したんですけれども、

これという明確な理由はございません。そのときから河南町のほうは資源の分別化とかに力を入れているということで、取りあえず今も実行はしているという意味合いだったのかなと、今は考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

町長にお聞きしたかったんですけども、部長が次町長になるということですので、結構でございます。

やはり近隣の富田林市、太子町、千早赤阪村が入っているんです。河南町が、今、部長おっしゃられたように、すぐくごみの分別とかいろいろ進んでいるわけです。ですから、大阪府が推奨しているプラスチックごみゼロ宣言に趣旨賛同するというような申請をしたらええだけの話ですので、是非早急にやっていただきたいと思います。

次の項目、プラスチックごみは様々ありますけれども、より具体的に、身近なペットボトルのリサイクルについて触れたいと思います。

ペットボトルのリサイクル推進協議会によると、我が国のペットボトルの回収率は88.5%、リサイクル率は96.7%と、世界でもトップレベルでございます。2020年はおよそ40万8,000 tのペットボトルがリサイクルされました。例えば、再びペットボトルになるだけではなく、医療・土木建築資材、食品用トレイ、文具・事務用品等々、実に多種多様な製品に生まれ変わっております。また、温暖化防止等の観点では、国内で利用されているペットボトルの資源採掘からボトル生産、利用、排出回収、リサイクル、再利用まで、温室効果ガス総排出量はおよそ205万9,000 tであり、これは、もしリサイクルの再利用がない場合の排出量352万8,000 tと比較し、約42%も排出量が少なくなっているとの結果が示されております。つまり、ペットボトルはその高いリサイクル率により大幅に環境負荷を軽減していると言えます。

しかしながら、ペットボトルの回収過程で問題が生じております。それは、ペットボトル以外のごみの混入でございます。地域、場所による差はございますものの、飲料メーカー流通事業者等と連携し、ペットボトルを自動販売機に併設されたリサイクルボックスで回収する際、ペットボトル以外の大量のごみ・異物混入や、さらにひどいケースでは、リサイクルボックス周辺にまで入り切らないほどのごみが出ているというケースがございます。全国清涼飲料連合会の調査では、屋外施設自販機のリサイクルボックス内の異物混入率

は31%、たばこや弁当容器、紙カップ、ビニール傘など様々なものが捨てられている現状でございませう。廃棄物処理法上は、こうした異物の処理は、本来、国、地方公共団体が行うものである中、現状ではこのようなペットボトル以外の異物を飲料メーカーや流通事業者等が自主的に費用、労力等を負担し処理しております。

こうした自販機リサイクルボックスへの異物・一般廃棄物混入問題をどのように認識しているか伺いたいと思ひます。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

自販機併設のリサイクルボックスへ空容器以外のごみ等、異物を投入することは、ごみ排出者のモラルの低下やリサイクルボックスをごみ箱と思っていたなど、環境問題への理解不足がもたらすもので、悪意ではないとは考えておりますが、一種の不法投棄であると認識しております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

私、大分長いこと言ったんですよ。簡単に答えられたんですけども、認識は分かりました。異物は一般廃棄物であり、本来は市町村が処理する責任があると考えますけれども、例えば、美しい河南町環境条例の町の責務には、必要な施策を実施するとございませうけれども、見解をお聞きしたいと思ひます。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

自販機のリサイクルボックスへ投入された異物は一般廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条において、一般廃棄物の処理については市町村の責務であると定めております。家庭から出る一般廃棄物の処理については、住民の皆さんのご協力により資源ごみの分別収集を行い、再利用処理業者へ売却するなどの取組を通じて循環型社会の形成を推進しているところでございませう。

自販機のリサイクルボックスへ投入された異物につきましては、事業者の責任において分別していただきましたら、本町の規定に基づき、事業系廃棄物として有料にて町が収集、運

搬、処理させていただきます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

今、お答えいただきましたけれども、有料でしたら事業者の負担が解消できないわけでございます。捨てる側に問題があるわけで、決して事業者が悪いわけではないわけでございます。例えば、防災無線や青色防犯パトロールや町のホームページなどで、美しい河南町基本条例や環境条例の認識を高める発信をするなど、現在、町が持っているソース、発信元を使って、ごみのポイ捨ても含む生活環境等啓発活動をすることも考えていただきたいと思います。これは強く要望して、次の項目に行きたいと思います。

3項目め、行政と業界との連携について伺いたいと思います。

リサイクルボックスへの異物混入問題の要因として、例えば、公共のごみ箱の撤去が進んでいること、ほとんど今、ごみ箱がもう撤去されております、公園等の。コンビニエンスストア等がごみ箱を店内に移設している等が指摘され、コンビニも店の中にごみ箱を置いておられます。その受皿としてリサイクルボックスが不適切に使われているとの考えもでございます。いずれにしましても、先ほど申し上げましたように、ペットボトル以外の異物、飲料メーカーや流通事業者が自主的に費用、労力等を負担し処理してくださっているわけでございます。

また、業界が自主的に異物が混入しにくい新しいタイプのリサイクルボックスを試作し、試験的に設置するなど、資源リサイクルの円滑化や地域の環境美化のために取り組んでいますが、業界だけに任せるには限界があると考えます。行政として業界と連携し、異物混入が異常に多いエリアの調査を含め、実態の把握、公共回収ボックス等の適切な設置、官民協働の新回収モデル策定等へ協議体の立ち上げを提案しますが、問題解決へのご決意を伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

清涼飲料業界において、プラスチック資源循環宣言を出されており、2030年度までにペットボトルの100%有効利用を目指し、使用資源の3Rに努め、回収のさらなる向上に努められておられるところでございます。

他の自治体においては、公共回収ボックスを設置しているケースもありますが、自販機のリサイクルボックスと同じくいろいろな異物が投入され、回収ボックスの清掃が必要となるなど、管理面での課題が報告されております。公共回収ボックスの設置や官民共同の協議会の立ち上げについて、課題の解決方法など先進事例を研究してまいります。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

再質問させてもらいたいと思います。

ペットボトルにつきましては、その優れたリサイクル率や適切な回収により資源循環、温暖化防止に貢献できること等、地域住民へのSDGsに即した意識啓発の取組も検討推進していただければどうかと思いますが、さらにお答えをいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

本町におきましては、ペットボトルや瓶、缶、プラスチック製容器包装の資源ごみの分別収集を行い、再利用処理業者へ売却するなどの取組を通じて循環型社会の形成を推進しているところでございます。また、イベント等を通じて住民の皆さんや町外からの来客の皆さんに、ごみ減量や環境への配慮を考えていただくため、ごみの持ち帰りを呼びかけております。

今後もSDGsへの取組の一環として資源ごみの分別収集を推進するとともに、議員仰せのように、ペットボトルのリサイクルの優位性や効果などを紹介した啓発も行ってまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

ありがとうございます。地域によっては、ペットボトルの不買運動のような動きがあると仄聞しておりますけれども、重要なのは、ペットボトルの排除ではなく、適切なリサイクルであると思いますので、対応のほうよろしく願いしておきたいと思います。

それでは、3事項目、大阪スマートシティ戦略関連についての質問に入りたいと思います。

それでは、1項目め、2025年「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする大阪・関西万博に向け、大胆な規制緩和等による最先端の取組と、府域全体で住民に利便性を実感し



てもらえる取組を両輪として進める大阪スマートシティ戦略についてお答えしていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

大阪スマートシティ戦略は、2025年大阪・関西万博に向け、大胆な規制緩和等による最先端の取組と、府域全体で住民に利便性を実感してもらえる取組を両輪として、大阪モデルのスマートシティ基盤を確立することを目的とした戦略で、世界の諸都市では、IoT、AI、ビッグデータ等の先端技術を利用して、都市課題の解決や都市機能の効率化に生かすスマートシティの取組が始まっています。大阪においても、人口減少をはじめとする様々な社会問題が顕在化しており、それらに対応する大阪モデルのスマートシティを実現するための具体的な方向性や実践的な取組を示す大阪スマートシティ戦略が2020年3月に策定されました。

この戦略では、住民が実感できる形での生活の質の向上を目指すことを主目的として、大阪・関西万博が開催される2025年をめどに、行政DXの推進や公民連携による新たな解決策の模索などの取組を進めていくことが示されております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

どうもありがとうございます。今、辻本部長にお答えいただきましたけれども、具体的には後ほど出てきますけれども、AIオンデマンド交通の社会実験、これ生野区、平野区。スマートフォンによる子育て支援、豊能町など、既に取り組んでおられる自治体もございましたので、遅れを取らないようお願いしておきます。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

河南町も含め、約400の企業・団体が参画しているOSPFP、大阪スマートシティパートナーズフォーラムについてお答えいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

大阪スマートシティパートナーズフォーラムとは、大阪モデルのスマートシティの実現に

に向けた推進体制として、大阪府と府内43市町村、企業、大学、シビックテック等と連携して設立された団体です。企業やシビックテック——シビックテックとは、市民全体がテクノロジーを活用して課題を解決する取組のことなんですけれども、それと、府内市町村、大学等と連携した大阪モデルのスマートシティの実現に向けた事業を推進し、また、市町村の地域・社会問題を解決した公民共同エコシステムを実現するため、会員企業のソリューションを組み合わせ、市町村のコスト負担を軽減しつつ収益が還元されるサービス・ビジネスモデルを策定し、市町村への提案、実証・実装を行うOSPプロジェクトを展開しています。

具体的には、スマートヘルスシティ、高齢者にやさしいまちづくり、子育てしやすいまちづくり、移動がスムーズなまちづくり、インバウンド・観光の再生、大阪ものづくり2.0、安全・安心なまちづくりの7分野のプロジェクトとなっております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

ありがとうございます。今、ご説明いただきましたように、当然河南町も参画しておりますし、各市町村にとりましてもメリットのある政策ということも、今、辻本部長の説明で分かりましたので、効果が出るようお願いしたいと思います。

それでは、3項目め、地方財政は中長期的には悪化が避けられない状況でございます。そこで行政DX、デジタルトランスフォーメーションの推進を通じた住民クオリティー・オブ・ライフの生活の質の向上や、実務効率化や財政負担の緩和の両立を目指し、システムの共同化を進めておられますけれども、自治体専用チャットツールや電子申請システムの利用についてお答えいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

電子申請システム及び自治体専用チャットツールにつきましては、大阪府においてスケールメリットによるコストダウンを目的に、希望する団体が参加者としてシステム導入の共同調達を実施されました。本町におきましては、電子申請システムについては、ほかの7団体とともに共同調達に参加し、令和3年10月からシステムの利用を開始しております。

本システムを活用し、オンライン化された手続は、来庁不要で24時間申請等が可能になる

ことから、住民の方の利便性向上につながっているものと考えております。

自治体専用チャットツールにつきましては、導入効果が不明であったため、本町は当初の共同調達には参加しておりませんでした。ほかの団体で自治体間や職員間での情報共有が活発になることで事務の質の向上が認められることなどから、令和4年度の当初予算に計上させていただいており、共同化システムの導入をしたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

ありがとうございます。今、渡辺部長からありましたように、当初は入っていなかったけれども、自治体専用チャットツールも予算計上していただいているということですので、是非進めていただきたいと思います。

それでは、次の項目でございますけれども、大阪府におけるモビリティ、移動・交通の取組の、特に関連があるA I オンデマンド交通の導入の取組について、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

A I オンデマンド交通とは、A I を活用した効率的な配車により、利用者予約に対しリアルタイムに最適配車を行うシステムでございます。国土交通省においては、日本版M a a S の推進の一環としてA I オンデマンド交通のシステム導入を支援しています。

大阪府内でのA I オンデマンド交通の導入の取組といたしまして、4つの事例がございます。

まず、河内長野市が令和元年より南花台においてグリーンスローモビリティ補助金を活用し、A I オンデマンド交通の実証運行を行い、現在、本格運行となっております。これは、車両は7人乗りのゴルフカート、運行システムはN T T ドコモのA I 運行バスシステムを使い、地域の住民が主体となってボランティアで運行をされております。

次に、大阪市内では、北区において、民間事業者であるW I L L E R グループが本社と市内中心地の限定された区間でA I オンデマンド交通の実証運行をいたしております。

生野区、平野区では、O s a k a M e t r o グループがO s a k a M a a S アプリを

使って、A I オンデマンドバスを社会実験として運行しております。

熊取町では、今年から3つの住宅エリアから町内中心の6施設に、A I オンデマンド交通として予約制乗合タクシーの実証実験を行っております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

以前、河南町も地域公共交通のとき、議会のほうはオンデマンドシステムの導入という話も大分したんですけれども、今、時代はA I オンデマンド交通の時代に入っていると思いますので、是非、A I オンデマンド交通も研究していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。渡辺部長、うなずいていただいていますか。

それでは、次の質問でございますけれども、異業種連携で高齢者の生活を支援するサービスプラットフォームを公民共同で構築する大阪スマートシニアライフ事業についてお答えいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

大阪スマートシティ戦略の主要事業として、府域全体における住民の生活の質の向上に向けて、特にシニア層の抱える課題をICTの活用により解決することを目的に、大阪スマートシニアライフ事業の推進を位置づけることとされました。この事業は、高齢者が生き生きと健康で便利に生活できるよう、高齢者の生活を支援するサービスプラットフォームを公民共同で構築し、タブレット等のデジタル端末を活用することにより、行政と民間の様々なサービスをワンストップで提供するものです。

なお、実証事業としまして、堺市南区、大阪狭山市狭山ニュータウン地区、河内長野市南花台地区の50歳以上の約1,000名の協力者を対象にタブレットを無償で貸し出し、事業展開されるということです。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

田村部長、どうもありがとうございます。今、事業について説明していただきましたけれども、今後、河南町も是非そのような取組をしていただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

次に、6項目めですけれども、大阪スマートシティ戦略のバージョン1.0、生活の質の向上から、2.0、都市免疫力の強化、国のデジタル政策を先導する取組、公民共同エコシステムの構築への流れの中で、河南町として特に力を入れて取り組むべき課題があればお教えいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

大阪スマートシティ戦略につきましては、2020年3月にバージョン1.0が策定され、様々なプロジェクトが展開されてきたところでございます。

そのような中、アフターコロナを見据えた大阪スマートシティ戦略の改訂版としてバージョン2.0の案が示され、新たに、1つ目として、コロナ禍を踏まえたデジタル化による都市免疫力の強化、2つ目に、デジタル原則を踏まえた国のデジタル政策を先導する取組、3つ目に、公民共同エコシステムの構築、この3つの理念が追加されました。本町といたしましても、デジタル化による住民サービスの向上及び地域の活性化のため、オンライン申請やAI、RPA等の導入を目指し、取り組んでいく予定でございます。

今後は、内閣府の地方創生人材支援制度を活用しまして、デジタル化の推進と自治体運営の効率化を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

ありがとうございます。

東京オリンピックも終わりました、次の日本の大きなそういう目標としましては大阪・関西万博と。そして、大阪におきましては、今ある質問、また答えもいただきましたけれども、大阪府としてもこのような大改革を今行っていく途上でございます。河南町としても是非そこに入ってください、河南町住民が幸せな、一步前進できるような、そういう生活ができるように、またしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、4事項目、不妊治療について伺いたいと思います。

本年4月から保険適用になります。今まで不妊治療に対しての助成制度があったと思いますが、今回、保険適用でどのようなメリットがあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

不妊治療は、一部を除いて公的保険が適用されませんでした。令和4年4月から保険適用の対象が拡大され、不妊治療のガイドラインの推奨度の「治療を強く勧められる」、または「勧められる」と評価された治療法について保険適用をされます。

具体的には、精子や卵子を受精させた後、体内に戻す体外受精や、注射針などを使って卵子に精子を注入する顕微授精などが対象となります。

対象者は、不妊症と診断された男女で、治療開始時点で女性の年齢が43歳未満であることを要件とし、40歳未満の場合は子供1人につき最大6回まで、40歳以上43歳未満の場合は最大3回まで適用されます。また、男性不妊の治療薬や女性ホルモン剤など、16の医薬品も保険適用となりました。

保険適用のメリットは、今まで全部の治療が終了してから特定不妊治療費助成の申請をするため、一旦治療費の全額を支払う必要がありました。その費用は、厚生労働省の調査によると、体外受精の場合およそ50万円程度です。保険適用になると窓口で3割負担になるとともに、1か月の自己負担の上限を定めた高額療養制度の適用となるため、患者が準備する費用が少なくて済むようになります。実際の自己負担額は、治療の内容や収入による高額療養費制度の適用段階により異なりますが、現行の制度よりは軽減されるものと思われます。これにより、経済的な理由で不妊治療に踏み出せなかった人たちが新たに治療できるようになることも考えられます。

また、自由診療であった治療が保険適用されることにより、治療内容の標準化や診療報酬単価の適正化が図れるようになります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

ありがとうございます。

全体的にはメリットがあるということはよく分かりましたけれども、一部負担増になる方もいらっしゃるのではないかと思います。例えば、今まで不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、助成制度で1回30万円、1子ごとに6回まで所得制限なしということで、かなり拡充されてまいりました。また、河南町独自におきまして5万円の上乗せも行われてきたところでございます。

大阪府におきましても、令和3年度申請延長ということで、6月30日まで保険適用移行により治療計画に支障が生じないように延長をされます。また、令和4年度の経過措置といたしまして、12月28日まで申請することができます。

しかし、問題はその後の対応でございます。先ほど述べましたけれども、助成がなくなることにより負担が増える一部の方がおられます。河南町は独自の上乗せとして既に5万円の支給をしておるわけでございます。町がこの制度を続けることによりまして、不妊治療をよりよい形にすることができると思います。ご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

河南町特定不妊治療支援事業につきましては、大阪府が実施しております大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱に準じて平成28年度から実施しておりますが、大阪府の制度廃止と同様に対応してまいりたいと考えております。

本年4月から保険適用となることで対象者も拡大され、一般的には負担軽減につながると考えていますが、今後、どれだけの方が治療を受けられたのか、どれだけが発生しご負担となるのか、また、保険適用により治療内容の判別が難しくなることなど、様々な課題がありますので、国や近隣市町村の動向を注視しつつ、町独自の助成につきましては検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

田村部長、ありがとうございます。

検討していただけるということでございますけれども、今現在、河南町独自で一般財源を用いてプラスアルファでやっておられるということなんです。そういう中で、大阪府が仮に

そういう事業をしなくなったとしても、河南町独自で新たなシステムを構築することによって、河南町は、そういう一部負担増になる方に対しても手厚く不妊治療に対して力を注いでいるというようなアピールポイントにもなると思いますし、財源的には、不妊治療を、今現在ですけれども、されている方の人数から考えたら、もう数十万円ぐらいの話になると思います。その金額で河南町として全ての不妊治療に対して助成を出しながら力を注いでいるということは、非常に大きなアピールポイントになるんじゃないかなと思いますので、是非検討していただきたいと思います。今独自でもうやっているわけですから、何も減らすことはないと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、5事項目めですけれども、コロナ関係について伺いたいと思います。

まず、1項目めの質問です。

新型コロナウイルスの対応の一つはワクチン接種で、河南町においても3回目の接種が今随時行われておりますが、もう一つの対応として経口薬がございます。現在承認されている治療薬についてはどういうものがあるのか、その効果とともにお教えいただきたいと思いません。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

現在、新型コロナウイルスの治療薬として承認されているものは8種類ございまして、点滴治療薬、経口治療薬などがございます。これらの治療薬は、新型コロナウイルスの細胞内への侵入やウイルスの複製、増殖、拡散の過程をターゲットとした薬として、承認された既存治療薬や新型コロナウイルス感染症のサイトカインストームなどの症状への効果が期待できる治療薬の実用化として臨床研究が進み、承認された薬もございます。

点滴治療薬では、重症者向けとして、エボラ出血熱治療薬として開発されたアメリカ産の抗ウイルス薬、中等症から重症者に向けては、関節リウマチ等の薬として承認された中外製薬の抗炎症薬、軽症者から中等者向けとして新型コロナウイルス治療薬として開発された中外製薬の中和抗体薬やイギリス産の中和抗体薬がございます。

経口治療薬では、重症者向けとして、重症感染症や間質性肺炎のステロイド薬として開発された日医工などの抗炎症薬、中等症から重症者向けでは、関節リウマチ等の薬として承認された国内製造の抗炎症薬、軽症者から中等者向けとして、新型コロナに対する治療薬として開発されたアメリカメルク社及びファイザー社の抗ウイルス薬がございます。



以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

今、田村部長からお答えいただきましたけれども、その治療薬の内容ですけれども、日本製のものには、既往のそういう病気に対して、これも使えるんじゃないかなということで承認される部分が多いんですけれども、新たなコロナウイルスに対応するための治療薬等は、やっぱり外国製に頼らざるを得ないような状況だと思います。

その中で、国産のワクチン開発とともに期待されておりますのが、国産の飲み薬でございます。塩野義製薬の経口薬について、分かる範囲で状況等お教えいただければありがたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

ご質問いただきました塩野義製薬株式会社が新型コロナウイルス感染症治療薬であります開発中の経口抗ウイルス薬についてでございますが、これは、無症候及び軽症から中等症の患者を対象としており、厚生労働省のホームページでは現在臨床試験中とのことです。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

今、部長からお答えいただきましたけれども、承認待ちということで、今、治験等をやっておる最中ということでございます。このように、国産のワクチンや、今申し上げました経口薬、飲み薬ですけれども、そういうものができれば、多くの皆様が安心して暮らしをすることができるのではないかと思います。

今後、また新たな情報がありましたら、情報提供等をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

中川議員の質問が終わりました。

ここで2時10分まで休憩とします。

休 憩（午後1時58分）

~~~~~

再 開（午後2時10分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、高田議員の発言を許します。

高田議員。

○1番（高田伸也）

議席番号1番、会派自民・夢・希望の高田伸也です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行います。

質問事項は、新型コロナウイルス感染症について、町の活性化策について、本町の防災対策について、地域公共交通について、また最後は、施政運営方針についてと、以上5事項でございます。

それでは早速ですけれども、1事項目、新型コロナウイルスの感染症対策について、この中で、3回目のワクチンの接種に関する課題と改善策について、これについて質問させていただきます。

このたびの3回目の接種につきましては、接種日を指定いただくという見直し、改善をいただいたということによって、本当にスムーズに対応いただいたというようなことは感じております。まずは高齢者のワクチンの接種を徹底推進する、このこと自体が当然ながら重症化を防いで亡くなる方を減少させて、また、医療体制の崩壊を防止するという意味でも、コロナウイルス対策の最優先事項であると私自身は確信しておりますが、そこで、現時点の本町における高齢者の第3回目のワクチンの接種状況をお知らせ願いたい。できましたら、65歳以上、65歳未満、それと5歳から11歳の接種人数、接種率等についてお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

3月16日時点における3回目接種者数ですが、65歳以上は4,102人で2回目接種済者の87.3%、65歳未満は1,078人で2回目接種済者の14.2%となっております。

5歳から11歳の1回目接種につきましては、各小児科が接種した後、数週間に1度の間隔

で予診票が町に送付され、その到着後に町が国と連携をしているVRSシステムに入力をして初めて接種者数にカウントされることから、反映に相当の遅れがございます。また、小児のワクチン接種につきましては、努力義務の規定を適用しないこととされていますので、小児の接種者数の公表は控えさせていただきます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

今お聞きしました途中経過という16日の時点で、3回目の高齢者の接種率は87%以上に上るといふふうにお聞きしましたが、たしか現在の全国の高齢者の平均値の接種率は74.5%程度だったと思われますので、それよりも上回っているということで、今、安心した次第であります。

また、5歳から11歳の接種については、今お聞きした内容では、結果的に保護者の判断となるというようなことが言えるのかと思うんですけれども、接種させるかどうか悩んでおられる方も非常に多い中で、保護者負担の増加につながっているという点については若干危惧するところではあります。

続きまして、接種が始まった2月において、河南町では他の市町村の接種スピードよりも遅いのではないかと、そういう指摘を受けましたが、大阪府下における各市町村と本町の接種率を比較した場合、現状の接種実績をどのようにまず評価されているのか、そういう点。また、さらに複数の住民の方から当初予定していた日にちに接種券が届かないと、接種券の送付遅れというの指摘されましたが、今回については2回目接種から逆算で順次送付されるというふう聞いていますし、到着がばらばらになるということは十分、私自身も認識しております。しかしながら、マスコミの情報では既に政府は今年の8月に第4回目の接種を計画して、ワクチンの確保もし出しているという話もありまして、今後、さらなる接種の必要性が生じた場合には、特にですけれども、80歳から90歳以上の方、そういうご高齢の方や、ましてクラスターの発生率が非常に高い高齢者施設の入所者、そういう方については最々優先的に接種日を設定いただいたり、また、接種日を指定いただいた上に、早めに接種券の一斉送付をお願いするなど、見直しもお願いしたいというふうに思っています。

言わば、早めに接種券が届くことによりまして、住民の安心感と他の接種会場でも接種可能となる選択肢を増やすということにもつながりますので、是非検討いただきたいと思いま

すが、この点についていかがでしょうか。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

当初、8か月経過をもって接種するという国の方針を踏まえ、接種券の印刷や富田林医師会との日程調整等を進めていたため、相次いで行われた前倒しへの対応が難しかったことや、富田林医師会管内では、1月は医療従事者への接種をまず優先的に行われたことから、高齢者は2月からの対応となりました。ご指摘のとおり、2月におきましては本町の集団接種の機会も少なく、他市町村と比べて接種率が低いというご指摘も否めない状況でございました。

しかしながら、65歳以上高齢者への接種は、6か月を経過していない人を除き、概ね3月20日には完了し、以後64歳以下の方に対する接種を本格的に開始しておりますので、遅れは挽回できているものと認識しております。

なお、64歳以下の方につきましても、当初の5月実施予定を繰り上げ、4月中には概ね完了する方向で取り組んでおります。

次に、接種券につきましては、ご指摘のとおり、2回目接種日が早い方から順に送付しております。今回は接種日を指定してお送りしておりますので、都合の悪い方やワクチンの種類の変更を希望する方が次の日程で予約変更が行えるよう、1回目接種の状況を踏まえ、一斉に送付するのではなく、順次、接種日程の案内を行わせていただいております。

さらなる接種があった場合なんですけれども、高齢者施設の入所者に対する優先接種や一斉送付をとのご意見ですけれども、今までのワクチン接種と同様に高齢者施設での優先接種を進めるとともに、一斉送付については、今回同様、順次発送するのがよいと考えております。

なお、2回目接種の日時を基に接種券を郵送しており、その都度、情報をホームページやLINEによる発信で分かりやすく周知していますが、今後も同様に周知を行ってまいります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

分かりました。当初の遅れを取り戻して、今のお話では、既に64歳以下については前倒し

といたしますか、予定よりも早く4月中に接種が完了するという見込みということをお聞きまして、相当頑張っていたということに感謝をしたいなというふうに思っております。実際あってはほしくないですけども、次回の接種につきましては、できる限り早めの接種券の送付をお願いしたいと切に願うものでございます。よろしく申し上げます。

また、これまでワクチンの接種は、基礎疾患のある方を優先するというような、何か曖昧な線引きがあったように思いますし、今後期待される経口治療薬の中には、処方されている薬の内容によって投与できない、そういうような薬があるという事例もお聞きしております。そこで、私は、ワクチンの接種時においても必要ですし、医師のお話では現在飲んでいる薬によって十分基礎疾患というのが判断できると、それを知ることができるということから、お薬手帳の重要性が今後、見直されるものではないかなというふうに感じております。スマホのアプリで発行できる今のワクチン接種証明、それを入手いたしました、この接種証明と連動する形でお薬手帳の情報も登録できるような仕組みがあるのではという話でしたが、その辺について具体的な話がございましたら、内容についてお知らせ願いたいなというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

新型コロナワクチンを接種した方の接種情報は、各市町村の健康管理システム上に健康診断情報などとともに記録されております。

しかし、国が現在提供しているワクチン接種証明書の仕組みは、あくまでワクチン接種の日時、場所、ワクチンの種類などを記録し証明するもので、お薬手帳情報などと連携する仕組みは構築されておきませんので、現状では連携は難しいと思われます。

マイナンバーカードをお持ちの方は、今後、健康保険証として使う登録をされた場合、薬局で調剤された医薬品の情報をマイナポータルで見ることができます。

しかし、マイナンバーカードを利用した医薬品の情報が見られるようになるまでは、現段階では1か月程度の時間がかかると言われています。お薬手帳アプリはご自身で記録する必要性があります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1 番（高田伸也）

ということは、連携が取れていないということから、マイナンバーカードがあれば、マイナポータルというサイトのほうで、その情報がリアルタイムといたしますか、1か月ぐらいの遅れで見ることができるということでありましたら、実際、私自身が試した上で、そのあたり分かりやすく簡単なことで登録できるようでしたら地域の皆さんにも紹介したいなというふうに思っております。

それでは2項目め、コロナウイルスの検査キットについて質問をさせていただきたいと思っております。

本町におきまして、ウイルスの検査キット、PCRキット、抗原検査キットを含めまして無償提供でありますとか、購入が可能なのはウエルシアというふうに理解をしておりますが、現在、購入可能な数量につきましては、1日3個程度となっておりますし一切回復はしていません。既に住民の方が簡単に入手できる状況にはないというところではあります。昨日も確認に行きましたけれども、やはり変わっておりません。

一方、ネット上では、検査結果が不確定といたしますか、曖昧ですけれども、研究所の試薬とか、研究用というような表記でネット上に低価格のキットが氾濫しておりますし、千円前後で購入できるということで、それを大量に購入されているということもよく知っております。

そこで、もう既に濃厚接触者の特定の検査については、事業所に一任されるというような状況にありますし、そのような特定業者に対しては、濃厚接触者の検査は自費負担、これまでは無償でしたけれども、自費負担になるという報道もございます。

今後ですけれども、ある程度潤沢に入手可能になったと、検査キットが手に入るというような状況につきましては、住民の安心にもつながる検査キットの確保、これは町内各医院さんへの配荷でありますとか、防災備蓄の観点も含めて検査キットの確保を検討されるのかをお聞きしたいというふうに思います。また、その検査キットですけれども、その有効期間、一般的にどの程度なのかということも分かればお知らせください。よろしく申し上げます。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

無症状で感染の不安のある方につきましては、大阪府が無料の検査を薬局等で実施しておりますので、それを利用していただくこととなります。また、症状のある方につきましては、

発熱外来等で受診をしていただき、検査を受けていただくこととなります。

現在、不安を訴え、薬局等で検査を受ける方が増加し、検査キットが不足しているとのことですが、入手が可能となったとしても、使用期限、使用方法などのこともありますので、町において検査キットを確保することは考えておりません。また、検査キットにより異なりますが、検査キットの使用期限は6か月から24か月程度が一般的ということです。

変異株であっても、マスクの適切な着用、こまめな換気、手洗い、3密を避けることが有効とされていますので、住民の皆様には、これまで以上に感染予防対策の徹底のご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

本町では確保を考えていないと、もうはっきり言っていただきましたけれども、実は、以前、本町の各こども園とか小・中学校のほうに検査キットが配布されたという記憶がございます。その検査キットは他の地域では、既に期限切れになって廃棄された学校もあったというようなことを聞いておりますが、本町のこども園及び小・中学校に配荷された検査キットの利用実態について、分かる範囲でお知らせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

こども園における抗原検査キットのほうでございますけれども、厚生労働省から約400回分の配布があり、現在40回程度使用している状況でございます。なお、使用期限に関しましては、2022年12月までとなっておりますので、今後も必要に応じて有効に活用してまいりたいと考えてございます。

そして、小・中学校につきましてでございますけれども、文部科学省から各校に対し20回分の抗原検査キットの配布がございました。使用には至りませんでした。富田林医師会から提供依頼がありましたので、その60セット全部を提供したところでございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

まず、有効に活用いただいているということで安心した次第ですが、こども園は今たしか360セットほど残っているということになります。年内の期限ということでもありますし、無駄にしないように有効活用いただきたいというふうに思っております。

それでは、続きまして、2事項目に入ります。

賑わいのある町を目指す町の活性化策について、まず、1項目めにつきましては、芸大の新校舎を河南町のランドマークに据えて、本町のアピールにできないかということについて質問させていただきたいと思っております。

現在、ネット上においても非常に話題となっています大阪芸術大学の新校舎、お城のような形をしたキャラクター造形学科やその他、円盤のような形をした校舎がありまして、アートサイエンス学科棟、これ以外にも本町には、近つ飛鳥博物館というような非常に芸術的な建物が間々ございます。これらは新たなアピールポイントとなるものというふうに感じております。

また、併せまして河南町のまちづくり計画の将来都市構想におきましても、大阪芸術大学を本町における学術文化の中心として、町内外への多様な情報発信の拠点とすると、このような明記もございますように、芸大との連携強化と、まだまだ少ない住民へのアピールというのを、今後、町の広報活動の活性化と併せて期待したいところではございますが、今後の本町の考えについてお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

本町には、大阪芸術大学や近つ飛鳥風土記の丘、近つ飛鳥博物館などの教育文化施設が立地し、農産物や果物、花木及び加工品などを提供する農村活性化センターや、大小2つの円丘を合わせた双円墳という全国的にも珍しい形の金山古墳など、多くの自然や歴史などの魅力があるまちでございます。これらのまちの魅力を情報発信し、PRにつながるよう検討してまいりたいと考えております。

また、役場周辺における土地利用につきましては、大阪芸術大学と連携して、土地利用の在り方を共に研究し、住民の皆様の生活の利便性の向上や安全・安心な暮らしの実現ができるような土地利用について取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございます。町の魅力の発信の強化というのは当然ながらお願いしたいんですが、そもそも魅力づくりということが非常に大事ななというふうに思っておりますので、町のもっと新しい魅力づくりについても注力いただきたいというふうに思っております。回答いただきました大阪芸術大学との有効な土地活用、またその研究についても是非期待しておりますので、よろしくお願いします。

それでは2項目め、旧校舎とか旧園舎等、町の財産の有効的な活用によるまちの活性化について、これもご提案させていただきたいというふうに思います。

他の市町村におきましては、旧校舎を利用した様々な事例がありまして、有名なところでは奈良県の天川村の小学校、山の中ですけれども、その廃校を使ったトラフグの養殖、また宮崎県のえびの市でも同様に小学校のプールを使った、その水槽を設置してトラフグの養殖を展開して、既に地域の名産品になっているという事例もあるようです。

一方、茨城県、また山梨県では、小・中学校の廃校がドローンの訓練施設として生まれ変わったという事例、さらには鹿児島県には、医療所または消防団詰所、それらを含めた地域のコミュニティー系機能と有事の避難施設機能を併せ持つ複合施設として再生している等、地域の特性に合わせた取組が実際行われています。

そこで、最近も見に行ってみました白木小学校の跡地活用などにおいて、ネックとなっているのは道路をつけるというようなこともあろうかと思いますが、もう一つのネックは市街化調整区域の問題というふうに認識はしております。

それに対応する案といたしまして、例えば、農と食の体験型のテーマパークの展開を是非提案してみたいなというふうに思っております。これはあくまで提案レベルでございますが、現在は、非常に焼き芋のブームということもありますし、マスコミでもたくさん取り上げられております。この一例としまして、サツマイモ生産を運動場で行って、芋の加工とか販売を校舎内で行うと。また、子供たちの農業体験として芋掘りを行ったり、カフェなども併設し、焼き芋のスイーツを本町の新しい名産品として展開するというようなことでございます。非現実的なことだとは思われますが、これはあくまで提案とはなりますが、町所有の財産の有効活用に関して、改めて本件に関するご意見を頂戴したいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

旧白木小学校の活用につきましては、町立白木小学校跡地活用ワークショップにおかれまして、跡地利用に係る事業案を提出していただきました。その事業案に基づき、これまで企業等から活用方法の相談などが複数寄せられており、相談があるごとに現地案内を実施するなど、有効的な活用に向け、相談者と協議しておりますが、最終的な提案を受けるまで至っていない状況にあります。また、旧白木小学校は市街化調整区域に位置することから、その都度、大阪府等と協議しているところではございますが、法的な課題も多い状況にあります。

議員仰せの農と食の体験型テーマパークも含め、本町といたしましても、町財産の有効的な活用方法につきまして、引き続き民間と連携した取組を模索し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

具体的に進めていただけるということで検討のほうよろしくお願いします。

続きまして、3項目め、カナちゃんコインの新たなサービスの内容について、質問をさせていただきたいと思います。

住民の皆さんと町内の商店の皆さんの活性化支援策として、カナちゃんコイン第2弾チャージ方式というものがこの3月15日で終了いたしました。その利用結果についてお聞かせください。確認内容としましては、コインの利用金額でありますとか、利用件数、利用が集中した店舗等、分かる範囲で結構でございますのでよろしくお願いします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

令和3年度、第2弾で実施しましたカナちゃんコインチャージボーナスキャンペーンの実績でございますが、キャンペーンを開始した令和4年1月11日から、そのボーナスポイントの利用期限の3月15日までの間で、ボーナスポイントである30%相当分の利用額は2,271万7,079円であり、この間に利用されたチャージポイントとボーナスポイントの利用総額は6,730万6,838円となりました。

次に、利用件数でございます。アプリでは2,947人、カードでの利用が3,367人、合わせま

して6,314人となっております。

次に、店舗での利用状況ですが、登録いただいた43店舗のうち、上位2店舗はいずれも大型店舗で利用総額の61%の4,133万8,611円が利用されました。そのほか、利用額が1%から9%の店舗が7店舗、1%未満の店舗は34店舗となっております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

今お聞きした範囲では、利用金額は6,700万円以上に上って、利用件数は6,300人というように、非常に多くの方がご利用されたなというように思っておりますが、やはりといいますか、その売上げが集中したのが2店舗、大型店舗だと思いますが、この2店では60%以上のシェアというのは非常に驚いた次第でございます。

続いて、事業者の皆さんにとってはよりよい通貨を目指しているということを考えておるんですが、ここで第1弾、第2弾の展開を受けまして、課題となった点及びその都度、毎回、地域通貨の展開方式を変えている、それを変更している意図、目的をお知らせ願いたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

お金を地産地消する地域通貨について、これまで金券などで行ってきましたが、令和3年度は、新しい生活様式に対応した地域電子通貨事業を実施し、キャッシュレス決済に取り組みました。

第1弾では、住民の生活支援のため、全住民に対し、3千円分のスマートフォンなどのアプリを取り込むことができるQRコードを送付し、第2弾では、町内経済の活性化などのため、町内外の方を対象に、チャージ金額の30%分、上限3千円を付与いたしました。

課題でございますが、アプリとカードの併用による運用内容の課題や運用コスト、利用可能店舗数、店舗ごとの決済方法の違いなど様々な課題があると考えております。

次に、これまで実施した電子地域通貨での事業の方法の違いでございますが、住民、町内事業者への経済支援対策、感染リスクの軽減などを図るため、事業を実施していることについてはどの事業についても共通しております。

今回、コロナ禍の中で、非接触型のキャッシュレス決済について、電子化の普及促進、住民の皆様への定着を図るため、様々な方法により事業を展開してまいりました。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

様々な課題がある中、モデルケースを探っているといえますか、よりよい地域通貨を目指して進んでいるということは分かりましたが、カナちゃんコインを展開いただいたこの間に、住民の皆さん及び地域の商店の皆さんから、確かに喜びの声をたくさんいただいたわけですが、ただし、一部の高齢者の方からは、スマホを持っていないという方も非常に多くて、アプリというだけで拒否反応を示されて、もっと高齢者に分かりやすく優しい利用方法を要望されるという場面も多々ございました。

今後の展開につきましては、本町の各商店、企業からの反響でありますとか、住民の声を踏まえて展開されるべきというふうに思っておりますが、現在計画されている第3弾以降のカナちゃんコイン、この具体的なサービスの内容及び現在検討されている内容について説明をいただきたいというふうに思います。また、現在使用しているスマホのアプリでありますとかカード、これも使用可能なのかということも踏まえてお聞かせください。よろしく願いします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

カナちゃんコインにつきましては、さらなる普及促進が必要と考え、令和4年度に購入金額に応じたポイント還元の実施を予定しております。現在、実施に当たってのポイント還元率やボーナス期間の設定などについて検討しているところでございます。また、各種事業への参加などにポイントを付与する新たな取組についても研究しております。

次に、アプリとカードの今後でございますが、本町では、システム導入検討の際、スマートフォンなどでアプリをお使いいただけない方を想定し、アプリとカードを併用して利用できるシステムを採用しております。現在、利用いただいているアプリやカードについては、今後も継続して利用していただくことが可能で、一旦カードでカナちゃんコインを利用開始しても、途中でアプリへの移行をすることも可能となっております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

今お聞きした第3弾以降のカナちゃんコインの方向性ですけれども、ポイント還元の方法ということを検討、研究されているということでありましたが、まだまだ確定しないというところだと思います。できましたら実施前に、まず住民の皆さん、事業者の方々に対して分かりやすい説明をいただいた上で、実行、展開をお願いしたいというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

それでは、続きまして、3事項目に入ります。本町の災害対策について、主要避難所の防災力の強化についてという点につきまして、質問したいというふうに思います。

現在、本町の防災備蓄倉庫は旧保健センター等、2か所設定されていますが、実際に一刻を争うような緊急事態を想定した防災備蓄の分散化に対応した主要避難所への最小限度の備蓄は不可欠だというふうに私は考えております。また、主たる避難所に避難された方にとっては、スマホによる情報収集、また通信が生命線ということになりますから、Wi-Fiの設置及び簡易的な電源の確保、できましたら簡易発電機の設置についても検討をお願いしたいというふうに思っております。

また、災害時におきましては、現地の最前線となる各避難所に様々な配備を終えたその上で、本庁と各自主防災組織や消防団、関連組織との連携を目的とする組織の構築というのを早めに行う必要があるかと思いますが、その見解についてもお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

町の災害用備蓄品は、旧保健センターと神山の防災用資材倉庫の2か所で集中管理している状況でございます。

次に、主要避難所へ公衆無線LANの設置をとのことでございますが、災害時の通信手段といたしまして、避難所の開設順位が第1段階及び第2段階で開設する5か所につきまして、災害時、無料で使用できる特設公衆電話を1施設に3回線を開設することになっております。そのうち、1か所につきましては、国際電話も使用可能となっております。

また、停電対策のための発電機につきましても、町で保有していますので、必要時には避

難所へ届けることとしております。

次に、町と各自主防災組織との連携でございますが、有事の際に、町と自主防災組織が連携して対応することが大切であり、自主防災組織などの住民組織、事業所などで構成する組織を立ち上げ、ふだんから町の備蓄物資の状況などを含めて情報共有に努めてまいりたいと思います。また、住民の皆様にも、町の備蓄物資の状況を知っておくことも大切かと思えます。町の備蓄物資の状況について、公表の方法等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

今お聞きした内容でいきますと、防災備蓄品の集中管理ということが効率的であるという判断だと認識しましたけれども、私は、効率化というよりも現実的な危機の直面を想定した防災品の分散備蓄を検討すべきだということを唱えております。改めて、その点につきましても、再検討のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは2項目めになりますが、災害時の防災サポートや被害の復旧に機能を発揮する防災ボランティアについて、この件について質問させていただきます。

最近のロシアによるウクライナ侵攻によって、現実的に罪もない女性や子供たちが逃げ惑うと、そういう悲惨な姿や被害の状況を目の当たりしますと、本当に今起こっているものなのかと、これが現実なのかというように、目を疑い涙が出るような気持ちでおりますが、実際に天災だけではなくて人災、例えば今回のような悲惨な非常事態に対する備えも、防災対策と言えるようなことに思われます。万一の大きな災害発生時、また災害復旧時においては、救助とか救援、当然ながら避難所開設等もございますが、その後の被災者支援、さらに倒壊した家屋の復旧支援など、様々な対応を迫られますが、現在の本町の職員の皆さんだけでその全てに対応できるというわけではないはずで、緊急時の個人としての支援活動のベースとなるのは、事前に募るボランティア登録ということがありますけれども、現状は、社会福祉協議会におきまして実施されています。しかし、まだ登録者は非常に少ないという気がいたします。

さらに、町内企業や商店を対象にして、町内の防災時の救援、復興支援に積極的に協力いただける防災サポート企業の事前登録を今のうちに推進すべきだというふうに思いますが、これについての町の見解を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

本町では、町社会福祉協議会におきまして、災害ボランティア登録に取り組んでおり、現在15名の方に登録していただいております。

内容につきましては、町内外で大規模な災害が発生した場合に、迅速かつ効果的な救援活動が行えることを目的に、自主的な救援活動を希望する個人、法人及び団体を事前に登録するものでございます。

次に、防災サポート企業でございますが、先ほど申し上げましたとおり、本町におきましては、町社会福祉協議会における災害ボランティア登録において、災害時の救援復興支援に協力する町内の企業、事業所の募集を行っているところではございますが、現時点での登録はない状況でございます。そのため、町内の企業、事業所の登録が進むよう町社会福祉協議会や地区とPRしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

今お聞きしました現在ボランティアの登録は僅か15名ということで、頼りにしたい企業、事業所の登録はゼロというようなことでしたが、確かに今後もPRはお願いしたいし重要なんですが、今回の地域通貨の推進のように、一社一社、一店一店登録をお願いするようなことも必要ではないかなというふうに思っております。できれば、私自身も一件一件回りたいという気持ちでございます。

それでは、3項目めに入らせていただきますが、大規模災害に備える本町のBCP対策は、という点について質問させていただきます。

実際に、本町が何らかの災害に直面した際、この役場自体の業務や機能を止めることなく災害対応を可能とする、災害時における本町の事業継続計画、BCPの実態及び河南町の地域防災計画、この関連についてもお知らせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

地域防災計画は、災害対策基本法第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づき、河南町防災会議が策定する計画で、河南町域に係る災害に関し、町及び防災関係機関等がその機能を有効に発揮して、住民や事業所の協力の下、災害予防、災害応急対策及び災害復旧、復興等の災害対策をすることにより、住民の生命及び財産を災害から保護することを目的に策定したものでございます。

それに対しまして、業務継続計画、BCPは、町地域防災計画に基づき、被災による行政機能の低下や参集職員や電力、情報通信システム等の必要資源が制約されることを前提として、役場の運営に関し、災害時に優先すべき業務、非常時優先業務をあらかじめ定め、最低限の行政サービスを維持しつつ、可能な限り早期に通常業務を復興させることを目的として策定するものでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

今お聞きしました内容は、地域の防災計画と業務継続計画、BCPということですが、その位置づけ、意味合いについては説明いただいたんですが、結論としまして、本町の中において、役場のサービスや業務を止めない、早期復旧を目的としたこの計画、BCP自身が機動的なものとして役場内に存在して、周知徹底されているのかということを知りたいというふうに思いますが、その点について改めてご回答願います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

河南町業務継続計画につきましては平成30年3月に作成しております。その際は、町の職員、全部署から関わりましたワークショップを開催しまして作成しました。その作成した際に、職員に対しましても周知できるように、庁内掲示板システムに掲載しまして周知しております。

しかし、策定後4年が経過しております。職員の入れ替わりもございますので、職員研修の実施を検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

是非よろしくをお願いします。

それでは、4事項目の地域公共交通につきまして。この事項につきましては、地域公共交通カナちゃんバスに関しましては、先般の予算決算常任委員会で質問して、私が説明いただきましたので質問は一旦割愛したいと思いますが、このたびの新型カナちゃんバス2台の導入決定については運行の安全性を確保いただいたというだけでなく、これからも持続可能な地方公共交通として認められたという意味でも、意味合いは大きく、日々利用されている住民の皆さんは、大きな安心感を持っているんだろうというふうに思われます。

それでは、最後になりますが、まん延防止等重点措置は解除されましたけれども、まだ先の見えない新型コロナウイルス感染症、または先ほどのロシアの侵略、先般の東北地区の震度6強の大型地震の発生など、重苦しく何となくすっきりしない、もやもやとした町民の皆さんの気持ちを明るくしてくれるような、元気が出る打ち出しに期待したいというふうに思っております。私自身もそう思っております。

そこで、河南町の重要な指針でもあります河南町まちづくり計画は、2021年から2025年の5か年計画というふうになっております。その最終年の2025年に、我々のこの地、先ほどもお話がございましたが、この大阪で大阪万博が開催されます。まちづくり計画の集大成となるこのような万博に向けた何らかの取組、できましたら住民の皆さんと一緒に河南町をアピールできるようなイベントなども計画いただければなというふうに思っております。

最後に、この件につきましては森田町長のご所見をいただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

今、新型コロナのコロナ禍ということで、少し話題性というんですか、万博が2025年、もう3年先にやってくるということで、そのテーマがいのち輝く未来社会のデザインということで、このデザインの中にいろんなデザインがあって、多分この中では、今は情報化ということか、DX、デジタルを使ったいろんなことがここで実証されるんだと思います。それが多分、実際にはもう何年か先の話かも分かりませんね。前の1970年の大阪万博で、携帯電話とかそういうようなものがあって、今はもう携帯電話は全部普及しているというそういう状況

になっています。そういうことからすると、すごく未来の形がそこで示されるというか、少し我々がそこにタッチできるような状況になってくるのかなと。でも、我々のところは、やはりまちづくり計画の中でも一番最後のところに一步先を行くまちということで、章立てになっています。ですので、デジタル社会に向けて万博も契機として、コロナの後も含めてやっていきたいなと思っています。

万博に関連すると、今、全国の首長が580人ぐらい入っている万博首長連合というのが結成されておりまして、私もそこに入っているわけです。その中で、町として何ができるか、住民の皆さんにPRができるかというのをやっていきたいと思っています。差し当たって、まず、今、桜の植樹というのが2,025本、この万博で2025年ですから2,025本の桜を植えるということで、うちも手を上げまして、割当てが7本だけなんですけれども、それは万博の桜ということで植樹する、そういうようなものに参画して行って、町も桜の木の植樹も含めて、桜のまちというところもPRできたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

承知しました。ありがとうございます。にぎわいと活力あふれる河南町へと導いていただけるものと期待しておりますので、是非よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

高田議員の質問が終わりました。

ここで3時15分まで休憩とします。

休 憩（午後3時00分）

~~~~~

再 開（午後3時14分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、松本議員の発言を許します。

松本議員。

○2番（松本四郎）

議席番号2番、会派自民・夢・希望、松本四郎でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、ただいまより通告書に従って一般質問を行います。

今回は、事項としまして4件ございます。

1つは、「盛土及び土砂埋め立て地」の防災についてということ、それから2つ目は、持続可能な農業の推進、3つ目は、美しいまちかなんを守る、4つ目は、地球温暖化対策の推進に関する法律への対応ということでございます。

それでは、まず、1事項目の項目1に入らせていただきます。まず最初に、河南町における盛土及び土砂埋立地の許可件数と災害発生の有無はということについてお聞きしたいと思います。

まず、本町におきまして、土砂埋立て等については、平成28年7月に施行された河南町土砂埋立て等の規制に関する条例に基づいて、使用土砂量が500㎡以上の埋立て等は町長の許可が必要ということでございます。また一方、埋立て等の区域面積が3,000㎡以上の広いものについては大阪府の知事の許可が必要ということで、2つの対応で今進んでおります。そうして、埋立業者と地権者双方の責務を今回は明確にして適正な管理に取り組んでいるということをお伺っておりますが、特に災害の防止と生活環境の保全を図ることについては、従来以上にしっかりとやっていってもらっているというふう聞いておりますが、最近の異常気象による集中豪雨等により、全国で、ご存じのように土砂災害による被害が多発しております。特に、山間部におきましては、埋立土砂等の崩壊による河川の決壊とか氾濫、あるいはそれによる近隣の田畑への被害の波及も懸念されるという状況になっております。

そういう中で、本町におきましては、この平成28年の条例を施行された後、盛土とか土砂埋立て等による申請件数は何件あったのかということと、そして許可、もしあれば許可を実施された後、災害発生等の問題はなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町内で行われる埋立行為につきましては、議員仰せのとおり、埋め立てる区域の面積が3,000㎡以上の場合には、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例により、埋め立てる区域の面積が3,000㎡未満で土砂の量が500㎡以上の埋立行為は、河南町土砂埋立て等の規制に関する条例により審査を行い、許可を行うこととなります。

条例制定後、本町の申請はございませんが、大阪府に対して町内での埋立行為の申請が2件あり、許可されております。

災害は発生しておりません。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございました。幸いなことに、特に災害もないし、申請もなかったということで、これはよかったと思います。ただ、大阪府の許可にある例のワールド牧場のことについては、これは大きな案件ということで、また皆さんでしっかりと監視していただきたいと思います。取りあえず、災害発生はないということで一安心いたしました。

続きまして、そうしますと、条例で規定する使用土砂量500m<sup>3</sup>未満の埋立てにつきましては、町の規制対象外ということで、特に改めて規制とかそういうものはないという認識にしておいてよろしいですか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

使用する土砂の量が500m<sup>3</sup>未満の埋立ての対策についてのご質問でございますが、本町の条例では、使用する土砂の量が500m<sup>3</sup>以上の土砂埋立て等は町長の許可を要することとしております。埋立土量が500m<sup>3</sup>未満、これ未満の埋立て行為について対象外としているのは、農地のかさ上げなど軽微な農地造成等に配慮したものでございます。500m<sup>3</sup>未満の埋立行為は、条例による許可を要しませんが、第三者に被害を及ぼさないよう原因者の責において、必要な対策は講じていただく必要があると考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございました。よく分かりました。500m<sup>3</sup>未満については特に規制はないけれども、それぞれやはり原因をつくる人たちがしっかりとお互いに自分たちで管理するということは当然のことだと思います。分かりました。

その次です。問題は、この基準の使用土砂量が500m<sup>3</sup>以上の場合に、特に、どちらかといいますと業者が悪いという言い方になりますけれども、もぐりで、申請も許可もしないで埋立てを行うということもあろうかと思いますが、この辺のところにつきましての監視体制と申しますか、500m<sup>3</sup>だけれども、600m<sup>3</sup>とか700m<sup>3</sup>ぐらいやったらなかなか分かりにくいと思いますし、その辺のところの監視体制というのはどのようにされているのか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

監視体制のご質問でございますが、埋立行為につきましては地元区長や住民、農地であれば農業委員などからの情報、町職員によるパトロールなどにより、情報の収集に努めております。埋立行為が、町条例の対象となる場合は条例により対応することとし、埋立行為区域の面積が3,000m<sup>2</sup>以上の場合は、大阪府の条例対象となるため大阪府に通報することとしております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今の状況、分かりました。いずれにしても、やはりある程度、皆さんが常識を持って、業者もやっていただくということに尽きるのかと思いますが、引き続き、やはり監視体制は、それぞれの各地区の区長さんとか農業委員の方とか、もちろん行政のほうもですけれども、パトロールしていただくということで、しっかりと体制をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2つ目になりますけれども、一方で、今度はこの白木バイパスの南側の地蔵池というところがあるんですけれども、その南東側に隣接する土砂埋立盛土長期間放棄地という対応を私考えていますけれども、これ一般的には、河南町のグランドキャニオンと言われているんですけれども、そのようなところの防災上の危険性というものはあるのでしょうか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本件につきましては、残土を埋立て後、農地に復元することを目的とした事業であり、河南町土砂等による土地の埋立等に関する指導要綱の手続にのっとり着手されたものでございます。

しかしながら、埋立計画以上の土砂が搬入され、町道、里道、水路が壊廃された状態でございます。

また、水路の底に無許可で埋設されたコルゲートパイプから僅かながら水が流れているものの、完全に閉塞するおそれがございます。閉塞を防ぐため、コルゲートパイプの流入口の土砂堆積状況を巡視し、大雨の前などに土砂撤去を町で行っておりますが、万が一コルゲートパイプが閉塞した場合には、流入口周辺が池の状態になると考えられます。

コルゲートパイプが埋設されている区域の上部の土砂は、町の是正指導の一部が履行されたことにより、現在、V字型の状態に掘り下げられており、池の状態になった水はVの字の溝を流れていくこととなります。V字部分の高さは、水路上流部の建物の土間コンクリートよりも若干低い位置となっており、V字部分への土砂崩壊等がなければ建物への浸水被害がないと思われませんが、V字部分よりも低い周辺の土地は水没のおそれがある状態でございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今の回答を聞いておりますと、基本的には、そんなに大きな被害にならないような状況だということでありましてけれども、やはりそのV字部分への土砂崩落等があった場合に、建物等には直接影響がないかもしれませんが、低い周辺の農地がございますね、そこには影響が出る可能性があるというところでございますね。分かりました。

それに関連しまして、次の質問をさせていただきたいと思っております。今お聞きしましたように上記の土砂の埋立放棄地の解決と見通しについて、ちょっと対策等も検討していただきたいと思うんですけれども、要は埋立業者が現場の回復、改善等を行うようなお金がないと、実際もう倒産状態ですよ。ということで、解決見通しはつかないまま、さらに、このまま時間がたっていくということ、十分予測されますけれども、この辺につきまして、何らかの具体的ないい方法、私もいろいろと知り合いの人にも聞いたりしてはございますけれども、なかなかいい解決策はないんですけれども、行政としまして、少し解決できるような方法がないの

かどうか、ちょっと改めてご意見、聞かせていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本件につきましては、施工者に対して、里道、水路の原状回復命令の再発出を行いました  
が、いまだ命令の履行がされていない状況でございます。このような場合、行政代執行法に  
基づき、町が是正工事を実施し、工事にかかった経費を相手方に請求する手法がありますが、  
議員が懸念されるとおり、相手方が倒産状態または資金がない状況である場合、工事にかか  
った経費を回収することができず、全額町の負担で是正工事を行う結果に終わる可能性が高  
いものでございます。

本件は、町法定外公共物管理条例に違反するもので、命令の名宛人は、第一義的には施行  
者であるところ、行政代執行の相手方を施工業者だけではなく埋立事業主と捉えることにつ  
いては法的な課題がございますので、町顧問弁護士等に相談し、町による代執行について慎  
重に判断してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございました。いずれにしても、あまり明確な回答にはならないと思いますし、  
私もそのように考えておりますけれども、そはさりとて、やはりこのままほっておくわけに  
いかないというところではございますが、やはりこれから町におきましても、500㎡以上  
については申請許可をするというところでありまして、本件のこの案件は、やはりこれ  
からの教訓にする一つの材料だと私は思っています。当時は特に条例もなかったんで、ある  
程度届出だけで終わっているんですけども、やはり業者によってはいろんなことをやりか  
ねない業者もおられますし、その申請のときに財政力を調査するという対応に今されてい  
ると思うんですけども、それだけでもなかなか2年、3年たったらまた会社が潰れるとい  
うこともございますので、何らかの対策として、例えば審査するときに、業者から事前に前金  
でも、あるいは担保金といいますか、そのようなものを取っておくというような審査体制も  
つくっていったらどうかと、私なりに考えたところでありまして、この辺のところ  
について、審査体制の強化ということを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

町への申請につきましては、先ほどもご答弁させていただいたとおり、まだございません。担保金とか供託金みたいな形で担保を取ってはどうかという、こういったご意見をいただきましたが、こちらにつきましては、また大阪府のほうはもう同じようなことをやっておられますので、その辺とかいろいろと調査して聞きながら、研究しながら、進んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございます。なかなか本件については難しいということと今後のいろいろな審査体制についても簡単にいかないなということは、まずは分かりましたけれども、いずれにしても、また大きな案件を持っておられる大阪府とも十分相談していただきまして、本件についても何らかのいい解決ができるように、私のほうから改めてお願いしたいと思えます。ということで本件はこれで終わります。

続きまして、2事項目でございますけれども、まず1つ目、ほ場整備等できない地域での耕作放棄地の活性化対策についてお聞きしたいと思います。

今日午前中もほかの議員からも農業政策ということで話が出ておりましたけれども、基本的に最近、農業従事者の高齢化と後継者不足による農地の遊休化、さらには耕作放棄農地の増加というものが非常に多くなっておりますけれども、このような状況下、国としても、これは放っておけないなということで、やはり日本の農業を支えていくという意味から国も支援をしてくれているということを理解しております。

そういう状況下で、本町におきましてもほ場整備事業の取組、あるいはそれに応じたいろんな支援をしていっているということで、整備が進みつつあるということは理解しておりますけれども、一方でほ場整備が進んでいない、あるいはほ場整備事業が実際にあったんだけども中断した。具体的に言いますと、これは河南中部ほ場整備事業でしたけれども、これが、賛成者がおられる中で逆に反対もおられたというようなところで、1人でも反対がおられると前に進まないというようなこの整備事業の一つの難点もあるんです。そういう状況で



具体的にはほ場整備が進みにくいというところで、この地域の農業者からは、こんな放棄地をほっとくのはいけないねと、何とかしてほしいという意見がたくさん出ておりました、それだったら農道を拡幅してもらおうということはどうなんやろうねというのも意見としては出ております。農道だけを整備するという事業は、特に今までから私も聞いていますけれども、それはないんだということで、進んではおりませんけれども、一つの対策としてやはり農道を拡幅すれば大きな大型トラクターとか、大型、中型のトラックとかいうものが走れるようになれば、やはりそこを借りて農業をしたいという方もおられるというふうに聞いておりますので、この辺のところをもう完全にほ場整備と絡ませて農道を整備するというだけじゃなくて、その狭い農道を拡幅して少しでも耕作放棄地の一つの活性化につながるというようなことの考えは、いかがでしょうか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

狭隘農道の拡幅整備についてのご質問でございますが、既存の道の拡幅だけではなく、ほ場整備のように面的に整備を行うことで、効率的かつ安定的な農業経営が確保されるなど、高い効果があると考えております。

ほ場整備を行うには、農業者などの同意や費用負担、事業区域の面積規模など、様々な要件があり、事業実施が難しいのが現状でございます。町といたしましても、比較的小規模な区域でも農業者の費用負担なしでほ場整備が実施可能となるよう要件緩和や予算の拡充について、国、府などへ要望を行っているところでございます。今後も、本町の主要産業である農業の振興を図るため、これまでに引き続き、国、府の補助事業をはじめ、地域や土地所有者の意向に合った事業について積極的に支援を行うなど、地域農業の活性化に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

予定どおり私が期待したような回答はいただけなかったんですけども、やはり基本的には、農業者は何とかして今ある地域をよくしたいという気持ちを持っておられますので、できるだけ相談があったらいろいろと検討していただいて対応できるようにやっていただきたい

いという思いであります。

この1つ目の質問は、次の人・農地プランの取組状況と課題ということにもつながってまいりますので、引き続きまして、次の人・農地プランの取組状況と課題についてご質問したいと思っております。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

人・農地プランとは、高齢化、労働力不足、生産性が低い、農地の受け手がないなどの地域農業の課題に対し、農業者の話合いに基づき、地域農業における中心経営体、5年後、10年後の将来の在り方などを明確化するために、平成24年度から始まった事業でございます。

平成26年度には、農地中間管理事業を円滑に推進するための手段として位置づけられ、令和元年度には人・農地プランをさらに発展させる観点から、アンケートの実施や年齢別の就農状況を地図化するなど、地域に見える化を実施し、中心経営体への農地の集約化に関する将来方策などについて徹底した話合いを行った上で策定する、実質化された人・農地プランとされました。

本町では、平成25年2月に河南町全域での河南町人・農地プランを策定し、令和3年9月に、北加納・南加納・寺田地区で実質化された人・農地プランを策定いたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今お聞きしましたようにこの人・農地プラン、今回の加納地区、寺田地区の件は、初めての人・農地プランの実質化されたものだというふうに聞きます。できたらこれを是非成功させていただきたいなと思っておるんですけども、今後のこととして、この実質化された人・農地プランにつきましては、やはり、非常にここに至るまでいろいろと課題とか問題とか対策等、地域の皆さんが非常に苦労してまとめ上げられたというふうに聞いておりますので、これをやはり河南町としてしっかりと、一つのいいモデルとして、ノウハウとして持って行っていただきたいなと思っておりますし、これを次のまた新しいほ場整備のところに生かしていただけるように、是非また対応を立てていただきたいと思っております。

それでその次ですけれども、そういう状況の人・農地プランにおきまして、将来の農業ということ、要するに稼げる農業に向けた農地の集約化と規模拡大による生産性向上と、販売力強化に向けた地域規模での取組の可能性等について、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

北加納・南加納・寺田地区では地域での話合いの下策定された、実質化された人・農地プランに基づき、農地中間管理機構への農地の貸付けなどを行い、担い手の集約化を行った結果、ほ場整備事業や機構集積協力金といった農地中間管理機構関連支援を受けることができました。支援を受けることで、生産性向上や経営農地の規模拡大など、5年後、10年後の地域農業の課題解決に取り組んでいきます。

そのほかの地域においても、実質化された人・農地プランの策定や農地中間管理機構関連事業など、国、府の補助事業を活用することで、農地の集約化、生産性向上などにつながると考えてございます。

人・農地プランの作成に当たっては、地域の農業者が集まり、今後の地域農業の在り方について話し合う場が少ないことが課題と考えておりますので、町といたしましても様々な機会を通じて地域の話合いなどの取組を促し、地域農業者自らの機運の高まりなどがございましたら、積極的に支援してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、安井部長からお聞きしましたように、いろいろと農業の今後の対応については検討するというところでございますけれども、いずれにしましても、やはりできる限り耕作放棄地を活性化するという意味で、基本的にはいろいろな対策を取っていただくといいのがよろしいんですけれども、まず、さっきも何回も言いましたけれども、できるだけいろいろなノウハウを、次の方々に対応できるようにまたノウハウをしっかりと広報等で対応していただけるようお願いしたいと思います。

この今回の人・農地プランにつきましては、これで質問を終わらせていただきます。

続きまして、3事項目でございます。

美しいまちかなんを守るというタイトルですけれども、まず、1つ目の不法投棄の防止策はということについて。

これはいろいろとあります、不法投棄は。特に、私たちの住んでいる近くで、山間部の町道があるんですけれども、そこを通行する自動車から非常にたくさんの不法投棄が、はっきり言いましてプラスチックの弁当殻とかペットボトルとか、そのようなものが非常にたくさん、田畑とかちょっと山の草が生えているところに捨てていっていると、非常にたくさんございます。毎年、これは11月でしたか、クリーンキャンペーンのときに地区の住民の方に全部拾ってもらうんですけれども、物すごい量です。今日午前中も誰かおっしゃっていましたが、プラスチックごみゼロ対策というようなことも言うておられましたけれども、まさしく非常に悪質な投げ捨て、不法投棄だというふうに私は思っております。その地域には立て看板とか、一応20mごとに立て看板を立てていますけれども、もう全く無視です。そういうような状況にありますので、何らかの対応をしていただきたいなということで今回改めて質問する次第です。ちょっとご回答をお願いします。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

以前より山間部の町道を通行する自動車からの不法投棄、道路に面した田畑や山林にペットボトルやプラスチック製弁当容器など不法投棄行為が後を絶たないような状況です。

町といたしましては、ポイ捨てや不法投棄に係る啓発看板を作成しており、地区から要望があれば啓発看板を提供しております。また、看板の内容やレイアウト等の改善も検討するとともに、ポイ捨てや不法投棄禁止を広報等で啓発してまいります。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

目新しい回答はいただいていないんですけれども、従来の対応をさらにするというですけれども、啓発看板も、さっき言いましたように立てています。なかなかそんなものはこういう悪質な不法投棄する人は全くもう無視です。というような状況で、やはりいつまでたってもこれはなかなか直らないと思っていますので、もう少し厳格な対応もしていく必要があるかと思っておりますけれども、一つは防犯カメラをつけてもらうとか、あるいはこの啓発看板も文字でいろいろと書いてもなかなか見ないから、ぱっと見てこれは大変だというような看

板にしていくとか、あるいは夜、車が走ったら、夜光的な看板を作って、すぐに見えるような、そのようなまた違った看板もちょっと考えていってもらおうというようなことも必要かなと私は思っておりますが、その辺のところはどうでしょうか。対策としてやっていただけるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

看板の対策で、光るものとかご提案いただきました。今現在お配りさせていただいておる看板につきましては、通常の既製のやつで光らないタイプなんですけど、議員仰せのとおり目立つような形、何かぴんとくる、分かるような形、もしくは反射して目立つようなもの、何かその辺とか工夫しながらやっていきたいとは考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございます。ちょっと前向きにやってやろうという気持ちになっていただいたということで一安心です。できるだけ、やはり目立つような看板を作っていただいて、啓発できるような形にしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、2つ目、粉じんとか、騒音、悪臭、煙害等の公害防止に対応する美しい河南町環境条例の改正はというタイトルですけれども、本件につきましては、これは既に大宝地区の住民の代表者からも議会に対しても請願書を、何とかしろよということを私たちも受けて、一応議会としても対応するという形にして今進めてもらっていますけれども、この取組体制についてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

令和2年12月1日付で、大宝地区から河南町議会に対しまして、美しい河南町環境条例の改正についての請願書の提出があり、令和2年12月議会においてこの請願が採択されております。

この美しい河南町環境条例につきましては、河南町美しいまちづくり審議会の答申を受け

て制定したものでございます。請願の趣旨を踏まえ、条例改正について、令和4年1月26日に審議会に諮問いたしました。今後は、答申を踏まえて、改正について検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

改正に向かって進むということですが、時間軸としてはどのようなものかよくまだ聞いていませんけれども、やはりこういうことはスピード感を持ってやってもらう、今日午前中、町長からもおっしゃっていましたよね、行政のことについてはスピード感が必要だと。まさしく、これはもう多分2年近くなりますね、大宝地区からの請願があって、やはりもう何らかの形で対応するというので、是非スピード感を持って進めていただきたいということとを改めて私のほうからお話しさせていただきたいと思います。

それでは最後に、4番目でございます。地球温暖化対策の推進に関する法律への対応というテーマですが、ご存じのように、もう最近はいろいろと地球温暖化でやはりいろいろな被害が出てきています。世界各国がそういう形ですよ。そういう意味でやはり、我が町としても、いろいろと対策を取っていただいているんですけど、河南町におけます最新の地球温暖化対策実行計画についてお聞きしたいと思います。

これはたしか5年ごとに計画をなされているというふうに私も認識しておりますけれども、一番直近では、第3次河南町地球温暖化対策実行計画というのをつくられていますけれども、これたしか2020年度に終了していると思うんですが、これに関しまして、これまでの実施内容はどのようなものであったのかということをお聞きさせていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町におけるこれまでの取組状況でございますが、庁舎設備の省エネ改修や学校・公共施設の照明のLED化、日常的な取組といたしまして、集中管理による冷暖房機の適切な温度設定、業務に支障のない範囲での消灯などエネルギーの使用の削減に努めております。このほか、エコドライブによる公用車の適正な使用、ごみの分別によるリサイクルの推進や会議資料の電子化による廃棄物等の発生抑制、環境ラベリング製品などの環境に配慮した物品購

入の推進、環境への負荷の少ない建築資材の使用や省エネルギー機器類の導入による公共事業における環境配慮など、様々な取組を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

いろいろと言葉でいただきましたけれども、もう少し具体的な数字が欲しいんですけども、分かりました。

そしたら、それに続きまして、それと関連しますけれども、これまで取り組んできた達成状況につきまして、そしてまた、次期5か年計画というのをされると思うんですけども、その辺のところの取組についてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町では、平成18年度に第1次河南町地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガス削減目標を定め、計画的に排出量を削減するよう取り組んでおり、現在の第3次計画では、令和2年度に平成26年度と比較して、温室効果ガス排出量を6%以上削減することを目標としております。

その達成状況でございますが、令和2年度分について、現在集計中のため、令和元年度分で比較いたしますと、平成26年度の温室効果ガスの排出量、249万1,694.7kg-CO2に対しまして、令和元年度の温室効果ガス排出量は、223万993.5kg-CO2で、約10.5%の削減となっております。これは庁舎のLED化や空調機の高効率化、一須賀浄水場での浄水処理の廃止に伴う電気使用量の減少が主な要因となっております。

次に、第3次河南町地球温暖化対策実行計画に続く計画についてでございますが、現在策定中でございますので、策定次第、公表させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、安井部長から述べていただきましたけれども、直近の実績は6%を十分達成して、

10.5%の目標達成だということでございますね。もともとの6%は、私は低いと思っていましたけれども、そして今回、新しい第3次に続いて次の4次になりますかね、これを策定次第、公表するということでございます。今回の計画につきましては、何%という数字が出るのか分かりませんが、やはり2050年に向けて一步一步進んでいくという意味から、できたら今回の実績見込みである10%以上を上回るような目標を立てていくというようなことを是非考えていただきたいなと思っております。是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後になります。先ほど言ひました2050年のカーボンニュートラルに向けての取組方針等についてということでございますけれども、ご存じのように、我が国においても、地球温暖化対策計画というのをつくってしまひて、2050年カーボンニュートラルに向けて、まずは、2030年度に温室効果ガス排出量を、2013年度比46%削減するという目標を立てて国は動いております。このような状況下において、我が河南町におきまひては、2030年度の目標というのがあるのかどうか分かりませんが、2030年度の目標、あるいは最終の2050年度のカーボンニュートラルに向けた取組方針について、森田町長の思ひを聞かせていただきたいなと思ひます。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

お答えさせていただきます。

国では、先ほど2020年10月に、2050年に温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするという、すなわち2050年のカーボンニュートラルゼロ宣言というのですね、それをされております。

本町においても、こういう取組をいっぱいやっているんですけども、世界的な地球温暖化対策への取組について、先ほど部長から答弁あったように、町のいろんな事業をやって、これをさらに発展させるということで、金剛・葛城の山並みと田園風景、これは本町の豊かな緑ということでございますので、これを守っていかなければならないと。そういうことで住民の皆さんとか、あと企業の皆さん、それから団体とか、こういう方々に気候変動が脅威であるということをご共有で認識していただき、豊かな自然を次世代につないでいきたいと、このように思ひます。

そのために、2050年までに二酸化炭素排出量ゼロ、ゼロカーボンの宣言を本定例会の最終日に議会のほうで表明したいというふうにご考慮しておりますので、その中でいろいろな事業展



開が全てゼロカーボンにつながるというものについては、そこで取りまとめていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

森田町長、どうもありがとうございました。

2050年のカーボンニュートラルに向けて、町長自身の思ひを今語っていただきました。最終の会議でゼロカーボン宣言をするということで、私たち、是非住民一人一人、もちろん私たち議員もそうですけれども、やはり自分のことだというつもりでやっていくということが必要だと思いますし、ゼロカーボン宣言をどのような形でやっていただけるのか、私も期待したいと思っていますので、是非住民の皆さんにしっかりと2050年に向けて対応していただけるような宣言としていただけるよう期待しております。

ありがとうございました。本件で、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

松本議員の質問が終わりました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上で、本日の一般質問1日目の議事日程は終了しました。

一般質問2日目は、明日3月23日午前10時に開きます。

本日はこれもちまして散会します。

お疲れさまでございました。

午後4時00分散会

~~~~~



令和4年 3月23日(水)

# 令和4年河南町議会3月定例会議会議録

(第 4 号)

河 南 町 議 会



令和4年河南町議会3月定例会議会議録

年 月 日 令和4年3月23日(水)

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

|    |    |    |     |     |    |
|----|----|----|-----|-----|----|
| 1番 | 高田 | 伸也 | 2番  | 松本  | 四郎 |
| 3番 | 河合 | 英紀 | 4番  | 大門  | 晶子 |
| 5番 | 力武 | 清  | 6番  | 佐々木 | 希絵 |
| 7番 | 廣谷 | 武  | 8番  | 浅岡  | 正広 |
| 9番 | 福田 | 太郎 | 10番 | 中川  | 博  |

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

|                          |    |    |
|--------------------------|----|----|
| 町 長                      | 森田 | 昌吾 |
| 副 町 長                    | 城田 | 国昭 |
| 教 育 長                    | 新田 | 晃之 |
| 総合政策部長                   | 辻本 | 幸司 |
| 総 務 部 長                  | 渡辺 | 慶啓 |
| 住 民 部 長                  | 福田 | 新吾 |
| 健康福祉部長兼総合保健福祉センター長       | 田村 | 夕香 |
| まち創造部長                   | 安井 | 啓悦 |
| まち創造部理事                  | 日根 | 直哉 |
| 総合政策部秘書企画課長              | 森口 | 竜也 |
| 総合政策部危機管理室長              | 木矢 | 哲也 |
| 総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長  | 多村 | 美紀 |
| 総務部副理事兼施設整備担当課長          | 牧野 | 勉  |
| 総務部人事財政課長                | 後藤 | 利彦 |
| 総務部副理事兼契約検査室長            | 谷  | 道広 |
| 総務部副理事兼まち創造部副理事          | 西本 | 伸二 |
| 住民部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長 | 辻元 | 哲夫 |
| 住民部副理事兼保険年金課長            | 大谷 | 由候 |

住民部 税務課長  
健康福祉部 高齢障がい福祉課長  
健康福祉部 健康づくり推進課長  
まち創造部 地域整備課長  
まち創造部 副理事兼都市環境課長  
まち創造部 農林商工観光課長併農業委員会事務局長

渡 辺 恵 子  
和 田 信 一  
中 筋 美 枝  
藤 木 幹 史  
大 門 晃  
池 添 謙 司

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長  
(教育委員会事務局)

岩 根 有津佐

教 ・ 育 部 長  
教 ・ 育 部 教育課長  
教 ・ 育 部 副理事兼こども1ぱん課長  
教 ・ 育 部 生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長  
教 ・ 育 部 副理事兼学校給食センター所長

湊 浩  
中 海 幹 男  
田 中 啓 之  
森 弘 樹  
梅 川 茂 宏

議会事務局職員出席者

事 務 局 長  
課 長 補 佐

木 矢 年 謙  
門 林 純 司

会議録署名議員

7 番 廣 谷 武

9 番 福 田 太 郎

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第 1

# 令和4年河南町議会3月定例会議

令和4年3月23日（水）午前10時開議

## 議事日程（第4号）

|      |        |         |           |
|------|--------|---------|-----------|
| 日程第1 | 一般質問   | .....   | 200       |
|      | （個人質問） |         |           |
|      | 3番     | 河合英紀議員  | ..... 200 |
|      | 4番     | 大門晶子議員  | ..... 209 |
|      | 5番     | 力武清議員   | ..... 230 |
|      | 6番     | 佐々木希絵議員 | ..... 254 |

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（浅岡正広）

本日の議事日程は、タブレット914令和4年3月23日3月定例会議一般質問（2日目）に送信しています。

日程第1 一般質問、2日目を行います。

個人質問を行います。

本日の質問者は、河合議員、大門議員、力武議員、佐々木議員、以上の順で発言を許します。

最初に、河合議員の発言を許します。

河合議員。

○3番（河合英紀）

議席番号3番、自民・夢・希望、河合英紀です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

本日、大きく分けまして2事項を伺わせていただきます。森田町長をはじめ、理事者の皆様には的確な答弁をよろしく申し上げます。

今年度、私の一般質問では、一年を通して高齢者の介護予防に対して質問させていただきました。その背景として、コロナ禍の状況で外出機会が減り、コミュニケーション機会が減ったことで筋力、体力の低下や認知機能の低下を危惧してきました。コロナが蔓延している状況の中でも、町としてできることを精いっぱいしていただけたと思います。その総括として、具体的な実績と課題を改めて確認させていただきます。



最初の事項、認知症支援について質問させていただきます。

1項目めの質問です。

認知症支援施策としてどのような取組をしているのかを聞かせてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、地域住民に対しては、認知症についての理解や支援ができる認知症サポーター養成講座を実施して、認知症普及啓発を行っております。

また、認知症の人及び家族に対しては、認知症の段階に応じて相談機関や支援機関が分かる認知症ケアパスの配布を行っております。

また、医療・介護等のネットワーク構築や認知症対応力向上のための支援、相談支援や支援体制づくりを推進する認知症地域支援推進員を社会福祉協議会に委託し、町地域包括支援センターと連携して支援を進めています。

さらに、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられるよう初期の対応体制として、認知症初期集中支援チームを設置しています。

認知症高齢者の徘徊対策としては、町内や他市町村の機関と連携しSOSネットワークを構築しています。SOSネットワークの事前登録者にはQRコードを配布し、徘徊時、早期に発見できる体制づくりも行っております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

認知症支援で最も重要なことは、早期の段階で介入することだと考えています。本町でも認知症初期集中支援チームの活動があると今、伺いました。

そこで、2項目めの質問です。

認知症初期集中支援の目的と今年度の実績を聞かせてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

認知症初期集中支援の目的は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わり支援することです。認知症初期集中支援チームが中心となって、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築しています。

今年度の初期集中支援チームの実績は0件ですが、認知症の相談があれば地域包括支援センター職員や認知症地域支援推進員が同行訪問し、認知症高齢者に対して早期に医療や介護保険サービスにつなげることができており、相談、支援の実績は65件でした。初期集中支援チームの初動前に医療や介護と連携が図ることができている状況です。

以上です。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

実績は0件ということですが、チームが動く前に地域包括支援センター職員や認知症地域支援推進員の活動により対応できているとのことなので、安心しました。

認知症支援において早期対応と同様に重要な支援として、介護を実際に行っている家族のストレスマネジメントがあります。

そこで、3項目めの質問です。

認知症支援として介護者の支援はあるのかを聞かせてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

認知症支援として介護者の支援については、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員による相談や、認知症ケアパスによる認知症の段階に応じた相談窓口や介護サービスなどの紹介、徘徊時にはSOSネットワークによる早期発見を行うなど、介護者家族への支援を行っております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

家族支援もできているということが分かりました。

ストレスマネジメントの視点から、セルフヘルプグループ、自助グループの活動が効果的であると言われてしています。

そこで、5項目めの質問です。

介護者のセルフヘルプグループとして認知症カフェなどの取組がありますが、町での予定はあるのか聞かせてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

現在、町の地域資源として認知症カフェはございませんが、住民グループが主体となり認知症カフェを立ち上げる相談が1件あり、地域包括支援センターや社会福祉協議会の認知症地域支援推進員等が関わりながら、実現に向けて支援してまいりました。この4月1日にオープンに向けて準備が進められているところでございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

4月1日からオープンに向けてということで、1件の認知症カフェの取組があることが分かりました。

様々な支援を考えたとき、自助、公助、共助の役割分担を整理することが必要です。今後、住民主体の共助の充実が最も困難ではあるものの必要不可欠だと考えています。

そこで、6項目めの質問です。

今後、民間で支援グループや取組を企画したときに支援できるのかを聞かせてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

今後、住民主体で取り組めるよう、町としても地域包括支援センターの専門職や認知症地域支援推進員が相談に応じます。

また、経済的な援助としての補助金については、必要性等を勘案して検討してまいります。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

この認知症支援でも、地域包括支援センターのスタッフの活躍というのが非常に重要になってくるので、是非とも疲弊しないように頑張ってもらいたいというふうに思っています。

それでは、第2事項として自立支援について質問させていただきます。

介護保険料の増加が進む中で、介護保険サービスが必要な人に必要な分だけ提供する姿勢を保険者である町が見せていく必要があると思います。

介護保険の基本理念は自立支援です。サービスが必要な人には十分なサービスを、必要のない人は自立に向けたサービスを提供していくことが重要です。必要か必要でないかを見極める方法の一つが地域ケア会議です。

そこで、1項目めの質問です。

地域ケア会議の今年度の症例数を聞かせてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

自立支援の個別地域ケア会議につきましては、毎回4事例について検討を行っております。

これまでに7回開催しておりますが、今年度は最終的に8回の開催を予定しており、32の事例を検討する予定でございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

1年間で32事例を検討していることが分かりました。

2項目めの質問です。

その32事例の症例の選定方法を聞かせてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

事例の対象者は要支援1、要支援2、事業対象者を主としております。

そして、症例の選定方法は、年度初めに各居宅介護支援事業所に事例提供の日程表を配布し、自立支援につながる事例やケアマネジャーが支援困難で助言が必要な事例、また専門職による短期集中訪問が必要な事例の提供を行っていただくよう依頼しております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

現状は事例の提供をお願いされていることが分かりました。

自立につながる疾患、例えば骨折による回復が期待できる症例を会議にかける。もしくは認知症などの回復が難しい症例は避けるなどの工夫が必要だと思います。

事例提供をお願いする方法ではなく、意図を持ってこのような症例は会議にかけるなどの改善を要望しておきます。

3項目めの質問です。

ケア会議の結果、自立につながった症例があるのかを聞かせてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

令和4年2月末までに実施したケア会議では28事例の検討を行いました。事例の中には、支援困難で助言を求めることを主な目的とする案件などもあり、多くの事例では現状維持となっておりますが、短期集中訪問——訪問型サービスCなんですけれども、その事業につながり症状の改善によりサービスの必要がなくなった事例が1件ございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

今年度の結果1事例ではありますが、自立につながったことはうれしく思います。

4項目めの質問です。

今年度の32事例を通して、地域ケア会議の課題をどのように捉えているのかを聞かせてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

地域ケア会議においてリハビリ専門職の助言者から、町の自立支援を一層進めていくためには、専門職による短期集中の通所型サービスが必要との助言を受けております。

本町では、短期集中予防サービス訪問型サービスC、住民主体による通所型サービスBなどのメニューに順次取り組んでいるところですが、早期改善の取組の一つとして、この専門職による短期集中予防サービス通所型サービスCがないことが現状の課題と考えております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

短期集中予防サービス訪問型サービスCや住民主体による通所型サービスBに取り組んでいるが、地域ケア会議から、専門職による短期集中の通所型サービスCが必要だと助言されていることが分かりました。

そこで、5項目めの質問です。

今年度取り組まれた訪問型サービスCの実績を聞かせてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

自立支援の個別地域ケア会議では、令和4年2月現在28事例を検討し、専門職による短期集中訪問指導を行う訪問型サービスCの対象者は計5人ございました。そのうち、サービスを受けた人は3人となっており、その中で、1人は日常生活動作を自分でできるようになり、自立できています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

訪問型サービスCの実績として1名の方が自立されたことが分かりました。今年度の対象者が5名で、実際にサービスを受けられた方が3名、そのうち1名が自立につながったことはうれしく思いますが、対象者が少ないことは大きな課題でもあると思います。

そこで、6項目めの質問です。

訪問型サービスC事業の課題を聞かせてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

自立支援の個別地域ケア会議において、専門職が短期集中訪問指導を行う訪問型サービスCの対象者となっても、サービスの利用につながらないことが課題となります。

課題に対して、令和2年度は地域ケア会議でいただいた助言をケアマネジャーから要支援者に説明していましたが、今年度は、地域包括支援センター職員も同行訪問して説明しております。

来年度には、会議で助言を行った専門職にも訪問に同行いただくことも検討したいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

会議での助言をした専門職が訪問に同行することはとても重要だと思います。合意形成をする上で、専門職から直接説明してもらえるのは、利用される方も納得した上で自立に向けて努力してもらえるとと思います。

今年度実施されたもう一つの取組である通所型Bのサービスの課題を、7項目めの質問として教えてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

令和2年4月に要綱を作成し、住民主体型の通いの場である通所型サービスBを創設しました。新型コロナウイルス感染症拡大の状況から団体の活動自粛が継続し、立ち上げづらい状況でしたが、令和4年3月現在、いきいき百歳体操をしている2団体——大宝3丁目と一須賀になるんですけれども、その2団体が立ち上がり、準備中の団体も1つございます。

活動団体の組織の場所や拠点の選定や参加者の把握などに時間を要するなどの課題がございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

住民主体で行われる通所型サービスBは、ほかの市町村でも難しいとなかなか動き出せない状況の中で、河南町は進めることができている現状があります。これは河南町の特徴として胸を張って言えると思っています。

難しい事業だと思いますが、住民の方とよくコミュニケーションを取って今後も進めていくようにお願いします。

地域ケア会議の専門職から助言があった通所型サービスC事業に対して、次年度予算がつきました。一般質問でも通所型サービスCをお願いしてきたので、とても期待しています。

そこで、8項目めの質問です。

通所C事業の準備に対しての課題を聞かせてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

専門職による短期集中の通所型サービスCについて、令和4年度下半期から、府内先進例の多くと同様、本町も委託で実施したいと考えておりますが、そのためには、事業の目的やメニュー、回数などの事業内容、事業の要件、委託料の考え方などを整理し、早期に事業者等にお示しし検討いただく必要がございます。

事業の実施には、現状様々なサービスを実施されている中で、一定の人員や活動スペースの確保なども必要であり、また、このサービス自体では採算の確保も簡単ではないことから、受託先を確保できるか、継続的に事業に取り組んでいただけるかが課題でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

様々な課題があるのが分かりました。ワクチン接種などで大変な業務量になっているのは理解していますが、しっかりと進めてもらいたいと思います。

最後の9項目めの質問は、少し今までの内容から外れるかも分かりませんが、次年度の当初予算を見る限り、介護保険、障がいの自立支援などの予算額が大きく増えています。何度も言いますが、介護であれ、障がいであれ、サービスが必要な人には必要なサービスを提供



していくことが必要です。しかし、過剰なサービス、余分なサービスの提供が行われていることも事実としてあります。これはとても大きな問題であると認識しています。

介護保険、障がいの自立支援のサービス量の増加に対して、どのような対策を立てていくのかを聞かせてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

介護保険のサービス量の増加に対しては、認知症や介護の予防のための多様な取組、そして自立支援の個別地域ケア会議数の増加や専門職による短期集中サービスの導入により、一層介護予防、自立支援に努めてまいります。

また、障がい者の自立支援サービス量の増加に対しては、現在、本人やご家族の状況を町職員が年1回聞き取り、本人や家族の支援状況に合わせたサービスを支給決定しておりますので、今後も引き続き適正なサービスの支給に努めてまいります。

自立支援サービスの提供は、障がい者の実態とニーズに合わせ必要な支給がなされる必要がありますので、その財源確保については、引き続き国や府へ要望してまいります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

適正なサービスを提供していくということなので是非よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

河合議員の質問が終わりました。

次に、大門議員の発言を許します。

大門議員。

○4番（大門晶子）

議席番号4番、大門晶子です。ただいまより一般質問を行います。

昨日の一般質問で、松本議員から盛土の防災の件などの質問もありましたが、私は違う角度から質問させていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、1事項目の質問からお伺ひいたします。

土砂災害を未然に防ぐためにと題して質問いたします。

昨年7月、静岡県熱海市に甚大な被害をもたらした土石流。原因と見られているのが土石流の起点となった大量の盛土だと報道されました。このような災害が各地で起きる中で、なぜそうした問題が発生するのか、適応策を講じる必要があるとの意見もある中で、本町でもこのリスクについて対策を講じておく必要があると思うのであります。

将来予測には、確かに不確実性が伴いますが、それは行動を起こさない理由にはなり得ません。なぜならハザードマップを作成したとしても、本町では、自分の地域がどの程度危険なのか把握しておられない住民が多くいらっしゃるというふうに考えるからであります。加えて、後期高齢者が増えている昨今、避難対応が難しい状況にもあると考えています。

思い返せば、河南町では、昭和57年の台風10号の際には、3日間で降雨量431㎜にも達し、死者4名、負傷者1名の人的被災者、家屋の全壊3棟、半壊6棟、一部損壊7棟、崖崩れ163か所などの甚大な被害を受けたことが災害記録として残されています。

このときの状況を知る高齢者は、「山津波は怖い、恐ろしい」と警告の言葉を発していましたが、この熱海の被害を契機にワールド牧場の盛土は大丈夫か、河南町は残土処分しやすいところだとの声が再度、聞こえてくるようになりました。57災害以後、死者が出るような災害は本町では起きていないとはいえ、土砂崩れが起き、道路を塞ぐような状況も起きています。

そこで、今回は、本町での盛土危険の安全性は担保されているのか。もし、課題があるなら取り組んでほしいという立場で質問させていただきます。

では、第1項目めの質問であります。

自然災害の多い日本で土砂災害防止法が制定されたのは、広島県で300件を超える土砂崩れが発生し、それが立法の契機となったと理解しています。最近では盛土が原因とされる人災の側面が強まっているだけではなく、丘陵地に面した住宅地や高台に盛土された宅地などに住む人は注意が必要だとも言われますので、住居地も含めて総点検しておくべきだと考えています。

そこで、土砂災害防止対策を推進するに当たり、基礎調査などの点検は随時行われているのかということをお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

基礎調査につきましては大阪府が実施しており、土砂災害防止法に基づき土砂災害が発生するおそれのある箇所について、平成15年度から基礎調査を始め、平成28年度に府内の調査が完了しているとのことでございます。この基礎調査を実施した箇所から順に、結果を基に土砂災害のおそれがある区域として、土砂災害警戒区域、通称イエローゾーン、建物が破壊され住民に大きな被害を生じるおそれのある区域として土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンを指定し、公示されています。平成28年9月時点で、本町域では、土砂災害警戒区域が250か所、土砂災害特別警戒区域が233か所指定されてございます。

調査の頻度といたしましては、土砂災害防止法第4条第1項に基づき、概ね5年ごとに調査するものとされており、大阪府では平成29年度より2巡目の調査を進めていると聞いてございます。

2巡目の調査の内容としましては、区域指定済みの箇所及び新たな区域指定が必要な箇所について基礎調査を行うこととし、各区域における地形や土地利用調査の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については現地確認をするなど詳細の調査を進めていき、河南町域の調査につきましては、令和4年度に実施予定と聞いてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

この質問をさせていただききっかけは、本町のハザードマップには、ワールド牧場の盛土箇所は土砂災害警戒区域や特別警戒区域にも指定されていないことが気になりだったことです。

先ほどのご答弁では、基礎調査は2巡目に入り、本町域は令和4年度に調査予定とのことですが、どのような箇所が土砂災害警戒区域に指定されるのか。また、ワールド牧場の盛土箇所は、今回の調査で指定されないのかということをお伺いしておきます。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

土砂災害の現象といたしましては、土石流、崖崩れ、地滑りの3種類があり、土砂災害警戒区域の指定の対象となりますのは、土石流危険渓流としましては、山腹が崩壊して生じた土石など、または渓流の土石などが水と一体となって流下するおそれのある土地で、勾配が

2度以上の区域でございます。崖崩れの急傾斜地崩壊危険箇所としましては、傾斜度が30度以上で高さが5m以上である土地が崩壊するおそれのある急傾斜地の上端から10m、急傾斜地の下端から高さの2倍以内の区域でございます。地滑り危険箇所といたしましては、土地の一部が地下水等に起因して滑る、または、これに伴って移動するおそれのある地滑りの長さの2倍以上の区域でございます。

以上のような箇所が土砂災害警戒区域に指定されますが、ワールド牧場の盛土箇所は、これらの条件以下のため土砂災害警戒区域に指定はされてございません。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

理由を述べていただきまして、土砂災害警戒区域に指定されるが、ワールド牧場の盛土箇所は、これらの条件のために土砂災害警戒区域には指定されないというふうにご答弁いただきました。

盛土が土砂崩れにつながるという指摘がありますので、もう一度、念のため、今の対応で危険回避ができるのかという観点からお聞きしておきます。

この質問をするに当たって調べた文献では、大規模な盛土による土地造成が行われた場所で大雨が降ると、降った水が地下水となり地盤をゆっくり浸食していく。雨が粘土のような滑りやすい層に浸透し、性質の違う層の影響で水がたまり、そこから上の地面が浮き上がって滑り出し、押し出された土砂や地面の移動によって土砂崩れが起き、家や道路が破壊するというふうには書かれていました。原因となるのは、もともとの土地や水路を土で覆うことから、斜面を安定させる擁壁や排水設備を整えるなどの対策をしないと崩れたり、液状化したりすることがあるということのようであります。

京都大学防災研究所の釜井俊孝教授によりますと「谷はもともと周囲から水が集まりやすく、土砂で谷を埋めたからといっても地下水が集まる仕組みは変わらない。地盤が水を多く含めば弱くなり、もともとの地形との境界が滑って土砂崩れのきっかけになることもある」というふうに指摘されています。

本町では盛土をする場合に、土を締め固めて対策はしてくださっているのですが、対策がおろそかになる例もあり、開発で出た不要な土砂の処分先は不用意に盛土が造られやすいとの指摘があることが気になっています。

では、ワールド牧場の埋立現場の盛土造成地は、釜井教授が言うような状況に該当しないと切り切れるのか。土砂災害警戒区域や特別警戒区域にも指定されなかった箇所は、土砂災害が発生しない安全な土地と言えるのでしょうか、ご見解をお示しください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

ワールド牧場の盛土につきましては、土砂埋立て等の適正化を図り、災害の防止及び生活環境の保全を目的に、平成27年7月から施行されている大阪府土砂の埋立て等の規制に関する条例の許可行為であり、この条例の技術審査等の手続を経て行われている行為でございます。現在は、大阪府において完了の審査中とのことでございます。

なお、大阪府のホームページによりますと、土砂災害警戒区域等は、土砂災害が発生した場合に被害を受けるおそれがある土地の範囲を示したもので、これはあくまでも目安であり、土砂災害が必ずしも土砂災害警戒区域等内で収まるとは限らず、指定されていないからといって必ずしも安全であるとは言えないとされてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

必ずしも安全であるとは言えないということでもあります。

では、次の項目、地形の形状について移ります。

この埋立区域の場所の谷筋は河内地区領域でした。その近くの野山は個人の持ち山もあり、その持ち山を買い取り、山を削って谷を埋め造成地ができたと記憶しています。この場所には田畑の維持管理に必要な池もありましたが、削った土で池や谷を埋めていたというふうに聞き及んでいます。

そこで、昔の地形の形状を知っている人は少なくなりましたので、現状の盛土の地形データの変化はどのような方法で知ることができるのか、お伺いしておきたいのであります。

といいますのも、私が河南町に嫁いだ頃に見えていた中地区から見える東方の景色は、その後、2転3転変化し、他の市町村からこの地に移住された方などは、造成前の地形の形状を知る由もありません。

ハザードマップとは、一般的に自然災害による被害の軽減や防災対策に必要とする目的で、

被災想定区域や避難場所、避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図とされていますので、ハザードマップを利用する上では、その地域の土地の成り立ちなどの特徴も知っておく必要があると考えています。

そこで、どういった方法で町内の盛土地を知ることができるのか、伺っておきたいと思えます。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

盛土地を知る方法といたしましては、大阪府のホームページにおいて大規模盛土造成地マップが公表されてございます。大規模盛土造成地とは、谷間や斜面に盛土を行い、大規模に造成された宅地のうち、盛土の面積が3,000㎡以上、または、盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ盛土の高さが5m以上のものを言います。本町では、主に大宝地区やさくら坂地区の一部に分布してございます。

なお、このマップは、大阪府が、造成前と造成後の地形図などを重ね合わせることで抽出した大規模盛土造成地の概ねの位置と範囲を示したもので、危険な箇所を示したものではありませんとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

2014年10月には、横浜市緑区で許可を受けずに造成された盛土が台風の大雨で崩落、崖下のアパートにいた住人男性が死亡、2017年10月の台風21号でも、大阪府岸和田市で崩落した盛土が川をせき止め、複数の車が水没して女性が死亡した例や、2013年にも、東京都日野市の盛土が台風の大雨で崩れ、近くに住む女性がけがをした例など、盛土で死亡する事例も実は多くあります。

府では、宅地の状況や周辺の擁壁、斜面に目を配り点検をしておくことで防災意識を高めていただき、災害の未然防止や被害の軽減に努めるということですが、河南町の住民の皆様が日常、その変化に目配りしているのかということでもあります。

本町でも同様に、ハザードマップに掲載してくださっているのですが、掲載した後は自己責任でということでは、危険回避は不十分だというふうに考えています。ということ

で、この施策が効果的なものになっているのか疑問があるのですが、本町では今後、住民にどのように促し啓発をされるのか伺っておきます。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

町では、いざというとき慌てず行動できるように、家族や地域で災害に備えるため、新たなハザードマップを作成し配布しています。あわせて、いざというときのため、ウェブを使った防災訓練では、ハザードマップの使い方の動画を作成し、住民の皆様にお知らせさせていただいたところがございます。さらに、町が配布する災害ハザードマップを基に、地区ごとに地域で想定される危険箇所などを加え、地域の実情に合わせた地域版ハザードマップを作成し、事前の備えや災害の避難など地域の防災意識の向上に取り組んでおります。

町としましては、災害ハザードマップや地域版ハザードマップを活用した防災訓練等を行うなど、災害時に一人でも多くの住民の方が円滑に避難できるよう、引き続き防災意識の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

防災意識の向上に取り組んでいただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次の項目、3項目めの指定看板の設置について伺います。

本町で急傾斜地崩壊危険区域と記した看板が見られます。

そこで、お伺ひいたします。

本町では、急傾斜地崩壊危険区域に看板などを設置していたださっていますが、どのような箇所に設置されているのか。また、新たに設置する看板があるとするなら、いつ頃設置を予定しているのかお伺ひしておきます。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

急傾斜地崩壊危険区域につきましては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第

3条に基づき、関係市町村の意見を聞いて大阪府が指定した区域であり、指定された土地は急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を助長、誘発するおそれのある一定の行為について制限が出されます。このような目的で、急傾斜地崩壊危険区域に指定された土地の見やすい箇所に、大阪府において看板を設置しております。

ご質問のありました現在設置している看板といたしましては、急傾斜地崩壊対策工事を実施した箇所に設置しております。新たに設置する看板といたしましては、平成29年度より事業実施中であります下河内（4）地区急傾斜地崩壊対策事業箇所の看板設置を予定しております。

設置時期といたしましては、令和9年度の事業が完了する際に設置すると聞いてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

では、4項目めの質問に移ります。

危険区域の工事費の補助などについて現状、工事費など十分に確保できているのかという観点でお伺いいたします。

本町では、今年度もこの事業化に向けて予算計上されるなど、急傾斜地土砂災害防止事業を実施し、土石流を食い止める堰を造ったり、崖崩れが起きそうな斜面をコンクリートで固めたりする工事で災害を防いでくださっているのは承知しているところであります。

ただ、最近の土砂災害は多発だけではなく激化しています。気象庁の観測によりますと、1時間降水量50mm以上の年間観測回数や3時間降水量100mm以上の年間観測日数は増加傾向にあるとの指摘もある中で、指定区域の中で、これらの工事が未実施の箇所があるなら、今後も継続してその対策を講じる必要があると考えています。

そこで、過去の議会の会議録にも目を通したのでありますが、当時、急傾斜地崩壊危険箇所は町内に54か所あり、事業着手したい箇所は20か所で、平成26年度末に急傾斜地崩壊危険箇所は10か所完了、その時点での未着手は9か所あるとのことでありました。

では、現在、事業を実施中の下河内地区の対策工事の進捗状況と、今後の新規対策事業の見通しなどはどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）



安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

急傾斜地崩壊対策事業につきましては、大阪府において令和2年度に計画策定されました大阪府都市整備中期計画により、対策事業を進めております。

下河内（4）地区急傾斜地崩壊対策事業の事業期間としましては、平成29年度から令和9年度までの11年間となっております、令和3年度で事業着手から5年目となります。

対策工事の進め方としましては、公共性の高い地域の集会所や避難経路となる一般府道上河内富田林線沿いを中心に、北から南方向へ工事を進めております。事業の進捗状況といたしましては、令和4年3月末時点で約38%の進捗となっております。

今後の新規急傾斜地崩壊対策事業の見通しでございますが、本町といたしましては、現在事業実施中の下河内（4）地区急傾斜地崩壊対策事業の完成時期を踏まえ、残りの箇所につきましても、大阪府都市整備中期計画へ位置づけられるよう要望してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

令和4年3月末時点で約38%の進捗率というふうに、急傾斜地崩壊対策事業の進捗状況をお示しいただきましたが、残る工事の実施については府へ強く要望し、予算拡充も府を通じて国へ働きかけをするなど早期に対策をしていただきたいと思うのですが、再度お考えをお伺いしておきます。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

毎年、国や大阪府に対しまして、急傾斜地崩壊対策事業費の拡大並びに事業促進について要望しているところで、現在事業を実施中の下河内（4）地区急傾斜地崩壊対策事業の事業推進と早期完成を図ること、また残りの箇所につきましても、引き続き対策事業実施していただけるよう要望してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

要望していただけるようですので、よろしく願いしておきます。

では、5項目めの質問であります。

次は、区域指定と住民生活の安全対策の実情と課題について伺います。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域などの指定は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅などの新規立地の抑制、既存住宅の移転促進などのソフト対策を推進することが目的だと理解しています。

そこで、ソフト対策についてお伺いいたします。

以下、河南町のホームページより抜粋したのでありますが、ハザードマップは、土砂災害や浸水被害のおそれがある場所や災害の際に生命を守るために避難する避難場所、また日頃から災害に備えておくべき項目などを記載、最寄りの避難所や自宅周辺の危険箇所などを事前に確認し、大地震発生時や風水害時にはスムーズな行動を取れるようにと啓発してくださっています。

ということで、本町でも区域が指定され、ハザードマップに掲載されているのでありますが、区域指定することで住民に周知が図られているのか、指定することにより、安心・安全の課題はどう変化したのかということをお示してください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

住民への周知でございますが、本町では、昨年5月に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域を記載した災害ハザードマップを全世帯に配布するとともに、町防災訓練時にも災害ハザードマップの見方を周知させていただきました。

次に、安心・安全の課題の変化ですが、まず、土砂災害警戒区域等が確認できましたら、次は、今、自分が住んでいる周辺の安全を考えることになると思います。地域での地域版ハザードマップの作成時に、防災ハザードマップを基に、住民同士で地域の危険箇所を話し合うことで防災意識の向上につながっていると考えております。

さらに、防災意識が向上すれば、地域版ハザードマップを活用した円滑な避難行動をするためのコミュニティタイムラインの作成にもつながっていくと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

斜面崩壊は、急な斜面が大雨や地震で崩れると斜面の高さの約2倍の距離まで届くこともあり、また突如起こるので避難が難しいとの指摘とともに、昨今の風水害の現実には直視すべきで、気象庁の観測によると、非常に激しい雨の発生回数は約40年間で1.5倍に増えているということでもあります。

そこで、ハザードマップを使って、どのように避難をすればいいか考えてみたのですが、道路が土砂で封鎖される場合も想定できますし、想定外の災害が起きることも予測するのなら、安全対策はどうするのかであります。

地域によっては、コミュニティタイムラインを策定して、命を守る事前行動を地域で検討されてはいるのでありますが、子供たちはどうするのかであります。本町の場合、日中は大人が町外へ働きに出ている家庭もあり、放課後、子供たちが家庭に取り残される場合も想定しておく必要があります。

まずは、学校を含む指定区域内の公共施設について、避難経路は子供たちに周知されているのか、土砂崩れなどに対応した避難訓練などは行われているのか、子供たちにも防災についての知識を持ってもらうことも大事だと思うのでありますが、その実態状況をお示してください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

一部の公共施設が土砂災害警戒区域に係っており、災害時には安全な場所に避難することになっています。

学校では、地震や火災に対応した避難訓練を行うとともに、登下校時に地震などの危険なことがあれば、まず安全な場所に避難し、その後、状況を見て自宅か学校の近いほうへ避難するよう指導していただいております。

さらに、子供たちの防災意識を高めるよう、自然災害に備えるまちづくりなどの防災教育に取り組んでいただいております。

また、子供たちへの防災の啓発といたしまして、災害ハザードマップの中で、家庭等で安

全な避難経路を決め、災害時の対応について話し合いを行うよう勧めております。

その他の施策といたしまして、河南町ファイアチャイルドや河南町ファイアジュニアの活動を通じて、幼少の頃から生活の中で正しい防災知識を身につけるなど、将来を見通した地域防災の担い手の育成に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

ご答弁いただきました。

突如訪れる災害に自ら対応するには、子供たちが経験していないことを理解する場合、数多くの映像を見、たくさんの本や資料を読んでも実際の状況は分からないと思いつつ、河南町の地域防災計画には防災教育の充実を図るとあるので、どのような教育が行われているのかということをお伺いさせていただきました。

最近購入した「大川小学校の津波被災事件に学ぶ」と題した本も読んでいますのでありますが、被害を拡大させた要因の一つとして指摘されるのが、逃げ遅れの問題であります。身の危険を感じたら安全な場所に逃げる。言葉にすれば単純なことでありますが、大川小学校の事案は、安全な場所の見極めが極めて難しい現実に直面することになったように思います。

本町の過去の経験では、57災害の折、道路が冠水して異常な光景を目の当たりにしている高齢者もいるのでありますが、突如、訪れる災害に体がどう動くのかという課題があります。ほかにも、砂防堰堤などの防災インフラが整備されているがゆえ、避難情報が発令されていても避難せず、土砂災害の被害に遭った他の自治体の事例もあり、砂防設備があればほとんどの土石流は食い止められるのでありますが、100%防ぎ切れるとは断言できないと思われることであります。

地区公民館などは、土砂災害警戒区域内に位置しているものもあり、災害時に避難所として機能しない場所もあるとするなら、住民の方たちに防災意識を持っていただく手法について、専門家のお力をお借りするというのも一つの手段だと思っておりますが、これについてのご見解を伺っておきます。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

議員仰せのとおり、災害時に命を守るためには、日頃から防災に関して意識を持っていただくことが重要であり、防災の専門家は、気象状況や地理地形の状況などを分かりやすく教えていただけるので、専門家の意見を聞くことは大変有効であると考えております。

町では、平成25年度から地域版ハザードマップやコミュニティタイムラインの作成に当たりまして、防災に特化したNPO法人に所属している大学教授や元気象庁の職員などから専門的な意見を受けているところでございます。

災害発生時、一人で避難することが困難な方を取り残さず避難させるために、令和4年度から、福祉・消防・防災の各部局や関係団体により要支援者の避難に関する情報共有や意見交換を行う場として、要支援者円卓会議の開催を予定しております。この円卓会議にも、防災の専門家として防災に特化したNPO法人などに参加していただく予定をしております。

今後も、住民の防災意識の向上に向けて、引き続き防災の専門家と共同で取組を実施するよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

ご答弁ありがとうございます。

では、次の項目です。

本町でも避難場所が示されていますが、マップが崖崩れの危険を示しているのか、その他の危険性を示しているのかといった災害の内容を理解しておかないと、いざというときに役に立たないこととなります。

例えば、ふだんでも想定を超える雨水に対して、既存の道路側溝では道路の路面の表面排水の処理もあり、排水が道路にあふれ出したりする状況では避難が困難になってまいりますし、ましてや土砂が道路に流れ出し道路を封鎖するような状況が起こると、避難経路も平時にチェックしていたとしても、そのとおりに避難できないことも想定できます。

他の市町村の事例を参考にし、本町での過去の経験も生かしてこそ、その意義が生かされると考えるなら、本町の地域防災計画は平成31年に修正が行われて以来、新たな修正はなされていないのでありますが、ハザードマップを策定した今、何らかの形で修正または反映される予定があるのかどうかということをお聞きしておきます。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

議員仰せの地域防災計画に災害ハザードマップを何らかの形で修正または反映させることにつきましては、本来、地域防災計画に基づき住民に対する広報及び防災知識の普及として災害ハザードマップを作成しておりますので、当然、災害ハザードマップの内容が地域防災計画に記載されていることとなります。

河南町地域防災計画につきましては、現在、令和4年度の改正に向け、昨年策定いたしました河南町国土強靱化地域計画の基本目標及び事前に備えるべき目標との整合を図り、大阪府地域防災計画における令和3年度分までの修正等を反映させるよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

では、この質問の最後の項目に移ります。

今後の課題や問題点についてお伺いいたします。

熱海の土石流が発生した直接的な原因は豪雨でありましたが、盛土について言えば、別の災害にも注意を払う必要があるということで、想定される今後の課題や問題点が発生した場合の対策について詳細に質問をさせていただきましたが、最後の質問項目として、家屋の移転補助について再度お伺いしておきます。

以前にもこの件では質問させてもらったのでありますが、被害が起きそうな地域においても、今も山の斜面近くに家が建っています。土砂災害を防ぐには、せき止める工事だけではなく、危険な場所を人々に知らせたり、そういう場所に家を建てるのを制限したりすることも大切で、移転補助制度では、危険住宅の除去などの費用として補助限度額や、危険住宅に代わる住宅の建設または購入費用の資金を借りた場合、借入金利子に相当する費用として補助制度も設けてくださっています。

今年度もこの事業は予算計上し、家屋移転、補強対策などの補助などに取り組んでくださっているのですが、安全な場所への移転支援は効果を上げているのか、成果の数字をお示してください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

土砂災害特別警戒区域における家屋移転等についてでございますが、この制度は、土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転や補強等を行う場合に補助を行うもので、移転に係る既存住宅の除却費や、危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用のうち、ローンに対する利子に相当する額に補助を行うものでございます。また、住宅の補強や補強擁壁等の土砂災害の対策施設の設計、施工に対する費用に対しても補助を受けることができます。

本町における家屋移転、補強対策助成の実績でございますが、本町では平成31年4月から制度を運用しておりますが、現在まで実績はございません。

今後は、土砂災害防止月間の時期を見計らって本事業を広報誌に掲載するなど、制度の周知に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

制度の周知に努めてくださるといふふうなご答弁でありました。

最後に、対策はしてくださっているのは承知しているところではありますが、風水害の頻度も増しており各地で土砂崩れが起こっています。大雨や地震もなく、地下水の影響や地盤の劣化などの要因が重なった場合、土砂崩れの兆候をつかむのはとても難しいものであります。新築や建て替えの際には土砂災害に耐える構造にする必要があるため、建物の補強や移転をする場合、補助を受けられるのでありますが、祖父母やその前の代から災害を意識することなく暮らしてきた土地であれば、危険性を実感するのは簡単ではなく、移転となればなおさらで、さらに件数を増やすには行政ができることは啓発しかないのかもしれない。

しかしながら、土地の見えない奥底に危険な災害の萌芽が潜んでいる可能性はあるかもしれないのであります。

繰り返しになりますが、機会があるごとに危険性の周知をしていただきますようお願いいたします。この事項の質問はここで終わらせていただきます。

では、次の事項は、町長の施政運営方針及び当初予算の課題から質問させていただきます。

1項目めの質問であります。

河南町まちづくり計画がスタートして2年目になります。森田町長の手腕が発揮される今

年の予算は、小・中学校のデジタル教材の活用や小型低床バスの導入とともに、ＩＣカードシステムが整備されるようになります。また、カナちゃんコインの普及・促進は、さらなるキャッシュレス化の推進に向かう方向でありますし、行政システムのオンライン化も視野に入っています。スマートフォン用に広報誌配信アプリ「マチイロ」も導入し、河南町役場に友達申請すればＬＩＮＥで情報が配信されるようにもなりました。

そこで、高齢者を取り残すことのないデジタル社会をいかに実現するのかという観点で、質問させていただきます。

本町では、デジタル化、キャッシュレス化に向けてかじ取りを行った結果、ワクチン予約をはじめとして、カナちゃんコインなどでも、高齢者がスマホを使いこなせていないという課題が浮き彫りになっています。

私たち世代も従前より一歩進んだデジタル活用に興味を持ち始めるなど、スマホを活用することが必要だという意識はもちろん持っているのですが、キャッシュレス決済に関して言うなら、店舗のレジで並んでいるシニアのほとんどが現金払いで、ＱＲコードリーダーにスマホをかざす人を見かけないのが現状であります。スマホを利用することでメリットが享受できるように、カナちゃんコインのポイント制度も導入してもらったのでありますが、これを普及させていくには、キャッシュレス決済を導入する店舗の増加と、キャッシュレス決済手段を利用するシニアの増加の両方が必要であると感じました。これについては、町内にある店舗側がＱＲコード決済手段を導入し、利用者呼び込む制度が増えない限り、キャッシュレス決済の利用頻度はどこかで頭打ちになってしまうというふうにも考えています。

そこで、お伺いするのでありますが、デジタル化を進めていくに当たり、内閣府地方創生人材派遣制度を活用してデジタル専門人材の派遣をお考えのようではありますが、委員会の説明では非常に幅が広いように感じましたので、もう少し焦点を絞っていただき、どのようなまちづくりを想定されているのか、その意図なども含めてお聞かせてください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

行政手続のオンライン化に向け、電子申請の環境整備等に取り組んできましたが、その対象手続は限定的なものとなっており、まだまだ電子申請の受付環境が整っていない状況にあります。住民の利便性向上の観点から、住民が町の窓口へお越しいただく必要がなく、また、時間や場所の制限がなく申請や納付等の手続が可能な電子申請の環境整備は急務となってい



るところでございます。

こういった状況を踏まえまして、令和4年度に、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能とするびったりサービスの連携や共通納税システムの改修等を進めているところでございます。デジタル化は全ての事務にも通ずるものがあると考えており、効率化やコストの削減を目指すだけでなく、業務の在り方そのものの見直しにもつながると考えております。

今後、内閣府の地方創生人材支援制度を活用しまして、デジタル化の推進と自治体運営の効率化を進めてまいります。そのためにも、民間活力を可能な限り積極的に活用し、適切な役割分担を進めながら、限られた行政資源を効果的、効率的に活用したデジタル社会の実現に向けたまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

次に、高齢者を取り残すことのない社会の構築に向けて、伺っておきます。

スマホがないと受けられないサービスがある。でも、スマホを使いこなせないというのが私たちの年代であります。デジタル化が進んでいますが、そうはいつでも、その流れに乗り切れない人たちもいるのも事実であります。

高齢者がデジタル化についていけない理由として、スマホの操作に苦労しているというのがあると思います。使いこなせる自信がない、教えてくれる人が周りにいない、設定が面倒などなど、もろもろの理由があるのですが、デジタル化の利点を普及させていくためには、スマホの基本操作はもちろんのこと、ライフスタイルに合わせた日常応用講座まで、スマホを活用して生活の中でできることを増やすお手伝いをしていただける講座や相談窓口を行政が用意しておくというのも、一つの手段ではないかと思うのであります。

まずは、国が目指している「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」のために、行政としてアクションを起こしてほしいのであります。再度、お考えを伺っておきます。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

現在、実施しておりますカナちゃんコインですが、これまでは金券などで行ってきまして

が、電子地域通貨とすることで、現金の受渡しに伴わないキャッシュレス決済を可能としたものでございます。広く住民の皆さんがデジタルに親しんでもらうとともに、デジタル化の恩恵を感じることができるような取組が必要と考え、カナちゃんコインをスタートする際に、スマホ教室を計3回開催したところでございます。

町といたしましても、行政手続のオンライン化など、さらなるデジタル化を進めていくため、端末の操作が難しいとか、近くに相談できる人がいないなどといった理由でデジタル化をちゅうちょする人たちがいらっしやると聞いておりますので、そのような方々をサポートするような取組の拡充などに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

既にスマホ教室は開催していただいたようで、サポートをする取組を拡充するというふうなご答弁でありました。

特に、私たち高齢者においてはICTが利用できるかどうかで、その生活の質により大きな格差が生じることが危惧されるために、さらに利用促進する必要があると考え、あえて施政運営方針の中からデジタルを使ったまちづくりに絞って、今回質問させていただきました。

私の知人は、コロナ禍の非接触の中にあって、家族間でテレビ電話を利用し、社会からの孤立を防ぐツールとしてスマホ利用を始めました。また、自治体によって、在宅高齢者の見守りとしてオンラインでの相談事業が行われています。コロナ禍で在宅介護、在宅看護など、地域包括におけるケアのためにオンラインを導入する自治体や、医療の分野では新型コロナ感染者にオンライン医療を施すなど、このような分野でもICTの利活用が組み込まれるようになり、高齢者の見守りの課題も拡大してまいりました。

1問目の答弁では、デジタル化は全ての事務に通じるとのお答えもいただきましたが、具体的に、高齢者に関わる福祉政策等の本町の見通しは、どのように変化するのかは分かりません。昨日、高田議員の答弁の中で、いのち輝く未来社会という町長の答弁もありましたが、デジタル社会は、今や一步先行く状況下でありますので、高齢者がスマホなどを利活用できるように生涯学習などでも取り組んでいただけないかと考えています。

例えば、富田林市では、シニアのためのやさしいスマホ講座が人権文化センターで行われ、公民館活動でも、NPO主催の基本編やLINE・インターネット講座などが開催されてい

ます。このような講座の開催を望むものでありますが、これについてもお考えを伺っておきます。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

先ほどの答弁でもさせていただきましたように、議員仰せのように、このような教室は大変重要と考えております。ですので、教育委員会と共に町部局と、このようなスマホ教室等々の講座開催に向けて、いろいろ調整して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

では、次の項目に移ります。

大災害が起きたときの国際協力についての項目に移ります。

町長の施政運営方針では、ウクライナ問題や大地震災害などには特に触れていらっしゃらないのでありますが、戦争も大きな災害をもたらしますし、震災も自分事として考えてほしい、災害に関心を持つきっかけになればという観点で国際協力について質問いたします。

先日来、報道番組で大きく取り上げられているウクライナ問題や、気象庁のデータベースでは、東日本大震災以降、日本では震度6弱以上の地震は28回発生しているとの報告がある中で、再度、宮城県と福島県で最大震度6強を観測したというニュースが飛び込んでまいりました。

3.11以降、近畿圏では震度6弱以上の地震が3回発生していることから、災害対応における国際協力についても改めて認識し、災害時の支援体制と受援体制のありようについて、本町としても関心を寄せるべきだと考えています。なぜなら、広域かつ甚大な被害をもたらす災害においては、被災地の自治体だけの災害対策・体制では応急時の救急支援から復旧復興時の支援まで、広範かつ持続的な支援に対応できないと考えているからであります。

では、このような大災害が起きた場合の国際協力について、本町ではどのようにお考えなのかを伺っておきます。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

議員仰せの海外で発生しました大災害などにつきましては、外交に関わることなので、国と国との支援が基本であると考えております。

国内の災害時における相互支援につきましては、発災時には人的支援、物的支援を円滑に行う必要があります、自治体間の相互支援を果たす役割は極めて大きいものと考えております。

本町における支援でございますが、これまでも様々な災害に対しまして、人的支援、物的支援を行ってきたところでございます。また、役場窓口などに募金箱を設置し、日本赤十字社を通じて義援金を被災地にお送りしてきたところでございます。

次に、本町における受援体制ですが、あらかじめ応援を必要とする業務や受入れ体制などを具体的に定めておくことにより、災害時に外部からの応援を円滑に受け入れ、その支援を最大限活用し、早期復旧を図ることとしております。

なお、国際的な支援でございますが、本町は、姉妹都市などの提携した都市がありませんので、直接的な支援の予定はございませんが、今回、ウクライナ国民の方々が人道的に苦しんでいる状況を踏まえ、日本赤十字社の呼びかけに応じまして募金を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

岸田首相がウクライナから避難者受入れを表明したことを受けて、吉村府知事が府として協力する意向を示していたのでありますが、過日3月8日、ロシア軍の侵攻によるウクライナからの国外避難者への支援策として、府営住宅の確保や府立学校での受入れ準備を進める方針を表明されました。同日の府議会本会議で「ウクライナの人々が安心して大阪で暮らせるよう市町村と連携しながら、できることを尽くしたい」と答弁されているのでありますが、では、大阪府から何らかの要請があれば、本町としてどのような取組ができるのか、何かお考えがあれば伺っておきます。

また、3月16日に起きた宮城県と福島県の震災についても、何らかの支援をお考えなのか、今回、最後の質問になりますので、町長からお伺いしておきたいと思っております。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

ウクライナの侵攻、それから地震という大きなものが日本でも起きまして憂慮しているところがございます。

ウクライナからの避難者の受入れにつきましては、当然ながら大阪府と連携しながら、そういう形になれば可能な限り、町としても協力をしていきたいというふうには考えております。ただ、今のところ、そういう具体的なお話はないということでございます。

それからあと、ウクライナの人道的な支援については、今、先ほどの答弁にありましたように、募金箱を設置して日本赤十字社を通じて支援をしていくという形をまずは取っていききたいというふうに考えています。

それからあと、東北のほうで、福島県沖で震度6強という大きな地震が起こりまして、まだまだ報道によりますと断水とか、そういうようなものが続いているというような、そういうような報道もございます。家屋の倒壊も少し多いような、そういう情報もございますので、何らかの支援はしていきたいとは考えております。

なお、本町では災害時、全国で13の市町村と協定を結んでいるんですけれども、一番その福島の地震に近いところでいきますと、宮城県に蔵王町とあるんですけれども、ここは震度6強という地震が起こったみたいです。それからあと、秋田県に東成瀬村というのがあるんですけれども、ここについても震度5ぐらいの地震が起こっているということで、今現在、危機管理室長のほうが状況を把握し、特に今のところ支援の要請はありませんので、現在のところは見守っているという状況でございます。

なお、全国でいろんな会議に町のほうも入っておりますので、その中で今回、福島の方で地震があって倒壊が多いということで、少し支援の要請も来ていますので、その辺は町のほうで検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

ウクライナについて、受入れについてご答弁をいただきました。また、本町においても今後南海トラフ巨大地震など様々な地震の切迫性が指摘されており、災害対策は重要な政策課題の一つとなっています。

今、ご答弁いただきましたが、東日本大震災の折は、河南町消防本部職員が平成23年3月

に岩手県大槌町の救援活動に参加していただき、知識や技術を生かして被災地の復興に貢献していただいたのでありますが、また今、何らかの支援の要請があるようでありますので、その場合は、職員の経歴や技術力を考慮した人材を派遣して、被災者の復興にご努力いただきたいと、貢献していただきたいというふうに思います。

また、1問目のご答弁では、受援体制、支援体制についてのお考えを述べていただきましたが、被災地には全国からの応援職員が殺到するため、応援職員用の宿舎の確保や応援職員が担う業務の時系列での整理や応援職員用の業務マニュアルが必要となってくるのかもしれませんが、応援体制に従事する職員に対して円滑に食料などを分配できるよう、備蓄体制の強化も必要でしょうし、また発災後は膨大な業務が発生するため、適切な職員の配分や割合を整理し、職員の負担を軽減する必要もあるのだろうというふうに思っています。

これらのことも視野に入れながら、災害時広域受援体制についても平時に何らかの形でご検討いただきますよう、これはお願いしておきまして、今回の質問は閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

大門議員の質問が終わりました。

ここで午後1時まで休憩とします。

休 憩（午前11時27分）

~~~~~

再 開（午後 1時00分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、力武議員の発言を許します。

力武議員。

○5番（力武 清）

5番、日本共産党、力武清。通告に基づきまして一般質問させていただきます。

さて、私の質問は、まず、青少年のスポーツ振興についてから質問させていただきます。

昨年は東京オリンピック・パラリンピックがコロナ禍の下、1年延長された後を受け開催されました。また、今年には北京で冬季のオリンピック・パラリンピックが行われました。世界中のアスリートが練習した成果を発揮し、競技の行方に一喜一憂をし、感動と勇気をいただきました。東京オリンピックでは、10代の選手の活躍が目覚ましく、新競技での日本人の

メダル獲得に特に驚きました。今日も甲子園で高校野球が行われておりますが、熱戦が繰り広げられております。スポーツの持っている力を感じておるところであります、こういうことも含めて、まず最初の質問に入ります。

現在、小学校、中学校のクラブ活動の数と参加人数などについて伺います。小学校、中学校におけるクラブ数、参加者数をそれぞれお聞きいたします。また、クラブ活動をどのように位置づけられているか伺います。

もう一つは、3月の広報かなんに令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果が掲載されておりましたけれども、小学校5年生と中学2年生の調査をされたうち、小学校の分で握力、上体起こし、長座前屈等8項目が載っていましたが、これらの結果から本町の児童・生徒の特徴と課題はどのようなものとして捉えておられるかお答え願いたいと思います。児童の場合、また、中学生の場合どうだったか、お答え願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

小・中学校でのクラブ活動状況のほうでございますけれども、小学校では4年生以上の全児童が何らかのクラブに所属しており、近つ飛鳥小学校では10クラブございまして、161人が所属しております。そのうち、運動系のクラブは5クラブございます。かなん桜小学校のほうは、こちら10クラブございまして、232人がおります。そのうち、運動系クラブは4クラブとなっております。中学校につきましては、クラブ数は13クラブございます。310人の部員数で、そのうち運動系は9クラブとなっております。

そして、クラブ活動の位置づけのほうにつきましてでございますが、小学校では、学習指導要領で特別活動の一環として位置づけられております。中学校につきましては、教育課程外の学校教育活動と位置づけられております。

次に、令和3年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果のほうについてでございますが、児童の調査結果につきましては、特に今回、50m走で全国、大阪府平均を上回っております。

課題といたしましては、コロナ禍の影響があったかもしれませんが、学校の体育の授業以外で、運動やスポーツを1日どれくらいの時間していますかという問いに対しまして、全国、大阪府の平均を下回る結果となっております。学校以外での運動やスポーツをする機会確保が課題と考えております。

生徒のほうの調査結果でございますが、半数以上の種目で全国、大阪府の平均を上回っております。しかし、握力やハンドボール投げ等に課題が見受けられております。なお、運動やスポーツの時間に関しましては、全国、大阪府の平均とほぼ同時間数となっております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

小学校、中学校のクラブ数等を聞きましたけれども、近年、対外的な試合というのは、コロナ禍で相当主催者のほうも難儀してはるということをお聞きしておりますけれども、本町のいろいろなクラブ活動の中で対外的な試合を行った部分はあるのかどうか、お聞きします。

また、学校以外のスポーツ団体の数と加入者は把握されているのかということでもあります。サッカーや野球、屋外スポーツの状況、また、剣道、柔道、卓球、バドミントンなどの屋内スポーツの状況などについて把握されている状況をお聞きしたいというふうに思います。

さらには、南河内子どもスポーツ連盟というのが活動されておると思うんですけども、それへの参加状況はどのようになっているのか。さらには、かなんぴあ（コナミスポーツ）が手がけている青少年向けのスポーツ参加状況の把握はされているかどうか、お聞きいたします。

学校外でのスポーツに取り組んでいる青少年のうち、本町出身者で活躍されている児童・生徒がいてはるどうか、さらにはお聞きしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

1つ目の対外的な試合のほうでございますけれども、このコロナ禍におきましてかなりの制限がございました。俗にいう南河内の公式戦というところの大会は参加等々がございましたが、やはりかなり制限がございました。

そして、学校以外のほうでございますけれども、本町ではスポーツ少年団を組織しており、8つの団体が加入しております。屋外スポーツでは、野球が2、サッカーが2、そしてソフトテニス1の5団体計83人が所属しております。屋内スポーツは、ミニバスケットボール1、空手道1、剣道の1のクラブ、計3団体41人が所属しております。

南河内子どもスポーツ連盟の状況についてでございますが、南河内各市町村のスポーツ少

年団で構成している南河内地区スポーツ少年団連絡協議会におきまして体カテスト会や交流大会が実施されており、本町からも多数参加しておりました。

そして、学校外でのスポーツに取り組んでいる本町出身者で活躍されている児童・生徒に関しましてでございますか。分かる範囲でお答えさせていただきます。

町スポーツ少年団所属のチームにおいては、令和元年度、河南リトルシニアが全国大会へ出場、河南JTC——ソフトテニスでございますけれども、所属の小学生は近畿大会や全国大会へ出場するなど、各団体で多くの好成績を収めておられます。

町スポーツ少年団加入者以外では、令和元年度、体操競技において全国大会で優勝した小学生や、今年度、バトントワリングチームに所属している中学生が全国大会へ出場し3位に入賞、そして、河南町フェンシングクラブ出身者で、現在は高校生でございますけれども、高校総体や国体のほうで優勝するなど、また今年度、フェンシングワールドカップへ出場するなど、それぞれの舞台で活躍されておられます。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

私のほうから、かなんぴあについてお答えさせていただきます。

かなんぴあのコナミスポーツが実施している子供向けの教室は、ジュニアダンス教室、スイミングスクールと体操教室がございます。

令和4年2月末現在の在籍数は、ジュニアダンス教室が14名、うち河南町内の方が8名、スイミングスクールが257名、うち河南町内の方が165名、体操教室が29名、うち河南町内の方が12名でございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

1問目、2問目のところで、かなり子供たちがスポーツ関係で活躍というか参加しているというのが実態として分かったんですけども、ちょっと気になる数字というか、全国の体力・運動能力、運動習慣等の調査の結果なんですけれども、生徒の場合が半数以上の方が答えの中で全国をちょっと下回っているというような報告があったんですけども……。

（「上回っている」と呼ぶ者あり）

○5番（力武 清）

上回っている。逆に聞いていました。

僕は基礎体力の向上という側面でまだまだ、河南町だけじゃないんですけれども、子供たちの基礎体力を向上させるという意味でそういった運動系のクラブ、部活も大事なんだけど、対外的な参加が非常に大切ではないかなというふうに思っていますけれども、そのあたりで、基礎的な体力を向上させる上で本町における課題みたいなものがあれば、教育長のほうから総括的な答弁をいただきたいなというふうに思っております。

○議長（浅岡正広）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

今ご質問いただきましたように、スポーツは人生そのものを豊かにする、そして充実するというものであると私のほうも認識いたしております。日常的に体力をつけるというのが課題となるわけですけれども、中学校におけるスポーツクラブ、これも体力向上のための一つのツールだというふうに私も考えています。

小学校においては、やはり日常的な運動が体力向上につながっていくものになるというふうに考えます。今、子供たちが公園で球技をすとかボール遊びをするのを非常に制限されているというような問題もありまして、また最近では、新しいスポーツとしてスケートボードとか、そういうような新しい形のスポーツも出てきています。こういうようなスポーツを楽しめる場所がやはり非常に規制され、限定されているという現状がございまして、教育委員会の中においても、ちょっとこれは考えないといけないかなというふうに思っております。例えば、先ほど申しましたスケートボードでも、あちらこちらで遊びがされているんですけれども、全てそこはやったら駄目よという場所ばかりなんですよね。それから、バスケットボールも今盛んに行われているんですけれども、する場所が限定されてしまっている。

こういうことから、そういうような場所をこれから提供できないものかということで、委員会の中でも今検討しています。ちょっとそういうような幅広い遊びも可能な場所も整備していかなければならないという、そういう課題を持っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

2問目の質問に答えたような答弁をされて質問しにくいんですが、次に入りたいなという

ふうに思います。

次の質問に入るんですけれども、スケートボードはじめ、ミニバスケットボールとかフットサル、スポーツライミングとかいう新種のスポーツが最近はやってきていまして、初めにも言ったんですけれども、オリンピックでの新種目で10代の選手の活躍が注目されました。

スケートボードですけれども、大阪府出身、しかもお隣、近い松原市の出身ということで非常に注目を集めていますけれども、オリンピックが練習に使っている松原市の三宅地区にある施設をちょっと見に行ってきました。こういう子供たちがたくさん寄っている集合写真ももらったんですけれども、本当に幼稚園に入るぐらいから中学生以上の子らまで、幅広い子供たちが盛んに練習している風景を見させていただきました。スケートボードのコースと同時にミニバスケットのコートとミニサッカーのコートが3面あったんですけれども、そういう中で一生懸命練習されていたんですけれども、ほほ笑ましく、関心を持ちました。

管理、運営については、民間の指定管理業者がやられているみたいですが、河南町の子供たちにも従来のスポーツ、先ほど1問目で答えていただきましたけれども、たくさんの子供たちが参加はされていますけれども、新競技のスポーツの振興に対する取組が考えられないか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

本町の子供たちに新たな競技等の振興に対する取組はということでございますけれども、まず、本町の子供たちがどういったスポーツや施設の充実を望んでいるのか、そのニーズの把握が必要と考えております。

教育委員会では、令和4年度、子供たちのスポーツ、レクリエーションに対する意向やニーズを把握するため、また、子供たちの安全な遊び場づくりのため、小学校高学年から高校生相当年齢の児童・生徒等を対象にアンケート調査を実施する予定で、このアンケート結果を基に、今後、新競技を含めてスポーツの推進や施設等の充実を検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

積極的に今、昨日から今日にかけてほかの議員さんも質問されていましたが、デジタル化

の中で、インドアのタイプのデジタル化の動きというのは非常に活発にされているんですけども、屋外でのスポーツに関する動きがやっぱり弱いかなというふうに思っています。やっぱり将来的に基礎体力があつてこそ、いろんな問題にチャレンジできるのではないかなという思いを受けています。

それで、実際、新競技、スポーツということになれば、例えばの話ですけども、寺田地区にある元ゲートボール場跡であるとか石川のスポーツ公園、今野球を盛んにやられていますけれども、公園の横であるとか、あるいは白木小学校跡地のグラウンドを使ってやるとか、いろんな形で屋外的なスポーツが考えられないだろうかという思いがするんですけども、その辺の考えをちょっと示していただきたいなというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

議員仰せのいろいろな場所に関しての活用はとのことでございますけれども、やはり先ほどお答えさせていただきましたアンケート調査の結果を踏まえまして、それらによりニーズ等を把握し、子供たちの安全な遊びづくりを研究するとともに、スポーツの推進に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

旧庁舎が解体されて、あそこら辺があれだけ広がったかなという思いがするんですけども、旧庁舎の横にあった青少年スポーツセンター、これが目立ってしよがなくなっているなという思いがしているんです。あの周辺の施設、公共施設の再編計画は特別委員会も設けられているんですけども、役場としての方向性が定まっていないというか、遅々として進んでいないという現状の中で、青少年スポーツセンターがあそこの中でいろんな活動をやられていたんですけども、それがぷくぷくドームに移行したということとの関連で、やっぱりあの辺の公共施設の再編の中でこういった新競技等も考えられるのではないかなという思いがしております。

そういった意味で、これは教育委員会だけの議論にはならないと思うんですけども、そのあたりの役場周辺のスポーツセンターが、町民体育館もあつたし青少年スポーツセンターもあつたわけですから、その辺の整理も含めてどのような今後見通しを立てておられるのか、

ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。総合計画のほうでお願いしたい。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

ご質問の件でございますが、今年度予定しておりました公共施設の再編整備計画の委託、私どものほうの事情で来年度に繰越しさせていただくことになっております。

その件もでございますが、今、議員ご質問の体育館、スポーツセンター、それと旧役場庁舎、それと旧保健センター等の施設の利用がございます。その辺も含めまして、また公共施設特別委員会等もございますので、その中で一緒に議員さんと検討していただきまして、今後の使い道についてまた検討していきたいと考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

3番目のスポーツ振興に対する姿勢はいかにということに入っていきたいと思いますが、国のほうでは、スポーツ参画する人口の拡大に向けたスポーツ環境整備促進・地方創生として、地域スポーツ連携・共同再構築推進プロジェクトを始めようとしております。

まず、この事業の内容について、どんな事業なのか伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

国、スポーツ庁の令和4年度予算の案の資料でございますが、それによりますと、地域のスポーツ活動は、住民の体力や健康の保持増進だけでなく、地域コミュニティの維持にも重要な役割を果たしており、これらの課題を解決するために地域レベルで行政と関係者が連携体制を構築し、様々な取組等により地域住民が自走可能なものにしていけるように実証事業で支援するというものでございます。

実施例といたしましてですが、関係者をつなぐコーディネーター等を活用し、優秀な指導者を地域やクラブの枠を超えて活用するなど、それぞれのスポーツ団体や民間企業等の強みを生かした活用の展開、そのほか、大学や企業と連携した継続して実施できるスポーツイベ

ントの実施等が挙げられております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

全国的にスポーツ振興に対するいろんな様々な団体、競技があるわけですがけれども、本町にも体育連盟が組織されているわけですが、春と秋に町スポーツのいろんな各団体が熱心に競技されているわけですが、体育連盟との連携強化という意味で本町の抱えている問題、課題についてお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

課題のほうでございますけれども、やはり活動の育成、支援、そういったことはやはり団体を抱えている担当課といたしましては感じているところでございます。

そして、先ほどの国のいろんなこういった事業等でございますけれども、それらの活動の支援も視野には入れるところではございますけれども、有効な活用、手段に至らないこともございます。まあ言ったらそういったことで、町内でそういった支援体制を強化していきたいというふうには考えてございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

先ほどの国が始めようとしているこの推進プロジェクト、これを是非町内の体育連盟等と協議をして、うちの町内でのスポーツ振興における在り方について定期的な会合を持って、また、大阪芸術大学がよく女子のマラソン部というか、駅伝が近畿では強いんだけど全国行ったらちょっと下のほうになってしまうという、個人で競技されているような練習の風景があるんだけど、そういった総合的な観点でスポーツの振興に当たれるような関係を構築していただければなというふうに思っていますので、これ、要望に変えておきます。

次に、大きい質問事項の福祉政策全般にわたってお伺いしたいというふうに思います。

令和4年度の予算について、さきの予算・決算委員会で審査したところでありますけれども、その中で現行のカナちゃんバスの新型バスへの更新が打ち出されて、車椅子の乗降も可

能な低床バスへ、また、ICカードが利用できる形に変わるということで、大変期待をしているところであります。

また、路線バス事業者である金剛バスもIC化するというので、その経費分を本町含む4市町村で分担するとのことで、事業者との連携強化を期待するところであります。

そこで、①の質問に入るわけですが、妊産婦の方や高齢者、障がい者へのお出かけ支援について伺いたいというふうに思います。

町内を循環する公共交通は、徐々にでありますけれども充実化を図られてきていますけれども、町外へ出かける際の現状の支援策はどういったものがあるのか、伺いたいと思います。妊産婦に対する支援、高齢者に対する支援、障がい者及びその同伴者（介助者）に対する支援がどういったものがあるのか、伺いたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

本町における町外へのお出かけの支援策ですが、妊産婦、高齢者については助成等は行っておりません。障がい者については、社会参加を促進するための移動支援サービスや、重度の障がいの方にはリフトつきタクシーのチケットをお渡しし、1運行当たり1,400円を補助する制度も実施しております。

また、金剛バスにおいてもご本人は半額で、障害者手帳等に「バス介護付」の記載があれば同伴の方も半額となります。

さらに、障がいの方が対象となりますが、近鉄電車など鉄道につきましては、介護者同伴の場合は運賃が半額、タクシーをご利用の場合は1割引などの各種の支援がございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

残念なことに、妊産婦の方、高齢者には支援がないということなんですけれども、妊産婦の方も、僕は出産したことないので分かりませんが、やっぱり臨月が近くなったら自分でよう行きはれへんと思うんですよ、運転できたとしても。その際であるとか、産後の分に対する支援であるとか、残念ながら町内に産婦人科がないということで町外に出ざるを得ない。そういう状況も加味して、例えば支援策をしていただきたいなというふうに思ってい

ます。

河内長野市では、妊産婦向けに初乗り680円掛ける10枚分のタクシーチケット支援をやられているという実績もありますので、そのあたりの状況も加味しながら、妊産婦に対する支援は是非やっていただきたいなというふうに思っております。

同時に、高齢者に対する方も、近年、特に75歳以上の方の運転免許証を返納する——昨日も議論がありましたけれども——パターンが増えてまいりました。町内は確かにカナちゃんバスが充実してきているわけですけれども、高齢者の方が町外に出るケースも多々あると思うんですね。そういった際に、こういった高齢者に対する支援策をやっぱり考慮すべきじゃないかなど。それが一つの、逆に言えば出かける支援にもなるし、免許返納の機会にもつながるのではないかなというふうに思っておりますので、そのあたりの考え方をちょっと示していただきたいなというふうに思っています。

同時に、先ほど障がい者に対するリフトつきタクシーのチケットを発行しているという話ですけれども、これも使われている方からの苦情といたしますか、使い勝手が悪いということも実際お聞きをしております。というのは、車椅子を使った際にはこれは使えないという問題もあるし、タクシー事業者のほうからも拒否をされるというパターンも出ていて、実際これが使えない。逆に普通のタクシーの利用券、チケット券を発行していただければなというような要望も出されております。この件に関しての見解も求めたいというふうに思っております。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

本町では、カナちゃんバスにつきましては、障がい者の方、またその介護者の方の運賃を半額としております。議員仰せのように、高齢者、妊産婦につきましては、公共交通事業者を含め、基本的に割引などのサービスがないのが実情でございます。特に、本町ではホームセンター、スーパーやドラッグストア、各種診療施設など生活関連施設が充実しつつある中、カナちゃんバスの運行や地域通貨の取組など、住民が町内で基本的な生活を満たせるよう取組を行っています。

ただ、身近なかかりつけを利用されても、町内にない基幹的病院への利用も欠かせないものかと思われます。このような町内にない補完的な資源の利用を支援するため、現在、社会福祉協議会のほうが町内で実施しています移動支援サービスを近隣市、例えば富田林市のほ

うにも通院に拡充ということも検討課題かと思われま

なお、妊産婦の助成につきましては、議員仰せのように、やはり病院受診とかになりますと運転免許を持っておられても通院が困難ということもありますので、住民ニーズも踏まえ、各市町村の動向を見ながら調査、研究してまいりたいと考えております。

また、障がい者のリフトつきタクシーにつきましても、その使い方についても今後、拒否されることもあるということですので、今の実態をしっかりと調査した上でどういった利用が住民の皆様にとって使いやすいものなのかというのは研究してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

ラクチンライフサポートをこれから充実していくということで議論されているということで、力強い言葉なんですけれども、ただ、僕思うのは、このラクチンライフサポートをする運転手というか、ボランティアの方に依存せざるを得ないということなんです。

そういったところで、例えば有償ボランティアの場合やったらそれなりの補償というか、事故等の対応はできるかというふうに思うんですけれども、ボランティアそのものの募集に応じてもらえるかどうかというのは非常に課題だというふうに思っているんですけれども、そのあたりの見解を改めて求めたいのと、町外に行くということになれば、そのあたりで今500円、ワンコインで町内回っていただいておりますけれども、運賃が有償化になる場合はそのあたりの法的な措置というか対応はできるのかどうか、そのあたりを聞きたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

ラクチンライフサポートの運転手の問題等もございます。その点につきましては、社会福祉協議会とも協議をして進めていく中で、どういうふうな対応が必要なのかというところは今後対応していきたいと考えております。

また、有償運送についてというところの違い、無償運送というところの違いもございますので、そういった点もどういったところでの対応ができるかというところも研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

次に、②の質問、補聴器の購入の補助についてお伺いします。

この問題に関しては、私、過去2回ほど質問しておりますが、なかなか遅々として進まないというのが現状ありますので、しつこく実行に向けてお願いをしたいという気で質問させていただくんですけども、この間、全国的には市レベルあるいは県レベルで制度化する動きがあって、難聴者の方にとってはうれしい朗報となってきております。

ある新聞の読者投稿欄を読んでいましたら、年いったら白内障の手術をしてよく見えるようになった。医療保険を適用してもらったので費用が軽く済んで助かったという話が投稿にありました。しかし、その方が同じように、補聴器はなぜ保険適用されないのかという疑問符を投げかけておられました。当事者にとってはごく自然の疑問符として捉えておられるのかなという思いであります。

この全国的な動きの中で、私が調べた範疇ですけれども、43の市町村で実施されているんですけども、全国的に補聴器の助成に対する動きがあるわけですけれども、それに対してどのように原課のほうは捉えておられるのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

補聴器購入への支援につきましては、18歳未満を除く中度以下の難聴の方には、現状支援の仕組みがないことは認識しております。

独自の助成の動きも他市町村で見られるとのことでございますが、制度設計などの課題がございますので、まずは他市町村の動きや助成の内容などにつきまして注視、研究してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

市町村の動きの中でやっぱり、午前中の質問にもあったんですけども、コロナ禍で高齢者の方は出かけない、会話がな、家族の中でも疎外感があるということで、非常に孤独感、

孤立感が広がっているというのが私の周りにもたくさん出てきてはるなという感じがするんですけども、そういった中で老人性難聴に対する問題意識、あるいは社会参加、国保や介護保険との関連でどのような問題意識を持っておられるのか。

ほんでもう一つは、担当外かも分かりませんが、国民健康保険なり後期高齢者の保険なり、そういう保険料にも直接関わりが、病気が広がっていけばこういった保険料にもつながっていく問題意識、あるいは潜在的老人性難聴、加齢性難聴の実態として65歳以上でどの程度おられるのか、この実態把握はされているのかどうか、この辺の状況をちょっと質問させていただきます。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

加齢による難聴は、60歳代後半では3人に1人、75歳以上では7割の方が、程度の差はありますが難聴になるという見解もございます。本町の具体的実数は把握できておりません。

難聴によるコミュニケーションの取りづらさなどから社会参加など活動の抑制につながり、ひいては介護の必要が高まるのではということも考えられます。しかしながら、75歳以上に限りましても、その町人口で約2,670人、その7割でも1,870人に上り、3万円程度の助成をしたとしても5,600万円もの財源が必要となります。公的な支援のない中度難聴以下の方にも法的な制度として助成の仕組みをいただけるよう、国や府に要望してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

国や府に要望するのは結構なんですけれども、国のほうは障がい者に対する支援はやってくれているんですね。高齢者に対する、軽度の難聴者に対する支援がないということで各市町村がこういった広がりがあるんじゃないかなというふうに私は捉えているんですね。だから、やっぱりそういった意味では積極的に本町でもやっていただきたいなという思いがあるんです。

私、この間2つのグループの方とお会いする機会があって、いずれも70歳を超えたグループなんです。あるグループは5人が定期的にランチタイムを設けて昼ご飯を食べはるんですよ。4人はコロナ禍にあっても集まってぺちやくちゃしゃべって話をされているんですが、

1人の方がその会話に入れない。表情が硬い。その横に座っている方が通訳をされているんですよ。でも言葉を発することができない。せっかく集まっても会話に入れなくて疎外感がある、そういう方がもう一つのグループにはあって。さっきも言ったように、家族でも疎外感があって、なかなか家族の中にあっても会話に入れない。そういう方を見ると、やっぱり何とかしていかねばならないかなというふうに思うんですよ。そういったあたりは是非制度化していただきたいなという思いであります。

補聴器の普及は、高齢者になっても生活の質を落とさずに、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防にもつながるといふ指摘もあるわけです。そういった意味では、先ほど、私、2問目に質問させてもらったように、介護保険や国保の保険料の軽減にもつながるんじゃないかなという期待を含めているんです。そのあたりは高齢者施策全体の問題ですので、町長の問題意識、どういうふうに捉えておられるか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

社会的に高齢者とか障がい者の方は弱者というんですか、そういうふうになっていますけれども、そういう方々を全体で支えるというのは、介護保険制度なり健康保険とか、いろんな制度だと思います。

いろんな事業が相まって、健康診査もそうですけれども、早期発見して早期治療して当然医療費を抑えらる。午前中の質問にありましたように、自立に向けた取組とか、そういうふうなものをする事によって、やはり保険料にその辺が跳ね返ってくるというような事もありますので、全体的な福祉施策の推進としては、元気な高齢者、そういう障がいをお持ちの方も社会参加ができるような形のまちづくりを進める事によって、当然ながら全体としては、計算はできないかも知れませんが、保険料とかそういうような負担に直結するのではないかなと思っていますので、全体的にお年寄りが集まっていろんな会話をすると、障がい者の方が社会参加できるような形で進めていきたいというふうには考えています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

全般的な町長からの答弁を聞いたんですけれども、高齢者の難聴者についての実態が把握できていないというようなことですので、住民健診の中にそういう検査項目を入れていただくことを併せて提案しておきますので、よろしくお願いします。

次に、大人のひきこもりの問題についてお伺いします。

社会問題化して、近年マスコミでも取り上げられるケースが増えてまいりました。成人した大人のひきこもりの問題で質問させていただきますけれども、小学校、中学校の場合は、児童・生徒の場合は学校や教育委員会、あるいは子ども家庭センター等々で支援が整ってきているかなというふうに思っておりますけれども、相談活動もされているというふうに思います。

しかし、成人した大人のひきこもりに関しての支援はどのようにされているか、実態をよくつかんでいません。そういった意味で、今の現状、問題点等々について相談件数が、相談があるのかどうかも含めてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

大阪府にはひきこもり地域支援センターが設置され、第一次相談窓口として本人や家族からの相談に応じるとともに、後方支援として民間団体や市町村に対するアドバイスや講師派遣などが行われております。

本町におきましても、関係部局間での連携体制を密にするとともに、大阪府ひきこもり地域支援センターをはじめ、社会福祉協議会、民生委員、保健所、障がい者就業・生活支援センターなどとの連携を密にして情報収集や共有を行い、実効性のある支援へつなげていきたいと考えております。

相談件数につきましては、社会福祉協議会などへの相談を含め、毎年4件から5件程度でございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

社協にも相談があると同時に、私自身も今年に入って3件受けております。特に原因というのはそれぞれ違いがあるわけですが、30代、40代、50代、それぞれの段階の親御さ

んからの相談を受けています。共通して、親が元気なうちに何とかしたいという思い、高齢になって、今、何とか年金で子供さんを支えていると。経済的な不安と同時に将来の不安というか、それが一番の悩みのことじゃないかなというふうに思っているんです。

社会的な孤立、これも共通した問題ではないかなと。何らかの対策、支援策に関しての方向性が、現状で社協等々でやられているということなんですけれども、役場として支援策が考えられないかと。問題意識としてどのように捉えておるか質問いたします。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

ひきこもりが長期化している一因としては、ひきこもりの事実を認めず、生活保護などの経済的支援はもとより、つながりのための支援を受け入れられないということも背景にございます。社会的孤立が深まりつつある中、経済的自立も大切ですが、社会的に孤立せずつながりを持つこと、つながり続けることを目的とした支援も非常に重要であると存じます。

今後、連携体制の構築はもとより、先進的な支援策の情報収集など、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

是非アンテナを高くしていただいて、もう積極的な相談に乗れるような体制を構築していただきたいなという思いで、これ、要望しておきたいと思います。

次に、ヤングケアラーの問題について質問させていただきます。

この問題も近年、大きな社会問題になってきておりますけれども、本町におけるヤングケアラーの実態について現状把握できているか、そのあたりはどうなのか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

本町におけますヤングケアラーの実態把握についてでございますけれども、学校・園、子ども家庭センター、警察等各種関係機関と連携しております子育てネットワーク・河南、要保護児童の対策地域協議会のほうでございますけれども、それらを組織しております、そ

のネットワーク間での情報により実態のほうは一定把握できております。

このほか、令和2年度に厚生労働省による実態調査、令和3年度、大阪府も高校生を対象に実態調査を実施しており、それらの結果も注視しているところでございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

よく新聞とか報道を見ていると、お父さんやお母さんあるいは自分の兄弟等々の介護のために学校に行けない、学業に励むことができない。そういうセンセーショナルな報道もあるわけですがけれども、本町として、そういうネットワークの中でそういった状況に追い込まれているようなことはないのかどうか、実態の中で報告は上がっているのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

実際の実態のほうでございますけれども、1件、それから昨年度も1件ありましたが、それぞれ関係機関による支援により解決、もしくは該当外になったということで該当しない事例となったり、解決はしてございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

国のほうでは、自治体における支援策としてヤングケアラー・コーディネーターというのを打ち出していますけれども、本町の取組としての方向性はどういうことなのか。1番目の質問の答えがあったようなものですがけれども、具体的にどういうことをやろうとしているのか、機能しているのかどうか、そこも含めて方向性を示していただきたいなと思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

国のほうでは、ヤングケアラーにつきまして早期発見・把握、相談支援など支援策の推進等に取り組んでおり、先ほど仰せのヤングケアラー・コーディネーターも支援体制強化事業の一つとして展開されておられます。

本町におきましては、臨床心理士や保育士などを配置し、子育てや子供の発達、虐待等に関する相談の総合窓口といたしまして、こども1ばん課内に設置してございます子ども家庭総合支援センター、子ども家庭総合支援拠点のほうでございますけれども、国が推進しようとする役割も担っておりまして、各種支援を行っているところでございます。相談内容によっては、その支援が必要となる部署や関係機関につなげるなどの支援も行っているところでございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

次に、通学路の安全対策についてお伺いいたします。

ちょっと質問の順番というか、ここについては1、2とありますけれども、まとめて質問いたしますので、議長のほうではよろしく配慮のほうお願いします。

○議長（浅岡正広）

どうぞ。

○5番（力武 清）

役場西側を通っています町道大ヶ塚今堂線の路線についてお伺いするわけですが、最近、直近の1月に昨年から要望していました通学路の安全対策についての道路標識といたしますか、指定の案内を設けていただきましてありがとうございます。

それでオーケーということにならないので質問するんですけども、バス会社の駐車場、あるいは建築関係の事務所ができたりしてあの通りが非常ににぎやかになったということで、中学生の自転車で通行する子供たちにとっては非常に危険だなという思いがしております。

そこで、町道の横に農水路が走っているんですけども、90センチぐらいの、ここにグレーチングやあるいは反射板等々の設置ができないだろうかという思いでありますけれども、見解を示していただきたいなというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

通学路の安全対策についてお答えさせていただきます。

本町では、通学路の安全確保に関する取組の指針といたしまして河南町通学路交通安全プログラムを策定するとともに、同安全プログラムに基づき、庁内関係部署や富田林警察署、

富田林土木事務所と合同で点検等を実施しており、安全対策に取り組んでいるところでございます。

議員仰せの町道大ヶ塚今堂線を含めまして、通学路に関しましては、今後も子供たちの通学状態を注視し、必要な対策等については関係機関と協議して対策を講じてまいりたいと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

国のほうでは、通学路における子供たちをはじめとする歩行者の安全対策の費用として、令和3年度の補正、それと令和4年度の新年度の予算で500億円を計上しております。昨日、参議院でも可決されたのかな。そういうことで計上しております。また、令和4年度の予算で、通学路の安全対策に特化した交通安全対策事業が予算化されました。この2つの事業を活用して事業はできないだろうかという思いであります。

長年の課題であります関電施設の進入路、柏原駒ヶ谷千早赤阪線から関電の施設に入る通路のところですけども、そこに対する信号機の設置、これが長年の課題であります。数年前は女子生徒が事故を起こしました。その後、区長会や私どもが毎月15日、交通安全指導で順番に立たせていただいていると。本当に危ないですね。そういった意味も込めて、あそこの信号機の設置についての見解を示していただきたいなと思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

国のほうでは、令和4年度に通学路における交通安全対策に係る個別補助制度、交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）が創設され、速度規制や通学路の変更などソフト面の対策を組み合わせつつ、歩道、防護柵の整備や横断歩道部のハンプの設置などが対象となります。

関電施設の進入路への信号機の設置についてでございますけれども、富田林警察署や大阪府警察本部に対し再三にわたり要望のほうを実施しております。しかしながら、警察庁が定めました信号機設置の指針に示されております人や車の交通量、交通事故の発生状況、交差点の形状などにより設置の必要性のほう判断されており、いまだ信号機の設置には至っていないという現状でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

新たな予算措置が国のほうでも措置されておりますので、今までの予算要望とは違う取組を是非積極的にお願いしたいなど。

同時に、信号機を設置するまでの間、私は南北のところの、町内を朝晩通行する人はかなり自覚もあって、あそこは通学路、中学生が通るなというのは自覚されていると思うんですけども、町外の人があそこは通学路としては認識されていない方があって、もう相当なスピードで運転されているということですので、交差点というか横断歩道から数メートル手前までにもう運転者に標識として目立つような形で看板等を立てられないかという問題意識があるんですけども、そのあたりは町でもできる話かなというふうに思っているんですけども、そのあたり、教育委員会の見解を求めたいと思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

議員仰せの幹線道路、府道でございますので、大阪府との協議も必要となってまいります。それと併せまして、教育委員会のほうでは交通安全に関連した指導や教育を引き続き中学校を中心に進めてまいりたいと思っておりますので、そういった面からも交通安全対策に寄与していきたいなというふうに考えてございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

子供たちの安全対策、是非お願いをしたいと。

最後の項目になります。

気候危機についての問題意識について質問させていただきます。

ここも議長に配慮していただきたいんですけども、①と②併せて質問させていただきますのでよろしく申し上げます。

○議長（浅岡正広）

はい、どうぞ。

○5番（力武 清）

地球温暖化抑制に向けての取組状況なんですけれども、近年、地球規模で発生する自然災

害は各国、各地で甚大な被害をもたらしております。異常な気象による災害発生は地球温暖化が原因とされております。温暖化をもたらすCO₂（二酸化炭素）の排出削減を各国が目標と掲げておりますけれども、日本においては、2013年度比で46%の目標を設定しております。

そこでお聞きいたします。この間、本町での気候危機に関しての取組はどういった取組をされてこられましたかということなんですけれども、これは昨日も松本議員のほうから同じ質問が出されておりましたので、この件については昨日答弁がありましたので、そのことを受けて、住民や町内事業者への啓発、協力依頼の取組はどうであったのかという質問をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町における住民向けの取組についてでございますが、住宅用太陽光発電システムの設置補助など再生可能エネルギーの活用のほか、気候変動に関するパンフレットの配布、広報による啓発、地球温暖化問題に積極的に取り組むために、地球温暖化防止活動推進員、通称かなん環境マイスターというボランティア団体でございますが、これを組織し、自然観察会や環境関連施設の見学会等を実施するなど、地球温暖化防止対策の啓発活動を行っております。

事業者向けといたしましては、事業者に対して再生可能エネルギーへの切替えを促す事業を府と大阪市が共同で実施しており、この再エネ電力調達マッチング事業や、エネルギー使用状況等を調査し改善策を提案する省エネ最適化診断を紹介するパンフレットを配架するなど、啓発に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

結構取組はされているんですけれども、まだまだやっぱり日本全体、地球規模での課題達成にはかなりのハードルが高いかなという思いがあるんですけれども、身の回りの住民の方あるいは企業に対する啓発をもっと積極的に協力依頼、お願いをしたいなという思いであります。

それで、地球温暖化対策計画に基づく自治体が作成する地方公共団体実行計画の策定状況

は本町ではどのようになっていますかということです。全ての自治体に策定の義務化がされているんですけれども、本町ではどうなっているのかお伺いたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町で作成しております第3次河南町地球温暖化対策実行計画につきましては、現在、これに基づき進めておりました、それに継ぐ第4次の計画につきましては現在策定中で、今のところ、まだ策定できておりませんので、これにつきましてはでき次第、また公表させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

最後の質問項目になります。

グリーンライフ・ポイント推進事業に関して質問させていただきます。

環境に配慮したライフスタイルの変化を推進する事業を国は創設したわけですが、これは簡単に言えば、温室効果ガスの削減を目的に、国民に動機づけするために導入するという事なんですけれども、この事業の内容と本町の取組に対する姿勢を示していただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

グリーンライフ・ポイントは、令和4年4月から始まるエコを促進する制度のことで、この制度の狙いは、一人ひとりがエコを意識した行動を取るようにライフスタイルの転換を促し、最終的に温室効果ガスの削減につなげていくというものでございます。

ポイントが付与されるジャンルといたしましては、食品ロス削減を目的として賞味期限が近い食品を買ったり、飲食店で食べ残しを持ち帰る「食」、服の再利用やサブスクサービスを利用する「衣類」、コンビニやスーパーでプラスチック製のスプーンやストローを受け取らないなどの「循環」、再生可能エネルギーの導入や省エネ家電への買換えなどの「住まい」、カーシェアリングやシェアサイクルの利用など「移動」の5つのジャンルがポイント

付与の対象として想定されているようでございます。

さて、本事業における本町の取組に対する姿勢でございますが、令和4年度からの新規事業であり、現在のところ情報も少ないので、今後、国から発信されるであろう情報を収集の上、町がどのように関与できるのか研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

この項目の最後に、町長に質問させていただきたいと思っておりますけれども、あした、何か宣言が予定されているんですね。それで、町長の決意と併せて地球温暖化、自然災害軽減のための方向性というのか、そういった取組に対する決意をちょっとお伺いして私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

昨日、他の議員さんにもお答えいたしましたけれども、河南町ゼロカーボンシティ宣言を明日行いたいと考えております。これは2050年までに世界の温室効果ガスをゼロにするという目標ですので、本町のほうもその目標に向かって進んでいきたい。そのためにどのようなことをやっていくか。今までやってきたことは引き続きバージョンアップしながらやっていくわけなんですけれども、それ以外にできることを一つ一つこなしていきたいと思っていますので、協力よろしく。住民の皆さん、それから事業者の皆さんにも協力を仰がないといけない部分もありますので、その辺の情報発信も含めて頑張っていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○5番（力武 清）

質問終わります。

○議長（浅岡正広）

力武議員の質問が終わりました。

ここで15分間休憩します。

休 憩（午後2時10分）

~~~~~

再 開（午後2時25分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、佐々木議員の発言を許します。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

議席番号6番、佐々木希絵が質問します。3つの事項について質問するので、よろしくお願ひします。

まず1つ目、休学していても学習が継続できるようということなんですけれども、ご存じのように、憲法第26条には全ての国民は教育を受ける権利を有するという事と、大人は子供に教育を受けさせる義務を負っているということが明記されています。

しかし今、河南町の現状として、児童・生徒が休んでいる期間は学習が継続できていないんですね。今は少し落ち着いているんですけども、特にコロナがピークのときは児童本人が感染したケース、また濃厚接触者になったケース、体が弱いなどの理由で心配して自主的に休校するケースということがあって、25人ほどの学級の中で7人、8人が休むと、3分の1ほどが休むというような状態が続いていました。

今までのインフルエンザの対応などであつたら、そんなに休んだら普通は学級閉鎖になっていたんですね。でも、このコロナの中では河南町はこれでは学級閉鎖にしないということを決めたみたいで、本当に今までのインフルエンザの対応と比べたらすごい特殊なことが起こっているなと感じています。今までのことと比べて、保護者の方が、それだけ休んでいるのに一体どうなっているんやろうということ、ちらほら私の耳にも問合せがありました。

コロナに限らずなんですけれども、もちろん休養が必要な子にまで学習環境を整えたから継続しなさいよというようなことは、頑張らせるというのは違うんですけども、学校にそういうふういろいろな事情で通えない状況があつても学習を継続できるように環境を整備するという義務が大人にはあるし、そんな状況であつても子供は教育を受ける権利があると、それが憲法に書かれているんですね。もちろん、憲法に書かれているからといつておのおの個々の状況に100%対応するというのはなかなか難しいというのは理解しています。でも、今これだけ大きく時代が変わつて、やっぱり教育の環境のアップデートがすごく遅れているというふうに見えるんですね。

本格的な質問は、言うたらオンライン授業をしてほしいというところなんですけれども、

その前にまず、教育長に聞きたいです。今の河南町の教育環境というのは、憲法に書かれているとおりに十分に整えられていると考えていますか。3分の1の子供が休んで、体調が悪い子以外に濃厚接触者で家にいるという子がいて、学習を体力的には十分に継続できるような状態であっても、なかなか学習ができる環境にないという今、憲法に書かれているとおりにこれができるのかという、まず教育長の見解が聞きたいです。

○議長（浅岡正広）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

コロナ禍における教育の保障というところでご質問があったのかなというふうに思うんですが、今回の学級閉鎖の基準、これにつきましては、大阪府教育庁のほうから一定のガイドラインが出ました。それまでは、一人でもコロナの生徒が発生した場合は、まずは休校の措置を取るということからスタートを始めました。大体2月スタートぐらいはそういう段階でいってきたんですけれども、その後、非常に今回のコロナの感染力の内容とか、いろいろ専門的な意見のほうが出てきまして、一定の感染力は高いけれども感染が重症化しにくいというような判断もあって、大阪府の教育庁のほうから3分の2の基準値で学校運営を継続するようというふうなガイドラインを受けて、その内容で本町も運用を行っております。これは本町だけじゃなくて、府内全市町村がその対応を実施したという内容になっています。

一方、学級を止めるということは社会活動に一定制限をかけるということにもつながりかねないということで、そういうところは非常にバランスを持った学校運営が求められたという、そういう背景があったというふうに思います。文部科学省のほうからも、再三にわたって学校の休校を必要以上に行うことなくというような、そういうような通知も出たように思いますので、それを踏まえて河南町の学校運営はこれまで行ってきたところです。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

憲法どおりかどうかというところを聞いたんですけれども、府のガイドラインと文科省のガイドラインどおりにやったという答えなんですね。

大阪府の基準値で3分の2の欠席があればというところで、そしたら、やっぱり3分の2の生徒が教育機会を逃すという可能性があったんですね。実際には3分の1程度で済んだとは言えるのかどうか分からないんですけれども、そんな状況で、3分の1ほど休んでいたん

ですよ。1学級で7人、8人、25人の中で。これが本当に大人の教育を受けさせる義務というのをちゃんと果たしていると言えるのかどうかというところですよ。

もちろん、おっしゃるように学級活動を止めるというところには本当に慎重にならないといけない。一番初めに子供たちが2か月も3か月も、特に4月の年度の変り目の子供たちにとってもデリケートな時期にそれだけの休校が続いたというダメージは大きかったと思いますし、慎重にならないといけないというのはすごく理解できるんですね。

でも一方で、やっぱり学習の権利を保障しないとけないというところで、多くの保護者からオンラインでどうにか授業を受けられへんかと。もちろん双方のやり取りができれば理想やけれども、それはなかなか難しい。というか、やろうと思ったらできるけれども、一足飛びにはいかないというのは皆さん理解しているんですね。

議会からもそういう話は本当にコロナになってから度々出ていて、学校のほうでも河南町のほうでも生徒全員にタブレット端末を配付すると。少しずつ体制を整えているというのは理解できるんですけども、安心して休むことができるというところまではなかなか体制が整わないんですね。

遠隔地でやるのは難しい。毎日の授業をこうやって、今これで撮っているみたいに配信するというのは、著作権の問題とかプライバシーの問題云々をクリアすればそんなに難しくなはずなんですね。私個人でもこのiPhoneでできるくらいやから。それを今年度やっぱり力を入れて整えてほしいです。AIドリルとか予算では出ていたけれども、それもいいんやけれども、やっぱり家で授業が見れる。欲を言えば、アーカイブに残して、引っかけたところを何回も見れるというようなところまで1年で、今年度は実現してほしいんですけども、教育委員会の見解をお願いします。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

議員仰せのようにGIGAスクール構想がスタートいたしまして、本当に今、過渡期と認識してございます。

本町におきましても、令和3年度から各小学校において授業で調べ物学習やほかの活用を既に行っておる現状でございます。今後の家庭学習等を見据え、パソコンの持ち帰り、家庭の通信状況の調査、また、試行的に家庭学習を実施し、課題のアンケート調査なども行ってまいりました。



教育委員会といたしまして、学級閉鎖や何らかの理由により登校できない子供たちのために授業のライブ中継などオンラインでの授業も重要だと、ツールだと考えております。現在、試験的にも各学校で実施している状況でございますので、学校現場とも調整しながら、子供たちの学びの保障、教育機会の充実等に引き続き取り組んでまいりたいと、そのように考えてございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

現在、実験的に実施している中で引き続き取り組んでいきたい……、引き続き充実させていくんですね。今の状況で子供たちは安心して休んでいないので。

先ほど一番初めに教育長がおっしゃっていたように、確かに感染はしやすいけれども重症化はしにくい。でも、重症じゃなくても十分しんどいし、未知のウイルスなので本当にどうなるか分からないというところで不安は不安なんです。

引き続き取り組んでまいりたいと、多分あんまりいい答えじゃないんやけれども、是非実現してください、今年は。よろしくお願いします。予算もつけてくださいね、総務部長。

ということで、もう次いきます。森林の保護に関してです。

最近の豪雨とか台風被害などが原因で河南町の山が崩れている箇所が本当にたくさんあります。山は河南町の大事な資源です。なので、是非保護してほしいです。

特に、ご存じのように河南町には高貴寺があります。この高貴寺、町のホームページでも観光地として府指定史跡として紹介しているし、町長日記、前の町長かもしれへんけれども、高貴寺が日本遺産に登録された。割とこの河南町の中での重要施設として紹介しているんですね。

でも、現実として、高貴寺、何年か前の台風で割と倒木だらけになって、一番河南町のこの紹介している中で高貴寺の肝となっている慈雲尊者が最後に籠もっていたという小屋のもう目の前が土砂崩れ、土が滑ってしまっているんですね。府が史跡と指定した境内の一部であるはずの森も複数箇所崩れているという状況です。

これだけ府とか町が大事にしている、特に町は高貴寺、高貴寺と言っているのにこのような状況で、町の半分が今森林なんですけれども、それに十分に手が回っているとは思えないんですね。町としてももう少し山、森林保護に力を入れてほしいです。農業とか商業とか、毎年予算は結構な欄を取って予算額も多いんやけれども、森林に関してはすごくいつも少ない

など思うんですね。そのあたりやってほしいんですけども、見解をお願いします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

議員仰せの高貴寺の周りの森林、山全体の件についてお答えさせていただきたいと思いません。

高貴寺さんの周りの森林についても台風の被害があって、倒木があって、道のほうが倒木で通れないとかいうような事象はございました。その辺の整備も含めてご回答させていただきます。

本町の東部は大半が森林で、森林面積は1,205ha、総面積の約50%を占めている状況でございます。その森林は、木材生産はもとより、山地災害の防止、林産物の生産、水資源の涵養、生活環境の保全、生物多様性の保全、地球温暖化の防止など多面的な機能を有しており、これらの機能を通して、地域住民に快適な生活環境の維持形成や身近な憩いの場など、かけがえのない空間を提供してございます。

近年、自然災害などにより倒木、土砂崩れなどが発生したり、杉、ヒノキなどの人工林では施業が行き届かず放置され、荒れてきている箇所も見受けられます。

本町におきましても、令和3年度に森林環境譲与税を活用した平石地区山間部の風倒木の処理を行うほか、森林間伐、枝打ちなどを計画的に実施する事業者への支援なども実施してございます。

大阪府では、森林環境譲与税としてモミジの滝上流で治山ダムを施工し、森林資源の保全に努めております。また、平石峠に至る府道においても倒木や崩壊した箇所があり、現在、大阪府において撤去作業が実施されております。

今後もかけがえのない資源である森林を守るため、引き続き支援に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

森林保護を今もいろいろやっているということをお答えいただいたんですけども、いろいろやっても、実際崩れていて手が回っていないんですね。一方、森林環境譲与税の基

金は積み上がっていつている。それをもっと入ったら入った分だけ使っても多分追いつかないぐらい崩れてきていると思うんですよ。

午前中も昨日もほかの議員もおっしゃっていたみたいに、土砂崩れがいっぱい町内で、山じゃないところでも起こっていて、山の手入れが適切にされていたらもうちょっとましなはずなんです。というのは、ちゃんと間伐して適切に日が当たってちゃんと根が張っていればその山は崩れにくいというのは昔から言われていることで、何でもっと、お金は実際にそこに森林環境譲与税があるのにそれを全額。もともとそうじゃないですか、税の目的って。それを何で全額つぎ込む、せめてね、ということができないんですか。あれはほかに何か使う予定があるものなんですか。教えてください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

森林環境譲与税につきましては、森林整備及びその促進に関するものに利用するという  
ことで、議員仰せのように森林関係の事業で使っていく事業でございます。

平石地区のほうの倒壊したところ、崩れたところ、倒木したところに関しては、概ね今年  
度で完了する予定をしておりますので、あの一帯は一応事業は完了すると考えてござい  
ます。

それ以外の崩れた箇所、倒木の箇所ということにつきましては、森林組合さんなり、山の  
手に入っておられる方にちょっと調査しましたところ、今のところ作業に支障になるよう  
な状況にはなっていないということで聞いてございますので、またそういうふうな状況が改  
めて分かりましたら、そういうところについても投資してまいりたいと考えてござい  
ます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

要は作業の邪魔にならないとやらない。個人の山で崩れているところにはやらないと。も  
ちろん民地なので、どこまで手厚くするかというのはちょっと難しいところはあるんです  
けれども、やっぱり一番初めに答えていただいたように、河南町って山はすごい大事じゃ  
ないですか。逆に山しかないのです。これがもう山まで適切に管理できなくなって崩壊  
してめちゃくちゃになっているという状況で、本当に河南町の魅力って一体何が残る  
んでしょうか。

何かほかのことに関してはいろんなことを積極的に支援したりとか、農業とか商業もやけ

どしているのに、森林に関して何でこんなに町って冷たいんですか。予算のバランス、何でこんなバランスになっているんですか。町長教えてください。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

予算規模でいくと議員ご指摘のとおりやと思うんですけども、森林というのは当然ながら一番災害も含めて、あと水涵養とかいろいろ、この間部長が言いましたけれども、そういう点では貴重な財産、特にゼロカーボンシティで地球温暖化でも当然森林とか、そういうものは非常に大事なものであるというふうには認識しています。

ただ、河南町の山林そのものは民有林がほとんどなんですよ。森林の管理というのはやっぱり土地の、山林の所有者がまず第一義的に関わるということになるんですよ。町のほうでは間伐とかあと枝打ちとか、そういうふうなものについて補助を独自に事業費の8%、大阪府のほうでも補助金が出ているんですけども、上乘せの8%しているんですが、やはり事業にちょっと限りがあるんですよ。やっぱり森林が広過ぎて。どこまで事業者がそういうことをやっていただけるかというのがあるので、町のほうもやっているんですけどもなかなか全体に行き渡っていかないというのと、やはり国産の木材の利用が、以前は全然使われないということで外国産がほとんど。最近は見直しされてきて、河内材ということで売り出そうとはしているんですけども、そういうような状況もありましてなかなか進んでいないと。

ただ、そういうようなことではいかんということで森林環境譲与税そのものが交付されるんですけども、額的に森林の面積に対してとかに交付されますけれども、実際に事業をやっていくとなるともう微々たるものになってくるかと思います。

町としては、全体を森林のそういう保全、それから森林の活用にその譲与税を使っていくということで今後進めていきたいと。ですので、入ってきたお金を全部使うような形での予算組みをしていくようにはやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

森林環境譲与税をこれから積極的に使っていただくということで理解しました。

先ほど町長もおっしゃっていたんやけれども、お金になったらいいんですよ。所有者のお金になったらもっと手入れが行き届くやろうと私も思っています。

木材が不人気というところで言いたいんやけど、河南町、今、ソーラー発電システムを設置するときに最大10万5千円の補助金があるじゃないですか。その補助金を設定した一番初めの2012年頃、この補助金が使われた実績約60件。その年の決算額は601万円だったんですね。当時売電価格も高かったこともあって、すごい人気の補助金メニューとしてその後数年間、毎年補正予算を組んでやっていたというぐらい。それはもう皆さん覚えていると思います。今、ソーラーのブームが下火にちょっと落ち着いてきて、2020年度の決算を見たら、実績が7件で73万5千円だったんですね。601万円から73万5千円、補助金を利用する人が減っているんですね。

この時代の変化を捉えて、この補助事業をもうちょっと使いやすいようにリニューアルをしてほしいです。例えばソーラー発電だけじゃなくて蓄電池もなんですよけれども、国産木材、河南町の中の木を使えるように。まきストーブ、ペレットストーブというのはこの2012年頃からもうずっと言っているんですけども、そういうのとかコンポストとか雨水貯水タンクとか。高槻市でやっているみたいに、家庭で取り組めるけれども導入に費用がかかってちょっとちゅうちょするなというようなことにも補助メニューを増やしてほしいです。

できたら、この災害が多い中でエネルギーの地産地消化、河南町で取れたエネルギーを河南町で使っていく、であれば一番、これだけ石油の値段が安定しなかったりガソリンの値段も安定しない中では、本当にそれが自衛になると思いますので、そういうことも考えてほしいんですけども、町の見解をよろしくお願いします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

地球温暖化防止対策の一環でまきストーブやペレットストーブの導入に対して補助する自治体がございます。大阪府内では、高槻市がエコハウス補助金として太陽光発電システムや太陽熱利用システム、ペレットストーブなどを設置した場合に設置に係る費用の3分の1の額、上限は10万円でございますが、これを補助されているようでございます。

本町では、現在、住宅用太陽光発電システムの設置に対して、10万5千円を上限に補助しておりますが、まきストーブやペレットストーブの購入に対する補助については、財源の確保など検討すべき部分が多いと考えております。今後、住民からのニーズや先進事例を参考

に研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

財源確保の検討すべき部分が多いということで、一番初めに検討すべき部分として財源確保を上げていただいているんですけども、申し上げているように、2012年には600万円使っていた補助金が今72万円ですよ。それは財源じゃないですか。今、予算も多めに取っているけれども、全額使っていないですよ。財源は確保できました、次、課題は何でしょう。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

財源に関しましては、今回の10万5千円に関しましても国とか府の補助金はなく、町の単独事業として行っているわけですけども、やはりこれは財源のほうは限りある税金ということと有意義に使っていきたいと考えております。

ペレットストーブ、まきストーブに関しましては、寒冷地であれば割とニーズがあるんですが、なかなか大阪府内では、高槻市でも聞いておりますと、年間台数は少ないということを知っていますので、その辺のニーズも含めてどういったことが必要か、このペレットストーブだけにかかわらず、ほかにどんなことができるかということは今後研究してまいりたいと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

よく理解できました。ニーズ調査をよろしくお願いします。

最後の質問なんですけれども、審議会などの附属機関についてなんですけれども、国では1999年に審議会等の整理合理化に関する基本的計画が閣議決定されました。その内容は、不活発な審議会を廃止すること、委員の数を原則20人以内にする、任期満了時に同じ委員の再任用はできるけれども、同じ委員の任期の上限は10年とすること、委員の兼任は最高3つまで、また高齢者を選任しない。ちょっとふわっとしているんですけども、実際そう書いていました。

そういうことを書いていまして、何でこういうことを決めたかと、その目的も書いていたんですけども、審議会などについては、いわゆる隠れみのになっているのではないかと批判を招いており、こうした問題点を解決して行政責任を明確にするためと目的が書かれています。つまり、行政が人選を行って答申原案を作って、行政側に都合がいい意見を言いそうな人を委員として選任して行政が用意した結論に誘導すると、そういう可能性があるから、そういうことが起こったときに審議会は行政の追認機関にしかなり得ず、結果として審議会は官僚の隠れみのになってしまうと。そういう危惧が実際に内閣府で話し合われて、どうしようかとなった結果、こういうことが閣議決定されたんですね。

要は、公平性とか透明性を高める必要を感じてこういう内容を決定したということです。国すごいなと思っいろいろ調べていたんですけども、実は国だけじゃないんですよ。いろんな自治体でもこういうことを決めて公表しています。それはやっぱり目的としては附属機関の公平性と透明性の確保に努めるためと、大体あちこちの自治体で書いています。

私が見た限りなんですけれども、一番指針が厳しいのが大阪市で、大阪市やったら70歳以上の委員を選任しない、最長8年にすると、3つ以上の委員を兼任しないということで、すごい厳しいんですね。河南町やったら多分50ある附属機関全部アウトなん違うかなみたいな感じなんですけれども。

河南町は本当にこういう指針が一つもなく、上限年数もなく何年も何回も選任されるとか、属性が偏らないようにという指針があるところもあるんですけども、河南町にはそういうのもないですし、ひどいところには一人も女性がいないと、属性すごい偏っているなというものもあるし、5つも6つも兼任している委員もいるという中で12月議会で私が言ったように、公募委員の選任のときに一部八百長があったという疑惑もある。八百長がなかったにしても、公募委員が公募されずに同じ人が選任され続けてきたというのは事実としてあります。こういう現状では、この河南町は附属機関の話合いが、透明性とか公平性とかが十分に確保できているとはとても言い切れない状態ですよ。

今、森田町長なので割と平穩にやっているんですけども、今後すごい独裁的な町長が当選するということになったら、もうすぐにこんな悪用できますよね。そうならないために今のうちに指針をしっかりとつくってほしいです。特に今、選任された方それぞれに一生懸命審議に参加してくれているだけに、悪用されやすい、される可能性を含んでいるとか隠れみのにされやすいという今の体制って本当にもったいないなと、残念やなと思います。

この審議会に対して私たち住民が求めているのって、住民の声を本当に反映できるような

場所なんですね。反映できる場所であってほしいし、反映できる場所であり続けたいといけない。そのためには河南町でも指針が必要だと思うんですけども、町の見解はどうでしょう。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

地方自治法第138条の4第3項に、普通地方公共団体は、執行機関の附属機関として、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問または調査のためにそういった機関を置くことができると規定しております。

町のほうでは、平成25年3月にこの附属機関に関する条例を制定いたしまして、地方自治法を基に町で設置しております会議体については、附属機関としてきちっとした形で位置づけるべきであるかというのを改めて精査したものでございます。

調査、審査、答申等を行うことを目的に設置するものが附属機関であり、会議の性質が単に意見交換会にとどまるものや事業啓発や推進のために結成されたと認められるものについては附属機関とはしないこととし、自治体運営に必要な会議体を適正な形で設置しているものと考えております。

町といたしましては、地方自治法の規定を基に設置、運営してきておりますが、ほかの自治体では附属機関の、先ほどありましたように設置、運営に関する指針を定めているところもございますので、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

今後検討するという事なんですけども、本当にしてくださいね。

河南町はすごいある意味優秀で、条例で設置している審議会なのか、要綱とか規定で設置している審議会なのかで役割とかできることって変わるんですけども、そのあたりすごいきっちりしているんですね。

大阪府下、割ときっちりしたところが多いんですけども、何か明石市を参考にしている勉強したらいいよと誰かに言われたんやけれども、何か橋下さんが知事やったときにいろいろ言ってできたんですね。違うんや。この間言っていたから。

でも、せっかくこれだけきっちりやってくれているので、指針も本当に今のうちにつくっ



てください。森田町長、今の任期中にやってください。もし本当に違う町長になって悪用する人になったら、それを止めるほうが、ゼロに戻すほうが大変なので、いてるうちにやってくださいね。よろしくお願いします。

もう一つとして、附属機関の整理も必要なのではないかという話なんですけれども、割と河南町はきっちりやっているんやけれども、こういうのがもう乱立して、つくったらつくりっ放しで收拾がつかなくなっている自治体が多いらしいんです。

河南町でも見てもらったら、条例とか法律で設置している附属機関が50、要綱とかの機関がそれより大分少ないけれどもあるという中で、50以上の機関がある中で、町の正規職員は100人ぐらいですよ。百二、三十。本当にちゃんと整理して管理できているのかなというのが不思議なんです。

ほんで、指針をつくっている自治体の中では、その廃止の規定というのをちゃんとつくっているところも本当に多くて、でないとも分收拾つかないからね。河南町も廃止の規定がないんですけれども、役割が重複しているような機関とか設置理由が曖昧な機関の整理というのが必要だと思いますし、廃止についても規定をつくるという必要があるかと思うんですけれども、町の見解はどうでしょうか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

現在、町のほうには大体約50種類の附属機関がございます。設置している附属機関につきましては、法律上設置が義務づけられているもの、それや業務の必要性から設置しているもの等がございます。

議員仰せのように、目的が似通ったものや設置目的がもう既に達成されたもの、長期間案件がないため開催されていない附属機関等も一部ございますので、その辺につきましては、他自治体の例も参考にしながら、整理ができるかどうかは検討してまいりたいと思います。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

設置目的が達成されたもの、似通ったもの、案件がなく長期開催されていないものがあると今部長が認めてくださいましたので、是非整理してください。整理するときには是非一緒に指針をつくる、せめて廃止の規定をつくるということもよろしくお願いして質問を終わります。

す。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員の質問が終わりました。

○議長（浅岡正広）

以上で通告を受けていました一般質問は全て終了しました。

2日間にわたり、お疲れさまでした。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

第5日目の会議は、明日3月24日午前10時に開きます。

本日は、これをもちまして散会します。

大変お疲れさまでございました。

午後3時07分散会

~~~~~

令和4年 3月24日(木)

# 令和4年河南町議会3月定例会議会議録

(第 5 号)

河 南 町 議 会



令和4年河南町議会3月定例会議会議録

年 月 日 令和4年3月24日(木)

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

|    |    |    |     |     |    |
|----|----|----|-----|-----|----|
| 1番 | 高田 | 伸也 | 2番  | 松本  | 四郎 |
| 3番 | 河合 | 英紀 | 4番  | 大門  | 晶子 |
| 5番 | 力武 | 清  | 6番  | 佐々木 | 希絵 |
| 7番 | 廣谷 | 武  | 8番  | 浅岡  | 正広 |
| 9番 | 福田 | 太郎 | 10番 | 中川  | 博  |

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

|                          |    |    |
|--------------------------|----|----|
| 町 長                      | 森田 | 昌吾 |
| 副 町 長                    | 城田 | 国昭 |
| 教 育 長                    | 新田 | 晃之 |
| 総合政策部長                   | 辻本 | 幸司 |
| 総務部長                     | 渡辺 | 慶啓 |
| 住民部長                     | 福田 | 新吾 |
| 健康福祉部長兼総合保健福祉センター長       | 田村 | 夕香 |
| まち創造部長                   | 安井 | 啓悦 |
| まち創造部理事                  | 日根 | 直哉 |
| 総合政策部秘書企画課長              | 森口 | 竜也 |
| 総合政策部危機管理室長              | 木矢 | 哲也 |
| 総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長  | 多村 | 美紀 |
| 総務部副理事兼施設整備担当課長          | 牧野 | 勉  |
| 総務部人事財政課長                | 後藤 | 利彦 |
| 総務部副理事兼契約検査室長            | 谷  | 道広 |
| 総務部副理事兼まち創造部副理事          | 西本 | 伸二 |
| 住民部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長 | 辻元 | 哲夫 |
| 住民部副理事兼保険年金課長            | 大谷 | 由候 |

住民部 税務課長

渡辺 恵子

健康福祉部 高齢障がい福祉課長

和田 信一

健康福祉部 健康づくり推進課長

中筋 美枝

まち創造部 地域整備課長

藤木 幹史

まち創造部 副理事兼都市環境課長

大門 晃

まち創造部 農林商工観光課長併農業委員会事務局長

池添 謙司

(出納室)

会計管理者兼出納室長

岩根 有津佐

(教育委員会事務局)

教・育部長

湊 浩

教・育部 教育課長

中海 幹男

教・育部 副理事兼こども1ぱん課長

田中 啓之

教・育部 生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長

森 弘樹

教・育部 副理事兼学校給食センター所長

梅川 茂宏

議会事務局職員出席者

事務局 長

木矢 年謙

課長 補佐

門林 純司

会議録署名議員

7番 廣谷 武

9番 福田 太郎

議事日程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第1から第12まで

# 令和4年河南町議会3月定例会議

令和4年3月24日（木）午前10時開議

## 議事日程（第5号）

|       |        |                                  |     |
|-------|--------|----------------------------------|-----|
| 日程第1  | 議案第38号 | 令和4年度河南町一般会計予算                   | 272 |
| 日程第2  | 議案第39号 | 令和4年度河南町国民健康保険特別会計予算             | 274 |
| 日程第3  | 議案第40号 | 令和4年度河南町後期高齢者医療特別会計予算            | 276 |
| 日程第4  | 議案第41号 | 令和4年度河南町介護保険特別会計予算               | 278 |
| 日程第5  | 議案第42号 | 令和4年度河南町土地取得特別会計予算               | 280 |
| 日程第6  | 議案第43号 | 令和4年度河南町下水道事業会計予算                | 280 |
| 日程第7  | 議案第47号 | 令和3年度河南町一般会計補正予算（第8号）            | 281 |
| 日程第8  | 議案第48号 | 令和3年度河南町国民健康保険特別会計補正予算<br>（第4号）  | 310 |
| 日程第9  | 議案第49号 | 令和3年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算<br>（第1号） | 313 |
| 日程第10 | 議案第50号 | 令和3年度河南町介護保険特別会計補正予算（第3<br>号）    | 315 |
| 日程第11 | 議案第51号 | 令和4年度河南町一般会計補正予算（第1号）            | 324 |
| 日程第12 | 議案第52号 | 教育長の任命について                       |     |

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（浅岡正広）

本日の議事日程及び3月16日開催の議会運営委員会の審議結果も併せてタブレット913、令和4年3月24日、3月定例会議（最終日）へ送信しています。

お諮りします。

日程第1 議案第38号 令和4年度河南町一般会計予算から日程第6 議案第43号 令和4年度河南町下水道事業会計予算までの6件を、会議規則第37条の規定により一括議題で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上6件を一括議題とすることに決しました。

なお、討論、採決は1件ずつ行います。

○議長（浅岡正広）

それでは、予算・決算常任委員会委員長の審査結果報告を求めます。

大門委員長。

○予算・決算常任委員会委員長（大門晶子）（登壇）

おはようございます。

ただいまより、予算・決算常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る3月1日、令和4年3月定例会議において、予算・決算常任委員会に付託を受けまし



た案件は、議案第38号 令和4年度河南町一般会計予算外5件で、全会計の当初予算でございます。

3月2日、3日、4日に委員会を開き、慎重に審査を行いました。その結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第38号 令和4年度河南町一般会計予算は、討論なしで採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 令和4年度河南町国民健康保険特別会計予算は、討論なしで採決に入り、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 令和4年度河南町後期高齢者医療特別会計予算は、討論なしで採決に入り、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 令和4年度河南町介護保険特別会計予算は、討論なしで採決に入り、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号 令和4年度河南町土地取得特別会計予算は、討論なしで採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 令和4年度河南町下水道事業会計予算は、討論なしで採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、当初予算6議案について、審査結果の報告を終わります。

なお、この委員会では、体調不良で欠席となられました佐々木副委員長が不在のまま審議させていただきましたが、議長を除くその他の委員全員が十分慎重にご審査願ったと思っております。記録は事務局に整理させておりますので、後日ご覧いただければ結構かと思っております。

また、理事者におかれましては、当委員会中、委員より指摘並びに要望などが出ておりました事項につきましては、精査されるよう委員長より申し添えます。

以上で、予算・決算常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（浅岡正広）

予算・決算常任委員会大門委員長の審査報告が終わりました。慎重なる審査お疲れさまでした。議長を除く議員が委員として十分に審査をしていただきましたので、質疑を省略し、討論に入ります。大門委員長、議席に戻っていただいて結構です。

それでは、これより討論、採決に入ります。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

最初に、議案第38号 令和4年度河南町一般会計予算の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

次に、議案第39号 令和4年度河南町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。先に、反対討論からお受けします。

力武議員。

○5番（力武 清）

議案第39号 令和4年度河南町国民健康保険特別会計予算に対する反対の立場から討論させていただきます。

令和4年度の国民健康保険料は、1人当たり10万6,108円と、前年と比べて789円増となっております。個人事業者、中小零細業者の方がほとんど加入している国保の保険料は、今年も引き上げられました。コロナ禍で事業活動を継続していくには大変な苦勞の連続であります。まん延防止や緊急事態の最中で事業の自粛要請に応えながら、僅かな補償で切り盛りされています。こうした状況でも容赦なく保険料の引上げを行うことは、被保険者の実情を考慮しない無慈悲なやり方ではないでしょうか。

令和4年度より、初めて未就学児の保険料均等割の半額が公費負担となりました。長年の各団体からの要請で実施されるわけで評価いたします。一方で、半額になったとはいえ、相変わらず覚えてたてのはいはいをする乳幼児から74歳までの大人を支え、保険料を徴収する制度は残っております。乳幼児が大人を支える仕組み、制度の矛盾の一刻も早い改善を望むものであります。

本町において、「子育てするなら河南町で！」のスローガンの下、医療費の助成、保育料

の第2子以降無償化などを実施して行っている反面、この国民健康保険料の均等割には目を向けようとしていません。矛盾を感じませんか。

私は、子育て応援の視点は特別会計であっても配慮すべきことと強く感じております。国、府の補助が不十分な部分は、町独自の取組を強く求めるものであります。幸いその財源は十分にあります。7,800万円の財政調整基金の活用を提案いたします。90万円の原資があれば、実現可能であります。予算に示された財政調整基金の繰入れは僅か927万円でしかありません。予算に示されている均等割の軽減分の本町の負担分は、何と30万円余りしかありません。少な過ぎます。財政調整基金の生きた活用を求め、討論といたします。

○議長（浅岡正広）

次に、賛成討論をお受けします。

高田議員。

○1番（高田伸也）

それでは、国民健康保険特別会計に賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険の保険料の均等割、今お話もありましたが、これにつきましては、平成27年度に全国の知事会が国に対して、子育て支援の観点から子供に関わる均等割の軽減を要請されておりまして、国も地方からのこの提案について、国保の財源に与える影響等を十分に考慮しつつ議論されて、先ほど案内ございましたが、令和4年4月から未就学児に対する均等割額について5割削減するということになり、これにつきましては、昨年の12月定例会議においても条例改正されたものでございます。

さらに、前年度の繰入金を入れて保険料の軽減もされております。このように、現状できる範囲の低所得者層に対する負担軽減策を講じていること、そのことから、この件については、国などの動向を注視しながら、慎重に協議して検討を重ねていただきたいというふうに思っております。

今後も、本町の住民の皆様が安心して医療を受けることができるように、さらに協議に努めていただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようでございますので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

次に、議案第40号 令和4年度河南町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。

先に、反対討論からお受けします。

力武議員。

○5番（力武 清）

議案第40号 令和4年度河南町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対の立場から討論させていただきます。

高齢者の生活を支える年金は、4月から引き下げられます。昨年未から今年にかけて、生活関連の物資や小麦粉をはじめとする食料品の値上げ、ガソリン、灯油の高騰は、高齢者の生活を一層息苦しくさせています。また、秋には一定所得のある方は医療費の窓口負担が現行1割から2割となり、2倍になってしまいます。このことが、よりコロナ禍で、基礎疾患を抱えている方が多い高齢者の受診控えとなり、重症化になるリスクを抱えることになりかねません。二重苦、三重苦になってしまいます。

後期高齢者医療の制度は大阪府広域連合で行われており、市町村の意見がなかなか反映できていません。予算編成や決算認定に当たっての情報がない中で審査することには無理があります。高齢化が一層進む中で、市町村での議論が制度上の制約の下でされないことに疑問があります。

高齢者の命と健康を守る観点での制度の在り方として再考を求め、討論いたします。

○議長（浅岡正広）

次に、賛成討論をお受けします。

中川議員。

○10番（中川 博）

令和4年度河南町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。後期高齢者医療制度は、75歳以上及び一定の障がいと認定された65歳以上の方が、それ

までの健康保険に代わって加入する医療制度でございます。保険料率は、各後期高齢者医療広域連合議会において決定されるものでございます。

今回の予算に関しても、歳出合計3億3,208万6千円のうち3億2,804万円が大阪府後期高齢者広域連合納付金であり、大阪府下の高齢者等の医療水準により公平に定められております。

また、歳入においても、後期高齢者医療の安定化のため、保険基盤安定繰入金として5,694万4千円が計上されており、歳入歳出とも予算としては問題ないものと判断をいたします。

また、被保険者数においては2,698人と、令和3年度当初予算対比で36名増加しております。一方、1人当たりの賦課額は8万7,664円と、令和3年度当初予算対比383円マイナスと抑えられております。

令和4年10月1日から導入の窓口負担が2割になる対象者は、被保険者約1,815万人のうち約370万人で、全被保険者ではなく約20%でございます。また、施行後3年間は変更により影響が大きい外来患者については、負担増を最大でも3千円に収まる措置が講じられております。また、大阪府後期高齢者医療広域連合議会において、河南町から意見等を述べる機会も確保されておると認識しております。

以上の理由から、令和4年度河南町後期高齢者医療特別会計予算に賛成するものでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようでございますので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

次に、議案第41号 令和4年度河南町介護保険特別会計予算の討論に入ります。

先に、反対討論からお受けします。

力武議員。

○5番（力武 清）

議案第41号 令和4年度河南町介護保険特別会計予算に対する反対の立場から討論させていただきます。

令和4年度の予算は、3年を1期とする第8期の2年目に当たる予算編成となっております。保険料については昨年と同額となっておりますが、保険料軽減は、所得区分の第1段階から所得非課税世帯の第3段階の人を対象に軽減されております。私は所得区分の5段階から7段階あたりの中間層の保険料軽減を提案しておりますが、今回も残念ながら実施されていません。

予算では、基金4,700万円のうち445万円を保険料軽減に使っておりますが、基金残高と比べて、その額は9.4%にしかすぎません。もっと保険料軽減に活用すべきであります。1号被保険者は65歳以上の方を対象にしているわけですが、認定者は2割近くなり1,000人余りとなっております。この制度を利用している方は1割の利用料を払いますが、施設利用の場合、月当たり15万円前後が必要となり、その負担が払えず、在宅サービスを選択せざるを得ない方もおられます。その際も、介護でやむなく仕事を辞めざるを得ない家庭もあり、矛盾が広がっております。

こうした矛盾を解決するための方向性が、国の制度でありながら、なかなか打ち出されておられません。保険あって介護なしの矛盾解決には程遠いものとなっております。要支援者向けの訪問介護と通所介護は、介護保険サービスから外され、総合事業に移されてしまいました。本来、こういったサービスは保険料で賄うべきですが、この制度の矛盾も表れております。国に対しての制度の矛盾を示して、討論といたします。

○議長（浅岡正広）

次に、賛成討論をお受けします。

河合議員。

○3番（河合英紀）

令和4年度河南町介護保険特別会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

令和3年度は、第8期介護保険事業計画期間の初年度でした。コロナによる保険料減免や、低所得者への負担軽減も実施されました。歳出面では、高齢化の進行で給付費の伸びが見込まれる中、介護予防対策として、百歳体操のさらなる普及や新たに短期集中の訪問型サービスに取り組みました。また、次年度には、短期集中の通所型サービスも予定されています。

住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを進めるために、生活支援コーディネーターや認知症地域支援専門員の設置を通じて、住民主体のサービス促進のための手引、記入例の作成、認知症戸別訪問などを実施されました。第8期介護保険事業計画の取組が始まり、以前にも増して介護保険のサービスの充実、適正化に取り組まれています。保険料の軽減も、所得区分の細分化、12段階から15段階も実施されています。

コロナ禍で計画どおりには進めることが難しい状況の中でも、今できることが何なのかを考え、健康づくりの推進に取り組まれています。外出を控えなければいけない状況でも、生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員なども、孤立を防ぐために日々活躍してくれています。コロナ禍の状況にもよりますが、落ち着きが見え始めたときには、介護予防対策など、進めていくべき施策がどんどん動き出すと考えられます。

住民主体の通所サービスの地域への周知普及や認知症カフェの検討など、さらなるサービスの充実にも取り組んでいただけると期待します。地域包括支援センターが中心となって、適正なサービスの提供体制を維持することを期待するとともに、今後とも、社会福祉協議会とも連携し、地域の中で包括的な支援、サービスの提供体制を維持、構築を図りつつ、介護保険事業の円滑で健全な運営を期待しまして、令和4年度介護保険特別会計予算の賛成討論とさせていただきます。

○議長（浅岡正広）

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

次に、議案第42号 令和4年度河南町土地取得特別会計予算の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

次に、議案第43号 令和4年度河南町下水道事業会計予算の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第7 議案第47号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第8号）から日程第12 議案第52号 教育長の任命についてまでの6件を会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上6件を本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第7 議案第47号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、タブレットのほうは917、令和4年3月15日、議案送付（追加議案）の中の追加議案一式、01. 令和4年河南町議会3月定例会議追加議案をお開きいただきたいと思います。

11ページをお願いします。

#### 議案第47号

##### 令和3年度河南町一般会計補正予算（第8号）

令和3年度河南町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億3,063万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億4,863万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表地方債補正」による。

令和4年3月24日提出

河南町長 森田昌吾

めくっていただきまして、12ページからでございます。

まず、歳入でございます。

（款）地方特例交付金、（項）地方特例交付金で1,312万4千円の減額、（項）新型コロ

ナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で640万円の追加。

(款) 地方交付税、(項) 地方交付税で5億2,200万1千円の追加。

(款) 国庫支出金、(項) 国庫負担金で49万4千円の追加、(項) 国庫補助金で430万7千円の追加。

(款) 府支出金、(項) 府負担金で371万円の追加、(項) 府補助金で195万1千円の減額。

(款) 寄附金、(項) 寄附金で550万円の追加。

(款) 繰入金、(項) 基金繰入金で1億2,620万2千円の減額。

(款) 諸収入、(項) 雑入で1,250万2千円の追加。

(款) 町債、めくっていただきまして、(項) 町債で1億8,300万円の減額。

歳入合計2億3,063万7千円を追加いたしまして、補正後予算額を71億4,863万4千円とするものでございます。

めくっていただきまして、14ページから歳出でございます。

(款) 総務費、(項) 総務管理費で2億4,296万9千円の追加、(項) 戸籍住民基本台帳費で210万7千円の減額。

(款) 民生費、(項) 社会福祉費で580万6千円の追加、(項) 児童福祉費につきましては財源更正でございます。

(款) 衛生費、(項) 保健事業費で350万円の減額、(項) 環境衛生費で100万円の減額。

(款) 土木費、(項) 土木管理費で611万1千円の減額、(項) 道路橋梁費につきましては財源更正でございます。(項) 河川費257万4千円の追加、(項) 都市計画費で170万円の減額。

(款) 消防費、(項) 消防費で114万3千円の追加。

(款) 教育費、(項) 教育総務費で169万円の追加、めくっていただきまして、(項) 小学校費で658万7千円の減額、(項) 中学校費で254万円の減額、(項) 社会教育費及び保健体育費につきましては、財源更正でございます。

歳出合計2億3,063万7千円を追加いたしまして、補正後予算額を71億4,863万4千円とするものでございます。

めくっていただきまして、16ページ、「第2表繰越明許費補正」でございます。

まず、(款) 総務費、(項) 総務管理費、公共施設再編整備計画策定事業で600万円でございます。公共施設の跡地利用計画など、整備方針の検討に時間を要しますことから、翌年度に繰り越して執行させていただくものでございます。

次に、（款）総務費、（項）総務管理費、クラウドシステム改修事業で358万円。転入転出手続のワンストップ化に対応するためのシステム改修費でございますが、国の要請により早期の事業実施を図るため、令和3年度で予算計上の上、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、（款）民生費、（項）児童福祉費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業1,172万円につきましては、昨年の12月から給付を開始しておりますが、3月中に支出が完了しなかった部分について、翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、17ページでございます。「第3表地方債補正」でございます。

まず追加でございますが、河川浚渫事業債で、天満川及び平石川につきまして追加で計上するものでございます。

次に、めくっていただきまして18ページ、地方債の変更であります。

事業費の確定に伴いまして、各事業の地方債の限度額の変更を行うものでございます。まず一番上の中学校空調設備設置事業債は、地方債メニューの変更により充当率が増となりましたことから、増額するものでございます。

次の道路事業債につきましては、それぞれ事業費の変更により、地方債の額の増減を行っております。道路事業債全体といたしましては減額になっております。

次に、河川浚渫事業債、馬谷川につきましては、事業費の減に伴い地方債を変更させていただくものでございます。

次の臨時財政対策債につきましては、発行可能額が2億2,800万円でありましたが、普通交付税が予算額に対し増額となりましたことから、借入を抑制させていただくものでございます。

めくっていただきまして、19ページ、地方債の廃止でございますが、河川浚渫事業、島川につきましては、今年度実施がございましたので、廃止するものでございます。なお、河川浚渫事業につきましては、事業実施箇所と事業量の変更に伴い、地方債の追加、変更、廃止を計上しておりますが、地方債の限度額総額については400万円に変更がないということでございます。

次に、20ページから歳入歳出予算事項別明細書に基づいて説明をさせていただきます。

22ページをご覧くださいと思います。

（款）地方特例交付金、（項）地方特例交付金、（目）地方特例交付金は、交付金額の確定に伴いまして1,312万4千円を減額するものでございます。

(款) 地方特例交付金、(項) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、(目) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、新型コロナウイルスの影響によりまして収入が減少した事業者等に対し、償却資産や家屋の減免措置に伴い、市町村民税の減収を補填するために交付されるもので、640万円を追加しております。

(款) 地方交付税、(項) 地方交付税、(目) 地方交付税ですが、普通交付税の交付額の確定により、5億2,200万1千円を追加しております。

(款) 国庫支出金、(項) 国庫負担金、(目) 民生費国庫負担金ですが、49万4千円の追加でございます。保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険特別会計に対する保険基盤安定繰出金が増となったことに伴いまして、その財源も増となっております。

(款) 国庫支出金、(項) 国庫補助金、(目) 総務費国庫補助金につきましては、552万1千円の追加でございます。(節) 総務管理費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金358万円につきましては、転入転出手続のワンストップ化を図るためのシステム改修費に係る補助金でございます。障がい者給付システム改修補助金につきましては、補助金の交付がなかったことにより減とさせていただいております。地方創生臨時交付金484万3千円につきましては、令和3年度に配分額のうち追加交付があった部分について、予算未計上であったものを今回計上させていただいております。めくっていただきまして23ページでございます。(節) 戸籍住民基本台帳費補助金、戸籍情報システム改修費補助金210万7千円の減額でございますが、戸籍システムの改修費に対する補助金であります。国のスケジュールの変更に伴いまして、令和4年度の改修作業となりましたので、減額をさせていただいております。

次に、(目) 民生費国庫補助金226万3千円の追加でございますけれども、保育士等処遇改善臨時特例交付金を計上させていただいております。認定こども園や放課後児童クラブに勤務する保育士等の処遇改善のための補助金であります。

次に、(目) 土木費国庫補助金、(節) 土木管理費補助金、土砂災害特別警戒区域内住宅移転・補強補助金につきましては、申請がなかったことにより、305万5千円の減とさせていただいております。(節) 都市計画費補助金は、既存民間建築物耐震診断及び耐震改修費補助金の実績の減によりまして、85万円を減させていただいております。

次に、(目) 教育費国庫補助金、(節) 小学校費補助金で37万9千円の追加、(節) 中学校費補助金で4万9千円の追加でございますが、これにつきましては、いずれも小・中学校の新型コロナウイルス対策事業に関して、保健特別対策事業費補助金の交付が見込まれるも

のでございます。

次に（款）府支出金、（項）府負担金、（目）民生費府負担金、（節）社会福祉費負担金ですが、356万7千円の追加でございます。国民健康保険特別会計に対する保険基盤安定繰出金が増になったことに伴いまして、その財源分を増とさせていただきます。（節）老人医療費負担金14万3千円の追加につきましては、後期高齢者医療特別会計に対する保険基盤安定繰出金が増となったことに伴いまして、その部分の財源を増としております。

次に、（項）府補助金、（目）土木費府補助金、（節）土木管理費補助金につきましては、土砂災害特別警戒区域内住宅移転・補強補助金につきまして、申請がなかったことによりまして152万6千円の減でございます。めくっていただきまして、24ページでございます。

（節）都市計画費補助金42万5千円の減につきましては、既存民間建築物耐震診断及び耐震改修費補助金の実績の減によるものでございます。

次に、（款）寄附金、（項）寄附金、（目）一般寄附金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策にご活用くださいということで500万円の寄附を頂きましたので、予算に計上させていただいております。

（目）ふるさと応援寄附金につきましては、収入見込額の増加に伴いまして、50万円を追加しております。

次に、（款）繰入金、（項）基金繰入金、（目）財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整のため、1億2,620万2千円を減とさせていただきます。

次に、（款）諸収入、（項）雑入、（目）雑入でございますけれども、（節）の消防団員退職報償受入金につきましては、消防団員への退職報償金の支払いの財源となるもので、114万3千円を追加しております。万博の桜植樹・維持管理費収入につきましては、万博の桜2025実行委員会において寄附金の募集が行われましたけれども、本年度につきましては、目標金額に達せず本町に配分がなかったことにより、98万円を減としております。後期高齢者医療療養給付費負担金精算金につきましては、令和2年度の負担金の精算で、1,233万9千円の追加でございます。

次に、（款）町債、（項）町債でございますが、これは先ほどの17ページから19ページで説明させていただきました「第3表地方債補正」に係るものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、25ページから歳出でございます。

（款）総務費、（項）総務管理費、（目）一般管理費は246万9千円の追加でございます。

(節) 職員手当等は、職員4名の普通退職に伴いまして97万9千円の増でございます。

(節) 委託料149万円の追加でございますが、植樹委託料につきましては、万博の桜7本の植樹経費でございましたが、今年度は寄附金収入の目標が達せず、大阪府からの配分がありませんでしたので、植樹を実施しなかったことにより50万円の減としております。電子計算システム維持管理委託料につきましては、障がい者給付システムの改修費を計上してございましたけれども、国庫補助金の交付がなかったことにより保守委託料の中で改修をいたしましたので、159万円の減としております。クラウドシステム改修委託料につきましては、転入・転出手続のワンストップ化に対応するためのシステム改修費で、358万円を追加しております。

次に、(目) 減債基金費につきましては、普通交付税につきまして、予算額に対して増がございましたので、将来の公債費負担の増嵩に備えまして、減債基金費へ6,500万円の積立金を計上させていただいております。

次に、(目) 教育・子育て基金費は、同じく今後の教育・子育て施策への対応に備え、教育・子育て基金への積立金1億5千万円を計上しているものでございます。

次に、(目) ふるさと応援基金費は、ふるさと応援寄附金の基金に積み立てるものでございまして、歳入と同額を計上させていただいております。

次に、(目) 新型コロナウイルス感染症対策基金費500万円の追加でございますけれども、先ほどの寄附のありました500万円につきまして、寄附金へ積立てを計上させていただいております。

次に、(項) 戸籍住民基本台帳費、(目) 戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍システムの改修が国のスケジュール変更により、回収作業が令和4年度の作業となりましたので、210万7千円の減でございます。この同額につきましては、令和4年度当初予算に計上させていただいております。

次に、26ページでございます。

(款) 民生費、(項) 社会福祉費、(目) 国民健康保険費は、国民健康保険特別会計に対する保険基盤安定繰出金の確定によりまして、541万7千円の追加でございます。

次に、(目) 老人医療助成費でございますが、こちらは、後期高齢者医療特別会計に対する保険基盤安定繰出金の確定によりまして、19万3千円の追加でございます。

次に、(目) 介護保険費につきましては、介護保険特別会計の補正に伴いまして、介護保険給付費繰出金を19万6千円追加するものでございます。

次に、（項）児童福祉費、（目）こども園費につきましては、国庫補助金を計上しましたことによりまして、財源更正でございます。

次に、（款）衛生費、（項）保健事業費、（目）保健事業費でございますが、集団住民健診委託料の事業費の確定によりまして、350万円の減でございます。コロナの影響によりまして、規模を縮小して実施したことが主な要因でございます。

次に、（項）環境衛生費、（目）清掃費につきましては、収集人口の減少により、廃棄物収集運搬業務委託料で100万円の減となっております。

次に、（款）土木費、（項）土木管理費、（目）土木総務費につきましては611万1千円の減でございますけれども、土砂災害特別警戒区域内家屋移転・補強事業の申請がなかったことから、それと、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金で518万5千円、不適格住宅補強事業補助金で92万6千円を減額するものでございます。

めくっていただきまして、27ページでございます。

（項）道路橋梁費、（目）道路維持費につきましては、地方債の補正をしたことによる財源更正でございます。

次に、（項）河川費、（目）河川総務費ですが、下河内地区において、大阪府で進められております急傾斜地崩壊防止工事の本年度の事業費の増に伴いまして、町の負担金も257万4千円を増額するものでございます。

次に、（項）都市計画費、（目）都市計画総務費で170万円の減でございますけれども、既存民間建築物耐震診断費補助金、申請件数の減により20万円の減。既存民間建築物耐震改修費補助金、こちらは申請がなかったことにより150万円の減としております。

続きまして、（款）消防費、（項）消防費、（目）非常備消防費ですが、消防団員2名の退職に伴う退職報償金として114万3千円を追加しております。

次に、（款）教育費、（項）教育総務費、（目）事務局費は、特別職の退職手当として退職金を計上させていただいております。

めくっていただきまして、28ページでございます。

（項）小学校費、（目）学校管理費でございますが、殺菌処理業務委託料で198万円の減額でございます。コロナの影響により、トイレの清掃業務については事業者への委託料を計上してはいたしましたが、大阪府のマニュアル変更に伴い生徒による実施も可とされたことから、2学期からは事業者への委託を取りやめたことによるものでございます。

次に、（目）教育振興費の臨時講師等報酬201万6千円の減につきましては、会計年度職

員期末手当27万9千円の減。費用弁償の31万2千円の減につきましては、かなん桜小学校5年生の少人数学級編制のための予算を計上しておりましたが、大阪府から教職員の加配があったため、町の予算は執行しなかったことから減をさせていただいております。（節）委託料のスクールバス運行委託料は、夏休み期間中の一斉下校日の減少、運行便数の減があったことにより、200万円の減としております。

次に、（項）中学校費、（目）学校管理費の殺菌処理委託料254万円の減につきましては、先ほどの小学校と同じ理由でございます。

（目）学校建設費につきましては、地方債を補正させていただいたことによる財源更正でございます。

次に、（項）社会教育費、（目）放課後児童健全育成費につきましては、国庫補助金を補正したことによる財源更正でございます。

次に、（項）保健体育費、（目）学校給食費につきましては、国庫補助金の中で地方創生臨時交付金を補正したことにより、財源更正でございます。

以上、簡単ではありますが説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

中川議員。

○10番（中川 博）

12ページ、歳入のところなんですけれども、今回この大きな部分で、地方交付税の補正額が5億2,200万1千円ということで、ここが大分大きなウエートを占めているんですけれども、まずこの地方交付税というのは、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるというような財源を保障するため、国から出ているということなんですけれども、今回歳入補正を見ると、基金の繰入金や町債の減額ですね、繰入金の減額や、また基金の積立てにちょっと充てている部分が多いんですけれども、それが令和3年度の行政サービスの提供になるのかどうか、まず伺いたいと思います。

そして、かなり大きな補正額があるんですけれども、これによりまして依存財源、河南町の予算に占める依存財源はどれぐらいの大きさになってしまうのかということをお聞きしたいのと、今回委員会付託じゃないんで、併せて次のやつも質問させてもらいたいと思います。



数日前の新聞に、過疎自治体初の半数超えということで、885市町村に過疎指定ということで、この条件が40年間の人口減少率が28%以上、そして財源力指数が平均の0.51以下と、これに河南町は当てはまるんじゃないかなと思うんですけども、その辺どうかと。そうなってきたら、17ページの地方債のところなんですけれども、過疎債等のそういう利用等が考えられるのかどうか、その辺をまず1回目に伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

地方交付税のほうにつきましては、議員仰せのとおり、どこで生活しても同じサービスの水準を維持できるということで交付されるもので、今年度につきましては、かなり予算より増額の部分が来ています。増額されている主な部分につきましては、中身を確認すると、デジタル改革推進費と、あと児童福祉費、こども園の運営経費であつたり保育料の無償化に伴う財政需要額の増額、それからあと単位費用の増とかいった基本となる費用もそれぞれ上乗せされている部分で、今回かなり大きな増額という形で来ております。

この交付税のほうで今年大体23億円ぐらいとなりますので、全体の予算で占めるともうこの部分だけでも3割ぐらいが対象になってきますので、かなり今でいくともう自主財源より依存財源のほうを上回るという形にはなっております。

それから、過疎債の発行につきましては、過疎債が適用できる部分につきましては要件があると思いますが、その要件に該当する場合は、当然一定のルールに基づいて通知したりそういった部分ができると思うんですけども、河南町のほうは恐らくまだ該当していないと。府内では千早赤阪村と、今年度は能勢町、豊能町、その辺のあたりが新規でまた、岬町とかが追加となっておりますけれども、河南町のほうについては適用対象外というふうに認識しております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

ということは、この記事に載っていた過半数には河南町は入らないということで、少し安心したんですけども、そこで、今23億円ぐらいと言うた、24億4,700万円になったんじゃないんですかね、今回、地方債。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○10番（中川 博）

ですね。それでちょっと見てみましたら、河南町の令和3年度12月24日に公表されている資料なんですけれども、そのときに河南町の資料としましては、当初、決定額が21億2,251万円に対して再算定結果が22億4,722万3千円となってということで、12月24日時点では22億4,722万3千円なんですけれども、それが今回24億4,722万3千円とすると、ちょうど2億円増えているんですね。この2億円というのは、今ちょっと一部説明いただいたんですけども、どういう根拠で増えているのかどうかお聞きしたい。

そして、この普通交付税の計算があると思うんですよ。基準財政需要額引く基準財政収入額で財政不足の分を交付税で賄うという計算式があると思うんですけども、結果的にそのようになって、今回このように増えているのかというのをちょっと2点目で伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

議員仰せのとおりでございます、2億円につきましては、予算のほうには特別交付税を2億円上乘せさせていただいて、普通交付税が先ほど言っていた22億何ぼで、24億円の予算になっているということでご理解いただきたいと思います。

それから、追加で増えている今回主な要因なんですけれども、国のほうの補正予算において地方交付税のほうが増やされております。というのは、コロナ禍において国の補助金等もございしますが、その補助を受けた上でも、まだ一般財源の支出とかそういったものが見込まれるというようなこともございまして、そういった部分で交付税の算入需要額のほうが増えているやつと、将来の負担を減らすための公債費に続く部分について新たなメニューも創設された部分で、そちらにつきましては、将来の負担を軽減するために基金の積立てということで、今年度前倒しで交付されている部分がございます、そういったものももろもろございまして、今年度大幅に交付税のほうが増えているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

部長からありがとうございます。

交付税が増えているということは、ありがたいことはありがたいんですけども、ただ昨日、一昨日ですか、令和4年度の国の予算が参議院で通過して決定されたということなんで、その中で唯一、その予算の中で地方交付税が0.4%減額になっているわけなんですね、国全体で。そうやってきたら、今年度は増えているんですけども、来年度以降はそういう意味で、河南町の財政に大きな影響が及ぶことがあり得るのかどうかというのを、ちょっと最後に伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

後藤課長。

○総務部人事財政課長（後藤利彦）

すみません。その0.4%減というのが、実際に私が確認できたものではないんですけども、いわゆる我々が予算組みさせていただきますときに、地方交付税を来年度どれぐらい見込むかというのを見込ませてもらうときに、常々言っています地方財政対策ということで、国が示される地方財政計画上の率を勘案してやらせていただいています。交付税につきましては、国のほうの一般会計のほうに入ってくる税収で一定割合が交付税として原資となっておりますので、そのところのいわゆるその入り口ベースというようなことで言うているんですけども、そちらのほうの率と、実際に地方のほうに配分されるときに、交付税特別会計のほうで加算される部分が何%かございまして、その出口ベースの額というところが2種類ございまして、我々がいつも見ておりますのは、地方に実際のところ配分される出口ベースの交付税総額が前年度予算に対してどれぐらいのパーセンテージ増額になっている、減額になっているというところを見ております。

今、我々で認識しているのは、地方財政対策のポイントということで、財務省原案が出来上がった時点で、その地方のほうに配分されるのは3.5%というふうなことで認識しておりまして、0.4%という数字が確定したものではないですけども、もしかしたらその入り口ベース、国の一般会計のほうに税収として入ってくるベースの交付税原資となる部分についてが0.4%の減ということかもしれないです。ちょっとその辺は、ご答弁、確定なこと言えないんですけども、ご理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。ほかに。

力武議員。

○5番（力武 清）

残念ながら委員会付託をされなかったんで、議運のほうのを尊重しておきたいと思うんですけども、議長におかれましては、ちょっと細かい点で7点質問しますので、配慮のほうよろしくお願ひしたいと思います。

（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

○5番（力武 清）

まず1点目は、16ページの繰越明許費のうち、総務費が公共施設再編整備計画費600万円、これがなぜこういう形で繰越しになったのかということ。

2つ目、同じページですけれども、民生費のうち子育て世帯臨時特別給付金1,172万円、これは新生児に対する給付金ということなんですけれども、この金額は、対象人数との見通しの妥当性についてお伺ひしたい。どう判断されたのか、お伺ひいたします。

3点目ですけれども、22ページ、地方特例交付金のうち地方税減収補填特別交付金640万円が計上されておりますけれども、徴収見込額との関係で、見込額の減収分のうちどの程度の割合で交付金が算定されているのかお伺ひいたします。

次に、4点目の質問であります。23ページ、民生費国庫補助金226万円が計上されております。この中身は保育士の処遇改善ということなんですけれども、この処遇改善の対象はどういった人が対象になるのか、またどういった職務の人が対象になるのか、それをお伺ひいたします。

次に5点目ですけれども、25ページですけれども、総務管理費のうち、減債、教育・子育て、ふるさと応援、新型コロナ感染対策費をそれぞれ積立金として補正されておりますけれども、この4つの基金で合計2億4千万円ほどになりますけれども、予算資料における基金の見通しの合計が25億6千万円ほどとなっております。この積み立てる予定の2億4千万円ほどは、予算資料が出されている資料に対して増えるのかどうか、見通しどおりなのか、この関係を示していただきたいと思います。

次に、6点目ですけれども、27ページ、河川総務費のうち250万円ほど計上されております。下河内地区の急傾斜地崩壊防止工事の負担金ということでありましてけれども、昨日も一般質問でありましたけれども、負担金の割合を引き継ぐことなんですけれども、この引き継ぐ下河内の工事関係はどういう見通しなのか、お伺ひいたします。

最後に7点目、28ページですけれども、小学校、中学校費のうち殺菌処理業務委託料が小学校で198万円、中学校で254万円ですか、合計450万円ほど減額とされております。この理

由は、2学期からの業務委託を取りやめた、トイレの清掃を取りやめたということでありま  
すけれども、感染がまだ続く中で、収束の見通しがなかった中でなぜ委託を取りやめたのか、  
その判断はどうしてなのか、お伺いいたします。

以上7点、よろしく答弁のほどお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

質問の途中ですが、11時15分まで休憩とします。

休 憩（午前11時04分）

~~~~~

再 開（午前11時15分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁をお願いします。

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

それでは、私のほうから1点目の繰越明許費補正の公共施設再編整備計画策定事業のもの
から説明させていただきます。

この事業につきましては、旧庁舎周辺を含む公共施設の跡地の有効利用を検討するための
ものでございまして、この事業の実施に当たりまして、大阪芸術大学と連携協力して取り組
むことがよいと判断いたしまして、大学に対して共同で取り組みたい旨を説明いたしまして、
概ね内諾は得ておりました。しかし、庁内部のほうの跡地の整備方針の検討に時間を要しま
したこと、また連携協力の方法やスケジュール等の事務手続を検討している中、コロナ禍に
よる度重なる緊急事態宣言の発出などによりまして、詳細な協議の時間を確保できなかった
こと等の理由によりまして、令和4年度に継続して協議したいと考えておりますので、繰越
しさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

続きまして、私のほうから繰越明許費の関係で、子育て世帯臨時特別給付金給付事業のほ
うでございますが、本事業におきましては、国の補助率10分の10の事業でございます、今

回の繰越しにつきましても、一定国のほうから指示があり、それに基づき繰越しをいたしております。

そして、この金額の中には事務費も含んだ繰越しとなっております。新生児を含めた決算見込みを行った上、必要な人数の繰越しを行ったと考えておりますので、一定妥当だというふうに考えてございます。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

地方特例交付金のほうで、今回コロナの関係で減収が見込まれる部分については、その部分については全額10分の10、国のほうから交付金として入るということでご理解いただければ結構かと思えます。

それから、保育士の処遇改善の部分の対象なんですけれども、こちらにつきましては、中村こども園に勤務しております非常勤職員、会計年度任用職員の方、それは保育士という職種に限らず、そこで勤務をされておられます会計年度任用職員さんを対象に処遇改善のほうを行いたいと、3%の増額等を考えております。

それから、基金への積立てのほうで、当初予算のほうの資料で基金の残高でお示しさせていただきました令和3年度末で25億円というやつなんですけれども、これにつきましては、このときに掲載させた減債基金とふるさと応援基金につきましては、それぞれ6千万円、2千万円程度を基金に積み立てるということでさせていただいていますが、そのほかのコロナウイルスの500万円、それから教育・子育て基金の1億5,000万円については計上しておりませんので、この部分は令和3年度末は増える。ただ、教育・子育て基金の1億5,000万円につきましては、基本的には、令和3年度の決算の状況を見て、決算剰余金がどのくらい発生するかにもよるんですけれども、その剰余金の一部を教育・子育て基金のほうに積み立てたいというふうに考えておりますので、予算額全額積めるかどうかというのは、これから令和3年度の決算によっては若干変わりますが、当初予算でお示しさせていただいた基金の残高調書よりは増えるということで理解していただければ結構かと思えます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

6点目の、27ページ、土木費、河川総務費についてのご質問の件でございますが、下河内地区のほうで急傾斜地崩壊対策事業を行っております、これの負担率は10%でございます。

現在のところ、この事業は平成29年度から令和9年度までの11年間の事業となっております、そのうちの令和3年度で5年目となっております。

進捗状況につきましては、令和4年3月末時点で約38%の進捗ということで、残りの区間につきましても計画的に実施していただけるよう協議してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

28ページの小学校費、中学校費の委託料の減額の件でございますけれども、学校でのトイレ清掃の業務委託でございました。学校における清掃活動につきましては、従来から学習指導要領に基づき、特別活動として位置づけられておりました。今般、大阪府教育庁でコロナ禍における学校園における感染症対策マニュアルがございまして、それにトイレ清掃については、最初感染リスクの観点から児童・生徒が行うことは控えさせていただきますとマニュアルに明記されました。それに基づきまして、当初は補正等の財源確保をさせていただき、委託のほうに踏み切ったわけでございますけれども、その後、このマニュアルが改定されまして、先ほどの記載が削除されました。それらのことを踏まえまして、2学期以降は通常の特別活動の一環ということ踏まえて清掃活動に戻った、すなわち委託のほうは1学期間のみになって、それ以降の費用を減額したという経緯でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

幾つか再質問させていただきます。

まず、繰越明許費のうち、公共施設再編の分の600万円で、大阪芸術大学との連携を模索していたということで、時間調整ができなかったということ、それは分らんことでもないですけれども、そしたらこれの受入れの体制は役場内でもう確立できたのか、それも令和4年度以降、実施できる体制ができているのかというところの確認をさせていただきたいというふうに思います。

それと、23ページの保育士処遇改善が中村こども園の会計任用職員ということなんですけ

れども、これは正規の人に対する処遇改善はされないのか、対象になっていないのか、これ再度確認をさせていただきます。

それと、3%程度処遇改善ということなんですけれども、これ全員にきちんと渡る手当になっているかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

それと、基金の積立てなんですけれども、当初予算よりも説明では若干1億円ほど積立で増となることで見通し的にはありがたいなど、良好な会計をされるんだなというふうに思っていますので、特にこれについては、子育て基金に関して十分な子育て支援に使えるような資金の運用をお願いをしたいということで、ここはもう要望だけにしておきます。

それと、最後に、小学校、中学校のトイレ清掃の関係で、マニュアルが変わったからその分が減額されたという説明でありましたけれども、私はこの時点でトイレ清掃に限らず、ほかのコロナ対策のほうに移行できなかったのかなと、例えばの話やけれどもPCR検査に回すとか、ほかの運用がこれはもうトイレ清掃だけに限った予算の執行で限定されてしまっていたのかなと、もっと余裕がなかったのかなというふうに、府のマニュアルが変わったからこれ全部元に戻さなアカンのかなというところが疑問符なんですけれども、そのあたりの考え、どうであったか、再度確認をしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

公共施設の再編整備計画策定事業の受入れ体制はもうできているのかというご質問が1点目やったと思うんですけれども、受入れ体制といいますのか、作業につきましては、私ども総合政策部の秘書企画のほうで作業は行っております。

契約につきましては、契約といいますのか、協定の締結といいますのか、それにつきましてはまだできておりません。令和4年度にできるだけ早い時期に協定等を結んで作業に取りかかりたいと考えております。

なお、大阪芸術大学と協定等を結びまして作業を進めましたら、またその都度その都度議員さんのほうに、特別委員会もございますので、その場で報告はさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

保育士等への処遇改善のほうで、正規職員のほうは対象になるのかという質問ですが、正規職員の方につきましては処遇改善対象とはしておりません。正規職員の保育士の給与につきましては、一般職、我々と同じ給料表の適用をさせていただいて、同じように給与も支給されているということで、今回は正規職員を対象にしておりません。大阪府内の自治体も調査をさせていただいたんですけども、府内全ての自治体において正規職員のほうは行わず、会計年度任用職員のほうに対して行うということでございます。

3%相当額につきましては、今、会計年度任用職員の方に対しては給料表の適用をさせていただいて、今、現給の給料から3%アップしたらどの号給になるかを試算させてもらった上で、その号給に改めて当てはめた上で差額の支給をするということで今考えております。

今回のほうにつきましては、令和4年2月分、3月分のこの2か月分についてはそういう形でさせていただくということで、4月以降もその形になると思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

小学校・中学校のトイレ清掃等の業務委託の件でございます。

予算の編成上、委託料としてこの分のみの予算編成をしてございましたので、トイレ清掃を取りやめた後には減額させていただくと。ただ、議員仰せのほかの対策のほうはどうやったんだ、回せなかったのかということも重々承知してございます。それをもってそれぞれで組んでいる予算の中で対策を講じる、例えばスクールバスの増便なんかも予算内で図ったり、消毒液、それから手洗いの徹底、そういったソフト面に関しましても、感染対策を現場のほうでは十分講じていただいていたと。よって、この委託料に関しましては、予算の編成上、こういった形でこの分のみでしたので減額をさせていただいた。ほかの分で十分対応もしていったということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

ちょっと項目が多いので、頭の整理つかないので、もう1点だけに絞りますわ。

小・中学校のコロナ対策の減額は、僕、ちょっと納得できへん。というのは、ほかに融通できるような形で僕はもっと検討したらよかったんじゃないかなと、今さら遅いけれども。

例えばこの間、小・中の教室とか、体育館とかいろいろ設備投資していただいているんですけども、コロナ対策と云ったら、換気とか、マスクとかいろいろ除菌もあるんですけども、教室に除菌というか空調関係を、冬場は暖房が入りますね、夏場は冷房が入りますね、それ窓を締め切りますね、そうしたら換気が悪くなりますよ。そしたら各教室のところに換気装置というか、その除菌装置等の順番、随時つけていく、一遍には無理だから、例えば保健室に入れるとか、そういう今テレビで盛んに宣伝しているような上等な機械を、除菌システムのああいう機械を順番に計画的に入れるようなそういうふうな議論がされなかったのかなという思いがするんですけども、そのあたりの、これを判断された、お金を融通できたんじゃないかなと、予算的に融通できたんじゃないかなという思いがするんですけども、そのあたりの判断はどうだったのか。これどこに言ったらいいのかな、教育長、最後の答弁をお願いします。

○議長（浅岡正広）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

いろいろご心配いただいているんですけども、予算の枠、それぞれの項目がありますので、先ほど部長が答弁しましたように、この項目については減額はさせていただいています。感染対策等の除菌のいろんなグッズについては、それぞれ充実して使わせていただいています。

教室の換気につきましてご心配いただきました。実は今回のコロナ禍における教室の換気については、非常にガイドライン、マニュアルからも指摘されていまして、一定の時間ごとに窓を開放して空気の入替えを行う、または教室はどこか1か所、風が流れるように換気をする、その上で空調機、全ての教室に今エアコンが整備されていますけれども、エアコンは一定の温度管理を行うと。議員の先生方もご存じのように、中学校の廊下を見ていただくと、常に窓は開放されていたと思います。廊下の窓は全て開放して、教室は風が流れるように対策していると。除菌機能もついているのかな、あれ、換気扇、空気清浄機のほうは既に整備されていましたので、その辺はご心配ないと思うんです。ご心配いろいろありがとうございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

まず、23ページの、力武議員もおっしゃっていた保育士の処遇改善に関してなんですけれども、これ中村こども園だけなんですけれども、石川こども園のほうはまずどうなっているのかお聞きしたいのと、次に、中川議員が言ってと言っていたんですけれども、25ページの基金関係全部、それぞれ額が振り分けられているんですけれども、令和3年度の剰余金を見越して教育・子育て基金に積み立てるといことなんですけれども、これこの金額の配分、ふるさと応援基金はふるさと納税を全部入れるからその額というのは分かるんですけれども、剰余金を全部教育・子育て基金に入れてしまうというよりは、ほかのところに別に振り分けることも考えることができたんじゃないかと思うんです。中川議員の思いを代弁しますと、教育・子育て基金で言うたら子供だけ、子供とか子育て世帯だけのもので、ちょっとでもコロナ対策基金に入れてもらったら、これ今一応使い道が水道代ということになっているので、全世帯に恩恵があるんじゃないかということなんです。そのあたり振り分けをもうちょっと考え直せないのか聞きたいです。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

1点目の保育士処遇改善等、23ページの交付金の関係でございますが、総務部長、一定の例示を示して説明していただいたんですが、ここの226万3千円、これの内訳といたしましては、中村こども園、それから石川こども園、それから町内の学童のスタッフの分も含めまして、若干の事務費も含んでございます。それらを約100人分見込んだ交付金の内容となっております。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

まず、基金のほうなんですけれども、新型コロナの対策基金の500万円につきましては、先ほどちょっと説明させていただいたんですけれども、これコロナ対策で使ってほしいというご要望がございましたので、そちらのほうに500万円積みかせてもらおうと、決算の剰余の見込みを立てて、そのうち積めるところということで考えて、コロナ対策の基金への積立ても検討はしたんですけれども、基本的にはコロナ対策というのが、どちらかという期限を限った対策に今後なっていこうということ、そのコロナが終息していった場合には、こ

の基金の活用はどうするかという問題もございますし、教育・子育てというのはこれからますますずっと続く町のほうの重要な施策の一つなので、今回の分につきましては、教育・子育て基金のほうに積ませていただいて、今後の子育ての施策のほうに充当したいと。コロナのほうについては、特別委員会ではなくて、予算委員会でも言いましたけれども、コロナ対策というのはその基金のほうに財源があるなしにかかわらず、必要な対策というのは優先順位をつけてやっていかないかんというのは、我々予算をつくっている側も認識しておりますので、今回は今後子育て政策のほうの充実ということで、教育・子育てのほうに剰余金のほうを積ませていただくというほうで考えているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

まず、23ページのほうの保育士の処遇改善のほうで、これ調べたら大体月額9,000円ぐらい改善されるみたいなことを書いているんです。国の資料や内閣府の資料で。中村、石川、学童という3つを合わせて100人分ということなんですけれども、石川、ちゃんと保育士に行き渡りますか。これ見たら、そういう名目では出すけれども、最終的には事業者の判断で使うというふうになっているんですね。なので、必ず石川でも保育士の方にこれが行き渡るということを念押ししてほしいです。

というのと、対策基金なんですけれども、コロナは確かに期限付、いつ終息するかも分からないけれども、終息はいつかはするということは分かるんですけれども、例えばこれ、私は初めからコロナウイルスに限らず、災害対策にしたらいいいん違うかとどこかで言ったこともあるんですけど、災害というのはますます年々増えていますよね。もう考えられなかったこと、何か初めて避難所を開設してからもう度々避難所を開設することになってみたいな感じで、なので、もちろん子育て基金にこれから力を入れていきたいというその町長の意気込みというところがあるんやろうけれども、それでもやっぱりここまでの金額差にせんでもええん違うかと思うんですね。もう一回そのあたり答弁お願いします。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

石川の分に関しまして、当然公私連携でございますので、そういった内容については申し添えておきます。かつ事前準備といたしまして、人数の積算するに当たって、事前準備とし

でのやり取りもしてございますので、そこは行き渡るように申し添えます。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

同じような答弁の繰り返しにはなってしまうんですけれども、コロナのほうということでございますけれども、先ほどもちょっと説明させてもらって、コロナのほうはいずれ終息していくというようなこともございますし、子育て基金のほうと。災害とかそういった部分というのは、あらかじめ特定の目的を持った基金を積む必要はあえてなくても、その時点時点で当然必要な対策、緊急を要するやつというのは、災害対策なんていうのはもう当然の話だとは思いますが、もうこれは特定目的基金で将来こういう施策を打っていくための財源をあらかじめ用意しておきたいということもございますので、今回は教育・子育てのほうに積みかせていただいています。ただ、1億5,000万円の予算を計上させていただいていますけれども、令和3年度の決算が、剰余金、どのぐらいまだ出るか、はっきりとした確定はございませんので、全額積み切れるかという、そこはまだちょっと流動的な部分がありますので、またその辺は今度、決算の段階でご説明できたらと思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

石川こども園のことに関しては理解しました。是非必ずやってほしいです。

こちらの基金のほう、災害になったら災害で、国とかから適切にお金が出るだろうと、今までも来たらろうというようなことやと思うんですけれども、実際に土砂崩れが起きて困っている住民さんがそのままになっているとか、結局町は何も、助けられる範囲じゃなかったといったらそれまでやけれども、助けられなかったことは多々あるじゃないですか。大宝2丁目のおうち、住めなくなったところもあるし、私たち土砂かきのボランティアに行ったのもあるし、そこにお金をもうちょっと使ってほしいです、ほんまやったら。議会みんなで行ったときの、大ヶ塚のところなんかほんまに重機があったらもっと楽にできたんですよ。持尾のほうに行ったときでも、何日も3人がかりで、しかも土木出身の人2人が関わって、私はちょっと足手まといなぐらいやったけれども、何日もやって、やっとうんとか、それでもどうにもできなかった。それを考えたら、必要なときに必要なお金もあるし、当然やるとい

うのは到底、それを机上の空論で役所の言い分、役所側がそういうふうに見えるかもしれないけれども、住民側からしたら全然違いますよ。

今回の基金はこれでやるというのでしようがないかもしれないけれども、そのあたりの意識はもっと強く持ってほしいです。お金があったら災害対策にもちゃんと積み立てて、国が示している以上のことを町はやるというふうにしてほしいです。町長、お願いしたいです。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

今、災害というか、そういうことについていろいろこう議論していただいているんですけども、災害というのは予期せぬものということなんです。ですので、一般的には当初予算で災害対策費はあるんですけども、災害の対応費というのではないと思うんです。それはその都度対応しなければならないというふうに私は考えています。そのためにやはり必要な財源というか、お金は持っておく必要があると。これについては、当然ながら財政調整基金のほうで対応するというのは原則としております。ですので、その中で緊急を要するような住民の生命、それから財産の緊急を要する場合には当然使っていきますし、やはり災害の中でも一定のルールがありますので、そのルールの中でやっていっているというのは現実です。

公共施設については、当然ながら我々のほうが復旧等をやっていくんですが、一般の住宅等々については、なかなか税の配分とかいう部分で、全体として個人の財産についてどこまでできるかというのが今の議論なんですけれども、緊急応急対策というのは当然ながら町のほうも対応していくという形で進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

大門議員。

○4番（大門晶子）

2点だけお伺いいたします。

26ページの集団住民健診の委託料、事業縮小で今回はやむを得なかったというふうには思っているんですが、これで医療機関健診、受けられた方もいらっしゃると思うんですが、何人ぐらいの健診の方の影響が出ているのかということと、それと27ページの消防団員の退職報償金、2名退団されるということなんです。これは本人の希望なのか、もしくは年齢と

かで退職されるのかということをお教えください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

集団健診につきましては、コロナウイルス感染対策を講じ、例年5月から7月に実施を、今年度は5月と12月に実施しました。感染対策により定員、もともと今までコロナになるまでの間に行っていました定員から、やはり対策をすることで7割程度の定員と1日の受診の限度ということとさせていただきますので、実績は少なくなっております。

当初予算のほうから令和元年の実績と令和3年の実績を比較しましても、例えば特定健診につきましては455人の減、後期高齢につきましては168人の減ということで、また各種検診につきましても、胃がん検診については347人の減ということで、やはり現状、受診者は減っているところです。

しかしながら、医療機関健診につきましては、令和元年度と比較してやや増えているところもあります。令和3年度、最終まだ3月31日まで受けていただく期間がありますので、まだの方は受けていただくというような勧奨もさせていただきますので、

令和4年度につきましては、従来行っていましたように、5月から6月の12日間ということでちょっと対応、期間をまた令和元年度と同じような形で戻させていただきますので、また受けていただくようにお知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

消防団員の退団の件でございますけれども、消防団員の上のほうの年齢は設定しておりませんので、本人さんからの退団の申出がございましたので、それに伴う退団でございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

ほかに。

松本議員。

○2番（松本四郎）

2点質問したいと思います。

まず、1点ですけれども、24ページの19 寄附金のところで、先ほどの議論と一応同じところはありますけれども、一般寄附金として500万円ですね、今回コロナウイルス感染症対策ということで、500万円使ってくださいということで、ありがたい寄附を頂きました。

これは、基本的には、今年度たしか5千万円の基金を積み立てていただいた、そのうちこの4月から水道料金が上がるということで、20%上がるんですけども、10%だけを取りあえず住民に何とか援助しようということで、その5千万円のうちから、たしかこの前の当初予算では3,200万円ぐらいだったと思いますけれども、それを今回は取り崩していくと。そうすると5千万円から3,200万円引けば1,800万円が残っていくということなんですけれども、この1,800万円プラス今回500万円ということで、基金の残高は2,300万円残るかなと思っておりますが、これにつきましては、今現在、本当に国民の、特に住民の皆さんは非常に生活がやっぱり厳しくなっていると思うんですよ。もう燃料代、それからLNGのガス代、そういうことをいろいろと負担が大きくなってきて、それに伴って全て物価が上がってきているという状況において、特にもう電気、ガスも上がっているという状況ですから、今年度の20%のうちの10%の水道料金、これは皆さん、もう我慢してもらおうということになっていると思うんですけれども、やはり引き続いて来年度も多分私はまだこういう状況が続くと思いますので、ここで積み立ててもらった500万円を残して、要するに先ほど言いました2,300万円残ると思いますから、これはやはり住民の皆さんの日常の命の水ですから、これをできたらしっかりと水道料金の補助に充てていただきたいなということの一つ確認したいと思います。

それから、2点目ですけれども、河南町の財政状況について、ちょっと以前もお聞きしたことあると思うんですけれども、次の繰入金金の20番ですけれども、今回1億2,600万円ぐらいの取崩しが減っていくと、これは非常にいいことだと私は思っているんです。補助金がたくさん入ってきたということで、これを当初は3億9,600万円予定していたやつが1億2,600万円減額できるということで、この分は財政調整基金として、積立てとして残っていくという認識はしているんですけれども、それで、積立てをやった暁のこの令和3年度末の財政調整基金の残高をちょっとお聞きしたいなということと、将来、この前大阪府からも財政シミュレーションで言われていますけれども、河南町の財政というのはどのようになるのかなということをやはり我々議員としてもしっかりと認識しておきたいし、そういうことで、もう一度改めてこの令和3年度末の残高実績を踏まえて、先行きの河南町の財政シミュレーショ

ンをしていただきたいなと思っています。繰り返しですけれども、この前大阪府がシミュレーションした残高としましては、この令和3年度末は10億5,500万円ぐらいのたしか残高になっていたと思います。これが令和4年度には9億5,000万円になると。令和8年度にはもう残念ながらマイナス5,900万円に陥ってしまう。そして令和10年度ではもう借金の町になってしまうということで、8億2,100万円の赤字と、このような数字を大阪府がこの前示しましたけれども、今回改めてこの機会に河南町の財政状況、どうなるのかということもちょっと是非示していただきたいなと思っています。

この2点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

新型コロナの基金のほうですけれども、議員が仰せのとおりで、水道料金を20%引き上げる段階でその当時5千万円の基金を積み立てるといふ、その中身につきましては、当面1年間の10%抑制、激変緩和といふか、抑制しましょうといふような内容での積立てであったと。その後、今おっしゃっているやつについては、また新たな議論となってくるといふので、今この場でまだ当然結論は出ないと。一旦出ている結論といふのは、今申し上げますと、令和4年度は10%の引上げ、令和5年度から20%といふのが今の既定路線といふことで、今は答弁するとしたら、そういう形になるといふことでご理解いただきたいなと思っています。

それから、財政シミュレーションといふか、財政の見通しなんですけれども、前回大阪府のほうから説明に来られまして、その後、大阪府のほうから改めて令和2年度の決算、それに置き換えた上での財政シミュレーションのほうを改めて実施されています。その内容でいきますと、好転はしております、前回説明を受けたときでは令和8年度に枯渇するといふ状況であったんですが、置き換えた結果で令和16年だったといふ思います。令和16年度に枯渇するといふ形に、今後10年間は財政調整基金の、これは一つのシミュレーションなので、こうなるとは限りませんが、前回のときよりは好転しているといふことでご理解いただきたいなと思っています。

それで、その財政シミュレーション、説明された内容の更新といふか、そう改めて置き直したやつにつきましては、また大阪府さんのほうがホームページのほうで公表させていただきますといふようなお話もありますので、その辺がまた改めて出ましたら、そこの中身についてもご説明できたらというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、部長から回答いただきましたけれども、第1点についてはちょっと何か冷たいような意見を聞きましたけれども、やはりしっかりと住民のことを考えて、今年1年ということで水道料金が上がったけれども、それはそれで事態が変わってくるということも踏まえて、しっかりと住民目線で是非検討していただきたいなということと、それと2点目の財政シミュレーション、これは是非また新しくシミュレーションを出来上がったところで議会にもしっかりと示していただいて、説明をお願いしたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（浅岡正広）

途中ですが、ここで午後1時まで休憩します。

休 憩（午前11時55分）

~~~~~

再 開（午後 1時）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第47号の質疑、ほかにございませんか。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

コロナの対策で、大方、補正予算はワクチンなんですけれども、ちょっと中身を、今コロナにかかれた方962人ですわね、河南町。で、支援物資、私、経験上もらいましたけれども、大変役に立ってね。軽症や軽症や言いながら、何か長引いて。いろいろ後遺症とか出ている人が46%というのがありますけれども、自分に振り返ったときも、あ、これが後遺症かというのが、軽症という言葉に刷り込まれて、何かそういうふうなことになっています。そこで、この支援物資、最初に聞いたときにはコロナにかかった人だけとなって、広報にはちゃんと濃厚接触者も配ると書いていました。最初聞いたときはコロナの患者だけとか聞きまして、そこらをはっきり、私自身もなかなかどっちか分からなかったというようなことがある。

そこで、補正で900名の方いている。最初からの累計ですので、それはなかなかの数ははっきり支援物資のあれは分かりませんでしょうけれども、この支援物資、どのぐらい利用さ

れたか、その辺をちょっとお聞かせ願いたい。

もしくは、この支援物資、大阪府もいろいろございますし、重なった部分もあると思えますけれども、なかなか自分で言い出せない、自己申告制とは聞いてはいますけれども、これだけオミクロン、また、これステルスがあるというようなことになってまいりますので、今、もう下火になったといっても、毎日毎日七、八名の方ずっとなっていますので、割合的に近隣よりかなり多いですね、河南町は。そういった補正予算の中で、どれも見えないんですけれども、支援物資は何名ぐらいご利用なさったかというのは分かりますか。よろしく。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

生活支援応援パックですけれども、本町では、1月11日から配付のほうをさせていただいております。

内容としましては、ご家族やご親戚、ご友人などから生活支援が受けられない陽性者の方や濃厚接触者の方に対し、食料品や日用品を配付させていただいております。

議員、今、何件ほどということなんですけれども、直近の数、今手元に集計がないんですけれども、3月9日時点では44件で、143セットの支援を行っております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

44件ということで、この1月11日からやったということで、そこからの数がぐんと増えていきますよね。今までは少なかったけれども、今のオミクロンになってから急に。私もなったのが1月16日ぐらいです。自分がなった後にずっと調べていましたけれども、自分がなった後にかなり急激に増えました。そういったときに、本当にこれからもちゃんとアピールして、この支援物資を届ける体制を、44件というのかなり少ないと思います。まあ言うたら500人ぐらいいていたら、2,000人ぐらいはいてると思います、濃厚接触者混ぜてね。そういった形でちゃんとしたPRして、態勢を臨んでいただきたい。そのためのなったら補正予算もどんどん使う、今はこの補正はワクチンというような形になっていますけれども、それはそれでまたお願いしたい。

次に、土砂災害の危険区域内の600万円ほど使っていないということで、家を引っ越しす

るとか、河南町ではずっとそういうニーズがない、ないけれども、この保険のようにこういう土砂災害で移転したら補助金出しますよというのはある。その中身、本当に使われないのに、こういうのがありますよというだけじゃ、なかなかそういったことをあるのに使えない。そこで、いろんな考え方もありましようけれども、河南町には空き家たくさんありますよね、400か500か、空き家。土砂災害地域内の空き家って調べたことありますか。

私、土砂災害でボランティアへ行って、河南町の河内地区へ行って泥を、延べ1週間ほど行きました。その家は空き家でした。そこのご主人は月に1回か2回帰ってくるだけなんですけれどもと言うて。そういう地域内の空き家を調べて、そこで解体の補助金なり、それも適用できると思います。

私の友達も平石地区にいますけれども、住んでいない空き家が斜面にあります。既に今住んでいるところを違うようにやると、そういうのをなかなか利用されないので、本当に、その朽ちていくような空き家がこの地域内にあるかって調べたか調べていないか、ちょっとそれをお聞かせ願えますか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

空き家につきましては、河南町全域の空き家ということで、計画策定時のときには調査しましたが、土砂災害危険区域内における空き家ということで区域を限定した形での調査というのはしてございませんので、現在のところ把握していない状況でございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

是非、そのことも両面的に、土砂区域の中の空き家も調べて、私、知っている中でも2件あります。400件の中で2件というたら少ないですけども、あることはある。使い道のないこの補助金のこれをいかにしてそういうふうに関西は河南町のニーズとして当てはめるかというようなことを考えてやる、この補正予算でこれ使えないからありませんでしたと報告して、ずっとですわ、このあれをやってから。ちょっと見方を考えて、せつかくのこの補助制度、また地方交付税、いろいろ実のある形で検討していただきたい。そういうことを是非町長、細かいところは職員の皆さんはこの数字とにらめっこやって、いろいろ補助金を捻

出すという仕事もやっておられますので、そうした使い道のことをもう一度考え直してやっていただきたい。町長、どうですか。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

議員、一つ例を取り上げて説明されたと思うんですけども、町のほうは全体としてはやはり事務事業の見直しを行いつつ、適切に必要なところに必要な予算を配分するというような、優先的な配分とか、事務事業というのはやっていくという形で予算編成もずっとやっております。ですので、一つとしてそういう例があるんですけども、これは土砂災害警戒区域内における、啓発をするためにもどういう事業を起こしているかというのは当然必要になってくるかとは思いますが。

ただ、いろんなことは考えていく必要がありますので、情報いろいろ収集して、いかに町としてよりうまく使えるような、そういう制度があるのかどうかというのは研究していきたいと思えます。

以上です。

○7番（廣谷 武）

もう、これで終わりか。

○議長（浅岡正広）

はい、終わりです。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第8 議案第48号 令和3年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福田部長。

○住民部長（福田新吾）（登壇）

それでは、タブレット資料の30ページをお開きください。

議案第48号

令和3年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和3年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月24日提出

河南町長 森田昌吾

めくっていただきまして、31ページでございます。

「第1表歳入歳出予算補正」、歳入で（款）国民健康保険料、（項）国民健康保険料で1,251万2千円の減額。

（款）国庫支出金、（項）国庫補助金で425万7千円の追加。

（款）府支出金、（項）府補助金で283万8千円の追加。

（款）繰入金、（項）他会計繰入金で541万7千円の追加をいたしまして、歳入合計は補正前の同額の19億5,327万7千円とするものでございます。

めくっていただきまして、歳出、（款）保険給付費、（項）療養諸費、（款）国民健康保険事業納付金、（項）医療費給付費分、増減なしで財源更正させていただきます、歳出合

計は補正前と同額の19億5,323万7千円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

35ページをお開きください。

歳入でございます。（款）国民健康保険料、（項）国民健康保険料、（目）一般被保険者国民健康保険料、（節）医療給付費分現年分で1,251万2千円の減額です。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が前年より下がった人などを対象に行っている、いわゆるコロナ減免の保険料の減額と、通常の低所得者に対する7割、5割、2割の保険料軽減分による保険料が減少することによる減額です。

（款）国庫支出金、（項）国庫補助金、（目）災害等臨時特例補助金、（節）災害等臨時特例補助金で425万7千円の追加で、コロナ減免による保険料の減免について、その10分の6に当たる補助金の増額です。

（款）府支出金、（項）府補助金、（目）保険給付費等交付金、（節）特別調整交付金（市町村分）で283万8千円の追加で、これも同じくコロナ減免による部分の10分の4に当たる補助金による増額となります。

令和4年3月現在、コロナ減免の申請は37件となっております。

次に、（款）繰入金、（項）他会計繰入金、（目）一般会計繰入金、（節）保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）で、442万8千円の追加、（節）保険基盤安定繰入金（保険者支援分）で98万9千円の追加で合計541万7千円を増額するものでございます。

国民健康保険は、低所得者に対し保険料を一定の割合で軽減する制度がございます。保険基盤安定繰入金は、政令に基づき保険料の軽減分を国、府からの負担金と町の一般会計からの繰入金で補填していただくことで、国民健康保険者の保険料負担の緩和及び国保の財政基盤の安定化を図っております。

めくっていただきまして、歳出でございます。

（款）保険給付費、（項）療養諸費、（目）一般被保険者療養給付費、（款）国民健康保険事業費納付金、（項）医療給付費分、（目）一般被保険者医療給付費分は増減なしで、特定財源を増額し一般財源を減額する財源更生をさせていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

力武議員。

○5番（力武 清）

35ページ、歳入のところなんですけれども、1,200万円ほど減額されて、この減額の分は災害時というかコロナ禍の下で減額しているということなんですけれども、それは理屈として分かるんですけれども、この保険料減額の法定軽減分だというふうに、今、部長のほうから説明されたんですけれども、その減額する分と国が425万円で、府が283万円ほどですよ。で、プラス一般会計からの繰入れ541万円ほどなっていますけれども、この割合というのは法定軽減分の7割、5割、2割の軽減分を賄うということで理解をしたらいいわけですか。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

議員仰せのとおり、コロナの減免については799万5千円という形になっておりまして、府のほうで4割という形になっているんですが、基本的には間接補助というような形で、府経由で入ってきております。国庫で425万5千円で、10割が国のほうから入ってきております。

それから、通常の7割、5割、2割の軽減分につきましては、一般会計からの繰入れということで、この中には町の負担分、国の負担分、府の負担分も合わせた部分を一般会計から繰り入れて、541万7千円の繰入れとなっております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

法定軽減分をここに繰り入れたというふうに、今、理解をしているんですけれども、災害時における法定外の繰入れというのは、この間の河南町における事業者、国保被保険者に対しての独自軽減というのはこの中には入っていないか、この間そういう対策はやってこられたのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

独自の部分は入っておりません。これは国の対策の部分でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

これは要望にしておきますけれども、やはり国だけに頼らず、法定軽減分は7割、5割、2割の分だけしか減額されないということになるんですけれども、こういった災害時、異常事態における保険料については、やはり独自の軽減策も、例えば税金面、町民税等々も軽減される措置があるというふうに思うんですけれども、こういった保険料にも適用されるように今後ちょっと検討していただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。

○5番（力武 清）

はい。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第9 議案第49号 令和3年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を

議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福田部長。

○住民部長（福田新吾）（登壇）

それでは、引き続きタブレット資料の38ページをお開きください。

#### 議案第49号

令和3年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和3年度河南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,368万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月24日提出

河南町長 森田昌吾

めくっていただきまして、「第1表歳入歳出予算補正」でございます。

歳入、（款）繰入金、（項）一般会計繰入金、（目）保険基盤安定繰入金、（節）保険基盤安定繰入金で、19万3千円を追加いたしまして、歳入合計を2億9,368万円とするものがございます。

めくっていただきまして、歳出、（款）後期高齢者医療広域連合納付金、（項）後期高齢者医療広域連合納付金、（目）後期高齢者医療広域連合納付金、（節）負担金補助及び交付金で19万3千円を追加いたしまして、歳出合計を2億9,368万円とするものがございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。41ページをお開きください。

歳入でございます。

（款）繰入金、（項）一般会計繰入金、（目）保険基盤安定繰入金、（節）保険基盤安定繰入金で19万3千円の追加となっております。増額の主な要因は基盤安定金額の確定によるものがございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

(款) 後期高齢者医療広域連合納付金、(項) 後期高齢者医療広域連合納付金、(目) 後期高齢者医療広域連合納付金、(節) 負担金補助及び交付金で19万3千円を追加するものでございます。同じく基盤安定金額の確定による増額によるもので、徴収した保険料とともに広域連合に納付いたします。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第10 議案第50号 令和3年度河南町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）（登壇）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。タブレットの46ページをお開きくださ

い。

議案第50号

令和3年度河南町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和3年度河南町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,001万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月24日提出

河南町長 森 田 昌 吾

続きまして、47ページをご覧ください。

「第1表歳入歳出予算補正」、歳入でございます。

（款）国庫支出金、（項）国庫補助金で646万2千円の追加。

（款）支払基金交付金、（項）支払基金交付金で21万6千円の追加。

（款）府支出金、（項）府補助金で19万6千円の追加。

（款）繰入金、（項）一般会計繰入金で19万6千円の追加。

（款）繰越金、（項）繰越金で2,423万円の追加でございます。歳入合計3,130万円を追加し、補正後予算額を16億8,001万1千円とするものでございます。

続きまして、48ページ歳出でございます。

（款）地域支援事業費、（項）介護予防・生活支援サービス事業費で80万円の追加。

（項）包括的支援事業・任意事業費で50万円の追加。

（款）基金積立金、（項）基金積立金で3千万円の追加でございます。歳出合計3,130万円を追加し、補正後予算額を16億8,001万1千円とするものでございます。

それでは、事項別明細書で説明をさせていただきます。

まず、歳出から説明させていただきますので、53ページをお開きください。

（款）地域支援事業費、（項）介護予防・生活支援サービス事業費、（目）介護予防・生

活支援サービス事業費で80万円の追加でございます。

内訳としまして、（節）報償費、講師等謝礼が80万円の減。（節）負担金補助及び交付金の訪問型サービス費共同処理負担金が170万円の減、通所型サービス費共同処理負担金が330万円の増となっております。（節）報償費、講師等謝礼は、専門職が短期集中の訪問指導を行うための理学療法士や歯科衛生士などへの謝礼ですが、当初見込みよりサービス実施者数が減少したことにより80万円を減額するものです。（節）負担金補助及び交付金ですが、今年度はデイサービスやショートステイなどの通所型サービスが増加する一方で、ホームヘルパーなどの訪問型サービスが減となっていることから所要の増減を行うものでございます。

（項）包括的支援事業・任意事業費、（目）介護予防ケアマネジメント事業費は50万円の増でございます。（節）負担金補助及び交付金、介護予防サービス計画給付費ですが、先ほど説明いたしましたように、通所型サービスの利用増に伴い計画件数も増となったことによるものでございます。

（款）基金積立金、（項）基金積立金、（目）介護給付費準備基金積立金は3千万円の追加でございます。平成30年度から令和2年度までの全7期の計画期間になるんですけども、この3年間で特別会計上の余剰金の額が実質的に約3千万円増加しましたので、その分を積み立てるものでございます。積立て後の基金残高は約7,720万円に増加いたします。

計画策定時に保険料の算定上、基金の額は控除することができますので、これは9期の計画になりますけれども、次期計画策定の際、より弾力的に保険料の算定が可能となります。積立ての財源は、全額前年度繰越金でございます。

次に、51ページに戻っていただきまして、歳入でございます。

（款）国庫支出金、（項）国庫補助金、（目）地域支援事業交付金（介護予防事業・日常生活支援総合事業）は、歳出の（目）介護予防・生活支援サービス事業費の財源で、歳出補正額の25%相当額となっております。

（目）地域支援事業交付金（介護予防事業・日常生活支援総合事業以外の事業）は、歳出の介護予防ケアマネジメント事業費の財源で、歳出補正額の38.5%相当額を計上しております。

（目）保険者機能強化推進交付金317万1千円、（目）介護保険保険者努力支援交付金289万9千円は全部増でございます。両交付金は、市町村の自立支援、重度化防止の取組に対し、一定の指標に基づき国が交付するもので、それぞれ歳出の（目）介護予防ケアマネジメント事業費、（目）介護予防・生活支援サービス事業費の一般財源部分に充当しております。

次に、（款）支払基金交付金、（項）支払基金交付金、（目）地域支援事業交付金は21万6千円の追加で、歳出の（目）介護予防・生活支援サービス事業費の財源として計上しております。

次に、52ページになりますが、（款）府支出金、（項）府補助金の（目）地域支援事業交付金の2項目は国庫支出金同様、歳出の（款）地域支援事業費の財源でございます。

（款）繰入金、（項）一般会計繰入金の（目）地域支援事業繰入金の2項目も府支出金と同様、歳出の（款）地域支援事業費の財源でございます。

最後に、（款）繰越金、（項）繰越金、（目）繰越金の前年度繰越金は、主に基金積立金3千万円の財源としての計上ですが、保険者機能強化推進交付金や介護保険保険者努力支援交付金の計上などにより、補正額は2,423万円となっております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

力武議員。

○5番（力武 清）

まず、収入のほうの52ページなんですけれども、2,423万円計上されていますけれども、今、部長の説明では、強化推進交付金や努力をした結果、これだけ増えたんだ、繰越しできたんだという内容なんですけれども、これは当初から見込まれた数字なのか、結果こういう数字が残ったのか、そのあたりの評価はどのようにされているのかということが1点目。

次に、53ページなんですけど、3千万円の基金積立金が入られて、説明ではこの分を当初予算書にあった4,722万7千円にプラス3千万円を積み立てる、合わせて7,700万円ほどになるという見通しなんですけれども、これはそれで確認できるのか、2つまずお聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

繰越金2,423万円の計上というところなんですけれども、この件につきましては、7期の全計画期間において実質的な繰越額増加分を3千万円積み立てるということになります。この件

については、計画的なものかということのご質問なんですけれども、7期の結果、こういった状況になったということで、積み立てられる繰越しが出たということになっております。

もう1点の基金3千万円の積立てに対してなんですけれども、これは基金の決算額で、7,722万7千円については、利子の積立ても含めまして令和3年度末残高となりますので、基金の積立て総額がこのぐらいの金額になるということでございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

ということになれば、当初予算で先ほど予算が確認されて採決されたんですけれども、それとの関係でいいますと、第8期の今2年目ですよね、その基金の活用という意味では、もっと有効に柔軟に活用できるのではないかというふうに思っているんですけれども、そのあたりは補正も含めて次の第9期にそのまま持っていくのか、第8期の間は何らかの形で被保険者に対する還元などは考えられないか、そのあたりの考え方をちょっと示していただきたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

今期、8期の1期目に当たります。この8期については3年間の計画になりますので、3年間の保険料等の計画を示させていただいて給付費も含めた計画になっております。ですので、この期においてこの額を何かに補正するというのではなくて、先ほどご説明させていただいたように、次の9期に向けて保険料の引下げというところの対応ができるかどうかというところも見据えまして、対応していきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

本来、介護保険制度の仕組みとして3年を1期にしていますけれども、その3年間を計画的に被保険者の数や認定者やどれだけのサービスがあるかというものを予測して計画していくわけですよね。ということは、第7期でこれだけ計画したやつが2,400万円余りました、それを基金に積み立てます、第8期で今いてはる被保険者に対する還付を考えるほうが筋ではないかなと。

第9期は9期で、また次のステップの計画を被保険者の数の中でのサービスがどういう動きになるか、そういうふうに考えるのが筋ではないかなというふうに思うんですけれども、今、部長の答弁で次に回すというようなことは、ちょっと矛盾を感じるんですけれども、そのあたりはやっぱり1期、2期とその年の今7期の間に、何らかの形で個別の支援策を考える、新たな事業も展開する、こういうふうにすべきことではないかなというふうに思うんですけれども、再度答弁をお願いします。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

この8期におきましては保険料の算定上、今の基金の残高4,700万円ほどについては、この8期の保険料に一応充てるということで算定のほうをさせていただいております。

先ほど申し上げましたように、まだ今年度1年目ということで、来年、再来年の給付の状況がどういうふうに変わっていくかというところも見据えまして対応していかないといけないところもございますので、今期については、現状のところで見たいというふうに考えております。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

大門議員。

○4番（大門晶子）

53ページの介護予防・生活支援サービスの中でご説明いただいた中では、今年度はデイサービス、ショートステイが増えていて、ホームヘルパーがマイナスになっているというようなご説明だったと思うんですけれども、それは令和3年度に限るような傾向なのか、もしくはこれからも続いていくような傾向なのかというのと、それに関わる要因はどのようなことなのかということをお示しいただきたいんですが。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

訪問型の減、通所型の増というところになりますけれども、現状の評価としましては、やはり今年度、特に昨年度もそうなんですけれども、コロナにより外出の機会が減り、やっぱり対象者の方の足腰や認知機能の低下によって、通所についてはデイサービス、ショートス

テイの増が考えられるかなと思います。

ご本人またはご家族のご希望も含めて、傾向としてしましては通所型が多くなっているように感じております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

デイサービスなんかに行きますと体操とかもやっていただけるんですが、今、私たち地域でやっている介護予防事業なんていうのはストップしたままじゃないですか。それをやっぱり復活させていくということの重要性というのは、やっぱり考えられるんでしょうか。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

今までなかなか外出できなかったというところの現状もございますので、やはり社会参加、現場に出てきていただくということも、一つやはり大切なことかなと思います。

運動機能の向上も含めて、人とコミュニケーションを取るということも認知機能の向上にもつながりますので、やはり感染対策を取って、できる限り継続して行っていただきたいということもありますので、また地域包括支援センターのほうもご協力を一緒にさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。ほかに。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

前にも聞いたことあるんやけれども、訪問型サービスと通所型サービス、これ逆転しているから、コロナやから外に出られへんかったから訪問型が減ったというような説明をもらってんけれども、本来、外に出られない方は訪問サービスAかBとかいうのを受けますわね。ほんならコロナで出られへんかったからというような理由で訪問型サービスが減ったということは断ったん違うかなと。それだけサービスを受ける人はいっぱいいたのに断って、買物行ってほしい何行ってほしいと、ふだんから外に出られない人はこの訪問型のサービスを受けるのに、コロナやったらもっと、需要が上下するのはおかしいと。

通所型が増えた。通所型というたら通って大勢いてるところに寄って、コロナやからそれが減るといふのやったら分かるんやけれども、わざわざ行く。ほんならやめておこうかとなるわね、うつたらあれやから。こっちが減って訪問型がまあまあ通常どおり、もしくは増えるのが当たり前なんです。現に、この訪問型サービスがこれだけ減ったということは断っているとはしかないわね。その辺の分析がちょっとおかしいと、前にもちょっと聞いたけれども返事をもらってないから、どうですか。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

議員仰せのように、訪問型で人をおうちの中に入れるというホームヘルパーのサービスを断られる方も、中にはこのコロナの関係でいらっしゃられるかもしれないですけども……

（「反対や、来てほしいけれども、行くほうが断ったんやろ」と呼ぶ者あり）

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

行くほう、利用のサービス事業者のほうで断るということではなくて、ご利用される方が訪問型のほうがいいのか、通所型デイサービスがいいのかという選択をされておられるということで、そこはケアマネジャーと相談しながらケアプランを立てて進めていくというような形になっておりますので、事業所のほうが断って行かないということではなくて、ご利用側の希望によって、今回はこういう通所型が増えているような状況になっております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。ほかに。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

私も力武議員がおっしゃっていたところ、すごい引かかりました。

これ毎期毎期、同じぐらいの額を繰り越して、その次の次の期に補填するというサイクルになっているんですか。額は平均的に毎期どれぐらいなのか、まず教えてください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

今まで毎期ごとに基金に積み立てるということができておりませんでした。ほかの市町村

によっては、多くの1億円の基金を持っておられる市町村もございます。

今後、やはり適正な保険料というところで、この1期3年間を見まして保険料の算定をさせていただいているんですけども、基金があることにより、次の期によって保険料を何とか維持か、少しでも上げるのを抑制するということができますので、今回はこの基金に積み上げるということではさせていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

すごい分かりにくかったんですが、期ごとに繰り越すということをしてなくて、毎年、繰越金は出ていたということなんですか。

分かりました。これからはそういうサイクルで期ごとにやって、次の次のときの減免に、サイクルとして今後やっていくということなんですか。なるほど、よく理解しました。

すごくよく分かるんですけども、やっぱり7期の方で出た繰越金を9期で使うというのは、本来やったら7期で出た分は7期で使ってしまうというのが理想的じゃないですか。でもそれができなくて9期になる、せめて8期に使うという、9期になった頃には7期で納めた人の1割ぐらいは死んでしまうかもしれへんしね、というところが行政の基本と違うかなと思うんです。使う人が払っていくと、私はよく渡辺部長にそういうふうに説明されるんですけども、それ、どうにかできるようにしてほしいという要望だけ言うときます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第11 議案第51号 令和4年度河南町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、タブレットのほうは56ページをお開きいただきたいと思います。

### 議案第51号

#### 令和4年度河南町一般会計補正予算（第1号）

令和4年度河南町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,723万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億4,517万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月24日提出

河南町長 森田昌吾

めくっていただきまして、57ページでございます。

「第1表歳入歳出予算補正」、まず歳入でございますが、（款）国庫支出金、（項）国庫負担金で3,572万円の追加、（項）国庫補助金で2,151万7千円の追加。歳入合計いたしまして、5,723万7千円を追加しまして、補正後予算額を62億4,517万5千円とするものでございます。

めくっていただきまして、58ページ、歳出でございます。

（款）民生費、（項）児童福祉費で610万円の追加。

（款）衛生費、（項）保健事業費で5,113万7千円の追加でございます。歳出合計5,723万7千円を追加いたしまして、補正後予算額を62億4,517万5千円とするものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書に基づいて説明をさせていただきます。

まず、61ページをお開きいただきたいと思います。

(款) 国庫支出金、(項) 国庫負担金、(目) 衛生費国庫負担金、こちらにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業負担金3,572万円の追加でございます。3回目のワクチン接種に要する費用への負担金でございます。

次に、(項) 国庫補助金、(目) 民生費国庫補助金は、子育て世帯臨時特別給付金給付事業補助金で610万円の追加であります。次の衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金1,541万7千円の追加は、ワクチンの接種体制の確保に対する補助金でありまして、これらにつきましては、いずれも補助率は10分の10でございます。

次に、62ページの歳出でございます。

まず、(款) 民生費、(項) 児童福祉費、(目) 児童福祉総務費は、子育て世帯臨時特別給付金で610万円の追加でございます。昨年末から実施しております0歳から高校生までの子供1人につき10万円を支給する事業でございますが、令和3年度補正予算で計上しました額以上、ひとり親の対象者などの増加が見込まれることから令和4年度予算で追加をさせていただくものでございます。

次に、(款) 衛生費、(項) 保健事業費、(目) 保健予防費で5,113万7千円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る経費でございまして、昨年の12月の補正予算(第5号)で令和4年度分も含めて予算計上し、令和4年度でも執行ができるように繰越明許費を設定させていただきましたが、国庫負担金、国庫補助金が各年度ごとで交付するという取扱いに定まりましたので、令和4年度で執行する必要経費につきまして、改めて歳入歳出予算とも予算計上をさせていただいております。

補正の内容でございますけれども、(節) 報酬で会計年度任用職員の報酬186万5千円、(節) 職員手当で時間外勤務手当で190万円、管理職特別勤務手当で71万5千円の人件費のほか需用費等を計上させていただいております。

また、めくっていただきまして、63ページの(節) 委託料のほうでございますけれども、こちらのほうには交通整理委託料として105万円、送迎バスの運行委託料で50万円、運営業務委託料といたしましてコールセンターの運営経費など454万2千円、それから医師会のほうにワクチンの接種に係る委託料といたしまして3,572万円を計上させていただいております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決い

ただきますようお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

これまであんまりそう言えば聞いてこなかったんですけども、ワクチン接種のときに職員さんいっぱいおられてやっているじゃないですか、町長とかもこの間の日曜日やったかな、見かけたけれども、1日に何人の方がどれぐらい働いておられるんですか。前、聞いたのは7時から2時までとそれ以降とみたいなことを言われたんですけども、どういう勤務体制になっているのでしょうか。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

ワクチン接種の時間にもよりますけれども、1日の場合、長時間、9時から6時までの受付時間になりますと、部によっては交代制という形でさせていただきまして、9時から1時までと1時から7時までというような時間配分で職員のほうは交代制で対応させていただいております。

一定、町の職員または会計年度任用職員も含めて、二十数名で対応のほうはさせていただいております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

よく分かりました。これでは多分ないと思うんですけども、15日の朝立つやつとか、何か管理職は残業代出さんでいいから使い勝手がいいからやねんとか言っているんですね。

これは多分出ているんやろうけれども、そういう人の使い方を、特にこれは国から全額出るし、もらえるもんはほんまにしっかりと今までの分取り返すぐらいやってほしいです。何かそういう人の使い方をいつもしてほしくないなと私は思うんですけども、お願いしたいです。前、私聞いたのは、9時から18時のときでも、その方は7時半から来て2時に交代やと言うて、その間ずっとエレベーターの横で降りて来られた方を案内しているんです。みんな

そうなんですけれども、部長とかは割と動き回って自由にしているんやけれども、それ以外の方、ずっと門林さんとかもいらっしやったけれども、ずっといてて、何かもう、もちろん必要な人員やとは思いうんですけれども、それやったらほんまにちゃんと払ってほしいです。

そういう使い方をしないということ、町長、約束してください。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

町のほうの職員体制ですけれども、当然課長級以上は管理職ということなので経営者ということなんです。ですので、経営者として一つの役場の経営というか、河南町の経営に携わっているというところで管理職手当を支給しているという実態があります。

今回、コロナとか、あと災害とか選挙に関しましては特別ということで、管理職については特別勤務手当の対象とするということで今回は対応しているということでございます。一般職については、時間外を全部出しているということで対応していきたいと思っています。

これはあくまでいろいろルールがあるみたいなんですけれども、管理職手当を払っているというところとのバランスということになると思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

そうやって前から部長のときからこうやって説明されるんですよ。自分はいいかもしれへんけれども後ろ見てください、誰も納得している顔していないですよ。正直、マスクしていてもげんな顔が見えたんですけれども、何かそういうふうな使い方を本当にできたらやめてほしいなど、見ているほうもしんどいので要望しておきます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

中川議員。

○10番（中川 博）

今の佐々木議員言われた件に関して、私も言おうと思っていたんですけれども、人件費見ましたら給与と手当とあるんですけれども、給与と手当の割合がかなり接近してきています、人件費見たら。今回のコロナ関係で大分いろんな残業とかあると思うんですけれども、

その辺はやっぱり人件費に反映して、それぞれの年間収入は増加しているというように考えたらいいのでしょうか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

そのように考えていただいて結構だと思います。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

ここで問題なんですけれども、そういう出勤していただいて働いていただいて手当を取っていただくのも一ついいんですけれども、ただ、我々の近くの方を見ましても有給の消化がされてないんです、職員の方で。

一般企業におきましてはその辺、昔は非常に厳しかったです、一般企業は。残業もつかないし休暇も取れないというような時代もあったんですけれども、最近は逆に有給はちゃんと取らなければいけない、残業とかそういうのもちゃんと時間外手当もつけなくてはいけない。また、申告制も、もう今、機械のほうであれですから自動的に勤務時間とか出てくるとかいう感じで、かなりその辺は、一般企業は改善されているんですけれども、やはり行政のほうですけれども、そういう中で時間外勤務と有給休暇の取得の辺の対応のほうはちゃんとされているのかどうか、ちょっと危惧するんですが、その辺ちょっとお教えいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

有給休暇につきましては、もう当然、職員のほうに年間20日トータルで40日までは取れるという形で付与させていただいていまして、当然その必要となる休暇は取っていただくのが前提だというふうには考えています。

今回の新型コロナのように、今まで予定していた事業と全く違う事業が入ってきて、土曜日曜出勤したその代替で平日に取るというところは厳しいときもあるんですけれども、その辺はやはり職員の健康状態を管理する側としては、当然、一定休暇も取っていただきたいというふうには思っております。



以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

そしたら今言いました臨時の仕事についての休暇、代休というのはなかなか取りにくい分もあるんですけども、有給休暇の消化率は年々ちゃんと消化されていっているのかどうか、ちょっと最後に聞きたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

ちょっとはっきりと数字までも覚えていないのですが10日ぐらい、年間の有給休暇取得数は大体10日前後やったと思います。ですので、20日付与したうちの半分ぐらいの取得率。

逆に夏季休暇も、うちは7日ということで取っていますので、夏期休暇のほうは比較的7日は取っていただいている方が多いというふうには考えておりました、その辺を合わせて20日前ぐらいまでは、まあ、もうちょっと休んでいただいても結構かと思うんですけども、すみませんけれどもよろしくお願いします。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

力武議員。

○5番（力武 清）

63ページなんですけれども、コロナ関連の補正を組まれていますけれども、これの対象者と対象人員をどれぐらい見込んでおられるのかということです。それと、12歳以下の分もここに入っているのかどうか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

今回の補正につきましては、3回目接種及び5歳から11歳の小児の1回目、2回目を含めて、3回目接種については6,000人、5歳から11歳については850人を見込んでおります。

現在のところ12歳から17歳の接種については、今後、進めていくというような国のほうの、報道にもあるんですけども、12歳から17歳も接種対象となるということが考えられますの

で、この3回目接種の中には含まれております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

5歳から11歳のところ、努力義務みたいなことが言われているんですけども、努力義務ですか。ここの判断がちょっと難しいんですけども、保護者の意向が非常に大きいものがあると思うんです。私の周りにも保護者の人が非常に迷ってはる。自分ところの子供に体質的なこともあってどういったことが、この子に打っていいのかどうかというのは保護者の方の判断だし、そこの窓口での対応というか相談をきちんとやって、最終的には打つ、打たないという判断になるとかというのはあるんですが、そのあたりの相談、特に幼児に対する気遣いというか、そのあたりはどういうふうになっていますか。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

今回の小児のワクチン接種につきましては、努力義務を課さないということになっておりますので、規定を適用しないということですので、やはりご本人また保護者の方の判断によって接種されるかどうかを決めていただくような形にはなるんですけども、特に5歳から11歳の方につきましては、様々な予防接種もありますし、かかりつけ医を持っておられる可能性が高いですので、原則かかりつけの先生に相談した上で接種をどうするかという、一応、一定情報については接種券の発送の中で、ワクチンの説明書等も情報提供を各皆様に接種券をお送りさせていただくときにお送りさせていただいております。その問合せ先とも入れさせていただいておりますので、皆様からお問合せをいただくような形になっております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

ワクチンを打つ、打たないで、逆に学校現場における子供たちに対するいじめであるとか差別的なことが発生しないような教育委員会としての対応も必要かと思うのですが、そのあたりの注意喚起をお願いしたいんですけども、教育委員会としての対応をちょっとどういふことで臨もうとしてはるのか、対応策を考えておられるのか、見解を聞きたいと思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

学校関係のほうの対応でございますけれども、従前から、やはり感染者、濃厚接触者そういった形の感染も含めて、こういった接種する、しないも含めて、学校では差別、いじめということに発展しないような対応をするべく文書等でも通知をしておりますし、学校現場においてもそういったことを共有して現場で臨んでいただいているのが現状でございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第12 議案第52号 教育長の任命についてを議題とします。

それでは提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

それでは説明をさせていただきます。

今の予算書の一番最後のほうのページ、64ページ、そこに議案が載っていますのでご覧いただきたいと思います。

議案第52号

教育長の任命について

下記の者を教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和4年3月24日提出

河南町長 森 田 昌 吾

記

住 所 大阪府富田林市藤沢台七丁目1番36号

氏 名 中川 修

生年月日 昭和38年10月12日

でございます。

現教育長の新田晃之氏が今月の31日で退任されるということでございますので、その後任に中川氏を教育長に任命したいので、ご同意をお願いするものでございます。

中川修氏は、現在は町立かなん桜小学校の校長先生をお務めになっておられます。

中川氏の略歴をご説明させていただきます。

昭和62年3月に和歌山大学教育学部を卒業され、その後、教員に、平成3年4月に大阪府教育委員会に採用されて、富田林市立大伴小学校を皮切りに教職に就かれております。

平成20年4月から本町の教育委員会の指導主事をお務めいただきまして、平成25年3月までお勤めいただきました。それから平成25年4月から白木小学校の教頭先生、それから中村小学校の校長先生、それから河内小学校の校長先生、それからかなん桜小学校の校長先生を歴任されて現在に至るということでございます。

簡単でございますけれども、提案理由の説明とさせていただきます。ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

人事案件ですので、質疑、討論を省略したいと思います。

それでは、これより採決に入ります。

本案を原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり同意されました。

ただいま同意されました中川修氏がお見えですので、中川氏の議場への入場を許可します。

〔中川 修新教育長 入場〕

○議長（浅岡正広）

申し上げます。

ただいま教育長の任命に同意されましたので、中川修氏に告知いたします。

ご登壇の上、ご挨拶をお願いします。

○新教育長（中川 修）（登壇）

ただいま教育長の任命にご同意をいただきました中川修でございます。

現新田教育長が取り組んでこられた河南町の教育行政を引き継ぎ、全力で努めていく所存でございます。今後とも皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。（拍手）

○議長（浅岡正広）

中川修氏の挨拶が終わりました。

河南町のためご尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

ここで退場していただいて結構です。ありがとうございました。

〔中川 修新教育長 退席〕

○議長（浅岡正広）

以上で本定例会議に付された諸議案は全て議了いたしました。

次に、この3月末日をもちまして退任されます新田教育長でございますが、この3月定例会議が最後の議会となりますので、ご登壇をいただき退任のご挨拶をいただきたいと思います。

新田教育長。

○教育長（新田晃之）（登壇）

議長のお許しをいただきまして、貴重なお時間をお借りいたしまして、退任に当たってのご挨拶をさせていただきます。

このたび森田町長のご承認をいただき、円滑な委員会の運営を資するために、3期目の途中ではありますが、この年度末をもって退任させていただくことといたしました。

昭和54年4月に河南町に奉職いたしまして43年余り、教育長として8年と3か月、長きにわたり行政に携わらせていただきました。在職中は議会の皆様方をはじめ住民、関係各位、多くの皆様方のご理解とご協力を賜りましたこと衷心より厚くお礼申し上げます。

私は、昭和54年に入庁いたしましたが、まず配属となったのが教育委員会でした。当時は第2次ベビーブームの影響により児童・生徒数が増加いたしていたところで、学校プールの新設や増改築工事等を当時担当いたしました。バブル経済の兆候が見えていた頃であり、学校・園も活気にあふれていた時代でありました。

そして時代は昭和から平成へと移り変わり、平成25年12月に教育長に就任させていただきました。少子高齢化、人口減少時代にあって子供たちの学びを保障するため、適正規模による教育環境整備が最重要課題であると位置づけ、学校統合、幼保一元化など昭和の時代とは真逆のベクトルでありましたが、町有の資源を最大限に活用させていただき、段階的な整備に取り組ませていただきました。

子供たちにとって、適正な集団によるよりよい教育環境を整えることの大切さを議員の皆さんと共に保護者や地域の皆さんと対話を重ね、ご理解とご協力をいただき、2つのこども園、2つの小学校、そして1つの中学校の構図を実現することができました。この間、紆余曲折もございましたが、概ね計画どおりに整備が行われたと思慮いたしております。

厳しい財政状況下にあって、この間、次代を担う子供たちのためにと皆様方から教育環境整備にご理解とご協力をいただいたおかげと改めて深く感謝申し上げます。

河南町教育委員会は、今後とも本町が目指す子育てと教育のまちの下、しっかりと進めていってくれることを信じています。河南の子供たちのために議員の皆様方のご理解を賜り、森田町長をはじめ職員の皆様、そして学校・園教職員、保護者、地域の皆様が力を合わせて河南の教育を新教育長中川教育長の下、ますます進化、発展していくことを願っています。

結びになりますが、議員皆様方のご健勝、ご多幸、そしてますますのご活躍をご祈念申し上げます。退任の挨拶をさせていただきます。誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（浅岡正広）

新田教育長には8年と3か月という長きにわたり、教育長の職、また町職員として、本町の発展のためいろいろとご尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。心より御礼申し上げます。

今後とも健康には十分ご留意され、ご活躍を心より祈念いたしております。どうもありがとうございました。

ここで、町長より本定例会議の閉議に際し、挨拶の申出がございましたので、これをお受けいたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）

令和4年河南町議会3月定例会議の閉議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびは、本定例会議におきましてご提案をさせていただきました諸案件に関しまして、慎重審議の上、ご可決、ご同意を賜りまして誠にありがとうございます。

議員の皆様方からいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえまして、これからの町政運営に努めてまいる所存でございます。

この場をお借りしまして、河南町の将来にわたる持続可能な循環型社会、そして脱炭素社会を形成するため、2050年をめどに町内の二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を実質ゼロにするということを目指すゼロカーボンシティの宣言をいたしたいと思っております。

これを実現するためには、住民の皆様、それから事業者の皆様と一体となって進めていくことが必要でございますので、その点ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。議員の皆様におかれましても、今後この目標が実現できますようご理解とご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、時節柄お体に十分ご留意いただき、活躍されんことをお祈り申し上げます。閉議のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

森田町長の挨拶が終わりました。

本定例会議の会期中、字句等の修正がございましたら、議長において修正させていただきますので、よろしくご了解願ひいたします。

去る3月1日から24日間にわたり、慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。理事者には、議員各位からの要望、ご進言の趣旨を十分に心し、慎重を期し、適正かつ効率的に運営していただくことをお願ひ申し上げます。

お諮りします。

明日から次の定例日の前日までを休会にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、明日から次の定例日の前日までを休会にすることと決しました。

ここで、議長より報告いたします。

本定例会議初日冒頭に触れましたウクライナ情勢ですが、その後も日に日に状況は悪化しております。そのような中、本町も森田町長のお計らいにより、本庁舎をはじめ関係施設にウクライナへの義援金の募金箱がそれぞれ設置されました。

また、議会でも、先日、議員の皆さんにウクライナへの義援金を呼びかけましたところ、ウクライナの子供たちの救助、救援に役立ててもらえるならばと多くの義援金が集まりました。急な呼びかけにもかかわらず、誠にありがとうございました。

以上、報告です。

それでは、これをもちまして、令和4年河南町議会3月定例会議を閉議といたします。本日は、長時間にわたり大変お疲れさまでございました。

午後2時28分閉議

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

署名議員（7番）

署名議員（9番）